

いわて県民計画(案)

ゆたかさ・つながり・ひと

～ いっしょに^{はぐく}育む「希望郷いわて」 ～

アクションプラン【政策編】

平成 21 年度(2009 年度)～平成 22 年度(2010 年度)

平成 21 年 11 月

岩 手 県

目 次

はじめに

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | プランの策定趣旨 | 1 |
| 2 | プランの期間 | 1 |
| 3 | プランの構成 | 1 |
| 4 | プランの推進 | 2 |

政策編

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 政策推進目標 | 4 |
| 2 | 岩手の未来をつくる7つの政策の基本的考え方 | 5 |
| 3 | 政策編の構成等 | 6 |
| | 各政策項目の記載イメージ（様式） | 7 |

I 産業・雇用 ～「産業創造県いわて」の実現～

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 国際競争力の高いものづくり産業の振興 | 11 |
| 2 | 食産業の振興 | 14 |
| 3 | 観光産業の振興 | 16 |
| 4 | 地場産業の振興 | 20 |
| 5 | 次代につながる新たな産業の育成 | 22 |
| 6 | 商業、サービス業の振興 | 24 |
| 7 | 海外市場への展開 | 26 |
| 8 | 雇用・労働環境の整備 | 28 |

II 農林水産業 ～「食と緑の創造県いわて」の実現～

- | | | |
|----|--------------------------|----|
| 9 | 農林水産業の未来を拓く経営体の育成 | 33 |
| 10 | 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立 | 39 |
| 11 | 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大 | 47 |
| 12 | 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立 | 51 |

| | | |
|--|---------------------------------|-----|
| 13 | 環境保全対策と環境ビジネスの推進 | 55 |
| Ⅲ 医療・子育て・福祉 ～「共に生きるいわて」の実現～ | | 58 |
| 14 | 地域の保健医療体制の確立 | 59 |
| 15 | 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備 | 65 |
| 16 | 福祉コミュニティの確立 | 69 |
| Ⅳ 安全・安心 ～「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現～ | | 74 |
| 17 | 地域防災力の強化 | 76 |
| 18 | 安全・安心なまちづくりの推進 | 79 |
| 19 | 食の安全・安心の確保 | 82 |
| 20 | 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化 | 85 |
| 21 | 多様な市民活動の促進 | 88 |
| 22 | 青少年の健全育成 | 90 |
| 23 | 男女共同参画の推進 | 92 |
| Ⅴ 教育・文化 ～「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現～ | | 94 |
| 24 | 家庭・地域との協働による学校経営の推進 | 96 |
| 25 | 児童生徒の学力向上 | 98 |
| 26 | 豊かな心を ^{はぐく} む教育の推進 | 101 |
| 27 | 健やかな体を ^{はぐく} む教育の推進 | 104 |
| 28 | 特別支援教育の充実 | 106 |
| 29 | 生涯を通じた学びの環境づくり | 109 |
| 30 | 高等教育の連携促進と機能の充実 | 111 |
| 31 | 文化芸術の振興 | 113 |
| 32 | 多様な文化の理解と交流 | 118 |
| 33 | 豊かなスポーツライフの振興 | 121 |

VI 環境 ～「環境王国いわて」の実現～ 124

34 地球温暖化対策の推進 125

35 循環型地域社会の形成 129

36 多様で豊かな環境の保全 132

VII 社会資本・公共交通・情報基盤 ～「いわてを支える基盤」の実現～ 135

37 産業を支える社会資本の整備 136

38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備 139

39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり 142

40 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保 145

41 公共交通の維持・確保と利用促進 148

42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進 150

-巻末資料-

「岩手の未来を切り拓く6つの構想」のアクションプラン(政策編)での位置付け 153

目指す姿指標一覧表 155

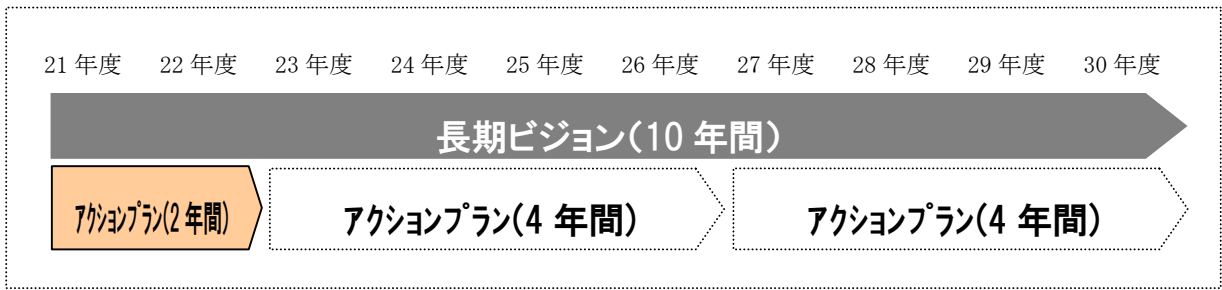
はじめに

1 プランの策定趣旨

「いわて県民計画（長期ビジョン）」に掲げた「希望郷いわて」の実現を目指し、重点的・優先的に取り組む政策などについて、具体的に示していくものです。

2 プランの期間

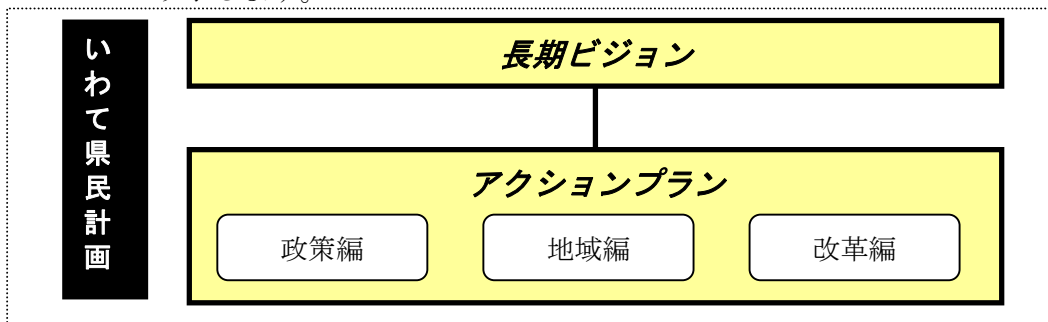
「いわて県民計画（長期ビジョン）」の第1期アクションプランとして策定するもので、対象期間は、平成21年度(2009年度)～平成22年度(2010年度)の2年間です。



3 プランの構成

アクションプランは、「いわて県民計画(長期ビジョン)」の内容を踏まえ、次の3編により具体の取組等を示していきます。

- ・ **政策編**：優先的・重点的に取り組む政策（政策項目）について、「目指す姿」や地域社会の構成主体が一体となって取り組む「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての役割分担」、「具体的な推進方策(工程表)」により示します。
- ・ **地域編**：4広域振興圏の目指す将来像の実現に向けて取り組む重点施策について、「目指す姿」や地域社会の構成主体が一体となって取り組む「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての役割分担」、「具体的な推進方策(工程表)」により示します。
- ・ **改革編**：県政運営の基本姿勢を踏まえた具体的な取組内容等について、「行財政改革の現状と課題」や「改革の基本方針」、「具体的な推進項目・改革の工程表」により示します。



4 プランの推進

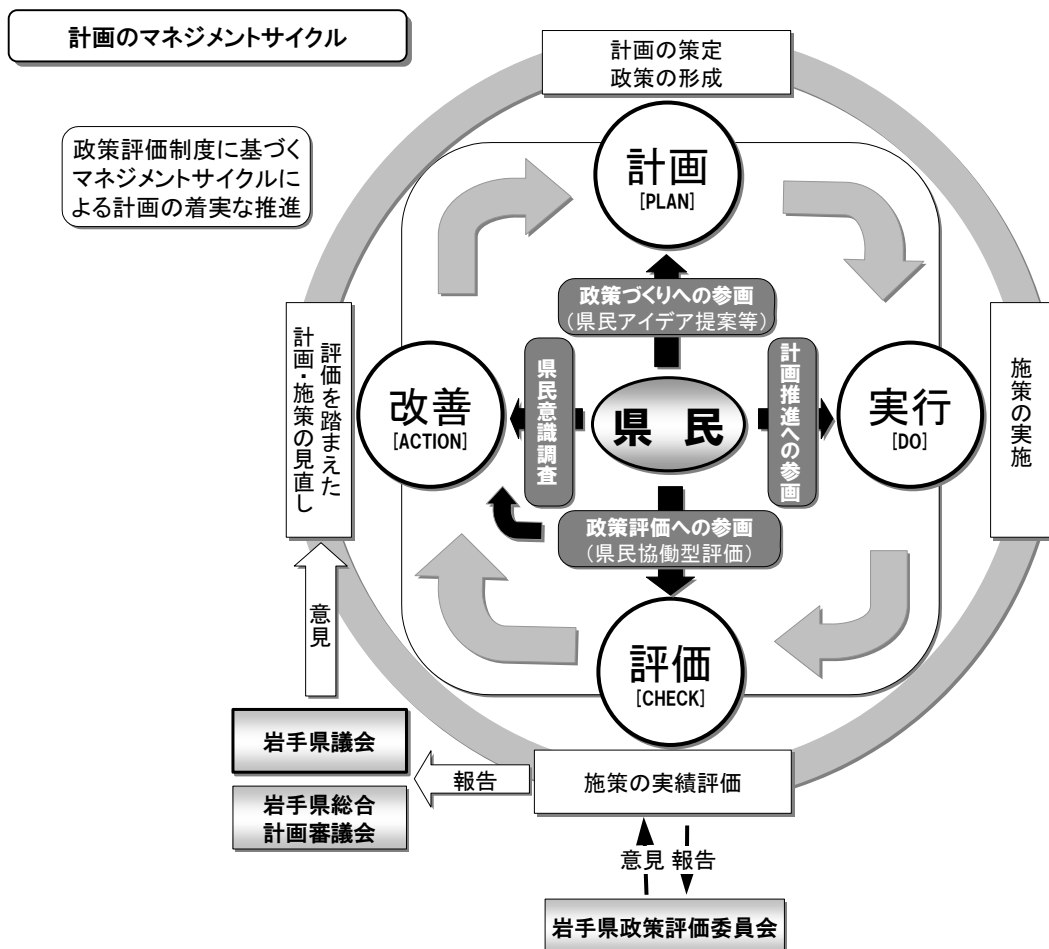
(1) 県民と一体となった取組の推進

- アクションプランの推進に当たっては、県がこのプランに基づき施策を展開していくことはもとより、長期ビジョンに掲げた「地域経営」の考え方を踏まえ、県民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくことが重要です。
- このため、県においては、既存の枠組みや仕組みを超えて、独創力や行動力を発揮しながら、県民、企業、NPOなどの皆さんとともに、問題意識や地域課題などを共有できるネットワークを率先して築き、その課題解決に向けて、一体的に行動していくような取組を進める運動（岩手県⁷⁴I援隊運動）を展開していきます。
- このような取組を通じて、県民の皆さんと、このプランの内容を共有し、プランの各政策項目に掲げた「取組に当たっての役割分担」を意識しながら、「希望郷いわて」の実現に向けて、一体となって取り組んでいきます。

(2) プランの進行管理と弾力的な見直し

- 厳しい財政状況の中で、可能な限り財源の確保に努めつつ、計画の実効性を高めていくためには、立案した計画に基づき、施策を着実に実施し、その評価を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。
- このため、プランの進行管理に当たっては、別図に示した政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。
- 県民みんなが一緒に行動し、実現させていく計画とするため、具体的な取組、事業の企画・立案に当たって、県民アイデアを活用するなど、県民の皆さんの政策づくりへの参画を進めていきます。
- また、県民視点に立った計画の進行管理とするため、県民を対象として毎年度実施する「県の施策に関する県民意識調査」を活用し、計画に掲げる政策項目毎に県民の「重要度」、「満足度」及び「ニーズ度」を把握し、その結果を施策の見直しに反映させます。
- さらに、県が自ら行う内部評価とは異なる視点と仕組みで、NPO等の民間の方々、より県民の実感に近い視点で県施策の評価、政策提言を行う「県民協働型評価」を進めていきます。

- 政策評価の結果については、外部の有識者で構成する岩手県政策評価委員会の意見を伺うとともに、県議会や岩手県総合計画審議会に報告し、政策評価の結果等を踏まえた課題やその解決方向などについて、幅広く意見を伺います。
- なお、「岩手の未来を切り拓く6つの構想」の推進については、部局横断的な推進体制を整備するとともに、県民の皆さんや関係団体等に参加いただきながら、具体的な推進内容を取りまとめ、その実現を目指していきます。
- プランについては、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、内容を見直すなど、弾力的に対応していきます。



政策編

1 政策推進目標

アクションプランが対象とする、この2年間は、緊急かつ重大な課題である「雇用の維持・創出」、「地域経済の活性化」、「地域医療の確保」に注力しながら、県民の「仕事」と「暮らし」を守っていくとともに、これからの10年を見据えて、長期ビジョンにおいて、岩手の未来を拓いていくために重視する視点として掲げた「ゆたかさ」「つながり」「ひと」を育むための基盤づくりの期間と位置付けます。

こうした考え方から、この2年間で、特に重点的に取り組む政策推進目標と、それを具体的に示す5つの目標を掲げます。

この目標については、関連する個別の政策の推進はもとより、アクションプラン全体を推進していくことにより達成していくものです。

(政策推進目標)

県民の「仕事」と「暮らし」を守るとともに、
「ゆたかさ」「つながり」「ひと」を育むための基盤をつくる

■ 雇用環境：求人不足数を改善する。

世界的な経済危機に端を発した雇用情勢の悪化に伴い増加した平成20年度第4四半期の求人不足数（県全体23,182人、県北・沿岸圏域6,569人）を、平成20年度の平均求人不足数（県全体16,143人、県北・沿岸圏域4,916人）と同程度までに改善することを目指します。

■ 県民所得：国民所得に対する県民所得水準の乖離を縮小する。

本県の一人当たり県民所得の水準は、一人当たり国民所得に対し、平成12年度には89.3%でしたが、平成19年度には81.2%となっており、乖離が拡大傾向にあることから、産業振興に向けた取組などを強化することにより、国民所得に対する県民所得水準の乖離の縮小を目指します。

※ 一人当たり県民所得

雇用者報酬と企業所得等を合計し、県の総人口で割って算出するものであり、地域全体の経済力を示す指標として広く使われています。

■ 地域医療：病院勤務医師数の減少傾向に歯止めをかけるとともに、救急患者における軽症患者の割合を減らす。

- 人口10万人当たりの「医師総数」は、平成12年度の174.3人から、平成18年度には186.8人へと増加傾向にある一方で、同じく人口10万人当りの「病院勤務医師数」は、平成12年度の117.6人から、平成18年度は112.3人へと減少傾向にあることから、医師確保対策等を推進し、地域医療の中核的な役割を担う病院勤務医師の減少に歯止めをかけます。

- ・ また、病院勤務医師の負担軽減を図るため、地域医療を支える県民運動の取組などにより県民の適正な受診行動を促進し、救急患者のうち軽症患者の占める割合を減少させます。具体的には、県立病院における救急患者のうち軽症患者の割合（H16：82.8%、H20：80.3%）を引き続き減少させることを目指します。

■ 人 口：地域活力の低下をもたらす人口の社会減に歯止めをかける。

県外からの転入者数と県外への転出者数の差は、平成9年には△903人でしたが、平成18年以降、△6千人台で推移しており、こうした人口の社会減の増加傾向に歯止めをかけます。

■ 岩手の未来を拓く「ゆたかさ」「つながり」「ひと」の基盤形成

：あらゆる分野で“ゆたかさ”、“つながり”、“ひと”をはぐくむための「呼びかけ」「きっかけ」「仕掛け」づくりに取り組む。

これからの2年間を、「ゆたかさ」「つながり」「ひと」を育てていくための基盤づくりの期間と位置づけます。具体的には、「呼びかけ（周知・啓発）」、「きっかけ（機会の提供、場づくり）」、「仕掛け（制度・仕組み、取組の輪の拡大）」づくりに重点的に取り組めます。

2 岩手の未来をつくる7つの政策の基本的考え方（長期ビジョンからの再掲）

I 産業・雇用

岩手の多彩な資源と知恵を生かした産業、地域や分野を越えた産業が展開されるとともに、一人ひとりの能力や、やる気を生かした雇用が確保されるなど「産業創造県いわて」の実現を目指します。

II 農林水産業

本県の地域経済社会を支え、持続的に発展できる農林水産業と、いきいきとした農山漁村を確立し、生産者や消費者がその豊かさ・恵みを実感できる「食と緑の創造県いわて」の実現を目指します。

III 医療・子育て・福祉

子どもから高齢者まで、また、病気や障がい等の有無に関わらず、それぞれの力を生かし、共に助け合いながら、いきいきと暮らすことができる「共に生きるいわて」の実現を目指します。

IV 安全・安心

多発する自然災害に対する防災力の強化や犯罪のないまちづくりの推進、食の安全の確保などに取り組むとともに、地域コミュニティの活性化や市民活動の促進、次代を担う青少年の育成、男女共同参画の推進など、「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現を目指します。

V 教育・文化

学校教育の充実、社会教育、生涯学習、スポーツの振興や国際交流の推進などにより、将来の岩手を担う人材を育成するとともに、多彩な本県の文化芸術をはぐくみ、創造・継承することで、「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現を目指します。

VI 環境

全国有数の森林資源を有するなど、岩手の地域特性を踏まえた低炭素社会や、3R^{*1}を基調とした循環型地域社会が形成されるとともに、良好な環境の保全や自然との共生の取組が活発に行われ、将来にわたって豊かさを実感できるよう、「環境王国いわて」の実現を目指します。

VII 社会資本・公共交通・情報基盤

人口減少・少子高齢化が進行し、投資余力も限られる中で、社会資本の整備、利活用を効果的に進めるとともに、持続可能な公共交通体系の構築や、県民だれもがその恩恵を同じように享受できる情報通信基盤の整備など、「いわてを支える基盤」の実現を目指します。

3 政策編の構成等

- 長期ビジョンに示した「希望郷いわて」の実現を目指し、岩手の未来をつくる7つの政策のもとに、42の政策項目を設定しています。
- また、各政策項目の内容は、県民、企業、NPO、市町村や県など地域社会のあらゆる構成主体が一体となって実現する「目指す姿」や、その姿を表す「目標数値」を掲げたうえで、その実現に向けて構成主体が取り組む「目指す姿を実現するための取組」と「役割分担」とともに、県が中心となって行う取組を「具体的な推進方策(工程表)」により示します。(7ページの様式(イメージ)を参照。)
- 各政策項目に掲げた目標数値(H22)の設定に当たっては、平成19年度に策定した「いわて希望創造プラン」の目標数値(H22)を基本としつつ、その妥当性について点検を行い、所要の見直しをしています。

^{*1} 3R Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再利用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでゴミを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(=循環型社会)をつくろうとするもの。

各政策項目の記載イメージ(様式)

政策項目 No. 1

国際競争力の高いものづくり産業の振興

1 目指す姿

△△△△△△

・ ビジョンの「政策推進の基本方向」を踏まえ、平成 22 年度までの当該政策項目の目指す姿と、その姿を表す「目標数値(指標)」、さらには目標値設定の考え方を示しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------|-----------|------------------|-----------|
| ◎①△△△△△△ | ... | ... ^⑱ | ... |
| ②×××××× | | | |

・ 目指す姿をより体現する指標を「主たる指標」として定め、これを「◎」印で示しています。
 ・ また、参考値 (H18)、現状値 (H20) の欄の「⑱」等の表記は、基準年度以外の年度の実績値を示しています。

【目標値の考え方】

- ① ...
- ② ...

現 状

- ...
- ...

・ 当該政策項目を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み・課題について、統計データなども用いながら具体的に示しています。

2 目指す姿を実現するための取組

(目指す姿を実現するための基本方向)

△△△

主な取組内容

- △△△の推進
 - ・ □□□□・・・□□□推進します。
 - ・ △△△△・・・△△△を強化します。
- □□□の育成 ★
- ・
- ・
-
- ・
- ・
-
- ・
- ・

・ 目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

・ 「長期ビジョン」の「岩手の未来を切り拓く6つの構想」と関連がある取組については、「★」を付しています。
 ・ なお、「構想」に示した「展開の方向」と、アクションプラン「政策編」に掲げた「主な取組内容」の対応を整理した一覧表を、「政策編」の巻末に示しています。

3 取組に当たっての役割分担

(役割分担に当たっての考え方を記載)

△△△

- ・ 「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体(県民・NPO、企業、市町村、県など)の役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について示しています。

(主体ごとの役割の内容)

| ◆◆◆ | ■ ■ ■ | ▲▲▲ |
|-----|-------|-----|
| ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ |

4 具体的な推進方策(工程表)

- ・ 県が中心となって取り組む「具体的な推進方策」について、「工程」や「目標」を盛り込みながら示しています。

| 具体的な推進方策 | 工程表 | | |
|--|------|-----|-----|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| ・ ・ ・ の集積促進 目標： ① ◎ ▲▲▲ H20: ⇒H22: ・ ■ ■ ■ H20: ⇒H22: | | | |
| ・ ・ ・ の創出 目標 ② ◎ □ □ □ H20: ⇒H22: | | | |
| ③ | | | |
| ④ | | | |

- ・ 「具体的な推進方策」単位に、複数の目標を設定している場合については、当該推進方策の目指す姿をより体現する目標を「主たる目標」と定め、これを「◎」印で示しています。

※1 ○○○

.....

- ・ 難解な表現、専門用語には、用語解説を付しています。

I 産業・雇用

～「産業創造県いわて」の実現～

「産業・雇用」政策項目と主な取組内容

※「目指す姿指標」における「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の⑩等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。
 ※「目指す姿指標」の指標名に付した◎印は、当該政策項目の目指す姿を、より体现する指標とした定めた「主たる指標」を示す。

1 国際競争力の高いものづくり産業の振興

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--|----|----------|----------|----------|
| ◎ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品、デバイス等）製造品出荷額 | 億円 | 16,369 | 17,489 ⑩ | 17,000 |
| 製造業に就職した者の県内就職率（新規高校卒） | % | 77.2 | 70.3 | 80 |

【主な取組内容】

- ①地場企業育成・研究開発の推進
- ②自動車関連産業の集積促進
- ③半導体関連産業の集積促進
- ④医療機器関連産業の創出
- ⑤基盤技術の競争力強化
- ⑥企業誘致
- ⑦ものづくり産業人材の育成

2 食産業の振興

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------|----|----------|----------|----------|
| ◎食料品製造出荷額 | 億円 | 3,270 | 3,331 ⑩ | 3,350 |

【主な取組内容】

- ①中核企業等の重点密着支援
- ②食産業クラスターの形成
- ③農商工連携等の促進

3 観光産業の振興

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------|-----|----------|----------|----------|
| ◎県外観光客数 | 千人回 | 16,101 | 15,492 | 16,300 |
| うち県外宿泊者数 | 千人回 | 2,983 | 2,666 | 3,000 |
| うち外国人観光客数 | 千人回 | 109 | 99 | 134 |

【主な取組内容】

- ①観光商品を「創る」
- ②集客資源・人材を「育てる」
- ③お客様に「来ていただく」
- ④国際観光
- ⑤国内観光
- ⑥日帰り観光
- ⑦地域資源や人材を「育てる」
- ⑧「ゆとり・やすらぎ・まなびの場」を「創る」

4 地場産業の振興

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 実績値(H20) | 目標値(H22) |
|----------------|----|----------|----------|----------|
| ◎伝統産業に係る製造品出荷額 | 億円 | 28.4 | 27.3 ⑩ | 28.4 |

【主な取組内容】

- ①販路の開拓、販売機会の創出やニーズの把握に対する支援
- ②新商品の企画・開発等に対する支援
- ③担い手の確保・育成

5 次代につながる新たな産業の育成

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|----------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎製造業における従業員一人当たりの粗付加価値額 | 万円 | 817 | 824 ⑱ | 832 |
| 製造業における製造品出荷額に占める粗付加価値額の割合 | % | 33.5 | 32.2 ⑱ | 32.2 |

【主な取組内容】

- ①新作業創出へ向けたイノベーション指針の策定
- ②新たな産業の創出
- ③次世代産業群の育成
- ④新たな産業の「芽」の育成
- ⑤産学官連携による研究シーズの発掘と育成
- ⑥研究開発基盤の整備

6 商業、サービス業の振興

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎卸売・小売業の県内総生産(実質)の対前年度比 | % | -3.7 | -4.1 ⑲ | 0 |

【主な取組内容】

- ①売上高向上の取組や革新性を持つ事業展開への支援
- ②商店街活性化への支援、まちづくりへの支援、関係団体による支援
- ③人材の育成

7 海外市場への展開

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--------------|-----|----------|----------|----------|
| ◎東アジア地域への輸出額 | 億円 | 622 | 605 | 470 |
| 外国人観光客数〔再掲〕 | 千人回 | 109 | 99 | 134 |

【主な取組内容】

- ①中小企業等の海外ビジネス展開支援
- ②県産品・農林水産品の販路拡大
- ③観光客の誘致

8 雇用・労働環境の整備

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------|----|----------|----------|----------|
| ◎求人不足数 | 人 | 6,411 | 16,143 | 16,000 |
| うち県北・沿岸地域の求人不足数 | 人 | 4,282 | 4,916 | 4,900 |
| 正規雇用求人不足数 | 人 | 14,867 | 18,848 | 18,500 |
| 新規高卒就職者1年目離職率 | % | 27.5 | 23.7 | 23.4 |

【主な取組内容】

- ①雇用の場の創出
- ②公正な雇用の確保
- ③離職者等への就業支援
- ④中・高・大学生など若年者のキャリア形成の支援
- ⑤高校生の就職支援
- ⑥年長フリーターをはじめとする既卒若年者の就業支援
- ⑦県内中小企業の人材採用や、職場定着への支援

国際競争力の高いものづくり産業の振興

1 目指す姿

優れたものづくり産業人材の育成と高度なものづくり基盤技術^{※1}の集積を強みとして、自動車・半導体・医療機器関連などを中核産業とする「連峰型の産業集積^{※2}」が形成され、国際競争力の高いものづくり産業が地域経済をけん引しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|---|--------------|-----------------------|--------------|
| ◎①ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス ^{※3} 等）の製造品出荷額 | 16,369億円 | 17,489億円 ^⑩ | 17,000億円 |
| ②製造業に就職した者の県内割合（新規高卒卒） | 77.2% | 70.3% | 80% |

【目標値の考え方】

- ① ものづくり関連分野の製造品出荷額については、これまでの取組が順調に進展し、平成19年度実績が平成22年度目標値を上回ったものの、その後の経済情勢の急激な悪化から、平成20～21年度の出荷額が大幅に減少することが予想されることから、「いわて希望創造プラン」と同じ目標値を目指すもの。
- ② 製造業に就職する新規高卒者の県内事業所への就職割合は、年平均概ね1%増を目指すもの。

現 状

- 平成19年における製造品出荷額（食料品なども含む）は26,335億円（4人以上の事業所）と、全国34位となっています。
- 平成21年に実施した県民意識調査において、「新しい工場や事業所ができ、地域経済が活性化していること」を約75%が重要と回答しています。また、「次の時代の地域の商業やサービス業、製造業などを担う人材が育っていること」を約83%が重要と回答しています。

2 目指す姿を実現するための取組

自動車・半導体関連など優位性のある戦略産業分野について、地場企業育成・研究開発と企業誘致の両面から、「育てる・創る・誘致する・人材育成」などの視点による総合的な支援を推進し、磐石なものづくり基盤の形成を促進するとともに、次代の展開を見据えた戦略的な取組を強化します。

主な取組内容

- **地場企業育成・研究開発の推進** ★
 - ・ 産学官ネットワークの活動を通じた地場企業と誘致企業との交流拡大、誘致企業の協力・参画による工程改善指導や技術研究会、展示商談会の開催など、地場企業の技術力向上や取引拡大、新技術・新分野への対応等の取組を推進します。
 - ・ 「ものづくり」と「ソフトウェア」の融合を促進する新たな拠点機能の整備を進めます。
- **自動車関連産業の集積促進** ★
 - ・ ハイブリッド車など次世代の環境対応車の構造や部品機能を理解するための部品分解展示場を整備し、地場企業の参入を促進します。
 - ・ 新素材・新エネルギー関連技術等の研究開発を推進します。
- **半導体関連産業の集積促進** ★
 - ・ 太陽電池関連など、低炭素社会を見据えた成長分野への参入等に向けた取組を促進します。
 - ・ LEDや薄膜電池など、次世代デバイス開発プロジェクトを形成・推進します。
- **医療機器関連産業の創出**
 - ・ 医療機器関連産業創出推進ビジョン(仮称)を策定します。

- ・ 医療や看護現場ニーズに基づく、医療機器の製品開発を推進します。
- ・ 大手医療機器メーカーへの部材供給や医療機器OEM生産^{※4}受注等の取引拡大を推進します。
- **基盤技術の競争力強化**
 - ・ 金型・鋳造・鍛造・めっきなど基盤技術の高度化や活用の取組を支援します。
 - ・ 3次元設計技術者など、高度基盤技術人材の育成拠点を整備します。
 - ・ 組込みシステム産業分野の競争力強化戦略を策定するとともに、産学官ネットワークの強化を図りながら、体系的な技術者育成等を推進します。
 - ・ 情報関連企業の取引拡大や技術力向上に向けた支援を強化します。
- **企業誘致**

地域に根ざした足腰の強い産業の集積を促進するため、自動車、半導体関連企業の誘致を推進するとともに、企業の研究開発部門の誘致、企業ニーズに対応した人材育成の取組や優遇制度の活用・拡充、フォローアップの強化などに取り組みます。
- **ものづくり産業人材の育成**
 - ・ 北上川流域との連携等により、県北・沿岸地域の工業高校等における実践的教育を強化します。
 - ・ 工業高校や産業技術短期大学等に設置した専攻科により、高度技能・生産管理人材の育成を推進します。
 - ・ 岩手大学ものづくり大学院などによる高度技術人材の育成を支援するとともに、継続的、安定的に3次元設計開発技術者の育成を推進します。
 - ・ 優秀な人材が県内に定着するため、工場見学や長期インターンシップ^{※5}、企業説明会など、学生等と県内企業のマッチングの仕組みを構築します。

3 取組に当たっての役割分担

ものづくり産業の集積を進めるためには、主体である民間企業が技術レベルを向上させ、競争力を高めていくことが必要です。

このため、県においては、企業自らが業界の動向やニーズを把握し、企業間や大学、行政等との交流・連携を進めていくことができる産学官ネットワークの構築や育成支援の仕組みづくり、県域を越えた産業クラスター^{※6}基盤の形成に取り組みます。

| 県 | 市町村・産業支援機関 | 企業等 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 他県との連携など広域的な産業振興施策の企画・調整 ・ 産学官金ネットワークの構築 ・ 企業誘致 ・ 研究開発支援・取引支援など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の産業振興施策の企画・調整 ・ 企業誘致（市町村） ・ 研究開発支援・取引支援など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術レベルの向上 ・ 研究開発の推進・取引拡大など |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|---|---|-----------------------------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 地場企業育成・研究開発の推進 目標 ◎新規取引開拓件数 （参考（H18） - ） （H20）20社 ⇒（H22）40社 | 産学官ネットワーク、工程改善指導、技術研究会、展示商談会、取引あっせん等による企業育成 | ものづくり・ソフトウェア融合テクノロジー構想の策定 | ものづくり・ソフトウェア融合テクノロジー拠点機能の整備 |
| ② 自動車関連産業の集積促進 目標 ◎産学官ネットワーク参加会員数（自動車関連） （参考（H18）193会員） （H20）229会員 ⇒（H22）250会員 | 産学官ネットワークによる連携交流 部品展示場整備（コンパクト車） | 北東北3県自動車技術研究会・イノベーション創出会議 部品展示場整備（ハイブリッド車） | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>③ 半導体関連産業の集積促進</p> <p>目標 ◎産学官ネットワーク参加会員数(半導体関連) (参考(H18) -) (H20) 247 会員 ⇒(H22) 270 会員</p> | <p>産学官ネットワークによる連携交流</p> <p>Z n O 研究開発</p> | <p>新産業開拓部会設置</p> | <p>低炭素社会対応プロジェクト</p> <p>次世代デバイス開発プロジェクト</p> |
| <p>④ 医療機器関連産業の創出</p> <p>目標 ◎医療機器の試作開発件数 (参考(H18) -) (H20) - ⇒(H22) 6 件</p> | <p>医療機器事業化研究会設立</p> | <p>医療機器関連産業創出ビジョン策定</p> <p>シーズ・ニーズマッチング・試作</p> | |
| <p>⑤ 基盤技術の競争力強化</p> <p>目標 ◎研究開発件数 (参考(H18) -) (H20) 15 件 ⇒(H22) 20 件</p> | <p>3次元設計技術者の育成</p> <p>組込みシステムコンソーシアム設立</p> | <p>デジタルエンジニア育成センター開所</p> <p>組込み競争力強化戦略策定</p> <p>ものづくり企業の製品開発等支援</p> | <p>3次元設計技術者の育成体制強化</p> <p>体系的な組込み人材育成の実施</p> |
| <p>⑥ 企業誘致</p> <p>目標 ◎新規立地・増設件数 (参考(H18) -) (H20) 54 社 ⇒(H22) 80 社</p> | <p>有力企業への折衝の強化</p> <p>誘致企業のフォローアップ</p> | | |
| <p>⑦ ものづくり産業人材の育成</p> <p>目標: ◎ものづくりネットワーク参加企業数 (参考(H18) 108 社) (H20) 321 社 ⇒(H22) 330 社 ・工業高校等における技能士数 (普通旋盤、電子機器組立等) (参考(H18) 56 人/年) (H20) 271 人/年 ⇒(H22) 280 人/年</p> | <p>ものづくりネットワークによる人材育成</p> <p>専攻科(黒沢尻工業高校・産業技術短大)による人材育成</p> <p>岩手大学・県立大学・一関高専と連携した高度技術者の育成</p> | <p>県北沿岸地域ものづくりネットワークの取組強化</p> <p>人材の地元定着の仕組み検討</p> | <p>人材の地元定着の仕組み構築</p> |

※1 ものづくり基盤技術

工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支える鋳造、鍛造、めっき、プレス加工、金型などの技術。

2 連峰型の産業集積

複数の産業が相互に関連しあい(つらなり)地域経済を牽引している状態。

3 デバイス

I C (集積回路)、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。

4 OEM生産

Original Equipment Manufacturer の略で、相手先(顧客)ブランドの製品を委託によって他社が生産する方式。

5 インターンシップ

学生や生徒が在学中に、将来のキャリア(職業生活)に関連した就業体験を行うこと。

6 産業クラスター

特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが地理的に集中し、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新製品・新技術が生まれ、企業が創出・成長する状態。クラスターとは「ブドウの房」の意。

食産業の振興

1 目指す姿

地域特有の食材や資源を活用するとともに、本県の特徴ある「安全・安心な食」を核として、農商工連携（1次産業から2次、3次産業までの緊密な連携）により、新しいビジネス展開や販路開拓が活発化し、高い付加価値生産性を持つ総合産業として成長しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|-----------|--------------|----------------------|--------------|
| ◎食料品製造出荷額 | 3,270億円 | 3,331億円 ^⑨ | 3,350億円 |

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略においては、10年後の出荷額を概ね1割増（約300億円増）を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22年度の目標値を3,350億円（16年度の3,141億円から約200億円増）とするもの。

現 状

- 平成19年の食料品製造出荷額は3,331億円と、平成8年比3.9%減となっていますが、平成18年3,270億円からは1.9%増加しています。
- 平成21年に実施した県民意識調査において、「地域の資源を生かした製品が開発・販売されていること」について、約4割が重要と回答しています。

2 目指す姿を実現するための取組

食産業の振興に当たっては、食の安全・安心をベースにして商品開発・流通・販売プロセスなどを改革していく観点から、農商工連携とマーケットイン^{※1}重視の取組とを強化していく必要があります。

このため、各分野に精通した専門家、県内外の有力企業や大学、試験研究機関、金融機関等による食産業支援のためのネットワークを一層強化し、地域の経済・雇用を支える中核的な企業や農林漁業者を重点的に支援・育成します。

主な取組内容

- **中核企業等の重点密着支援**
 - ・ 本県の産業振興に関する有意義な指導助言を行う岩手県産業創造アドバイザーや、首都圏量販店など県内外の有力企業（小売、メーカー等）が持っているマーケットや商品開発力、情報などを活用しながら、今後の成長が期待できる地場企業や販路拡大等に意欲的に取り組んでいる生産者等に重点密着し、取引支援や経営指導などを進めます。
 - ・ 食品事業者が相互に連携しながら食の安全・安心に取り組む企業活動等を行政や民間企業、金融機関等が参加する「フード・コミュニケーション・プロジェクト^{※2}（FCP）岩手ランチ」により支援します。
 - ・ FCP岩手ランチの活動として、流動資産担保融資（ABL）^{※3}研究会を設置し、金融機関と連携しながら食の安全・安心に取り組む企業の経営支援モデルを構築します。
- **食産業クラスター^{※4}の形成** ★
 - ・ 雑穀や、やまぶどうなど産業化が有望なシーズ（食材）や、地域資源を活用した産業化の取組について、戦略的に連携（取引支援・機能性食品などの研究開発・企業誘致）を発展させ、食産業クラスターを形成します。
 - ・ 食材の安定供給体制の整備を図り、食関連産業全体の規模拡大（スケールアップ）を推進します。
- **農商工連携等の促進**

いわて農商工連携ファンドやいわて6次産業チャレンジ支援事業等により、地域経済の

重要な担い手である農林漁業者と中小企業者との連携（農商工等連携）による新たな事業展開や、生産者の農林水産物の加工や流通・販売等に取り組むモデル作りを支援します。

3 取組に当たっての役割分担

本県が、安定的かつ持続的な地域経済基盤を構築していくためには、地域の資源や人材を結集しながら、官民の総力を挙げた取組を進めていくことが重要です。

このため、本県の特徴ある農林水産物を生かす「食」を核として、1次、2次、3次産業の緊密な連携をさらに推進するとともに、産業界、経済団体をはじめ、さまざまな力を合わせた協働の取組を強化します。

| 県 | 市町村 | 団体・生産者等 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 岩手県産業創造アドバイザー等民間力の活用 広域的な産業振興施策の企画・コーディネート フード・コミュニケーション・プロジェクト岩手 brunch の設立と流動資産担保融資（ABL）を活用した経営支援モデルの構築 産学官金によるネットワークの構築 農商工連携ファンドやいわて6次産業チャレンジ支援等各種支援制度の活用による企業や生産団体等の支援 食の安全・安心の取組を支援 | <ul style="list-style-type: none"> 生産者（加工グループ）等への活動支援、食材情報の蓄積・発信 域内の産業振興施策の企画・実施 地域内の商工関係団体等との連携・協働による企業・生産者団体等の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村との連携・協働による食産業振興への取組強化 地域産業関連団体等とのネットワーク構築による企業との連携強化 食の安全・安心の推進 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|--|--------------------|---|--------------------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 中核企業等の重点密着支援 目標 ◎重点支援企業数 （参考（H18）15社） （H20）15社 ⇒（H22）20社 | ●重点支援企業の発掘・育成（15社） | フォローアップ支援 ●重点支援企業の発掘・育成（5社） FCP 岩手 brunch の設立 ABL 研究会の設置 | FCP 普及 支援モデルの構築 |
| ② 食産業クラスターの形成 目標 ◎発掘・育成シーズ数 （参考（H18）8シーズ） （H20）8シーズ ⇒（H22）10シーズ | ●有望シーズの発掘・育成（8シーズ） | フォローアップ支援 ●地域資源を活用した産業化の取組み育成支援（2シーズ） | |
| ③ 農商工連携等の促進 目標 ◎新商品の開発販路開拓件数 （参考（H18）-） （H20）- ⇒（H22）10件/年 | | ●新商品の開発・販路開拓（年10件） | |

※1 マーケットイン

消費者、ユーザーの視点でマーケティング戦略を立て、消費者のニーズや動向に応える商品開発・販売をしようとする経営姿勢、またはそれを実行・実践すること。

2 フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）

農林水産省が提唱しているもので、食品事業者が主体的に行う「食の安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や、企業業績の向上につなげようとする取組。

3 流動資産担保融資（ABL）

金融機関が企業の事業サイクルを把握し、棚卸資産や売掛債権などを担保に融資する仕組み。

4 産業クラスター

特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが地理的に集中し、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新製品・新技術が生まれ、企業が創出・成長する状態。クラスターとは「ブドウの房」の意。

観光産業の振興

1 目指す姿

本県の豊かな自然、食のめぐみ、祭り、行事などを背景として、国内外の観光客が地域住民とともに楽しみ、体験する「地域回遊交流型観光」が県内各地域で実践され、多くの観光客が訪れ、地域経済が活性化しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状 (H20) | 目標値 (H22) |
|------------|---------------------------|-------------|--------------|
| ◎ 県外観光客数 | 16,101 千人回 ^(注) | 15,492 千人回 | 16,300 千人回 |
| うち 県外宿泊者数 | 2,983 千人回 | 2,666 千人回 | 3,000 千人回 |
| うち 外国人観光客数 | 109 千人回 | 99 千人回 | 134 千人回 |

(注) 人回:観光レクリエーション客の入込数の単位で、県内の観光地を訪れた人の延べ人員数をいう。

【目標値の考え方】

「いわて県民計画」の開始年から6年目(平成26年)までに、平成17年から20年までの平均県外観光客数約16,100千人回(平成18年規模)から県外観光客数100万人増(平均上昇率1.2%増)、県外宿泊者数20万人増(平均上昇率1.2%増)を目指し、これに基づき平成22年度の目標値を、県外観光客数は16,300千人回、うち県外宿泊者数は3,000千人回を目指すもの。

海外からの旅行商品の造成を図り、平成18年から22年までの5年間で、外国人観光客数について、17年度実績(89千人回)の5割増を目指すもの。

現 状

- 平成20年の観光レクリエーション客入込数は、地震の風評被害や原油高などの影響により、37,164千人回と、平成15年に比べ2.5%減少しました。
- 平成20年の外国人観光客数は9.9万人回と平成15年の1.7倍、特に、台湾、香港からの観光客数はそれぞれ1.4倍、4.1倍と著しく増加しています。
- 平成21年に実施した県民意識調査において「県内の観光地の魅力が重要」と考えている人は35.2%である一方、魅力ある観光地作りへの取組みに対し、不満(37.6%)が満足(17.1%)を上回っています。

2 目指す姿を実現するための取組

みちのく岩手観光立県基本条例に基づき、地域の特色や資源を最大限に生かし、集客資源や人材を「育てる」、観光商品を「創る」、お客様に「来ていただく」など地域の観光力を強化しながら、「国際観光」、「国内観光」、「日帰り観光」などの旅行形態に合わせた地域回遊交流型観光を推進します。

また、多様化・高度化する観光ニーズに的確に対応しながら、東北全体の知名度を上げ広域観光、国際観光の地歩を固めていくため、県境を越えた広域連携をさらに進めます。

主な取組内容

【観光力(経営力・企画力・営業力)の強化に向けた取組】

- 観光商品を「創る」★
 - ・ 地域の祭りや行事、伝統食、地場産業体験など、集客が期待される素材を発掘し、旅行商品への取り込みを通じて、新たな観光資源として育てます。
 - ・ 伝統工芸品をはじめとした地場産業の振興を図りながら、地域の食文化などとともに体験型の観光資源として生かしていくなど、他産業と観光とが連携した取組を促進します。
 - ・ 地域の歴史、文化、自然、イベント、交通アクセスなど、着地(本県)からのきめ細

かい情報発信を強化するとともに、こうした地域資源を生かした着地型の新たな旅行商品の提案を推進します。

- ・ 新青森開業に伴う交流人口の増大を本県観光産業の振興に結びつけるため、大型観光キャンペーンなどによる情報発信や八戸・宮古・盛岡間の鉄道沿線地域の観光振興を通じた受入態勢の強化や誘客活動を促進します。

○ 集客資源・人材を「育てる」★

- ・ 地域の観光施策の企画・実施を担う観光コーディネーターの育成のほか、県立大学との連携により「観光人材育成セミナー」を開催し、観光産業を支えるマネジメント層の人材育成に取り組みます。
- ・ 観光施設・宿泊施設等の従業員を対象とした講習会の開催等により、旅行者がまた訪れたいと思うもてなしの心と態度（ホスピタリティ）を身に付けた人材を育成します。
- ・ 観光施設・中核宿泊施設等の経営力の強化に向け、産業支援機関による経営改善指導等を強化します。

○ お客様に「来ていただく」

- ・ 北東北三県を始め、東北各県との連携をさらに強めながら、スケールメリットを生かした観光情報・旅行商品情報の提供や広域旅行商品の造成促進などにより、国内外からの誘客を推進します。
- ・ リピーターを確保・拡大していく観点から、国際観光、国内観光、日帰り観光などの観光形態や旅行者の年代層等に応じたニーズ把握などを踏まえたマーケティング活動を進めます。

【観光の態様（タイプ）に応じた取組】

○ 国際観光

東北各県と連携した広域観光情報の発信・旅行商品の造成を進めるとともに、ソウル、大連の各海外事務所を有効活用しながら、東アジア圏（特に、韓国、中国、台湾、香港、シンガポール）を重点地域に位置付け、国別に対象エリアや階層、旅行形態を絞り込んだ誘客を推進するほか、海外からの教育旅行の誘致や受入態勢の整備を推進します。

○ 国内観光 ★

- ・ 「平泉の文化遺産」を観光戦略上、最も重要なテーマとしてとらえ、平泉地域を国際文化都市として岩手の観光ブランドとするとともに、その効果を全県下に波及させ、観光客の増加が地域経済の活性化に効果的につながる仕組みをつくります。
- ・ 農林水産業や地場産業と宿泊施設等が連携しながら、農山漁村の食文化や暮らし、漆器・木工などの地場産業体験を新たな観光資源として活用し、グリーン・ツーリズムなど本物体験により感動がもたらされる体験型観光を強化します。
- ・ 子どもの感性を磨く体験型の教育旅行の拡大について重点的に推進するほか、岩手の歴史・文化を観光資源として再発掘し、学びの旅を促進します。
- ・ 地域の魅力的な食材が宿泊施設等において積極的に活用されるよう、地域の中核的な宿泊施設を中心とした近隣地域等との連携や、宿泊施設間の共同仕入れ等を促進します。

○ 日帰り観光 ★

特色ある農林水産物、大自然の魅力などの集客資源を積極的に生かしながら、産直・交流施設の集客力や収益向上、I G R・三陸鉄道等と街歩きとの組み合わせ、教育旅行の拡大等、新たな観光の成功事例を創出します。

【農商工連携による観光商品開発】

○ 地域資源や人材を「育てる」

- ・ 県全域で、それぞれの地域資源を活用した都市との交流を促進するため、地域資源や活動の中心となる人材育成に取り組みます。
- ・ 体験インストラクターを育成するとともに、食の匠などの地域の優れた人材の交流活動への参画を支援します。
- ・ 民泊等の受入地域の拡大や受入体制の強化を図るため、掘り起こしキャラバンや受入ノウハウ習得の支援を行います。

○ 「ゆとり・やすらぎ・まなびの場」を「創る」★

- ・ 受入態勢の整備やニーズに応じたメニュー提供を通じて、「ゆとり・やすらぎ・まな

びの場」を創ります。

- ・ 体験型教育旅行に係る受入地域を拡大するとともに、体験メニューのレベルアップを図るため、アドバイザー派遣などにより受入地域の活動を支援します。
- ・ 本物体験を求める都市住民のニーズに対応するため、観光事業者と連携しながら、地域資源の特性を生かした物語のある「岩手ならではの」体験メニューの開発を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

観光産業は、交通、輸送、ホテル・旅館、飲食などの産業はもとより、農業・漁業など幅広い分野に関連する産業であり、地域経済の中で大きな役割を果たしています。

このため、観光事業者のみではなく、交通や農林水産業をはじめとする地場産業と連携した地域ぐるみの取組の拡大に向け、地域の様々な力を結集していきます。

| 県 | 市町村 | 企業・団体・NPO・生産者等 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な観光施策の企画・コーディネート・実施 ・ 市町村・民間事業者・地域のリーダーへの協力・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の観光施策の企画・コーディネート・実施 ・ 地域内の魅力ある観光地づくり、観光情報の収集・提供 ・ 地域内の民間事業者間の連絡調整・取引支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光素材の掘り起こし、旅行商品の提案、情報発信、受入れ態勢の整備 ・ 県・市町村・他産業等との連携・協働による観光振興 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|--|---|---|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 観光商品を「創る」 （他産業連携等による地域企画力の強化、地域からの情報発信の強化） 目標： ◎他産業等連携して形成した観光地のモデル数 （参考（H18） - ） （H20）2事例 ⇒（H22）5事例 ・観光ホームページアクセス件数 （参考（H18）33.8万件） （H20）94.1万件 ⇒（H22）100万件 | 県・アドバイザーによる密着支援 農林水産業など他産業との連携促進 観光ホームページの刷新・更新 大型観光キャンペーンの実施 東北新幹線青森延伸を契機とした八戸・宮古・盛岡間の鉄路沿線地域の連携 | 岩手県観光振興基本計画（仮称）の策定 早池峰神楽等の伝統芸能を中心に展開 観光素材のブラッシュアップと新たな旅行商品の開発促進 | 岩手県観光振興基本計画（仮称）の推進 平泉の文化遺産や御所野縄文遺跡等の歴史文化を中心に展開 |
| ② 集客資源・人材を「育てる」 （ホスピタリティの向上・人材育成の強化、観光施設経営基盤の強化） 目標： ◎観光コーディネーター育成数 （参考（H18）1名） （H20）2名 ⇒（H22）4名 | 観光コーディネーターの養成 ホスピタリティ向上に向けた研修会の開催等 | 県立大学との連携による観光人材育成セミナーの開催 | |
| ③ お客様に「来ていただく」 （マーケティング活動の強化） 目標： ◎経営改善宿泊施設 （参考（H18） - ） （H20）1企業 ⇒（H22）5企業 | 県外事務所の活用等によるマーケティング活動の実施 中核宿泊施設・集客施設等の経営改善・収益向上支援 平泉を中心に受入態勢を集中整備 平泉効果の全県波及推進 国別のアプローチによる誘客 宿泊施設と体験型観光資源との連携促進 教育旅行の拡大 | | |

| | | |
|---|--|---|
| <p>④ 国際観光 (外国人観光客の誘致)</p> <p>目標： ◎受入体制整備施設数 (参考(H18) 3施設 (H20) 6施設 ⇒(H22) 10施設 ・外国語表記観光案内板数 (参考(H18) -) (H20) - ⇒(H22) 16基</p> | <p>知名度向上対策(旅行博覧会等)</p> <p>受入体制の整備拡大(セミナー、研修会、地域限定通訳案内士試験等)</p> <p>旅行商品造成の働きかけ(タイアップ広告※1支援等)</p> <p>臨時便(チャーター便)運航支援</p> <p>外国語ホームページの整備</p> <p>外国語表記観光案内板の整備</p> <p>教育旅行受入地域の発掘と受入ノウハウの支援</p> | |
| <p>⑤ 国内観光 (県外観光客の誘致)</p> <p>目標： ◎経営改善宿泊施設(※再掲) (参考(H18) -) (H20) 1企業 ⇒(H22) 5企業</p> | <p>(再掲) 平泉を中心に受入態勢を集中整備</p> <p>(再掲) 平泉効果の全県波及推進</p> <p>(再掲) 宿泊施設と体験型観光資源との連携促進</p> <p>(再掲) 教育旅行の拡大</p> <p>(再掲) 農林水産業など他産業との連携促進</p> <p>(後掲) 新たなグリーン・ツーリズムモデルの構築支援</p> | |
| <p>⑥ 日帰り観光 (新たな観光の成功事例の創出)</p> <p>目標： ◎他産業等連携して形成した観光地のモデル数(※再掲) (参考(H18) -) (H20) 2事例 ⇒(H22) 5事例</p> | <p>(再掲) 東北新幹線青森延伸を契機とした八戸・宮古・盛岡間の鉄路沿線地域の連携</p> <p>(再掲) 教育旅行の拡大</p> <p>(再掲) 農林水産業など他産業との連携促進</p> <p>(後掲) 新たなグリーン・ツーリズムモデルの構築支援</p> | <p>観光素材のブラッシュアップと新たな旅行商品の開発促進</p> |
| <p>⑦ 地域資源や人材を「育てる」</p> <p>目標： ◎民宿・民泊受入農林漁家数 (参考(H18) 648戸) (H20) 889戸 ⇒(H22) 1,000戸</p> | <p>実践者相互のネットワーク化支援</p> <p>子ども農山漁村交流プロジェクト受入モデル地域支援</p> <p>掘り起こしキャラバン等による受入農林漁家の拡大</p> <p>研修会等による受入ノウハウ習得</p> | |
| <p>⑧ 「ゆとり・やすらぎ・まなびの場を創る」</p> <p>目標 ◎農山漁村生活体験を取り入れた体験型教育旅行実施校数 (参考(H18) 256校) (H20) 258校 ⇒(H22) 420校</p> | | <p>地域指導コーディネーターの登録促進</p> <p>地域指導コーディネーターによる指導活動</p> <p>グリーン・ツーリズム商品の営業販売支援</p> <p>新たなグリーン・ツーリズムモデルの構築支援</p> |

※1 タイアップ広告

複数の広告主が相乗効果を目的に、同一テーマや方向性など、共同で広告展開すること。

地場産業の振興

1 目指す姿

本県の地域資源と文化に育まれた地場産業^{※1}が継承され、生産された製品の良さを多くの県民が理解し、伝統と時代のニーズが融合した新たな製品が生活の様々な場面に取り入れられ、次世代に引継がれています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|-------------------------------|--------------|----------------------|--------------|
| ◎伝統産業 ^{※2} に係る製造品出荷額 | 28億4千万円 | 27億3千万円 ^⑨ | 28億4千万円 |

【目標値の考え方】

伝統産業の製造品出荷額は、平成9年の66億3千万円をピークとして、平成19年には27億3千万円まで減少しています。昨年の世界同時不況の影響で国内外の需要が減退しており、出荷額は更に減少することが予想されますが、長期的には上昇に転じていくことを目標とし、平成22年の目標値は平成18年と同水準の28億4千万円とするものです。

現 状

- 経済産業大臣指定の伝統的工芸品4品目（南部鉄器、岩谷堂箆笥、秀衡塗、浄法寺塗）を始めとする本県の伝統産業は、地域の歴史と文化に培われた貴重な財産ですが、製造品出荷額は生活様式の変化に伴い減少傾向にあり、従事者の高齢化等に伴う担い手不足等の課題を抱えています。
- 伝統的工芸品4品目に共通して使用されている漆（生漆）は、本県が全国一の産地となっており、平成20年の生産量は、前年に比べ37%増加し、1,249kgとなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

生活様式の変化に伴う消費者ニーズに対応した商品開発を促進するため、ニーズの的確な把握の機会を確保するほか、他の事業者や異業種との連携を推進し、産業支援機関や関係市町村と連携して新たな事業展開を支援します。

主な取組内容

- 販路の開拓、販売機会の創出やニーズの把握に対する支援 ★
 - ・ 国内外の物産展・見本市への出展、東京、大阪、福岡に開設しているアンテナショップや商談会等における販売機会の確保に努めるとともに、事業者の出展を促し、消費者ニーズの把握、新たな販路の開拓に主体的に取り組むよう支援します。
 - ・ 特に、首都圏の企業を対象とした岩手物産展（出張販売会）や各種イベントへ積極的に参加すること等により、いわて銀河プラザを基点とした県産品の販路拡大に取り組みます。
 - ・ 海外での需要が伸びている南部鉄器については、輸出に取り組む事業者を支援します。
- 新商品の企画・開発等に対する支援 ★
 - ・ いわて希望ファンドやいわて農商工連携ファンド等の支援制度を活用し、事業者の新商品開発等を支援します。
 - ・ 他の事業者、異業種と交流する機会を創出し、それぞれが持つ強みを生かした新商品開発を促進します。
- 担い手の確保・育成 ★
 - ・ 産地組合と連携しながら、組合が自ら取り組む人材育成事業を支援するほか、人材の育成・確保に向けた各種事業を展開します。

3 取組に当たっての役割分担

地場産業の振興を図るためには、事業者の経営基盤を強化するとともに、時代のニーズやライフスタイルの変化に伝統技術を適応させた商品を提供していくことが必要です。

そのため、県においては、研究機関、産業支援機関と連携して新商品開発を支援するほか、アンテナショップの設置や物産展、商談会、展示会を開催すること等により販売機会の確保及び様々な機会を活用した情報発信を行い、伝統工芸品の良さを消費者へPRしていきます。

| 県・市町村 | 産業支援機関・試験研究機関 | 事業者 | 県民 |
|--|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 販売機会の創出 販路開拓の支援 情報発信 支援制度を活用した販路開拓、新商品開発等の促進 後継者の確保、育成等の担い手対策 生産者グループに対する支援など | <ul style="list-style-type: none"> 新商品開発への支援 デザイン開発への指導等 | <ul style="list-style-type: none"> 消費者ニーズ、生活様式に適合した新商品開発 販路の開拓 他の事業者、異業種との連携による新商品開発 | <ul style="list-style-type: none"> 伝統工芸品の積極的購入及び利用、県内外へのPR等 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|-------------------------------------|---|--------------------------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 販路の開拓、販売機会の創出やニーズの把握に対する支援 目標： ◎岩手県単独物産展、県主催展示会への伝統産業事業者の延べ出展者数（参考(H18) 46者） (H20) 38者 ⇒(H22) 38者 | 県産の漆のブランド確立 (大都市圏での情報発信・展示販売会開催) | (社)産貿、岩手県産物の物産展等開催支援 アンテナショップによる販路開拓を支援 東京 (H10～)、大阪 (H16～)、福岡 (H11～) | アンテナショップ出張販売会 (誘致企業他) |
| ② 新商品の企画・開発等に対する支援 目標： ◎地場産業事業者の新商品開発、販路開拓に対する支援件数 (参考(H18) -) (H20) 1件/年 ⇒(H22) 3件/年 | いわて希望ブランド創設 | 運用益による助成金の交付 支援機関による専門家派遣 | 他業種との連携による新商品開発支援 |
| ③ 担い手の確保・育成 目標： ◎産地組合等を対象とした後継者育成事業の実施件数 (参考(H18) -) (H20) - ⇒(H22) 1組合/年 | | | 担い手確保・育成対策 |

※1 地場産業

本来、地場産業とは、主に本県の資本、資源、技術、労働力を活用する産業のうち、食料品製造業、木材木製品製造業、家具・装備品製造業、銑鉄鋳物製造業、繊維工業・その他繊維製品製造業、その他製造業を対象（「いわてブランド確立基本方針」（平成8年））に用いているが、本プランにおいては、食料品製造業及び木材木製品製造業が他の政策項目で対象となっていることから、それらを除いた産業の総称。

2 伝統産業

長年にわたり受け継がれている技術や技が用いられた民芸品を製造する産業をいう。その中でも「伝統的工芸品産業の振興に基づく法律」の指定を受けている品目を伝統的工芸品といい、本県では、南部鉄器、岩谷堂筆筒、秀衡塗、浄法寺塗の4品目が指定。

次代につながる新たな産業の育成

1 目指す姿

自動車・半導体・医療機器関連産業などに続く新たなものづくり産業や地域資源活用型産業などの創出に向け、産(企業)・学(大学等)・官(公設試験研究機関、県市町村)が目標を共有して研究開発や新技術導入に戦略的に取り組み、その成果に基づく時代のニーズを捉えた新たな産業が展開されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|-----------------------------|--------------|--------------------|--------------|
| ◎①製造業における従業員一人当たりの粗付加価値額 | 817万円 | 824万円 ^⑩ | 832万円 |
| ②製造業における製造品出荷額に占める粗付加価値額の割合 | 33.5% | 32.2% ^⑩ | 32.2% |

【目標値の考え方】

新技術・新製品の開発や新産業の創出等により、製造業の付加価値の向上を目指すもの。

- ① 「一人当たりの粗付加価値額」は、平成13年度から18年度までの平均伸び率による平成22年度の予測値を20%押し上げることを目指すもの。
- ② 減少傾向が続く「製造品出荷額に占める粗付加価値額の割合」は、現状維持を目指すもの。

現 状

- 平成21年に実施した県民意識調査において、「新しい工場や事業所ができ、地域経済が活性化していること」について、約75%が重要と回答しています。
- 平成19年度における岩手大学の共同研究件数が全国公私立大学中26位であることを始めとして、県内産学官金の連携により独創的・先端的な研究開発の推進やベンチャー企業の創出・育成、産業人材の育成などが進められています。

2 目指す姿を実現するための取組

地域イノベーション指針の策定により、次世代産業分野創出へ向けた道筋を共有化するとともに、これまで育成してきた技術を活用した新たな産業への具体化、次世代産業群創出のための共同研究プロジェクトの創生、新たな産業の「芽」の育成など、産業化までのステップに応じた取組を進めます。

主な取組内容

- **新産業創出へ向けた地域イノベーション指針の策定**
社会ニーズ、地域ニーズや地域のポテンシャルを踏まえ、「持続的なイノベーションの創出による科学技術駆動型の地域発展」へ向けた指針を策定し、次代につながる新産業創出への道筋を産学官で共有します。
- **新たな産業の創出 ★**
これまで育成を進めてきた医療機器関連技術及び環境関連技術の産業化を目指した研究開発並びに事業化へ向けた取組を推進します。
- **次世代産業群の育成 ★**
次世代自動車産業、健康長寿関連産業など今後成長が有望な分野について、それらの核となる技術分野における産学官による共同研究プロジェクトの立ち上げなど、次世代産業の創生へ向けた取組を進めます。
- **新たな産業の「芽」の育成 ★**
いわて海洋研究コンソーシアムにより、海洋研究関係機関の産学官ネットワークを連携強化するとともに、海洋環境研究、海洋バイオテクノロジー研究、海洋資源・エネルギーの活用方法検討などにより、海洋研究の拠点化など、新たな産業につながる「芽」の育成を推進します。
- **産学官連携による研究シーズの発掘と育成 ★**

基盤技術の強化や新たな産業につながる有望な研究シーズの発掘と育成を産学官連携により計画的に推進します。

○ 研究開発基盤の整備 ★

知的所有権センター等による知的財産の創造・保護・活用支援体制の強化、ものづくり・ソフトウェア融合テクノロジー拠点機能の整備、公設試験研究機関の研究開発機能の強化、滝沢村 I P U イノベーションパーク(仮称)整備支援など、新産業創出へ向けた基盤整備を進めます。

3 取組に当たっての役割分担

新産業創出のためには、大学等、公設試験研究機関、県内企業等が持つそれぞれの強みを最大限に生かしながら技術開発等を進めていくことが必要です。

県は企業や研究機関の持つポテンシャルを把握し、産業支援機関等と協力しながらシーズ育成や事業化へ向けたコーディネートに取り組みます。

| 県 | 市町村・産業支援機関 | 大学等・公設試験研究機関 | 企業等 |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 新産業創出へ向けた地域イノベーション指針の策定 シーズの発掘と育成 | <ul style="list-style-type: none"> 研究開発支援・取引支援など | <ul style="list-style-type: none"> 技術ロードマップの作成 技術開発 高度技術人材の育成支援 | <ul style="list-style-type: none"> ニーズ提案 技術開発 技術レベルの向上 実用化・企業化 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 2年間の取組 | | |
|---|---------------------------------|---|---|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 新産業創出へ向けた地域イノベーション指針の策定 | 情報収集 | 地域イノベーション指針策定 | 地域イノベーション創出会議の設置 |
| ② 新たな産業の創出 目標： ◎医療機器の開発試作件数 (参考(H18) -) (H20) 0件 ⇒ (H22) 6件 | 医療機器事業化研究会設立 | 医療機器関連産業創出ビジョン策定 | シーズ・ニーズマッチング・試作 |
| ③ 次世代産業群の育成 目標： ◎次世代産業育成研究プロジェクト実施件数 (参考(H18) -) (H20) 0件 ⇒ (H22) 1件 | | | 次世代産業創出へ向けた研究開発のプロジェクト化 |
| ④ 新たな産業の「芽」の育成 目標： ◎海洋バイオ関連研究実施件数 (参考(H18) -) (H20) 1件 ⇒ (H22) 3件 | 大連水産学院との海洋環境技術交流 | 海洋研究コンソーシアム立上げ | ネットワーク強化 大連水産学院との連携強化 |
| | 海洋バイオテクノロジー研究開発の推進 | 研究会による海洋資源・エネルギー活用可能性の検討 | 海洋環境FS調査事業によるシーズ発掘 海洋資源・エネルギー利活用事業化検討 |
| ⑤ 産学官連携による研究シーズの発掘と育成 目標： ◎研究開発委託件数 (参考(H18) 6件) (H20) 10件 ⇒ (H22) 15件 | 産業振興センターへの事業化プロモータ配置による研究シーズの発掘 | | いわて戦略的研究開発推進事業による研究シーズの育成 |
| ⑥ 研究開発基盤の整備 | 滝沢村 I P U イノベーションパーク整備計画の策定 | パーク整備推進協議会の設置 (再掲) ものづくり・ソフトウェア融合テクノロジー構想の策定 | 市街化区域編入・用地造成 ものづくり・ソフトウェア融合テクノロジー拠点機能の整備 |

商業、サービス業の振興

1 目指す姿

「自ら考え、自ら行う」地域の商業、サービス業者が、住民のニーズを的確に把握し、地域特性を生かした魅力ある商品やサービスの提供を行うとともに、新たな事業者が参入し新たなサービスが提供されるなどにより、商業・サービス業が活発化しています。

| 指 標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|-------------------------|--------------|--------------------|--------------|
| ◎卸売・小売業の県内総生産（実質）の対前年度比 | -3.7% | -4.1% ^⑨ | 0% |

【目標値の考え方】

長期的に減少傾向にある卸売・小売業の県内総生産に歯止めをかけ、平成 22 年度には、前年度に比べて減少とならないことを目指すもの。

現 状

- 平成 18 年度の卸売・小売業の県内総生産額（実質）は、4,993 億円となっていますが、平成 19 年には、4.1%減少して 4,790 億円に減少しています。
- これは、平成 9 年度の 5,804 億円と比べて約 8 割の水準に留まっており、長期的にみると減少傾向で推移しています。
- 平成 19 年の商業集積地区における商品販売額は 4,492 億円となっており、平成 9 年の 7,031 億円から約 36%の大きな減少となっています。
- 地域住民の生活利便の向上や住民間の交流に役立つ商店街活動の活発化を促す地域商店街活性化法が平成 21 年 8 月に施行されました。

2 目指す姿を実現するための取組

地域の経済・雇用を支える商業者、サービス業者、新規創業者や住民のニーズに対応した新たなサービスの提供に取り組む中小企業者を育成・支援します。

地域コミュニティの担い手としての役割を果たしている県内各地の商店街の振興を図ることにより、中小の小売商業者、サービス業者が経営を継続できる環境をつくとともに、まちの賑わいの創出や中心市街地の活性化を図ります。

主な取組内容

- 売上高向上の取組や革新性を持つ事業展開への支援
 - ・ 商店街の個店や中小企業の売上向上のための経営支援・個別指導を行うほか、「いわて希望ファンド」の活用や経営革新の支援などにより、新しいサービス提供等に取り組む商業、サービス業者を支援します。
 - ・ 実践的な学習機会やノウハウの提供などにより、経営改善や業務効率化に向けた取組を支援します。
- 商店街活性化への支援、まちづくりへの支援、関係団体による支援
 - ・ 専門家の派遣や広域的なソフト事業への支援などにより、商店街の活性化に向けた取組を支援します。
 - ・ まちづくり主体の育成強化により、中心市街地の活性化に向けた意欲ある地域の取組を支援します。
 - ・ 事業者へのきめ細かい指導・助言体制を整備するため、専門知識を有する支援機関の活動を支援します。
- 人材の育成

創業ノウハウ、新事業・新サービスの提供に取り組む考え方、魅力ある個店づくりや商店街運営の手法など、専門家を活用したきめ細かな指導・助言を通じて、商業、サービス業や商店街運営、まちづくりを担う「人材」の育成を強化します。

3 取組に当たっての役割分担

「商業、サービス業の振興」に向けては、「自ら考え、自ら行う」事業者が、地域の資源や特性を生かしながら独自性や革新性のある取組を行うことが重要です。

このため、行政と支援機関が連携を強化し、事業者の取組の創出に向け、総合的な支援を進めていきます。

| 県 | 市町村 | 関係団体等 | 住民・事業者 |
|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 効果的な支援施策の立案・実施 モデル的取組の創出と成果等の全県への波及 身近な市町村における商業・サービス業者へのフォロー等の要請 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の様々な主体との協働による戦略的なプロジェクトの推進 商業、サービス業者の起業や新事業の取組に対するきめ細かなフォローアップ | <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の連携促進、人材の育成・強化等 行政への提案、プロジェクトの推進、運営主体としての活動等 商業、サービス業者、起業家等への支援 事業者と行政との橋渡し | <ul style="list-style-type: none"> 地域資源等を活用した自発的、意欲的な事業活動の展開 経営環境の変化に対応した経営の革新の取組 まちづくりの取組の理解と参画 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|--|--|---|-----------------------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 売上高向上の取組や革新性を持つ事業展開への支援 目標 ◎経営革新計画の承認企業（商業・サービス業）数 （参考（H18）13件） （H20）5件 ⇒（H22）20件 | 地域力連携拠点※1と連携した経営革新計画づくりの支援と承認後のフォロー 経営革新計画承認企業への個別訪問による助言・指導 経営革新事業の実行性を高めるための支援 いわて希望ファンドによる助成 政府系金融機関による低利融資、県単融資制度による貸付 | 釜石市への地域力連携拠点設置による支援体制の強化 | |
| ② 商店街活性化への支援、まちづくりへの支援、関係団体による支援 目標 ◎モデル団体支援件数 （参考（H18）0件） （H20）6件 ⇒（H22）8件 | 専門家派遣等によるモデル団体支援（～H20 二戸・大迫・東和・江刺） （H20～ 雫石・岩泉） モデル団体の成果の普及（シンポジウム開催） 商店街サミットの開催による商店街ネットワークの構築支援 | 関係機関のアドバイザーによるモデル団体訪問・助言 モデル団体の成果の普及（シンポジウム開催） 大型店への派遣研修により商店街運営手法の習得への支援 | モデル団体の成果の普及（シンポジウム開催） |
| ③ 人材の育成 目標 ◎個店経営者支援件数 （参考（H18）4件） （H20）3件 ⇒（H22）9件 | 専門家派遣による成功店モデル創出を支援（H20 宮古、H21 釜石） 成功店モデルの成果普及（成果報告会の開催） セミナー開催による県北・沿岸地区の起業家・後継者育成 チャレンジショップによる試験販売支援 | 成功店モデルの成果普及（成果報告会の開催） いわて起業家大学の開催による起業家・後継者の育成 | 成功店モデルの成果普及（成果報告会の開催） |

※1 地域力連携拠点

中小企業の経営課題の解決を図るため、相談、専門家派遣、情報提供等の総合的な支援について国が行っている事業

海外市場への展開

1 目指す姿

県産品輸出に係る多様な流通経路（流通チャネル）が構築され、海外における県産品の販路が拡大しています。また、海外からの旅行商品が造成され、本県への外国人観光客が増加し、地域経済が活性化しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①東アジア地域への輸出額 | 622 億円 | 605 億円 | 470 億円 |
| ②外国人観光客数〔再掲〕 | 109 千人回 | 99 千人回 | 134 千人回 |

【目標値の考え方】

- ① 東アジア地域への輸出額は、平成 18 年が 622 億円、平成 19 年には 702 億円と順調に増加。一方、平成 20 年は、秋以降の世界同時不況の影響により、605 億円と大幅に減少。こうした経済情勢から、平成 21 年に 30%減、平成 22 年に 10%増と見込み、470 億円を目指すもの。
- ② 海外からの旅行商品の造成を図り、平成 18 年から 22 年までの 5 年間で、外国人観光客数について、17 年実績（89 千人回）の 5 割増を目指すもの。

現 状

- 平成 20 年の岩手県からの総輸出額は 3,462 億円と平成 10 年の 2.9 倍となりましたが、前年比では 13.3%の大幅な減少となり、平成 21 年以降もその影響が懸念されます。
- 平成 20 年の外国人観光客数は 9.9 万人回と平成 15 年の 1.7 倍、特に、台湾、香港からの観光客数はそれぞれ 1.4 倍、4.1 倍と著しく増加しています。

2 目指す姿を実現するための取組

グローバル化が進展する中、特に成長著しい東アジア圏を本県産業の成長のチャンスと捉え、県内企業の個々の海外ビジネス展開に対する支援や、海外物産展などによる県産品・農林水産品の共同販路拡大、民間との協働による海外からの観光客の誘致を進めます。

主な取組内容

- **中小企業等の海外ビジネス展開支援**
海外事務所を活用しながら、中国・大連市での商談会やバイヤー招聘などを通じた海外のビジネスパートナーとのマッチングや、セミナー、専門家による個別相談などにより中小企業等の海外ビジネス展開を支援します。
- **県産品・農林水産品の販路拡大** ★
 - ・ マレーシア、シンガポールなどの東アジア諸国（地域）において、物産展の開催などによる販路の拡大を図るほか、海外事務所に加え、商社等民間のノウハウ、ネットワークを活用し、小口輸出販路の確立を進めるとともに、現地のニーズに対応した商品づくりを進めます。
 - ・ 特に、南部鉄器や日本酒など、本県ならではの県産品について、その販路拡大を積極的に進めます。
- **観光客の誘致（政策項目 No. 3 の再掲）**
東北各県と連携した広域観光情報の発信・旅行商品の造成を進めるとともに、ソウル、大連の各海外事務所を有効活用しながら、東アジア圏（特に、韓国、中国、台湾、香港、シンガポール）を重点地域に位置付け、国別に対象エリアや階層、旅行形態を絞り込んだ誘客を推進するほか、海外からの教育旅行の誘致や受入態勢の整備を推進します。

3 取組に当たっての役割分担

「地域と地域」という観点に立って、本県と東アジア各地域との相互発展のための互恵的な連携を強化することが、成長市場への県産品の進出などの基盤構築につながっていくものと考えられます。

このような認識に立って、市町村、各産業支援機関と連携し、海外事務所を積極的かつ有効に活用しながら、各分野において多面的な取組を強化します。

| 県 | 市町村 | 産業支援機関 | 生産者団体・企業等 |
|---|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・物産展、商談会開催等販路開拓に係る事業の企画・実施及び個別企業の海外ビジネス支援 ・国際観光見本市出展などの企画・実施及び旅行商品造成支援 ・互恵的かつ多面的な連携に向けた人的交流や学術・技術交流の実施・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村内企業の海外展開等意欲の喚起、所要の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 【(社)岩手県産業貿易振興協会】 ・大連経済事務所の運営及び企業支援 【日本貿易振興機構盛岡貿易情報センター】 ・貿易相談への対応、貿易情報の提供など 【(財)岩手県観光協会】 ・北東北三県・北海道ソウル事務所の運営及び企業支援 【岩手大学・岩手県立大学・北里大学・東京大学海洋研究所・県水産技術センター】 ・東アジアとの学術交流 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場進出、海外客誘致への積極的対応 ・貿易・誘客ノウハウの習得・実践 ・海外向け製品の研究・開発 ・いわて農林水産物輸出促進協議会などを通じた取組 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|-------------------------------------|----------------------------------|---|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 中小企業等の海外ビジネス展開支援 目標： ◎海外事務所利用件数 （参考(H18)33件） (H20)39件 ⇒(H22)60件 | 海外ビジネス展開に向けた気運醸成 | 海外事務所・支援機関等による海外ビジネス展開支援 | ビジネスマッチング ^{※1} 機会提供（中国・大連商談会、見本市等） |
| ② 県産品・農林水産品の販路拡大 目標： ◎農林水産物・食品の輸出額 （参考(H18)22億円） (H20)20億円 ⇒(H22)15億円 ・工業製品・その他の輸出額 （参考(H18)600億円） (H20)585億円 ⇒(H22)455億円 | 東アジア諸国（地域）での物産展等による市場の継続的把握・定番化への取組 | 輸出コーディネーターによる取組支援 | 商社等との連携による小口輸出経路開拓、輸出ルート・輸出先の多チャンネル化 南部鉄器、日本酒など重点化産品の販路開拓集中支援 |
| ③ 観光客の誘致（政策項目 No.3 再掲） 目標： ◎受入体制整備施設数 （参考(H18)3施設） (H20)6施設 ⇒(H22)10施設 ・外国語表記観光案内板数 （参考(H18)-） (H20)- ⇒(H22)16基 | 知名度向上対策（旅行博覧会等） | 受入体制の整備拡大（セミナー、研修会、地域限定通訳案内士試験等） | 旅行商品造成の働きかけ（タイアップ広告 ^{※2} 支援等） 臨時便（チャーター便）運航支援 外国語ホームページの整備 外国語表記観光案内板の整備 教育旅行受入地域の発掘と受入ノウハウの支援 |

※1 ビジネスマッチング
 企業の事業展開を支援する目的で企業同士の「出会いの場」を提供すること。

※2 タイアップ広告
 複数の広告主が相乗効果を目的に、同一テーマや方向性など、共同で広告展開すること。

雇用・労働環境の整備

1 目指す姿

県内に職を求める者が県内で希望どおりに就職できるような雇用・労働環境の改善が進んでいます。県北・沿岸圏域で職を求める者が県北・沿岸圏域で就職できる、正規雇用での採用を希望する者が正規雇用で採用されるような環境の整備が進んでいます。

また、若年者が地域の産業を支える人材として能力を発揮できるよう支援する仕組みづくりが進んでいます。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| ◎①求人不足数 (うち県北・沿岸圏域の求人不足数) | 6,411人 (4,282人) | 16,143人 (4,916人) | 16,000人 (4,900人) |
| ②正規雇用求人不足数 | 14,867人 | 18,848人 | 18,500人 |
| ③新規高卒就職者1年目離職率 | 27.5% | 23.7% | 23.4% |

【目標値の考え方】

- ① 雇用情勢の悪化に伴い増加した平成20年度第4四半期の求人不足数(=月当たり有効求職者数-月当たり有効求人数)(県全体23,182人、県北・沿岸圏域6,569人)を平成20年度平均(県全体16,143人、県北・沿岸圏域4,916人)と同程度までに改善させることを目指すもの。
- ② 雇用情勢の悪化に伴い増加した平成20年度第4四半期の正規雇用求人不足数(=月当たり常用フルタイム有効求職者数^{※2}-月当たり正社員有効求人数)(23,862人)を平成20年度平均(18,848人)と同程度までに改善させることを目指すもの。
- ③ 全国の過去3年間の新規高卒就職者1年目離職率の平均値まで引き下げることを目指すもの。

現 状

- 平成20年度後半からの世界的な金融危機の影響を受けた企業業績の悪化等により、求人不足数(H19:8,921人、H20:16,143人)や正規雇用求人不足数(H19:15,397人、H20:18,848人)が大幅に増加しています。平成21年度第1四半期には、求人不足数(30,316人)や正規雇用求人不足数(28,800人)は更に増加しています。
- 新規高卒者の1年目離職率は、ここ数年低下(H19:25.7%⇒H20:23.7%)しているものの、全国平均よりはやや高くなっています(本県23.7%、全国21.5%)。
- 新卒者等の地元就職志向が根強い状況の中、新規高卒者県内就職率が年々低下するなど、県内への就職・定着が進まない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組

離職者等への就業支援や、短期的な雇用機会の提供等の緊急対策にしっかりと取り組むことに加え、中長期的な視点から、質の高い雇用の場を十分に確保していく必要があります。

また、県北・沿岸圏域において雇用の場の創出に取り組むとともに、質的な面にも着目した公正な雇用の確保を図ります。

併せて、社会人としての基礎を築く大事な時期にある中・高・大学生、年長フリーターをはじめとする既卒若年者のキャリア形成^{※3}や就職、職場定着等を総合的に支援するとともに、県内中小企業の人材の採用や、職場定着の取組を支援します。

主な取組内容

【雇用危機への迅速・的確な対応】

○ 雇用の場の創出

- ・ 本計画に盛り込んでいる産業振興施策や、緊急雇用創出事業等の推進により雇用の場の創出を図ります。

特に、製造業を中心に雇用情勢が急速に悪化した県南圏域において、これまでの産業振興施策に加え、緊急雇用創出事業等による緊急の取組を重点的に推進します。

- ・ 県北・沿岸圏域において、本計画の地域編や「県北・沿岸圏域における産業振興の基本方向」に盛り込んでいる産業振興施策を積極的に推進し、雇用情勢の改善に努めます。

○ 公正な雇用の確保

- ・ 雇用の維持や正規雇用の拡充等について、産業関係団体への要請活動やシンポジウム、フォーラムの開催等、事業所への働きかけを強化するとともに、雇用維持・雇用拡大のための助成制度を周知するなど、県内事業所における公正な雇用の確保を支援します。

- ・ 正規雇用と非正規雇用の処遇の格差是正に関する法制度改正や、派遣・請負業の適正な運営を確保するための指導の継続を国に要請します。

○ 離職者等への就業支援

- ・ いわて求職者総合支援センター等において、国と連携しながら求職者等への総合的な就業支援を推進します。

- ・ 介護、IT 分野など、離職者等への職業訓練機会を大幅に増設するなど、再就職に向けた職業能力開発に取り組みます。

【若年者の就業支援】

○ 中・高・大学生など若年者のキャリア形成の支援

各学校が主体的に取り組むキャリア教育の一環として、地元産業界の協力を得ながら、キャリア形成を支援するメニューを提供します。

○ 高校生の就職支援

新卒雇用事業所を集中的に訪問して新卒者の状況を把握するとともに、それらの情報を生かしながら、就職希望の高校生が早期に内定を獲得し、就職先にしっかりと定着できるよう支援します。

○ 年長フリーターをはじめとする既卒若年者の就業支援

ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、職業の適性把握や就職に役立つ技能・能力の向上支援等の就業支援サービスを提供します。

○ 県内中小企業の人材採用や、職場定着への支援

若年者の県内への就職・定着が進むよう、地域ものづくりネットワーク等と連携し、企業の魅力発信のために、企業の持つ優位性や経営方針等を相手に正しく分かりやすく伝える能力の向上や、新卒者受入環境の整備等、県内中小企業の人材の採用や、職場定着を支援するメニューを提供します。

3 取組に当たっての役割分担

市町村と緊密に連携し、地域雇用の創出・拡大の観点から、産業振興施策や、緊急雇用創出事業等による雇用創出を積極的に推進するとともに、県内事業所に対する正規雇用拡大の働きかけを強化します。

また、若年者の就業支援については、地域の資源や潜在能力を引き出して、地域ごとに最適な若年者就業支援体制を構築します。

| 県 | 市町村 | 県内事業所 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の活性化支援 ・企業誘致 ・緊急雇用創出事業等の推進 ・企業への正規雇用拡大の働きかけ、支援 ・離職者等への就業支援 ・国への法制度改正・指導継続要請 ・若年者本人の支援 ・若年者を受け入れる事業所の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の活性化支援 ・企業誘致 ・緊急雇用創出事業等の推進 ・企業への正規雇用拡大の働きかけ、支援 ・国への法制度改正・指導継続要請 ・若年者本人の支援 ・若年者を受け入れる事業所の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用（特に正規雇用）の拡大、労働環境の改善 ・若年者の受入環境の整備 ・若年者のキャリア形成の支援 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|--|---|----------------|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 雇用の場の創出 目標： ◎産業振興施策による雇用創出数 （参考（H18）－） （H20）2,820人⇒（H22）5,500人以上 うち東北・沿岸圏域 （参考（H18）－） （H20）883人⇒（H22）1,700人以上 ・緊急雇用創出事業等による雇用創出数 （参考（H18）－） （H20）0人⇒（H22）5,700人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急雇用対策本部の設置 ● 経済・雇用対策本部へ改組 | | |
| | ● 本計画に盛り込んでいる産業振興施策の推進 | | |
| | ● 本計画の地域編や「東北・沿岸圏域における産業振興の基本的方向」に盛り込んでいる産業振興施策の推進 | | |
| | ● 緊急雇用創出事業による雇用の創出 | | |
| | ● ふるさと雇用再生特別基金事業による雇用の創出 | | |
| ② 公正な雇用の確保 目標： ◎要請団体数 （参考（H18）57団体/年） （H20）46団体/年⇒（H22）50団体/年 | ● 産業関係団体への要請活動 | | |
| | ● シンポジウム、フォーラム開催 | | |
| | ● 雇用維持・拡大のための助成制度の周知 | | |
| | ● 国に法制度改正指導強化を要請 | | |
| ③ 離職者等への就業支援 目標： ◎職業訓練を受講して就職決定した人数 （参考（H18）192人） （H20）149人⇒（H22）1,600人 | ● いわて地域共同就職支援センターとの連携による就業支援 | | |
| | ● いわて求職者総合支援センターの設置 | | |
| | ● 再就職に繋げる訓練の実施 | ● 離職者等再就職訓練の拡充 | |
| ④ 中・高・大学生など若年者のキャリア形成の支援 目標： ・職業体験（2日以上）実施校割合 中学校 （参考（H18）46.5%） （H20）68.8%⇒（H22）70% ◎インターシップを体験した生徒割合 高校 （参考（H18）36.1%） （H20）45.9%⇒（H22）50% | ● 中・高校生を対象とした職場体験、講習会等、教員の資質向上等の取組の推進 | | |
| | ● 中・高校生を対象とした進路実現に向けた取組の推進 | | |
| | ● ジョブカフェいわて大学スポット設置による就業支援 | | |

| | | | |
|--|--------------------------------|--|--|
| <p>⑤ 高校生の就職支援</p> <p>目標：</p> <p>◎企業訪問件数 (参考(H18)2,401件/年) (H20)4,487件/年⇒(H22)4,500件/年</p> <p>・学校訪問件数 (参考(H18)1,084件/年) (H20)2,975件/年⇒(H22)3,000件/年</p> | <p>学校訪問による就職相談、面接指導等</p> | | |
| <p>⑥ 年長フリーターをはじめとする既卒若年者の就業支援</p> <p>目標：</p> <p>◎ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数 (参考(H18)1,433人) (H20)3,426人⇒(H22)6,800人</p> | <p>ジョブカフェ等での就職相談への対応</p> | | |
| <p>⑦ 県内中小企業の人材採用や、職場定着への支援</p> <p>目標：</p> <p>◎ジョブカフェ等の人材採用、職場定着支援メニューを活用した企業数 (参考(H18)279社) (H20)886社⇒(H22)1,500社</p> | <p>中小企業への採用ノウハウ、情報発信機会等の提供</p> | | |

※1 緊急雇用創出事業等

国の交付金を財源とし、平成20年度2月補正予算で造成した基金を活用した雇用創出事業。

緊急雇用創出事業については、短期の雇用・就業機会の創出を、ふるさと雇用再生特別基金事業については、継続的な雇用機会の創出を図るもの。

2 常用フルタイム有効求職者

雇用期間の定めのない仕事（又は4か月以上の雇用期間が定められている仕事）を、本来の勤務時間帯を欠けることなく勤務する形態を望む求職者のうち、求職票の有効期限が存続し、就職未決定の者をいう。

3 キャリア形成

個人の勤労観、職業観を上げていくこと。

Ⅱ 農林水産業

～「食と緑の創造県いわて」の実現～

「農林水産業」政策項目と主な取組内容

※「目指す姿指標」における「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の⑩等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。
 ※「目指す姿指標」の指標名に付した◎印は、当該政策項目の目指す姿を、より体现する指標とした定めた「主たる指標」を示す。

9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-------------------|-----|----------|----------|----------|
| ◎認定農業者数 | 人 | 7,673 | 8,231 | 8,500 |
| 集落型の農業経営体数 | 経営体 | 155 | 224 | 250 |
| ◎先導的な地域けん引型林業経営体数 | 経営体 | 0 | 8 | 16 |
| ◎中核的な養殖漁業経営体数 | 経営体 | 438 | 520 | 600 |

【主な取組内容】

- ①地域農業の核となる経営体の育成
- ②地域の森林経営を担う経営体の育成
- ③地域の漁業を担う経営体の育成
- ④経営資源(生産基盤)の有効かつ効率的な活用

10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--------|----|----------|----------|----------|
| ◎農業産出額 | 億円 | 2,432 | 2,460 ⑩ | 2,515 |
| ◎林業産出額 | 億円 | 187 | 204 ⑩ | 220 |
| ◎漁業産出額 | 億円 | 436 | 438 ⑩ | 445 |

【主な取組内容】

- ①全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成
- ②生産性・市場性の高い産地づくりの推進
- ③多様なニーズに対応した供給体制の確立
- ④高度な技術開発の促進
- ⑤産地づくり推進体制の確立

11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--------------|----|----------|----------|----------|
| ◎6次産業化による販売額 | 億円 | 107 | 115 ⑩ | 126 |
| 水産加工業生産額 | 億円 | 712 | 751 ⑩ | 761 |
| ◎プレミアム商品の販売額 | 億円 | 4.3 | 5.3 | 13.5 |

【主な取組内容】

- ①6次産業化等による農林水産物の高付加価値化
- ②農林水産物のブランド化の推進
- ③多様な販売チャネルの確立と積極的な情報発信
- ④県産食材の供給体制の構築による地産地消の新たな展開

12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎グリーン・ツーリズム交流人口 | 万人 | 429 | 419 | 530 |
| ◎農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数 | 地区 | 48 | 545 | 574 |

【主な取組内容】

- ①地域資源を生かした多様な農山漁村ビジネスの振興
- ②地域協働による環境や地域資源の保全
- ③快適な生活環境の整備、防災対策の推進

13 環境保全対策と環境ビジネスの推進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------------------------|-----|----------|----------|----------|
| ◎環境保全型農業実践者数 | 人 | 15,000 | 18,400 | 30,000 |
| ◎森林資源を活用した排出量取引等によるCO2削減に取り組む事業者数 | 事業者 | - | - | 8 |

【主な取組内容】

- ①環境に配慮した農林水産業の推進
- ②新たな環境ビジネスの創出

農林水産業の未来を拓く経営体の育成

1 目指す姿

意欲と能力のある個別経営体や組織経営体が、地域特性を生かし、他産業従事者と同等の所得をあげる効率的・安定的な経営を展開しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎ ①認定農業者※ ¹ 数 | 7,673人 | 8,231人 | 8,500人 |
| ②集落型の農業経営体数 注)1 | 155経営体 | 224経営体 | 250経営体 |
| ◎ ③先導的な地域けん引型林業経営体数 注)2 | 0経営体 | 8経営体 | 16経営体 |
| ◎ ④中核的な養殖漁業経営体数 注)3 | 438経営体 | 520経営体 | 600経営体 |

注)1：特定農業団体※²、特定農業法人※³又は集落単位の法人（集落内で担い手として位置付けられている農業生産法人で認定農業者となっている法人（一戸一法人を除く））。

注)2：森林所有者に代わり地域の森林経営を担い、低コスト森林施業※⁴技術を習得して生産性の高い森林経営を実践している林業経営体（※「地域けん引型林業経営体」は本県独自の名称）

注)3：年間販売額1千万円以上の養殖漁業経営体

【目標値の考え方】

- ①、② 認定農業者及び集落型の経営体が、農業生産の約6割を占める生産構造になることを目指すもの。
- ③ 地域けん引型林業経営体（31経営体）の5割以上が、先導的な経営体となることを目指すもの。
- ④ 中核的な養殖漁業経営体が、養殖漁業生産の約5割を占める生産構造になることを目指すもの。

現 状

- 基幹的農業従事者数（平成17年）は、69,463人と平成7年と比べて約20%減少しています。また、農業従事者の高齢化が著しく進行しています（65歳以上の割合 38%（平成7年）→59%（平成17年））。
- 林業従事者数（平成19年）は、1,870人と平成9年と比べ39%減少しています。また、林業従事者の高齢者（60歳以上）割合は、この10年間45～50%で推移しています。（60歳以上の割合 49%（平成9年）→45%（平成19年））。
- 漁業就業者数（平成20年）は、9,948人と平成10年と比べ20%減少しています。また、漁業就業者の高齢化が著しく進行しています（65歳以上の男子就業者割合 24%（平成10年）→37%（平成20年））。
- 平成21年に実施した県民意識調査において、「地域の農林水産業の担い手が確保され、農山漁村の活力があること」について重要と回答している人は61.0%ですが、不満（56.5%）が満足（7.6%）を大きく上回っています。

2 目指す姿を実現するための取組

農林水産業を地域経済社会を支える基盤となる産業として確立するため、農林漁業経営の高度化や生産の効率化を進め、高い所得を安定的に確保できる経営体の育成を図るとともに、多様な担い手の参入や、農地、森林、漁場等の経営資源の有効かつ効率的な活用等を促進します。

主な取組内容

- 地域農業の核となる経営体の育成
 - (1) 認定農業者等の経営高度化の促進
 - ・ 県域及び地域段階の担い手育成総合支援協議会（県、市町村、関係機関・団体で構成）と連携し、農業経営改善計画の目標達成に向け、相談活動や、法人化研修会の実施等により経営のレベルアップを支援します。

- ・ 岩手大学と連携した「いわてアグリフロンティアスクール」や、税理士等で構成するコンサルティングチームによる個別指導により、本県農業をリードする所得形成力の高い企業的な個別経営体を育成します。

(2) 集落営農の経営高度化の促進

- ・ 担い手農家を中心に小規模・兼業農家も参加する「いわて型集落営農」の確立と、集落営農の収益性を高めるため、「集落水田農業ビジョン^{※5}」の策定集落等において、農地、人材、機械・施設等の経営資源をフル活用し、所得向上の取組を進める「集落営農パワーアップ運動（一集落一戦略実践）」を全県展開します。
- ・ 集落営農組織^{※6}の発展段階や課題に応じた経営高度化の取組を進めるため、「集落営農経営計画」の策定と実行を支援するとともに、法人化や経営管理能力の向上等を促進し、企業的な集落型農業経営体を育成します。
- ・ 集落営農組織のネットワーク化を促進し、経営高度化のための情報交換や経営管理・技術向上研修会等による相互研鑽を図るとともに、先進的な法人経営体が法人化を目指す組織を指導する体制を構築し、集落営農組織の経営発展を支援します。

(3) 農地利用集積の促進等による経営規模の拡大支援

農地利用集積円滑化団体^{※7}による農地の利用調整や、ほ場整備等の実施により、担い手への農地の面的集積を促進するとともに、施設・機械の整備支援等により、担い手の経営規模の拡大を促進します。

(4) 多様な担い手の参入促進

- ・ 関係機関・団体が連携した就農相談や、農業大学校・農業法人での技術の現場研修など就農希望者のレベルに応じたきめ細かな支援により、新規就農を促進します。
- ・ 農業参入企業の掘り起こしや受入市町村等とのマッチング、企業の職員に対する技術習得機会の提供、地域の農業者との連携による加工・販売事業等の展開支援等により、企業の農業参入を促進します。
- ・ 企業と農業者との共同出資によるLLP^{※8}（有限責任事業組合）等の新たな事業体や、農協等の農業参入を促進します。

○ 地域の森林経営を担う経営体の育成

(1) 地域けん引型林業経営体の経営能力の向上

- ・ 低コスト間伐作業等を習得するための現地講習会（実技講習）や、経営者を対象とした経営力向上・意識改革のための研修会の開催等により、地域けん引型林業経営体の技術力と経営能力の向上を図ります。
- ・ 地域森林経営プラン実践発表会の開催等による具体的な成功事例の普及により、森林所有者からの長期施業受託^{※9}の拡大など森林施業の集約化を促進し、地域を単位とした生産性の高い森林経営を確立します。

(2) 林業従事者の確保・育成

- ・ 林業従事者の通年雇用や社会保険の加入など就業環境の改善と、「緑の雇用」など新規就業者の育成支援制度の活用により、意欲ある若年就業者の確保を支援します。
- ・ 高性能林業機械オペレーターや林業作業士（グリーンマイスター）の養成研修会の開催等により、高い専門知識と技術を持った地域の中核となる林業従事者を育成します。

○ 地域の漁業を担う経営体の育成

(1) 中核的な漁業経営体の育成

- ・ 養殖漁場の適正な管理や担い手の確保・育成、水産物の販路開拓等を内容とした漁業協同組合の「地域営漁計画」の実践支援により、中核的な養殖漁業経営体を育成します。
- ・ 地域営漁計画の計画期間が終了する漁業協同組合については、現計画の検証に基づいた新たな計画の策定と実行を支援し、養殖漁業経営体の一層の規模の拡大等を促進します。
- ・ 県北地域における採介藻漁業（アワビ、ウニなど）等の生産拡大や、水産物の販路開拓、付加価値向上等による漁業経営体の育成を図るため、漁業協同組合の「県北型地域営漁計

画（仮称）」の策定と実行を支援します。

(2) 地域の漁業の新たな担い手の確保・育成

漁業経営体と就業希望者とのマッチングによる新規参入や、経営規模の拡大等による雇用の拡大を図るとともに、水産高校と地域の水産関係団体・企業等の連携による人材育成と受入体制づくりを支援し、地元漁業への就業を促進します。

○ 経営資源（生産基盤）の有効かつ効率的な活用

(1) 農地の再生利用・有効活用対策の強化

県、市町村、関係団体が一体となった「いわての農地緊急再生運動」を全県展開し、農地の利用調整や面的集積を促進するとともに、耕作放棄地等の再生利用に向けた基盤整備を推進します。

(2) 農業用水の安定供給機能の維持

農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコスト^{※0}の低減を図るため、施設の日常点検の強化に加え、機能診断に基づく「予防保全対策」や、適時適切な更新整備を行う「ストックマネジメント^{※1}」を強化します。

(3) 林内路網など生産基盤整備の推進

間伐など森林施業の低コスト化を図るため、森林施業の集約化を促進するとともに、高性能林業機械の作業に適した林内路網など林業の生産基盤整備を推進します。

(4) 養殖施設や漁港等の整備の推進

漁業生産活動の効率化のための養殖漁場の集積を促進するとともに、養殖施設など共同利用施設や漁港等の整備を推進します。

3 取組に当たっての役割分担

意欲と能力のある経営体を確保・育成するためには、県、市町村、団体等が適切な役割分担のもとに連携を図りながら取り組むことが重要です。

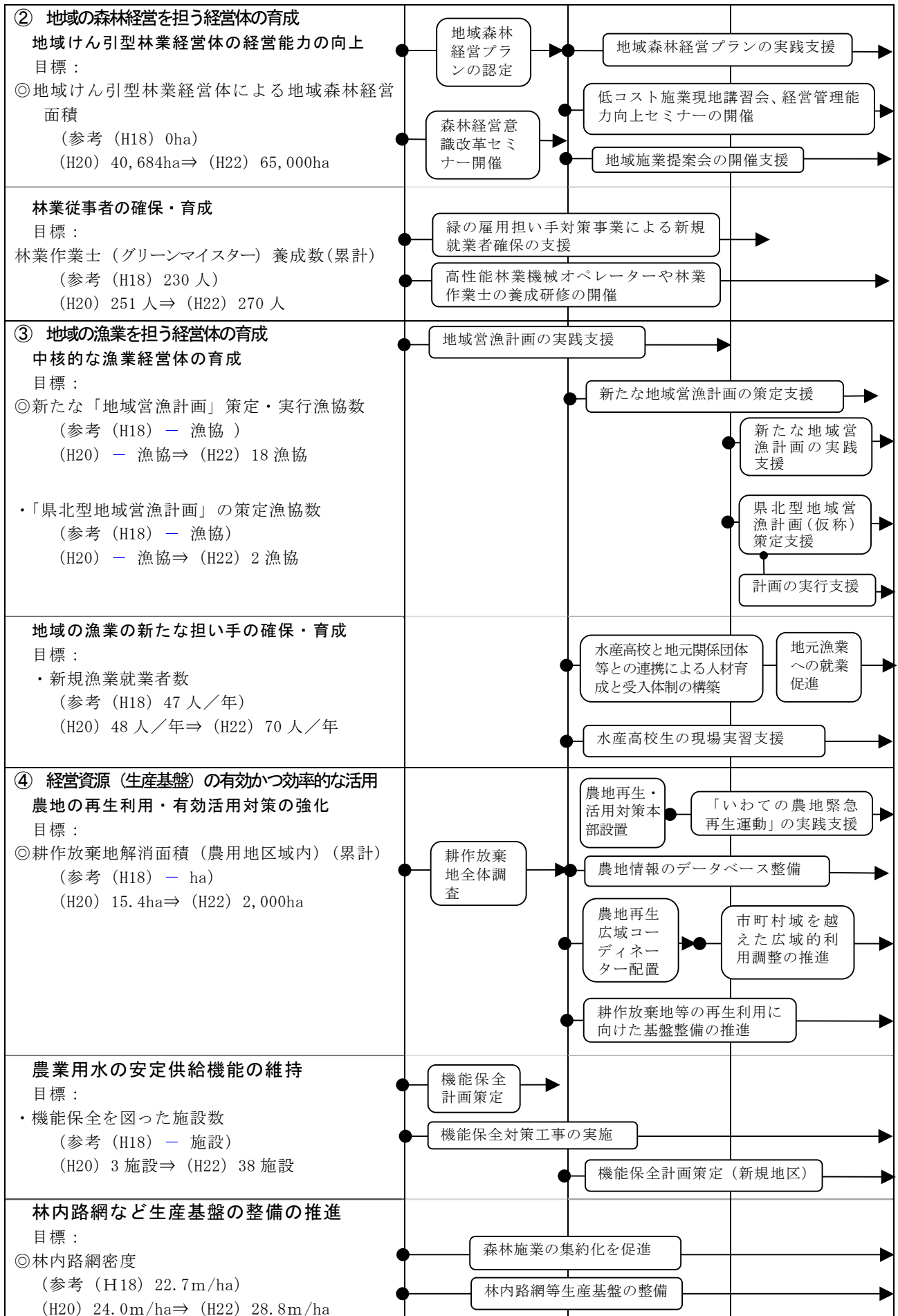
このため、県は、経営体の経営能力の向上や市町村・団体等の取組の支援、生産基盤の整備等を推進します。

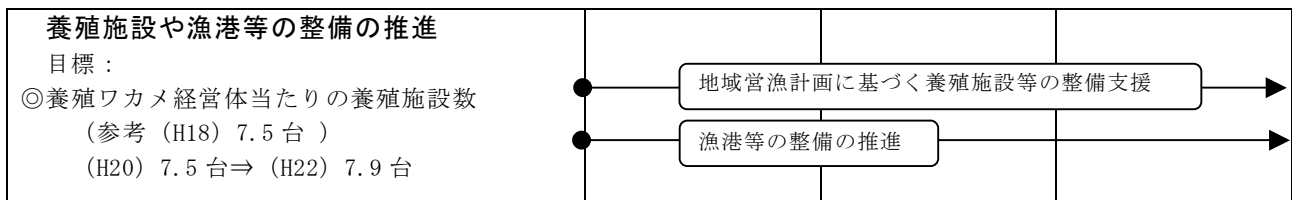
| 県 | 市町村 | 団体 |
|---|---|--|
| <p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手対策（経営改善・高度化、新規就農・企業参入等）の総合企画・調整 経営基盤（施設・機械）の整備支援 耕作放棄地対策（農地情報のデータベース化、市町村域を越えた農地の利用調整等） 農地の面的集積の支援、コーディネーターの育成等、農地利用集積円滑化団体の設置支援 生産基盤の整備、農業水利施設の維持・管理、機能診断及び更新等 | <p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手等の相談窓口の設置と経営改善指導 認定農業者等の認定 新規就農者受入体制の整備 経営基盤（施設・機械）の整備支援 耕作放棄地の発生防止・解消対策の実施 農地の利用調整、あっせん活動（農業委員会）、農地利用集積円滑化団体の設置・設置支援 農業水利施設等の維持・管理 | <p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手等の相談窓口の設置 認定農業者、集落営農組織等への経営・生産技術指導等 経営能力の向上支援 集落営農組織への法人化等支援 農地の利用調整、あっせん活動（農地利用集積円滑化団体） 小規模な生産基盤の整備、農業水利施設等の維持・管理（土地改良区） |
| <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域けん引型林業経営体の育成（講習会等の開催、技術研修の指導等） 広域的な林内路網等の生産基盤整備の支援 | <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業等による経営体の支援 地域の森林所有者に対する普及啓発活動 地域における林内路網等の生産基盤整備の支援 | <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施業集約化等の技術サポート 技術研修等の開催 新規就業者等の受入体制整備 作業路や木材集積場の整備、管理 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域営漁計画」の策定・実行支援 ・「県北型地域営漁計画（仮称）」の策定支援 ・養殖施設や漁港等の生産基盤整備の推進 | <p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域営漁計画」の策定・実行支援 ・「県北型地域営漁計画（仮称）」の策定支援 ・市町村管理漁港等の生産基盤整備 | <p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域営漁計画」の策定 ・「県北型地域営漁計画（仮称）」の策定 ・新規就業者等の受入体制整備 ・養殖施設等の整備 |
|---|--|--|

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|--|--|---|----------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| <p>① 地域農業の核となる経営体の育成</p> <p>認定農業者等の経営高度化の促進</p> <p>目標：</p> <p>◎経営改善計画目標を達成した認定農業者の割合 （参考（H18）29.6%） （H20）26.9%⇒（H22）40%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者である法人組織数 （参考（H18）290 法人） （H20）373 法人⇒（H22）450 法人 | <p>● 農業経営改善計画の目標達成等支援</p> <p>● 専門家によるコンサルティングチーム設置</p> <p>● いわてアグリフロンティアスクール運営支援</p> | <p>● コンサルティングチームによる個別指導の実施</p> | <p>●</p> |
| <p>集落営農の経営高度化の促進</p> <p>目標：</p> <p>◎集落型の法人数 （参考（H18）36 法人） （H20）56 法人⇒（H22）70 法人</p> | <p>● 「集落水田農業ビジョン」の実践支援</p> <p>● 「集落営農経営計画」策定支援</p> <p>● いわて集落営農ネットワーク会議（仮称）設立支援</p> | <p>● 「集落営農パワーアップ運動（一集落一戦略実践）」の展開</p> <p>● 集落営農経営計画に基づく経営改善支援</p> <p>● 経営管理・技術向上研修等の活動支援</p> | <p>●</p> |
| <p>農地利用集積の促進等による経営規模の拡大支援</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地利用集積率 （参考（H18）45%） （H20）52%⇒（H22）57% | <p>● 農地の面的集積組織の設置支援</p> <p>● 集積コーディネーターの設置支援</p> <p>● ほ場整備と農地利用集積の一体的な推進</p> | <p>● 面的集積組織の活動への支援</p> | <p>●</p> |
| <p>多様な担い手の参入促進</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者数 （参考（H18）148 人／年） （H20）232 人／年⇒（H22）250 人／年 ・参入企業数 （参考（H18）35 社） （H20）72 社⇒（H22）90 社 | <p>● 新規就農候補者リストに基づく就農支援</p> <p>● 農業法人等への就業相談の実施</p> <p>● 参入企業への相談対応</p> <p>● 企業参入相談員の設置</p> <p>● 農業参入企業の掘起し活動の推進</p> <p>● 参入企業職員の技術修得の支援</p> | <p>● 就業者の技術・経営能力向上の支援</p> <p>● 参入希望企業と市町村等とのマッチング</p> | <p>●</p> |





- ※ 1 認定農業者
「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定を受けた農業者。
- 2 特定農業団体
地域の農作業を受託することなどにより、農用地をまとめて利用する集落営農組織。一元経理などの要件があり、「農業経営基盤強化促進法」に基づき市町村長が認定。
- 3 特定農業法人
地域の農用地を借受けすることなどにより、農用地をまとめて利用する法人。農用地の利用集積などの要件があり、「農業経営基盤強化促進法」に基づき市町村長が認定。
- 4 低コスト森林施業
作業路網と高性能林業機械を組み合わせた生産性の高い作業システム。
- 5 集落水田農業ビジョン
集落が目指す農業の将来像や担い手を明らかにしたもの。本県独自の取組として、H15 から全県の約 9 割の集落で、話し合いに基づき策定。
- 6 集落営農組織
集落を構成する農家が参加し、農業生産過程における一部、または全部についての共同化・統一化に関する合意のもとで営農に取り組む組織
- 7 農地利用集積円滑化団体
農地所有者からの委任等を受けて農地を面的にまとめ、担い手に配分する取組みを行う組織（市町村、公社、農業協同組合、土地改良区、担い手協議会等）
- 8 LLP (Limited Liability Partnership: 有限責任事業組合)
出資者は有限責任であり、損益や権限の配分を自由に決めることができる。LLP 自体には法人税が課税されない。生産者と食品加工業、流通業との連携による共同事業体設立等に活用することが可能。
- 9 長期施業受託
森林の施業や管理に関する長期委託契約を受けること。伐採と翌年の植林、複数年にわたる間伐など、契約期間内の必要な森林施業を一括して契約するもの。
- 10 ライフサイクルコスト
施設の建設・維持管理等（廃棄含む）に係る全ての費用。
- 11 ストックマネジメント
施設の定期的な機能診断により、性能低下の要因を分析し、適時・的確に対策を講じながら、施設情報の蓄積を図り、継続的に保全対策に活かす手法。

消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

1 目指す姿

消費者や市場のニーズに的確に対応した、安全・安心で高品質な農林水産物の生産が拡大し、本県が消費者から信頼・支持される国内有数の「食料・木材供給基地」として確立されています。

| 指 標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------|-----------|-----------------------|-----------|
| ◎ ①農業産出額 | 2,432 億円 | 2,460 億円 ^⑨ | 2,515 億円 |
| ◎ ②林業産出額 | 187 億円 | 204 億円 ^⑨ | 220 億円 |
| ◎ ③漁業生産額 | 436 億円 | 438 億円 ^⑨ | 445 億円 |
| 合 計 | 3,055 億円 | 3,102 億円 ^⑨ | 3,180 億円 |

【目標値の考え方】

- ① 単位面積当たり収穫量（単収）向上等による園芸の生産拡大と家畜飼養規模の拡大等により約 55 億円の増加を目指すもの。
- ② 製材、集成材、合板等の生産拡大に対応した素材供給量の増加等により約 16 億円の増加を目指すもの。
- ③ アワビの生産効率向上とワカメや新規養殖品目などの生産拡大により約 7 億円の増加を目指すもの。

現 状

- 平成 19 年の本県の農林水産物の産出（生産）額は、ピーク時（農業：3,595 億円（昭和 60 年）、林業：419 億円（昭和 55 年）、漁業：517 億円（平成 4 年））と比較して大きく減少しています。
- 食品をめぐる様々な事件の発生等を契機に、消費者の食の安全・安心志向が高まり、食品産業では、商品の「安全」を優先させる傾向にあります。（「安全を優先」とする回答、平成 20 年下期 34.0% → 21 年上半期 43.3%）（食品産業動向調査結果、平成 21 年 9 月、㈱日本政策金融公庫調査）

2 目指す姿を実現するための取組

安全・安心で高品質な農林水産物の生産拡大により、全国トップレベルの「安全・安心産地」を形成するとともに、生産性・市場性の高い産地づくりの推進や、多様なニーズに対応した供給体制の確立、高品質・安定生産のための高度な生産技術の開発・普及等に重点的に取り組めます。

主な取組内容

○ 全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成

(1) 「安全・安心」な生産体制の強化

- ・ 県内主要産地への県版 G A P^{*1}（県版農業生産工程管理）の普及・定着や、J G A P 指導員の養成等を通じて、より高度な G A P 等へのレベルアップを支援するとともに、農産物の流通・加工・販売分野と連携したトレーサビリティ（履歴管理）システムの導入を促進します。
- ・ 農薬適正使用や栽培履歴記帳などの取組状況の点検を行うとともに、取組が優良な産地等の表彰を実施し、「安全・安心産地」のレベルアップを図ります。
- ・ 消費者の農産物への安全・安心志向に対応し、農薬や化学肥料の使用量を低減した生産方式に取り組むエコファーマー^{*2}の認定拡大や特別栽培農産物^{*3}等の生産拡大を支援します。
- ・ 家畜飼養衛生管理基準の徹底、高病原性鳥インフルエンザなど特定家畜伝染病の侵入やまん延の防止など、危機管理体制の充実を図ります。
- ・ 県産製材品を求める工務店等のニーズに対応するため、産地や製材品の加工履歴を管理する県産材の産地証明制度の普及・定着を図るとともに、しいたけなど特用林産物のトレ

ーサビリティシステムの構築を促進します。

- ・ 生産から加工・流通まで安全・安心な水産物の供給体制を構築するため、生産段階からの鮮度管理や産地市場の衛生管理の徹底、貝毒等の監視体制の強化を図るとともに、高度な衛生管理に対応した産地市場の整備等を推進します。

(2) 食や農林水産業への理解増進

学校等で実施する農林漁業体験学習活動への支援や食育活動の促進等により、食や農林水産業への理解の増進に努めます。

○ 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

(1) 戦略的な産地形成・再構築の加速化

- ・ 園芸や畜産の主要産地において、生産から販売までの総合的な対策に取り組み、生産量や産出額の拡大を図る「いわて新農業展開戦略プロジェクト（仮称）」を展開し、産地の再構築を加速します。
- ・ 「いわて純情米生産・販売戦略（平成 20 年 3 月策定）」に基づき、高品質・良食味を基本とした「売れる米づくり」の生産や、業務用、飼料用、米粉用など新たな需要に対応した米産地の形成を促進します。
- ・ 高標高地における土地利用型野菜の生産拡大、冬春野菜や菌床菌茸の導入・拡大による野菜等の周年出荷体制の確立等により、本県の多様な立地条件を生かした産地づくりを進めます。
- ・ 本県オリジナルのりんご品種等の計画的な改植や、市場性の高いりんどう新品種の作付拡大などにより、競争力の高い産地づくりを促進します。
- ・ 自給飼料の増産を進めるとともに、キャトルセンター^{*4}の整備による肉用牛の生産拡大や、酪農経営へのセバレート牛舎方式^{*5}の導入等による産乳能力向上を支援します。
- ・ 環境に配慮した畜舎の整備支援等により、養鶏や養豚の生産拡大を図ります。
- ・ 生産性向上技術の普及や、新規生産者の参入促進などにより、しいたけなど特用林産物の生産体制を強化します。
- ・ 「いわて雑穀生産・販売戦略（平成 21 年 3 月策定）」に基づく無化学肥料栽培等による雑穀や、粗飼料を多給して肥育する「いわて短角和牛」などの生産拡大を図り、本県の地域資源を活かしたオンリーワン産地づくりを推進します。

(2) 農産物のオリジナル生産技術の普及等による生産性向上

- ・ 良食味で農薬等の使用量を大幅に削減できる米の栽培技術や、湛水直播栽培技術^{*6}、麦・大豆の小畦立て播種栽培技術^{*7}のほか、果菜類の長期多収栽培技術など、高品質・低コスト・安定生産につながる本県独自の生産技術の普及・定着を促進します。

(3) 「緑の産業再生プロジェクト」の展開による木材産地の形成

- ・ 低コスト間伐等に対応した高性能林業機械等の導入、林道等林内路網の整備、地域けん引型林業経営体を中心とした木材の安定供給から集成材等の木材加工まで効率的に行う事業体連携（林業・木材コンソーシアム）の構築など、「緑の産業再生プロジェクト」の展開による地域の木材産地の形成に向けた総合的な取組を支援します。
- ・ 森林資源の循環利用を図るため、地域林業を支え、地球温暖化防止等にも貢献する利用間伐や伐採跡地への再造林等の森林整備を促進します。

(4) 増養殖技術等の開発・普及による水産物の生産拡大

- ・ サケ回帰率向上に向けた稚魚の飼育技術の開発や、ふ化場技術者の育成を進めるとともに、アワビやヒラメの回収率向上に向けた放流技術の開発、ナマコ種苗の量産技術の確立など、投資効果の高い増殖技術の確立を支援します。
- ・ ワカメ養殖業の生産拡大と省力化に向けた陸上刈取機や高速塩漬装置を普及するとともに、漁業者の所得向上につながる新たな養殖品目（マツモ、エゾイシカゲガイ等）の導入を図ります。

○ 多様なニーズに対応した供給体制の確立

(1) 消費者・実需者ニーズに的確に対応した園芸産地づくりの支援

加工・業務用需要に対応した野菜産地モデルの育成や、市場ニーズが高まっている、なす、

夏秋いちご、パプリカ等の導入を重点的に進め、新たな産地づくりを促進します。

(2) 幅広い産業と連携した「いわて広葉樹ビジネス」の展開

本県の豊かな天然広葉樹資源を積極的に活用し、きのこ栽培用の原木や高品質な紙製品の原料供給を促進するほか、外食やアウトドア産業等への木炭供給など、幅広い産業と連携した「いわて広葉樹ビジネス」を展開します。

○ 高度な技術開発の促進

県内外の大学や試験研究機関、民間企業等との共同研究など産学官連携を強化し、高品質・安定生産等を実現する新たな品種や生産技術など、本県農林水産業振興に向けた戦略的な技術開発を進めます。

(主な技術開発例)

- ・ DNAマーカー^{※8}を活用した、水稻（良食味、耐冷・耐病性、直播適性に優れた米）、りんどう等（色・草姿等に優れた花）のオリジナル品種の開発や、黒毛和種種雄牛（肉質や発育に優れた牛）の造成
- ・ 地球温暖化（気温上昇）に対応できる高温耐性品種や栽培技術の開発
- ・ ウィルスなどによる植物病害を迅速かつ低コストで診断可能なキットの開発
- ・ 水稻等のセルロース（植物繊維）から効率的にエタノールを生産するオリジナルバイオ燃料化技術の開発
- ・ 農林水産物の健康機能性を生かした、機能性食品や医薬新資材等の開発
- ・ 本県の森林環境に適した先進的な低コスト再造林技術の開発
- ・ 200年住宅へ対応したアカマツの高耐久性接合技術の開発
- ・ 麻痺性貝毒の発生を現地で迅速に判定する簡易測定方法の開発（北里大学等との連携）
- ・ 特定光波長^{※9}による効率的なサケ稚魚生産技術の開発 等

○ 産地づくり推進体制の確立

- ・ NPO法人等と連携した新規栽培者等への生産技術・経営指導の強化や、農業改良普及センター、市町村、農業協同組合、地域の関係者の協働による産地づくり支援体制を構築します。
- ・ 多様な作物の導入に適したほ場の整備（大区画化、汎用化など）やかんがい施設の整備等を推進するとともに、農林水産物を効率的に生産・流通させるための農道・林道の整備を進めます。
- ・ 市町村、林業関係団体等で組織する協議会等を通じて、素材生産業者と製材工場や合板工場など大口木材需要者との取引協定の締結等を促進し、木材の安定的な供給を図ります。
- ・ しいたけ生産者リーダーを核として、市町村や関係団体等との連携による研修の実施や情報共有の充実など、地域におけるしいたけ生産の指導体制を強化します。
- ・ 関係機関・団体等との連携を強化し、資源回復計画^{※10}に基づくヒラメなど地域の水産物の持続的な利用や、アワビ等の密漁対策を一層強化するとともに、外来魚等の食害から内水面漁業資源の保護を図るなど、水産資源の適正な管理と保護を推進します。

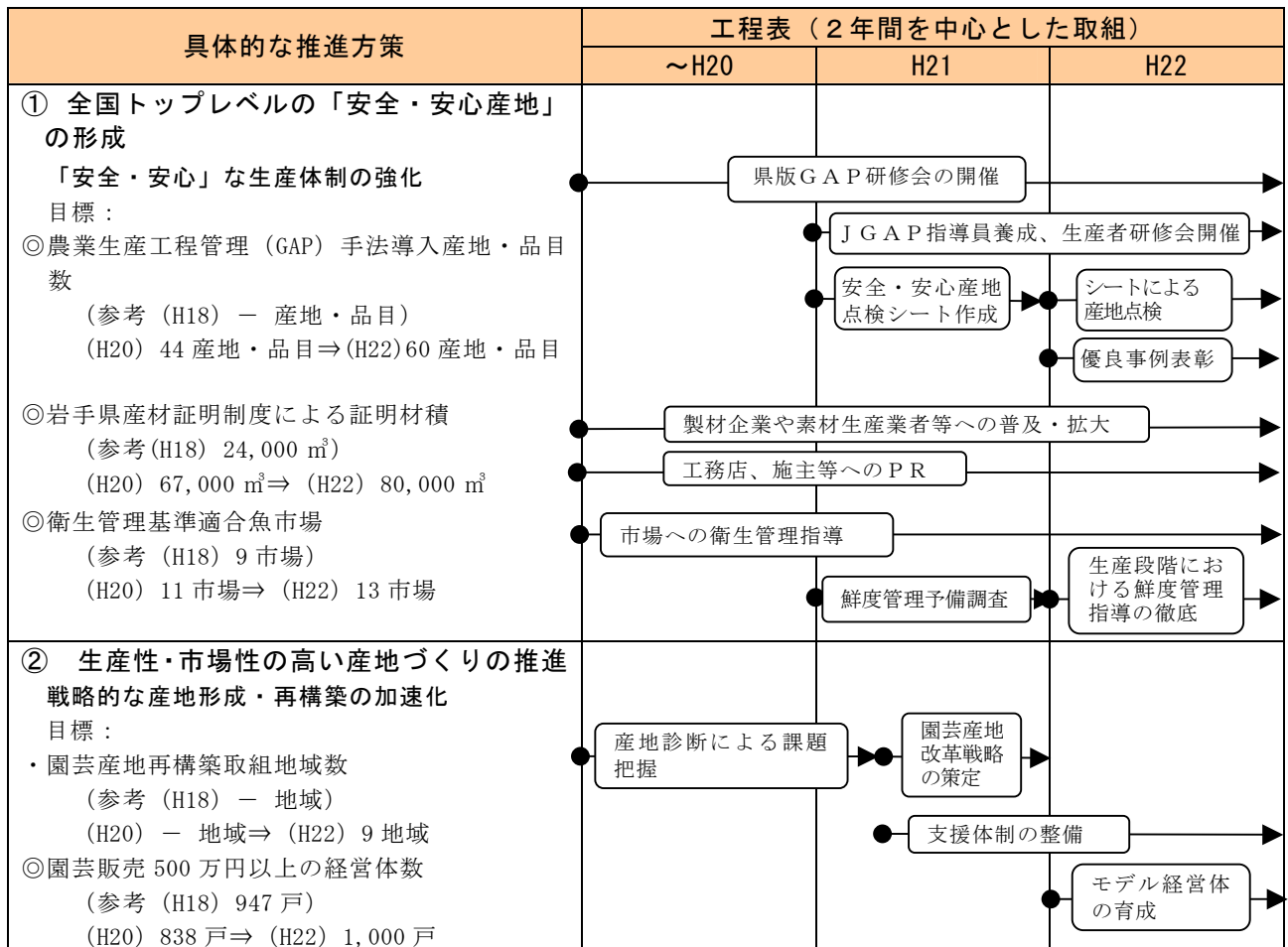
3 取組に当たっての役割分担

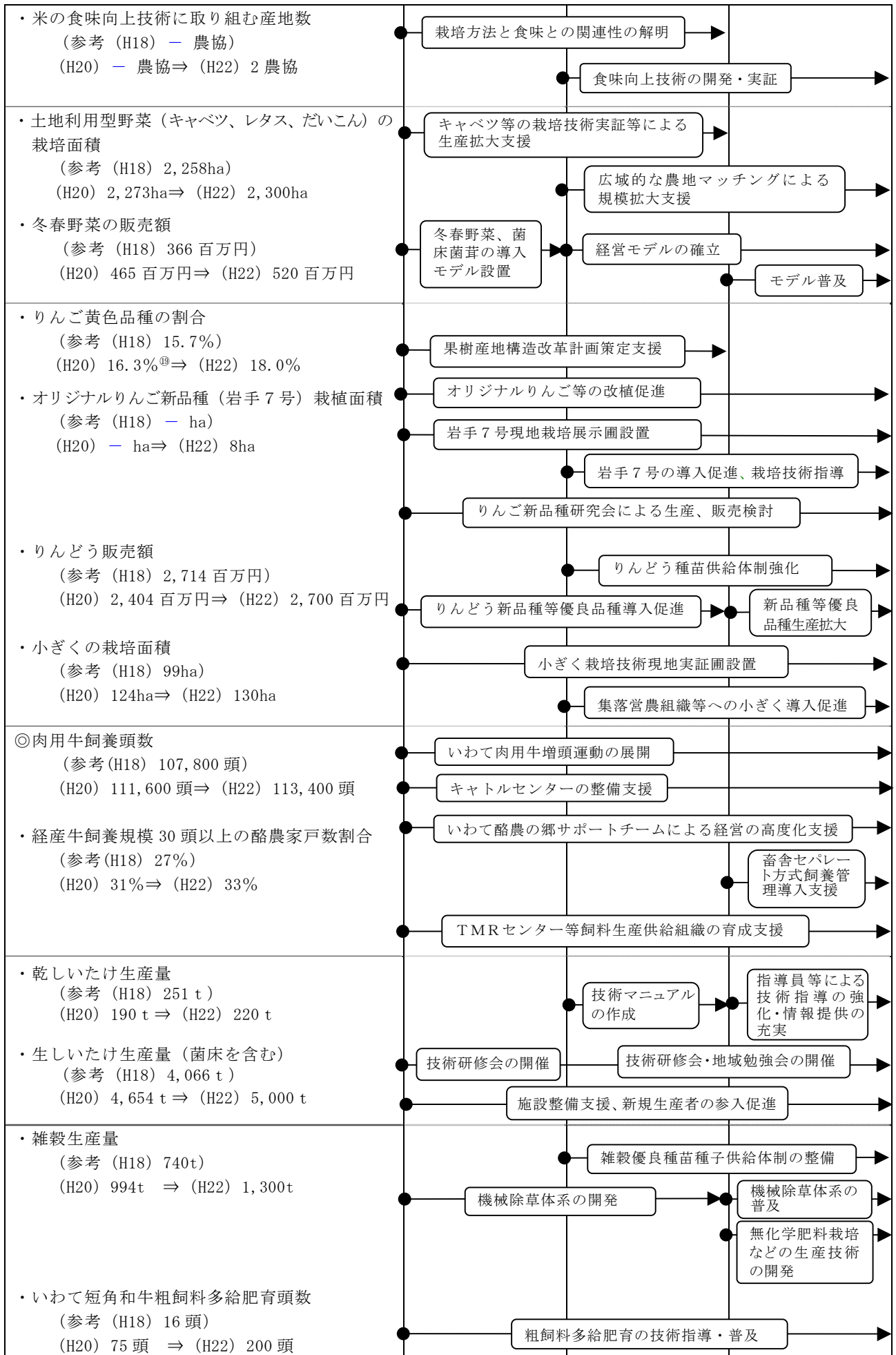
本県を、食料・木材供給基地として確立するためには、生産者、団体、市町村との連携を強化しながら、生産性の向上を図るとともに、消費者や市場ニーズに対応した農林水産物の生産拡大に取り組むことが重要です。

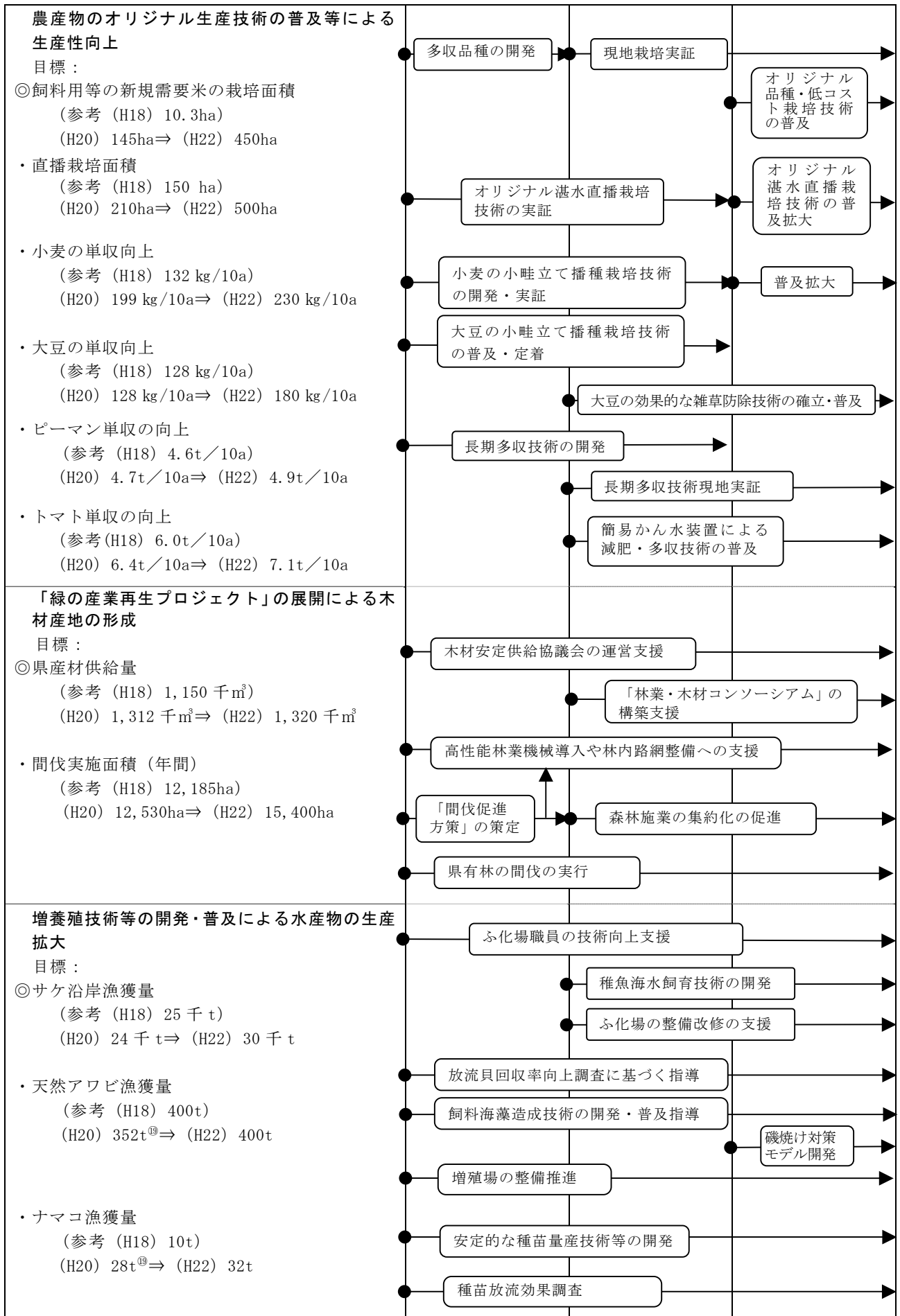
このため、産地づくりは、生産者団体が主体的に取り組むことを基本としますが、県は、市町村や団体等と連携し、産地づくり戦略の策定、高度技術等の開発・普及、生産基盤整備等を推進します。

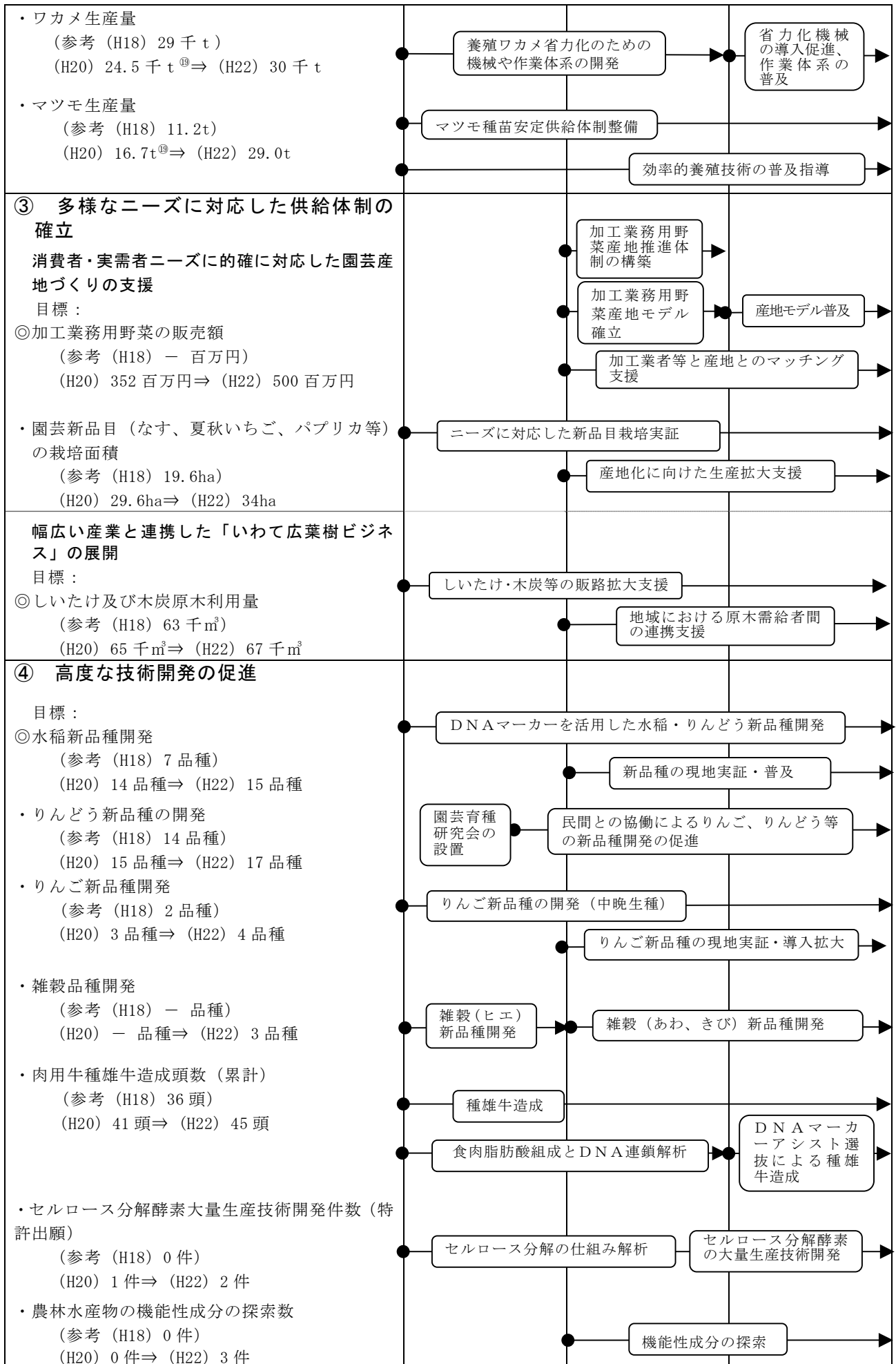
| 県 | 市町村 | 団体等 |
|---|---|---|
| <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業、農業生産工程管理（GAP）等の普及・定着促進 トレーサビリティ（履歴管理）システムの取組拡大への支援 県産材の産地証明制度等の普及・定着の促進 産地魚市場等への衛生管理指導、施設整備 <p>【農産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園芸・畜産産地の再構築に向けた戦略の策定と実行支援 生産性向上等技術の普及 <p>【林産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の安定供給体制の構築支援 間伐等の技術の普及、制度の周知 県有林事業での間伐の実行 <p>【水産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> サケ等の増養殖技術の開発・指導 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産地づくり推進体制の構築支援 高度技術や新品種等の開発・普及 生産基盤の整備 農協等の合併・経営改善の指導 | <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における環境保全型農業等の実践支援 住民への環境保全の理解醸成と意識啓発 県産材の産地証明制度等の普及・定着の促進 産地魚市場等への衛生管理基準に基づく指導、施設整備 <p>【農産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園芸・畜産産地の再構築に向けた戦略の策定と実行支援 <p>【林産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材安定供給体制の構築支援 間伐等の制度の周知 <p>【水産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> サケ等の増養殖体制の整備 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産地づくり推進体制の構築支援 基盤整備事業の事業化支援 合併・経営改善に向けた支援 | <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業等の実践 県産材の産地証明制度等の実践 産地魚市場の衛生管理基準に基づく施設整備 <p>【農産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園芸・畜産産地の再構築に向けた戦略の策定及び実行 生産者の技術習得支援 <p>【林産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材安定供給取引協定等の締結促進 間伐等の実行・指導 <p>【水産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> サケ等の増養殖技術の実践 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産地づくり推進体制の構築支援 生産基盤の整備、地元調整 合併・経営改善の推進 |

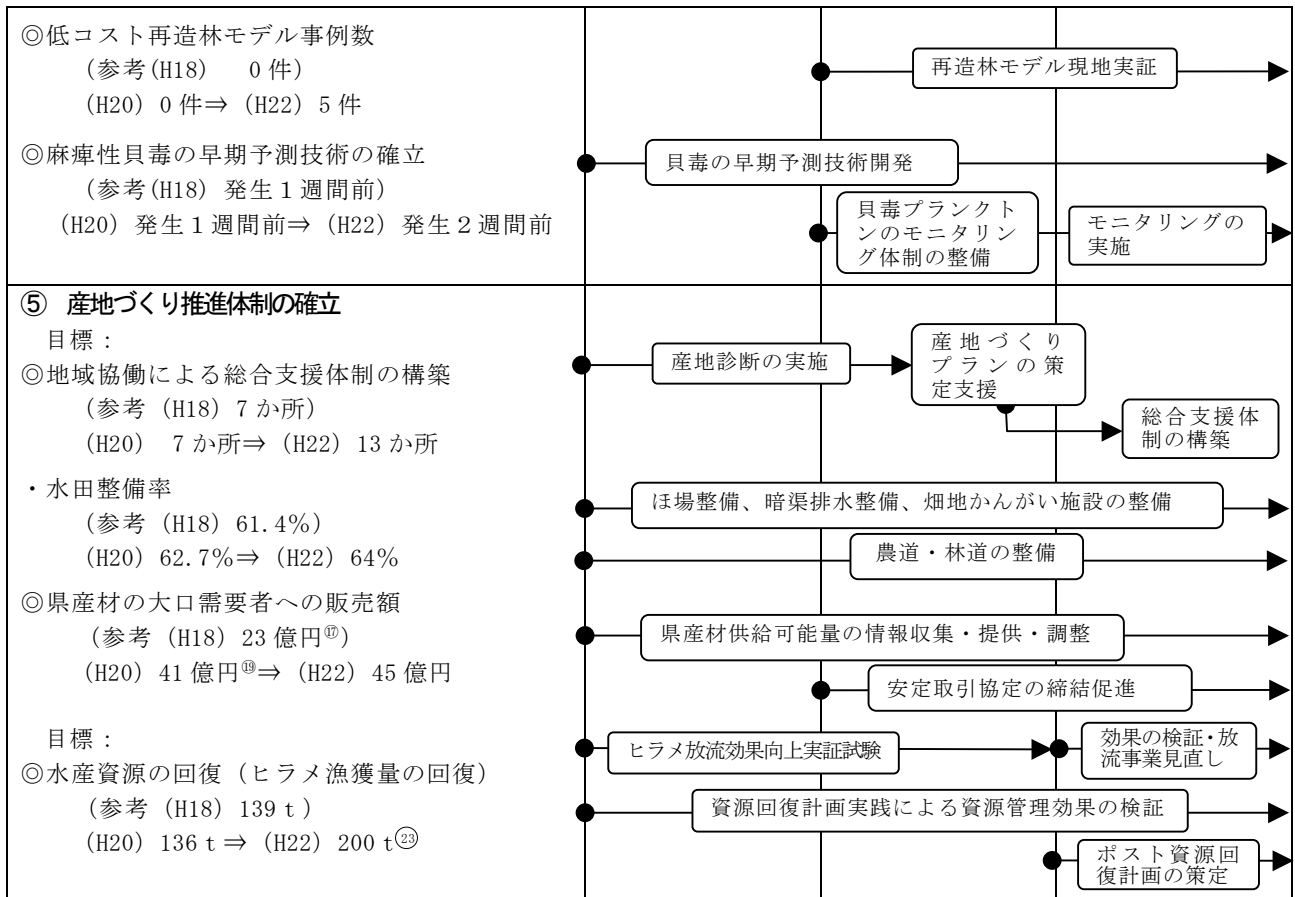
4 具体的な推進方策（工程表）











※1 県版GAP

GAPとは、農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。県版GAPは、生産者の負担感が少なく、より多くの生産者が取り組める内容となっている。JGAPは、日本の条件に合わせて策定した国際的なレベルを満たしているGAPで、県版GAPよりさらに高度なもの。

2 エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(持続農業法)」に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減技術に一体的に取り組む計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者のこと。

3 特別栽培農産物

国のガイドラインに基づき、通常の栽培方法(慣行栽培)に比べ、化学合成農薬と化学肥料のうち窒素成分量を5割以上減じて栽培された農産物。

4 キャトルセンター

子牛の哺育・育成や雌牛の繁殖・分娩等を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定の期間まとめて施設に預けることで肉用牛生産にかかる労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができる。

5 セバレート牛舎

酪農経営において、搾乳牛、乾乳牛、育成牛等を同一畜舎内に繋養していたものを、搾乳舎、乾乳牛舎、育成牛舎を分離することで、従来の牛舎の搾乳エリアを増やし生乳生産能力及び飼養規模の拡大を図ろうとするもの。

6 湛水直播栽培技術

代掻きをした水田に種もみを直接まく栽培法。水稲作の省力・低コスト生産技術として期待されている。

7 小畦立て播種栽培技術

麦・大豆の播種時に小さな畦を立てることで、慣行の播種栽培より排水性を良くし、特に大豆では生育初期にあたる梅雨期の湿害を回避するための技術として有効。岩手県農業研究センターで開発された本県オリジナル技術。

8 DNAマーカー

「病気に強い」、「肉質が強い」など、個体が持つ形質の差をDNA配列の違いを基にして評価・選抜するための目印。DNAマーカーを活用することによって、育種の効率化が可能となる。

9 特定光波長

生物によって特定の光波長(人の目は光波長の違いを色で認識、虹色などが例)が成長を促進する効果があることが認められており、この特性をサケ稚魚の生産技術に応用しようとするもの。

10 資源回復計画

乱獲等により資源が減少した魚介類を対象に、漁業者が主体的に資源を回復させるための取組を定めた計画。

農林水産物の高付加価値化と販路の拡大

1 目指す姿

生産分野の加工・販売分野への進出等が活発化し、本県の安全・安心で高品質な農林水産物がブランドとして確立され、販路が拡大しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|--------------------------------|-----------|---------------------|-----------|
| ◎ ① 6次産業化 ^{*1} による販売額 | 107 億円 | 115 億円 ^⑨ | 126 億円 |
| ② 水産加工業生産額 | 712 億円 | 751 億円 ^⑨ | 761 億円 |
| ◎ ③ プレミアム商品 ^{*2} の販売額 | 4.3 億円 | 5.3 億円 | 13.5 億円 |

【目標値の考え方】

- ① 加工・販売分野へ進出する6次産業化の支援により約11億円の増加を目指すもの。
- ② 地域内水産加工業の強化により、約10億円の増加を目指すもの。
- ③ 米、牛肉、ワカメ等のプレミアム商品の販売額約8億円の増加を目指すもの。これらの販売を通じ、県産農林水産物のブランド化と販路拡大を図るもの。

現 状

- 平成19年度の農業生産者等による加工品販売額は12億円、産地直売所の売上額は102億円と増加傾向で推移しているほか、中心市街地での産直開設（「街なか産直」）や漁業者による朝市開設、インターネット販売など、生産者が加工・販売分野へ進出する新たな取組が活発化しています。
- 平成19年の水産加工業生産額は、平成9年の84%に留まっていますが、生産者と加工業者等との連携による低利用資源を利用した商品開発や産学官連携によるユニバーサルデザインフード^{*3}の開発などが進んでいます。
- 安全・安心やおいしさにこだわった「いわてプレミアム短角牛」や「いわて純情プレミアム米」等のプレミアム商品が開発され、ブランド化への取組が始まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

農林水産業（生産分野）が加工、販売分野へ進出する「6次産業化」や、地域の食産業・観光産業等との連携による「農商工連携」の推進、安全・安心で高品質な商品の開発促進等により農林水産物の高付加価値化を図るとともに、多様な販売チャネルの確立と積極的な商品情報の発信等により販路の拡大を図ります。

また、地域や企業等との協働による県産食材の利用拡大など、地産地消の取組を強化します。

主な取組内容

○ 6次産業化等による農林水産物の高付加価値化 ★

(1) 農林水産業の6次産業化や農商工連携の推進

- ・ 首都圏の量販店OB等で構成する「食のプロフェッショナルチーム」による6次産業化や農商工連携のビジネスモデルの育成と継続的なフォローアップを実施します。
- ・ ビジネスモデルの育成支援等を通じて得られた人材、ツール、ノウハウ等について事業者や支援機関で共有化を図るとともに、事業者等で組織する「6次産業ネットワーク（仮称）」が行う起業化や企業との連携に向けた活動を支援し、農林水産物や加工品等の生産拡大や新たなビジネス展開を促進します。

(2) 新商品開発や地域内連携体制の強化等による農林水産加工業の振興

- ・ 農業者や農業団体における加工部門の導入等を支援するとともに、地元加工業者との連携による雑穀やヤマブドウ等の新たな加工品開発を促進し、農林水産物の高付加価値化を図ります。
- ・ 地域内の原料供給体制の強化や経営指導等による水産加工業の体質強化を支援するとともに、イサダなど低利用水産物の活用や、脂肪含有量等の素材特性を生かした商品開発等により水産物の高付加価値化を図ります。

○ 農林水産物のブランド化の推進 ★

- ・ 生産者の創意工夫や農商工連携等により、「安全・安心」や「おいしさ」等を徹底的に追求した、米や牛肉、ワカメ等のプレミアム商品や、雑穀やアワビなど全国に誇れる生産物の魅力を最大限に生かした新商品開発と販売を促進します。
- ・ 品質や性能が確かな乾燥材や集成材、不燃木材など高い付加価値を持つ木材製品の生産技術の確立や、県北・沿岸地域においては、「南部アカマツ振興センター」を中心に資源量日本一を誇るアカマツ材の通年出荷等により県産材のブランド化を図ります。

○ 多様な販売チャネルの確立と積極的な情報発信

(1) 国内での販売チャネルの確立と情報発信

- ・ 「食のプロフェッショナルチーム」によるマーケティング活動や、商談会の開催等を支援するとともに、生産者等が自ら行う直接取引等の取組等を支援し、販路の拡大を図ります。
- ・ インターネット販売や量販店等でのインショップ販売^{*4}、高齢者世帯や共稼ぎ世帯を対象とした食材宅配サービスなど、新たな販売チャネルの開拓を促進します。
- ・ 「いわて公式食の総合ポータルサイト」における「岩手発・食ネット販売情報」や「癒し・健康に結びつく食情報」の提供などにより、県産農林水産物の情報発信力強化と消費者とのコミュニケーションの充実を図ります。

(2) 海外市場での販路の拡大

- ・ 物産展の開催などによる販路の拡大を図るほか、海外事務所に加え、商社など民間のノウハウ、ネットワークを活用し、現地のニーズに対応した商品づくりを進めます。（政策項目No.7の再掲）
- ・ 輸出に対応した牛肉処理施設の整備支援や、海外の物産展等への出展支援等により「いわて牛」の販路開拓を推進します。

○ 県産食材の供給体制の構築による地産地消の新たな展開 ★

- ・ 地域における関係機関・団体の協働の取組や企業等の主体的な活動により、県産食材に対する県民理解の醸成と地元食材の利用拡大を促進します。
- ・ 産地直売施設等を核とした、給食施設や宿泊施設等への食材供給ネットワーク形成や、「地域支援型農業^{*5}」のモデル確立支援等により、県産食材の供給体制の強化を図ります。

3 取組に当たっての役割分担

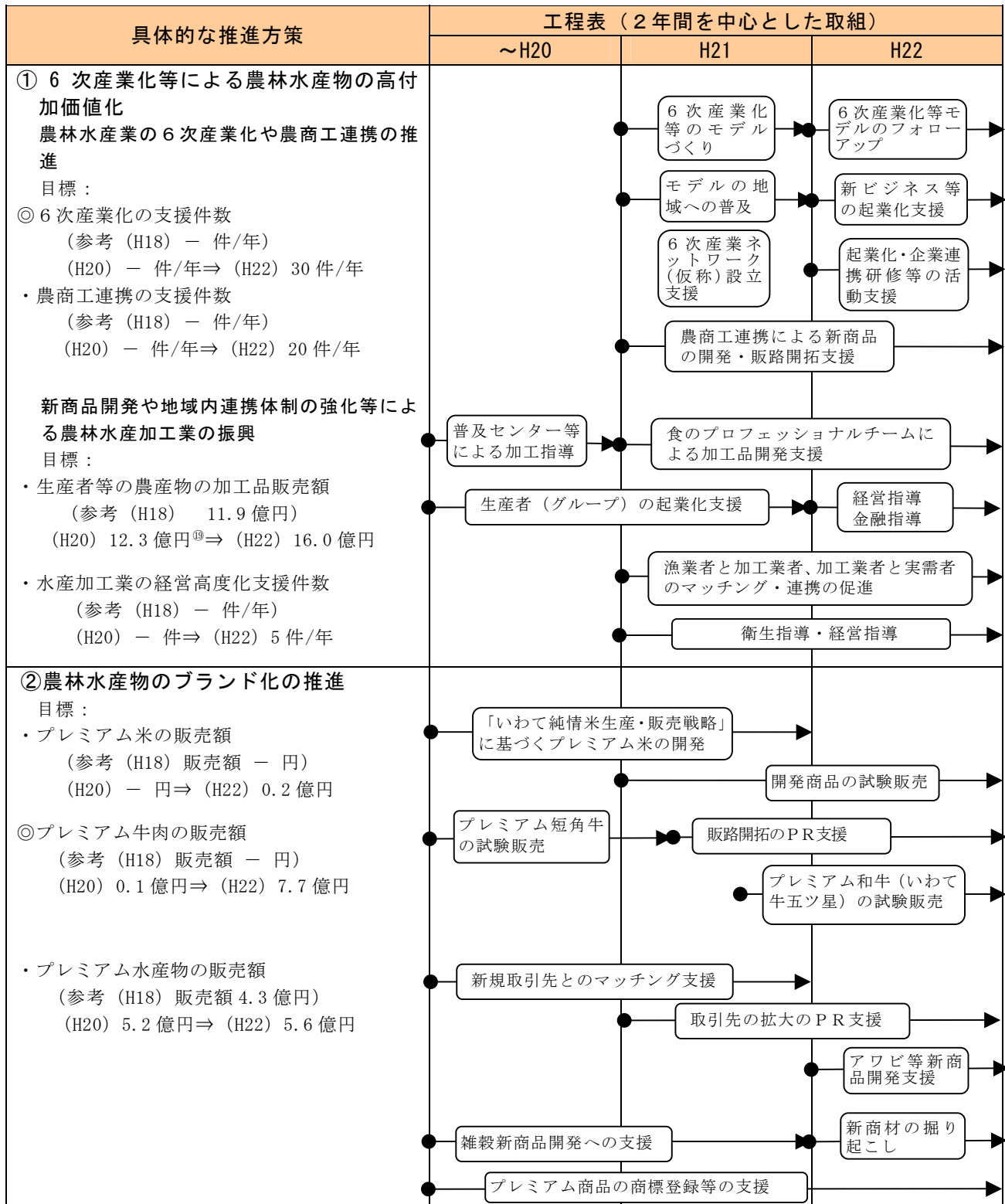
県産農林水産物の高付加価値化を図り、販路を拡大していくためには、生産者や生産者団体が主体的に、消費者や市場のニーズに対応した商品の開発、情報の発信を展開していくことが重要です。

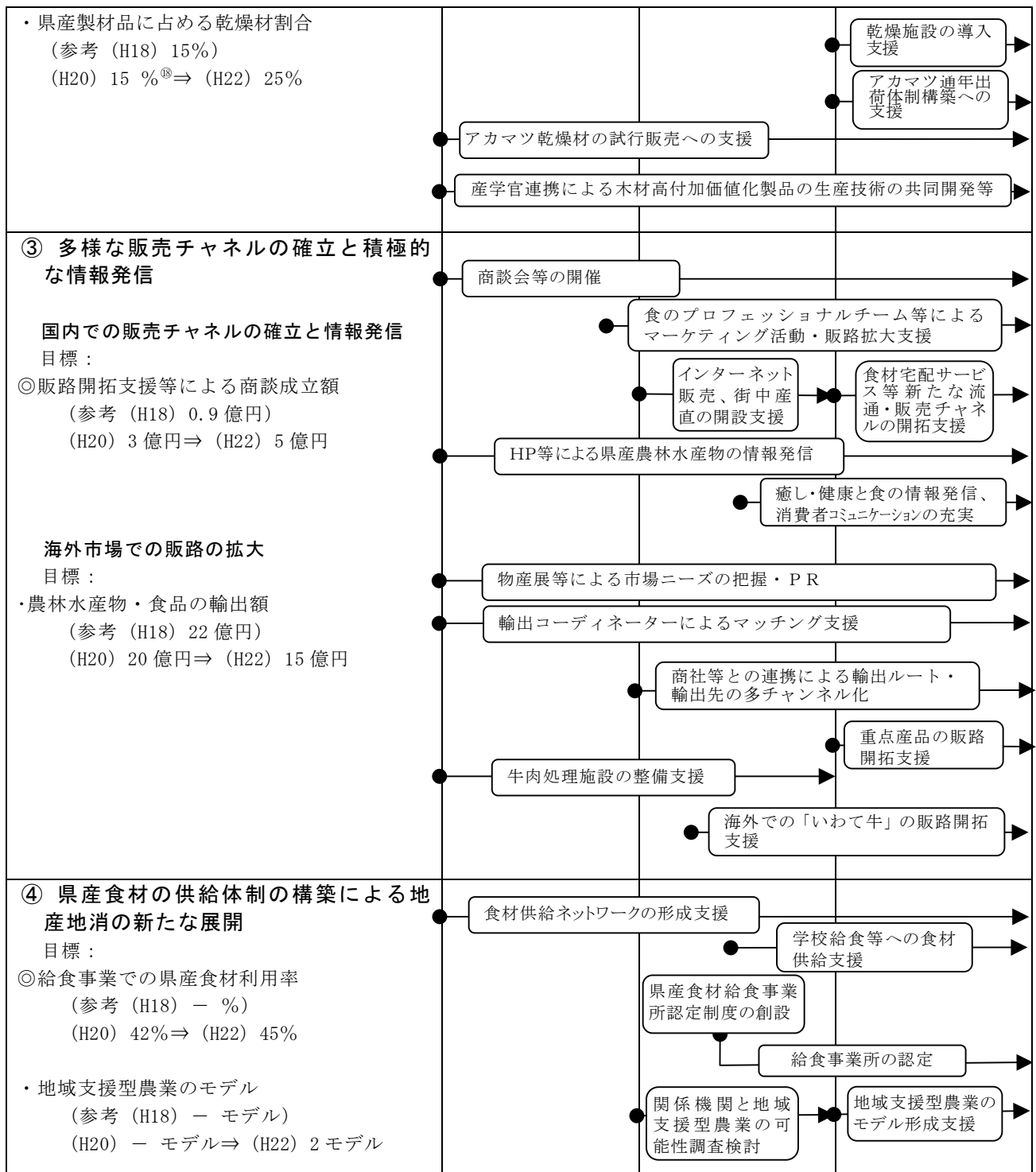
このため、県は、市町村や団体等と連携し、民間ノウハウを活用した商談機会の拡充や、関連産業との連携の強化等により、生産者等の取組を支援するとともに、積極的な情報発信等により、県産農林水産物の利用拡大を支援します。

| 県 | 市町村 | 団体・生産者等 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化、農商工連携モデル形成、企業化等の支援 ・ 水産加工業の地域内原料供給体制構築支援や経営指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化、農商工連携モデル形成、企業化等の支援 ・ 水産加工業の地域内原料供給体制構築支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化、農商工連携の実践 ・ 水産加工業の地域内原料供給体制構築 |

| | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングの支援、商談会の開催、参加誘導 ・商品開発等のための技術支援 ・海外での物産展等の企画・実施 ・地産地消活動の企画、調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・商談会等への参加支援、地域の農林水産物の情報発信 ・海外での物産展等の参加支援 ・地産地消活動の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・商談会等への参加、情報発信 ・消費者ニーズに応じた商品開発、計画的な生産 ・いわて農林水産物輸出促進協議会などを通じた取組み ・地産地消活動の実践 |
|---|---|---|

4 具体的な推進方策（工程表）





※1 6次産業化

農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組。（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結びついた形態）

2 プレミアム商品

消費者、市場などが求める高品質で安全・安心を基本とした商品で、レベルの高い基準で選ばれ、安定的に供給が可能な商品。（例：とうもろこしを発酵させた自給粗飼料等を多く与えて生産された短角牛や、農薬の使用を大幅に削減して生産し、粒の大きさを揃えた良食味の米など）

3 ユニバーサルデザインフード

日常の食事から介護食まで、幅広く食べやすさに配慮した食品。

4 インショップ販売

デパートやスーパーなど量販店の一角にある売り場（店内店舗）における地域の農林水産物等の販売。

5 地域支援型農業（CSA Community Supported Agriculture）

地元の農業の維持・発展や新規就農を支援するため、地域住民が会員となって作付前に生産者に商品代金を前払いし、収穫時に農作物を受け取る仕組み。

「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

1 目指す姿

多彩な地域資源を活用した農山漁村ビジネスや都市住民との交流等が活発に行われ、活気に満ちた地域コミュニティが形成されるとともに、環境と調和した安全で快適な農山漁村の暮らしが確立しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎ ①グリーン・ツーリズム※ ¹ 交流人口 | 429 万人 | 419 万人 | 530 万人 |
| ◎ ②農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数 | 48 地区 | 545 地区 | 574 地区 |

【目標値の考え方】

- ① 農家や漁家等への民泊のほか、農林漁業体験施設や交流施設、農家レストランの利用など、多様なグリーン・ツーリズムが展開され、都市住民との活発な交流等により、活気に満ちた農山漁村の確立を目指すもの。
- ② 農業者と地域住民等との協働活動（「農地・水・環境保全向上対策」や「アドプト活動※²」）により、農地や農業用水などが持つ水源涵養や環境保全等の多面的機能の維持・増進を目指すもの。

現 状

- 本県のグリーン・ツーリズム交流人口は、平成 18 年度の 429 万人から平成 20 年度には 419 万人に減少しましたが、学校が実施する農村生活体験を取り入れた教育旅行は、平成 18 年度の 256 校・26,694 人から平成 20 年度には 258 校・29,315 人と増加傾向にあります。
- 地域協働による農村の環境保全（「農地・水・環境保全向上対策」）に取り組む組織は、28 市町村、445 組織と、着実に増加しています。
- 「いわての森林づくり県民税」（平成 18 年度創設）を活用した地域住民等の森林づくり活動への参加者数は平成 20 年度には 30 団体、6,179 人と着実に増加しています。
- 沿岸域の環境を良好に維持するため、漁業者等が中心となって取り組む漁場環境保全活動の実施地区数は、10 地区と着実に増加しています。
- 平成 20 年度の農山漁村の集落排水処理施設の整備（汚水処理人口普及率）は、62.3%にとどまり、都市部の公共下水道の整備率（70.8%）を下回っています。

2 目指す姿を実現するための取組

食料等の安定供給の基盤であり、地域の生活の場でもある農山漁村の活性化を図るため、本県の多彩な農林水産物や食文化等の地域資源を活用した農山漁村ビジネスの振興と、市町村、関係団体等と一体となった都市との交流活動を促進します。

また、農山漁村が有する水源かん養等の多面的機能の維持・増進を図るとともに、安全で快適な居住環境を確保するため、地域協働による環境保全活動等への支援や、集落排水施設の整備など生活環境の向上、自然災害等への防災対策に取り組みます。

主な取組内容

- 地域資源を生かした多様な農山漁村ビジネスの振興 **★**
 - (1) グリーン・ツーリズム受入体制の強化
 - ・ 観光業等との連携により地域資源を活用した特色ある体験プログラムの開発を進めるとともに、体験インストラクターの育成や、受入団体等のネットワーク化、体験型教育旅行受入地域へのコーディネーターの派遣等を支援し、受入体制の強化を図ります。
 - ・ 障がい者等を対象とした交流や、企業を対象とした体験型社員研修など、多様なニーズに対応した受入モデルの構築を図るとともに、受入ノウハウのマニュアル化等により受入農林漁家の拡大を図ります。

- ・ 耕作放棄地等を活用した市民農園の整備や、ワーキングホリデーなど長期滞在型の受入体制の整備、就農支援型体験メニューの開発・提供等を支援し、都市住民との交流や定住を促進します。
- ・ 観光業等と連携した誘客活動や首都圏等での旅行商品の販売など、誘客に向けた営業活動を強化するとともに、ホームページや各種イベント等を活用した積極的な情報発信を図ります。

(2) 魅力あるアグリビジネス経営体の育成

地域の特産品づくりや、直売所、レストラン等の開設など、集落営農組織や女性・高齢者等の起業活動を支援し、魅力あるアグリビジネス経営体を育成します。

○ 地域協働による環境や地域資源の保全

- ・ 農山漁村の環境保全と地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民やNPO等との協働による農地・農業用水、森林、漁場や藻場・干潟等の保全活動を支援します。
- ・ 中山間地域を中心に増加している鳥獣被害を防止するため、市町村の被害防止計画の策定を支援するとともに、防護網や電気柵の設置、里地里山の環境整備など、地域が主体となった被害防止等の取組を支援します。

○ 快適な生活環境の整備、防災対策の推進

- ・ 公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境を確保するため、集落排水施設の整備を促進します。
- ・ 豪雨など自然災害による農地・農業用施設の被害防止対策や、災害発生時を想定した防災・利水ダムなどの危機管理を徹底します。
- ・ 保安林の配備や治山施設等の計画的な整備を行うとともに、自然災害等に対する防災意識の啓発等を図り、安心して暮らすことのできる農山漁村を確立します。

3 取組に当たっての役割分担

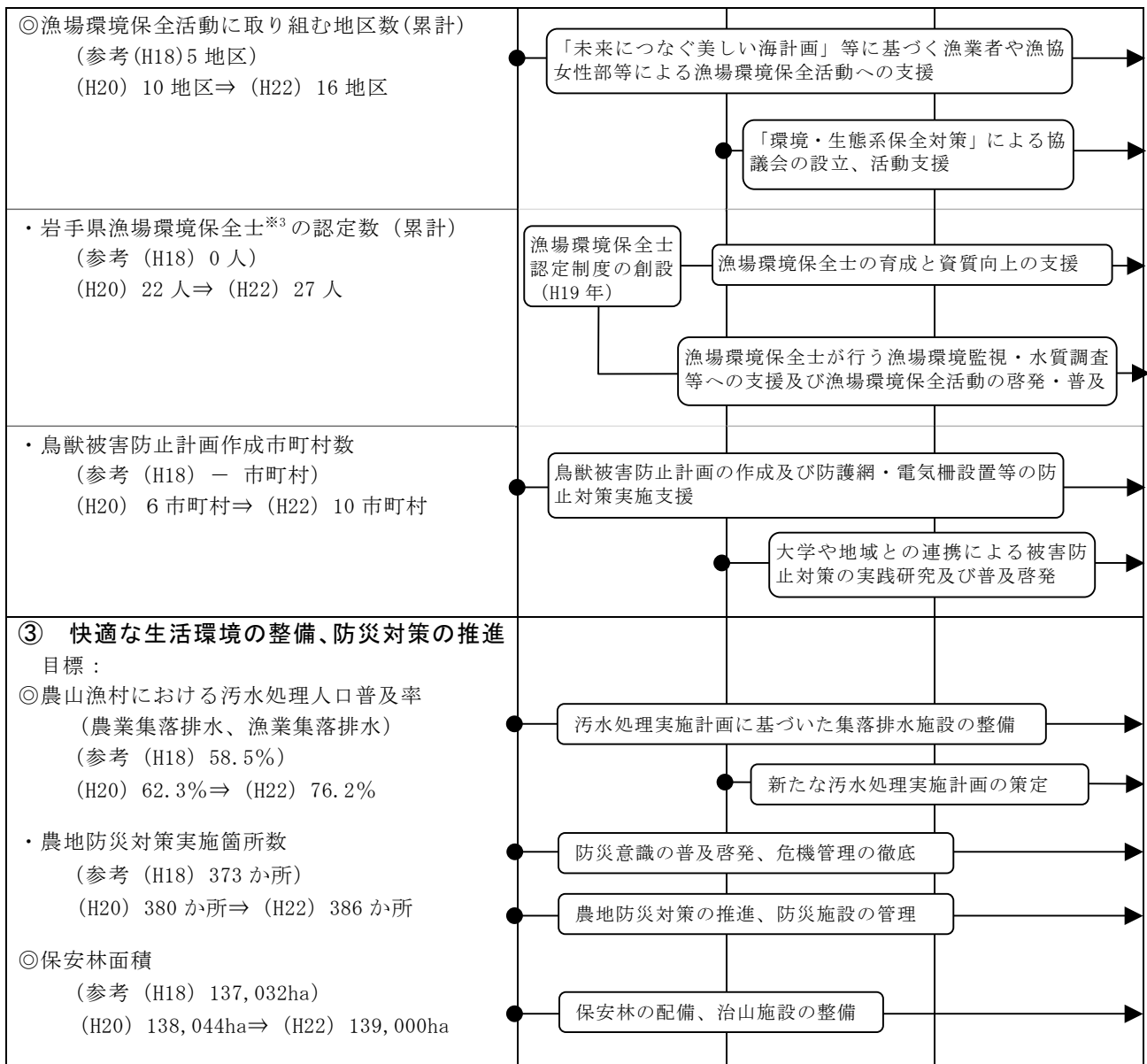
魅力にあふれ、活力ある農山漁村を確立するためには、県、市町村、団体等が適切な役割分担のもとに、地域ならではの特色あるアグリビジネスの展開や豊かな農山漁村環境の保全、生活環境の整備等に取り組むことが重要です。

このため、県は、グリーン・ツーリズムの地域での受入体制の強化、環境や地域資源の保全に取り組む団体等の支援のほか、計画的な生活環境・防災施設の整備を推進します。

| 県 | 市町村 | 団体等 |
|--|--|--|
| 【農山漁村ビジネス】 ・ 広域的なグリーン・ツーリズム施策の企画・調整 ・ 総合的な情報発信、人材育成支援 ・ アグリビジネス育成講座等の開催 【環境・地域資源保全】 ・ 環境保全活動団体等の支援 ・ 環境保全活動の普及、啓発 ・ 鳥獣被害防止対策の取組支援 【生活環境整備・防災対策】 ・ 集落排水施設等の整備（市町村事業の支援） ・ 防災対策の実施、防災施設の管理 ・ 防災意識の向上に向けた啓発と危機管理体制の構築 ・ 保安林制度の普及啓発 | 【農山漁村ビジネス】 ・ 地域におけるグリーン・ツーリズム施策の企画・調整（メニューづくり、情報発信） ・ アグリビジネスや市民農園等に関する施設整備に対する支援 【環境・地域資源保全】 ・ 環境保全活動に関する協定締結 ・ 環境保全活動の実践 ・ 鳥獣被害防止計画の作成 【生活環境整備・防災対策】 ・ 集落排水施設等の整備 ・ 防災対策の実施、防災施設の管理 ・ 防災意識の向上に向けた啓発と危機管理体制の構築 | 【農山漁村ビジネス】 ・ グリーン・ツーリズムの受入体制の整備、メニュー提案 【環境・地域資源保全】 ・ 環境保全活動の協定締結、実践 ・ 鳥獣被害防止対策の実施 【生活環境整備・防災対策】 ・ 防災対策の実施、防災施設の管理 ・ 防災意識の向上に向けた啓発と危機管理体制の構築 ・ 保安林制度の理解と遵守 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|--------------------------------|---|-----------------------------------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| <p>①地域資源を生かした多様な農山漁村ビジネスの振興</p> <p>グリーン・ツーリズム受入体制の強化 目標：</p> <p>◎民宿・民泊受入農林漁家数 （参考（H18）648戸） （H20）889戸⇒（H22）1,000戸</p> <p>・受入地域協議会数 （参考（H18）－協議会） （H20）10協議会⇒（H22）19協議会</p> <p>・農山漁村生活体験を取り入れた体験型教育旅行実施校数 （参考（H18）256校） （H20）258校⇒（H22）420校</p> <p>・市民農園開設数（市民農園整備促進法及び特定農地貸付法） （参考（H18）20園） （H20）21園⇒（H22）30園</p> | | <p>農山漁村と都市との交流方針策定</p> <p>方針に基づく実践活動</p> | |
| | <p>掘り起こしキャラバン等による受入農林漁家の拡大</p> | | |
| | <p>県G・T推進協議会による受入体制の整備支援</p> | <p>研修会等による受入ノウハウ習得支援</p> <p>体験インストラクター等の登録・活動支援</p> | |
| | | <p>実践団体の会員拡大</p> | <p>実践団体のネットワーク化による活動のレベルアップ支援</p> |
| | | <p>グリーン・ツーリズム商品の開発及び営業販売支援</p> | |
| | | <p>新たな都市農山漁村交流モデルの構築支援</p> | |
| | | <p>市民農園優良事例調査</p> | |
| | | | <p>市民農園開設に向けた普及啓発、既存施設の活用促進</p> |
| | | | <p>市民農園・長期滞在型モデル地区整備促進</p> |
| | | | <p>セミナー・イベント・HP等による情報発信</p> |
| <p>魅力あるアグリビジネス経営体の育成 目標：</p> <p>◎農村女性等によるアグリビジネス販売額 （参考（H18）11.4億円） （H20）14.2億円⇒（H22）16.2億円</p> | | <p>アグリビジネス創出セミナーの定期開催による起業計画策定支援</p> | |
| | | | <p>起業計画の実践活動支援</p> |
| <p>②地域協働による環境や地域資源の保全 目標：</p> <p>◎非農家を含む保全活動への参加延人数 （参考H18：－人） （H20）231,180人⇒（H22）270,000人</p> | <p>〔農地・水・環境保全向上対策〕</p> | | |
| | <p>事例発表会、出前指導会、情報発信</p> | | |
| | <p>農地・水・環境保全推進大会</p> | <p>消費者交流ツアー</p> | <p>農地・水・環境保全推進大会</p> |
| | <p>〔アドプト活動〕</p> | | |
| | <p>岩手県アドプト活動モデル賞</p> | | |
| | <p>アドプト活動事例集の作成・配布</p> | | |
| <p>◎「いわての森林づくり県民税」による森林整備保全活動等の参加延人数 （参考（H18）1,098人） （H20）6,179人⇒（H22）7,000人</p> | <p>地域住民等による森林の整備保全活動等への支援</p> | | |



1 グリーン・ツーリズム

農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化を目的に、農山漁村において、農地や森林、海洋などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他地域資源を介して行われる多様な交流活動(山村や漁村での交流活動もグリーン・ツーリズムに含む)。

2 アドプト活動

「アドプト」とは養子縁組の意。土地改良区の用水路や農村公園等を「養子」とみなして、地域住民が「里親」となり、清掃、植栽等の保全活動を実施する。

3 岩手県漁場環境保全士

本県の良好な漁場環境を保全し、持続的な水産業の発展に資するため、地域の漁場環境保全に関する指導的役割を担う者として県が認定した漁業者等

環境保全対策と環境ビジネスの推進

1 目指す姿

環境保全に配慮した農林水産業の生産活動が営まれるとともに、本県の多彩な地域資源を活用した、新たな環境ビジネスが展開しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|--|--------------|--------------|--------------|
| ◎ ①環境保全型農業 ^{※1} 実践者数 注)1 | 15,000人 | 18,400人 | 30,000人 |
| ◎ ②森林資源を活用した排出量取引等によるCO ₂ 削減に取り組む事業者数 注)2 | —事業者 | —事業者 | 8事業者 |

注)1：エコファーマー、有機農業^{※2}及び特別栽培農産物の生産に取り組む農業者等の人数

注)2：木質バイオマス等を活用した「排出量取引」や森林の維持管理による「カーボン・オフセット」に取り組む事業者数

【目標値の考え方】

- ① 環境保全型農業に取り組む農業者が、販売農家^{※3}の半数程度まで拡大することを目指すもの。
- ② 二酸化炭素排出量削減者（売り手）と排出者である企業等（買い手）のマッチング促進等により、県内企業等の排出量取引の拡大を目指すもの。

現 状

- 本県では、農薬使用量の少なさが全国第4位、環境保全型農業に取り組むエコファーマー数が全国第5位など、環境に配慮した農林水産業が展開されています。
- 木質バイオマス利用への関心が高まる中、豊富な森林資源を活用した、本県のペレットストーブ、チップボイラー等の導入台数は、全国トップクラスとなっています。（H20末：ストーブ1,239台、ボイラー62台）

2 目指す姿を実現するための取組

地球温暖化防止や生物多様性の維持・増進を図るため、県民の理解のもとに、環境に配慮した農林水産業を推進します。

また、農林水産業を基点とした新たな環境ビジネスを創出するため、木質バイオマスなど本県に豊富に賦存するバイオマス資源の循環利用等に取り組めます。

主な取組内容

- **環境に配慮した農林水産業の推進** ★
 - ・ 化学肥料に代わる有機質肥料や、中小家畜（豚・鶏）の畜舎へのバイオフィルター方式^{※4}を利用した新たな臭気対策の導入など、環境への負荷を低減する資材や技術の開発と普及を進めます。
 - ・ 農産物の主要産地におけるエコファーマーの認定拡大や、特別栽培農産物の生産拡大など環境保全型農業の実践活動を支援します。
 - ・ 環境と共生する農林水産業への県民理解の醸成を図るため、シンポジウムの開催や産地と消費者との交流活動等を支援します。
 - ・ 農地整備の実施地域において、農地が持つ炭素貯留機能^{※5}の調査を推進するとともに、土地改良区等が行う農業水利施設を活用した小水力発電^{※6}の導入等を支援します。
 - ・ 森林環境学習等を通じて、森林の公益的機能や森林整備への県民理解の醸成を図るとともに、県民の参画や支援のもと、管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）等による森林の再生を促進します。また、市町村との連携により、松くい虫被害防除対策を推進します。
 - ・ ライフサイクルアセスメント（LCA^{※7}）やカーボンフットプリント（CF^{※8}）による炭素固定量の評価・表示の導入支援など、環境に配慮した農林水産物の生産や商品開発を推進します。

○ **新たな環境ビジネスの創出** ★

- 木質バイオマス燃焼機器の導入を促進するとともに、林地残材など未利用木質資源を活用した安定的な燃料供給体制の整備等による地域循環型エネルギーの利活用システムを構築し、木質バイオマスの多様な産業での利用を推進します。
- 「いわてバイオエネルギー利活用構想」（平成 20 年 3 月策定）に基づく稲ワラや漁業系廃棄物等のバイオマス資源のエネルギー化や、家畜排せつ物やカキ殻を利用した有機質肥料・土壌改良資材の商品化等を支援します。
- 世界的な動向も踏まえた産学官連携による二酸化炭素排出量取引等の調査研究を進めるとともに、木質バイオマス燃焼機器設置業者（CO₂削減側）等と企業（CO₂排出側）とのマッチングや技術的助言による排出量取引の拡大を支援します。

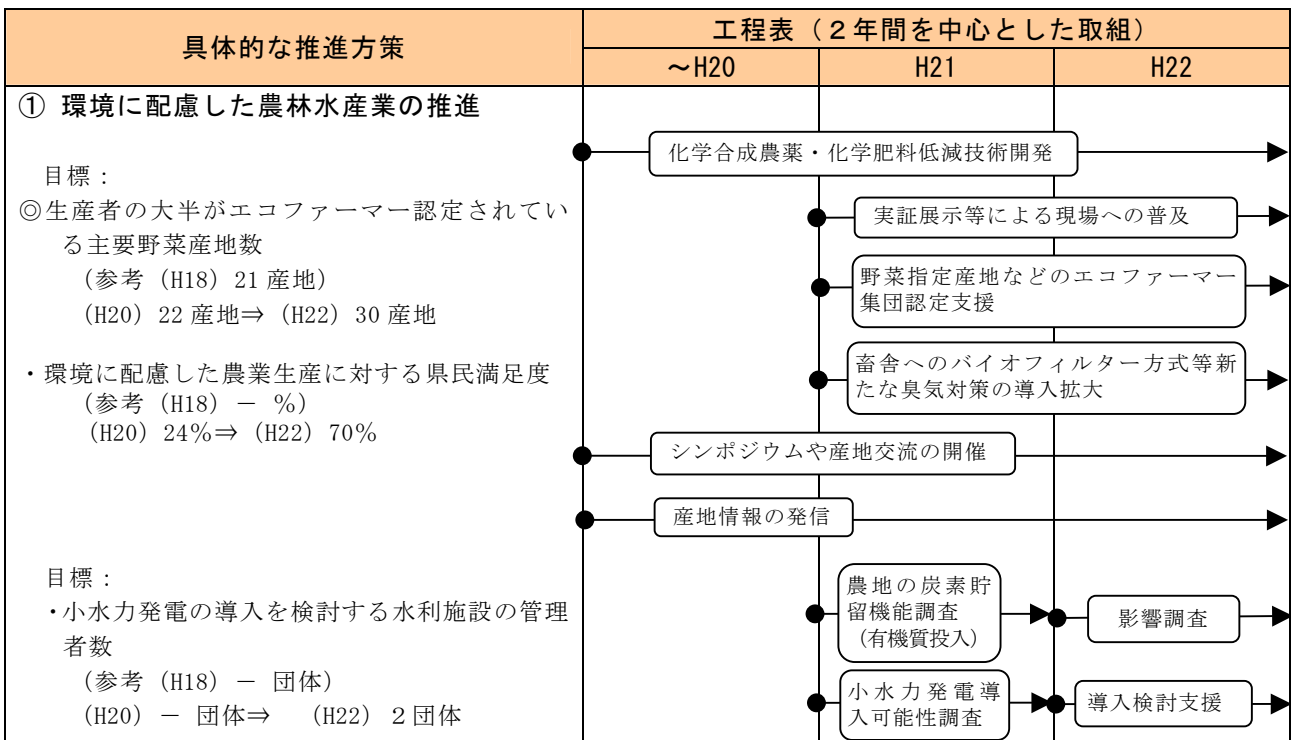
3 取組に当たっての役割分担

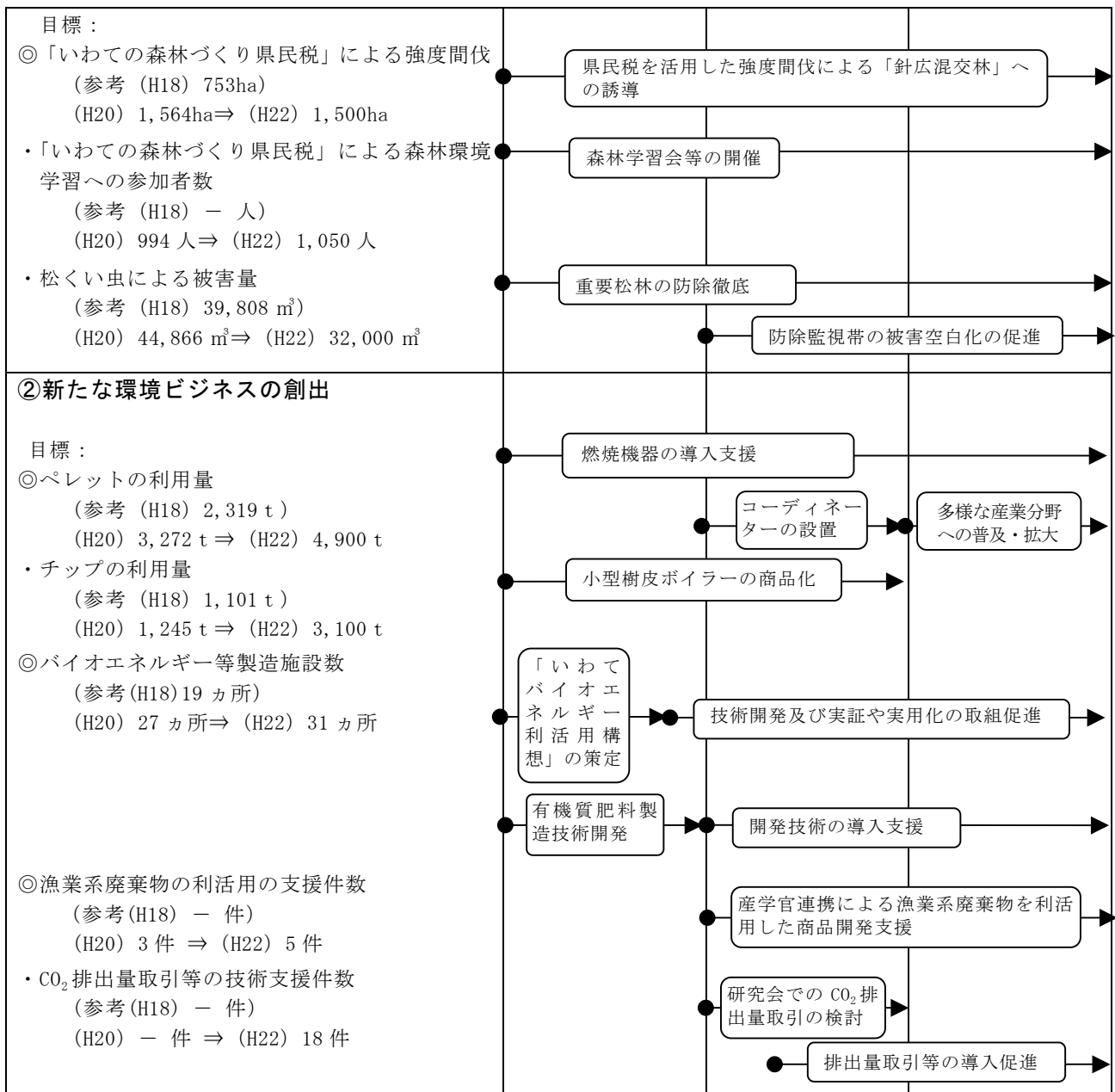
環境保全対策や環境ビジネスを推進するためには、生産者や生産者団体が、県、市町村、団体等が適切な役割分担のもとに連携を図りながら取り組むことが重要です。

このため、県は、環境保全型農業や森林整備等に対する県民理解の醸成を図るとともに、環境保全や新たな環境ビジネスの創出に向けた調査・研究等を推進します。

| 県 | 市町村 | 企業・団体等 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業技術の開発・普及 環境保全型農業や森林整備等に対する普及啓発 農地の炭素貯留機能の調査 小水力発電の導入可能性調査 二酸化炭素排出量取引等の調査研究・普及活動 二酸化炭素排出量取引に係るマッチング促進 | <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業や森林整備等に対する普及啓発 森林整備等の実施 地域における森林資源の循環利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業の実践 バイオマス利用機器等の導入 森林整備等の実施 小水力発電施設の導入等の検討（土地改良区） 二酸化炭素吸収量取引等への参加 |

4 具体的な推進方策（工程表）





※1 環境保全型農業

農業の持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、たい肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業をいう。

2 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した、農業生産の方法を用いて行われる農業。(有機農業の推進に関する法律第2条より)

3 販売農家

経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

4 バイオフィルター方式

畜舎の換気により生じる排気を微生物を活用した生物膜フィルターなどにより脱臭するシステムの総称。

5 農地の炭素貯留機能

土壌には炭素を貯留する機能があり、農地は温室効果ガス吸収源としても期待されているもの。

6 小水力発電

数十kW～数千kW(一般的には2,000kW以下)の比較的小規模な発電の総称で、ここでは、農業用水路等における落差と水の流下エネルギーを利用し発電するもの。

7 ライフサイクルアセスメント(LCA)

製品の環境負荷を総合的に評価する方法。その製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などすべての段階を通しての環境影響を定量的、客観的に評価する手法。

8 カーボンフットプリント(CF)

資源採掘から製造、販売、廃棄まで、商品のライフサイクル全般にわたって排出された温室効果ガスをCO₂排出量に換算して表したものの(「炭素の足跡」の意味)

Ⅲ 医療・子育て・福祉

～「共に生きるいわて」の実現～

「医療・子育て・福祉」政策項目と主な取組内容

※「目指す姿指標」における「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の⑩等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。
 ※「目指す姿指標」の指標名に付した◎印は、当該政策項目の目指す姿を、より体现する指標とした定めた「主たる指標」を示す。

14 地域の保健医療体制の確立

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎病院勤務医師数（人口10万人当たり） | 人 | 112.3 | - | 112.3 |
| ◎救急患者における軽症患者の割合 | % | 82.0 | 80.3 | 79.6 |
| がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数（人口10万人当たり） | 人 | 371.0 | 363.0 ⑩ | 334.3 |
| がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数（人口10万人当たり） | 人 | 183.2 | 181.9 ⑩ | 165.1 |
| 自殺死亡者数（人口10万人当たり） | 人 | 34.1 | 33.7 | 23.7 |

【主な取組内容】

- ①医療を担うひとづくり
- ②質の高い医療が受けられる体制の整備
- ③感染症対策の推進
- ④生活習慣病予防等の推進
- ⑤こころの健康づくりの推進

15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生き育てられる環境の整備

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|----------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎合計特殊出生率 | - | 1.39 | 1.39 | 1.39 |
| 一般事業主行動計画策定率（従業員50人以上中小企業） | % | 4.0 | 23.7 | 50 |
| 女性の家事労働時間に対する男性の家事労働時間の割合 | % | 27.9 ⑩ | 28.1 | 50 |

【主な取組内容】

- ①結婚や子育てに夢を持てる意識の啓発
- ②安全・安心な出産環境の充実
- ③仕事と子育ての両立支援の充実
- ④多様な地域子育て支援活動の充実
- ⑤保護を要する児童、ひとり親家庭等への支援

16 福祉コミュニティの確立

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|---------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎居宅介護・地域密着型サービス利用割合 | % | 49.2 | 53.0 | 55.3 |
| 施設等から地域生活に移行する障がい者数 | 人 | 96 | 439 | 796 |

【主な取組内容】

- ①住民参加と住民主体による生活支援の仕組みづくり
- ②高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築
- ③障がい者が地域で自立した生活ができる環境の構築
- ④安全・安心のセーフティネットづくり

地域の保健医療体制の確立

1 目指す姿

県民一人ひとりが、自らの心身の健康づくりに主体的に取り組み、地域に必要な医師等が確保され、県民が必要な医療や健(検)診を適切に受けることができるとともに、感染症などによる健康被害を心配することなく安心して生活できる体制づくりが進んでいます。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|--|--------------|---------------------|--------------|
| ◎①病院勤務医師数（人口10万人当たり） | 112.3人 | — | 112.3人 |
| ◎②救急患者における軽症患者の割合 | 82.0% | 80.3% | 79.6% |
| ③がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数 （人口10万人当たり） | 371.0人 | 363.0人 ^⑩ | 334.3人 |
| ④がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数 （人口10万人当たり） | 183.2人 | 181.9人 ^⑩ | 165.1人 |
| ⑤自殺死亡者数（人口10万人当たり） | 34.1人 | 33.7人 | 23.7人 |

【目標値の考え方】

- ① 本県の人口10万人当たりの病院に勤務する医師数は減少傾向（平成12年度117.6人⇒平成18年度112.3人）にある。地域医療を担っている病院に勤務する医師の確保を目標に、平成22年度まで人口10万人当たりの病院勤務医師数の減少傾向に歯止めをかけることを目指すもの。
- ② 県立病院における救急患者のうち軽症患者の割合は減少傾向（平成16年度82.8%⇒平成20年度80.3%）にある。地域医療を支える県民運動の取組など適正な受診行動の促進により、引き続き軽症患者の割合を過去5年間（H16～H20）の平均減少率程度低下させることを目指すもの。
- ③ がん、脳血管疾患及び心疾患による本県の男性の死亡数（直近3か年平均値）は減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの数値で比較すると全国水準との格差が拡大しつつある。平成19年における国と県の死亡率の格差（30.2ポイント）を平成30年において半分にすることを目標に、平成22年に334.3人まで低下させることを目指すもの。
- ④ がん、脳血管疾患及び心疾患による本県の女性の死亡数（直近3か年平均値）は男性と同様に減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの数値で比較すると全国水準との格差が生じつつある。平成30年において予想される全国値と同じになるよう、平成22年に165.1人まで低下させることを目指すもの。
- ⑤ 人口10万人当たり自殺死亡者数は、全国的にも高位にある。平成18年の全国値と同じになるよう、平成22年に23.7人にまで低下させることを目指すもの。

現 状

- 本県の人口10万人当たりの医師数は、全国と比較して低い水準（第37位）にあり、県北・沿岸地域の医師不足など医師の地域偏在の問題や、産科や小児科などの特定診療科の医師不足が深刻となっている他、医療現場では、過酷な勤務で医師が減り、残った医師の負担が増え、疲弊して辞めていくという悪循環に陥っています。
- 平成21年に実施した県民意識調査において、「必要な医療を適切に受けられること」に対するニーズ度は40項目中6番目（重要度1位、満足度32位）に高くなっています。
- 平成19年におけるがん、脳血管疾患及び心疾患による全国の人口10万人当たりの死亡者数は、男性332.8人、女性173.3人と、男性で30.2、女性で8.6、本県の方が高くなっています。
- 平成18年の都道府県別死因分析結果をみると、全47都道府県中、脳血管疾患による死亡が男女とも1番高い状況にあります。また、心疾患による死亡も男性が4番目、女性が10番目と高

くなっています。

- 平成 16 年の県民生活習慣実態調査の結果をみると、肥満者の割合が全国に比較して高い傾向にあります。(小中高校生、50 歳代以降の男性、全年代の女性)
- 平成 20 年の人口 10 万人当たりの自殺死亡者数(平成 20 年人口動態統計月報年計 [概数])は、秋田県、青森県に次いで、全国 3 位と高位にあります。

2 目指す姿を実現するための取組

地域医療の基本となる医師等の養成・確保に向け、岩手県地域医療対策協議会等において関係者と協議・調整を図りながら、修学資金貸付事業による医師養成や即戦力となる医師の招聘、医師不足地域の拠点病院等への医師の計画的な配置・派遣調整などを進めます。

併せて、患者の立場に立った質の高い医療サービスの提供に向け、市町村、医師会などと協力して医療機関の機能分担と連携や救急医療体制の整備などに取り組むとともに、保健・医療関係団体や産業界、学校関係者等が一体となって、県民総参加による地域医療を支えていく取組を進めます。

また、新型インフルエンザ、結核、ウイルス性肝炎、性感染症（エイズを含む）など、市町村や医療機関等の関係機関と連携し、それぞれの特性に応じた感染症対策を進めます。

一方、生活習慣病対策は、県民一人ひとりが生活習慣改善に自発的に取り組むことが大切です。このため、市町村は健康教育及び健康づくりの普及啓発や、がん等の検診事業、医療保険者は特定健診・保健指導を行います。また、学校や事業所においても、健康教育や健(検)診等の実施を通じて、児童・生徒や勤労者の健康増進を図ります。その他の健康づくり関係団体においても、それぞれの活動により、県民の健康づくりの取組を支援します。県は健康づくり関係機関・団体から構成される推進協議会等を通じて、事業の連携や調整・支援を行います。

こころの健康づくりとしては、行政はもとより民間の関係機関・団体が連携・協力し、広範な自殺対策を進めます。

主な取組内容

- 医療を担うひとづくり
 - ・ 岩手県医師確保対策アクションプランに基づき、医師養成事業や臨床研修の環境整備・体制の充実、さらには、病院勤務医の勤務環境の改善や負担軽減などの取組を進め、医師の確保と県内への定着を図ります。
 - ・ 医師養成事業による養成医師の計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などによって、医師の地域偏在・診療科偏在の改善に努めます。
 - ・ いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、看護職員志望者の拡大や新卒者の県内就業率の向上と離職防止などの取組を進め、医療技術の進歩や高齢化・重症化などに応えられる看護職員の確保を図ります。
- 質の高い医療が受けられる体制の整備 ★
 - ・ 二次保健医療圏ごとに策定した「圏域医療連携推進プラン」に基づき、地域連携クリティカルパス^{*1}を導入するなど、医療機関の機能分担と連携を促進するとともに、高度・専門・救急医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院等の医療機関の整備や小児救急医療対策の充実、高度救命救急センターの設備整備の支援を進めるほか、ドクターヘリの導入可能性を検討します。
 - ・ 県民も医療の担い手であるという意識のもと、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた受診行動を喚起するなど、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを推進します。
 - ・ 医療と介護の連携推進を図るため、在宅医療提供体制の整備を進めます。
- 感染症対策の推進
 - ・ 新型インフルエンザ発生時に、県民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済の安定を図るため、岩手県新型インフルエンザ対策連絡協議会において、医療、公衆衛生、社会機

能維持の各分野の機関・団体等が、その果たすべき役割について共通の認識を持ち、官民一体となって対策を進めます。

- ・ 結核の新規発生が多い高齢者などに対し、早期発見と二次感染の防止など、まん延防止を図るため、市町村や社会福祉施設等と連携して正しい知識の普及啓発を行うとともに、市町村が実施する定期結核健康診断やBCG予防接種に関して指導・助言を行います。
- ・ ウイルス性肝炎について、住民検診や保健指導を行う市町村や、定期健診を行う事業所、医療機関など、関係機関と連携を図りながら、検査未受診者に対する受診勧奨、肝炎に関する正しい知識の普及啓発など、肝炎対策を推進します。
- ・ 性感染症（エイズを含む）の予防に関する啓発について、中学生、高校生などの若い世代を対象に、医療機関など関係機関と官民一体となって連携した取組を進めます。

○ **生活習慣病予防等の推進**

- ・ 健康的な食生活、運動習慣の普及定着を図るため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施して、個人の健康づくりの取組を支援します。
- ・ 特定健診・保健指導を実施して、県民の生活習慣や行動の改善を指導し、メタボリックシンドローム^{※2}該当者及び予備群の減少を進めます。
- ・ 疾病予防の意識啓発や受診勧奨等により検診受診率の向上に努め、がん等の疾病の早期発見・早期予防を図ります。

○ **こころの健康づくりの推進** ★

岩手県自殺対策推進協議会と協働しながら、普及啓発、人材育成など「自殺対策アクションプラン」の推進、自殺多発地域におけるモデル事業の実施など、地域、人など対象をしばった取組を進めます。

3 取組に当たっての役割分担

医療を担う人材の育成は、中長期的な取組が必要であり、県は、市町村と協力して医学部進学、医学生の修学の支援や、地元医科大、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成に取り組みます。

また、一般的な医療から専門的な医療まで切れ目なく受けられる体制の構築のため、県は医療機関の機能分担や連携を促進するとともに、県民総参加型の地域医療体制づくりに向けた県民運動に取り組みます。

生活習慣病対策は、市町村や医療保険者等が、健康教育や意識啓発、各種健(検)診事業等の実施主体として、取組を積極的に進めることが必要です。県は、これらの事業主体に対し、地域の健康課題に対する科学的データの提供や保健指導を行う専門職種の育成を行うほか、地域保健と職域保健の連携推進、各種健(検)診事業実施にあたっての助言指導を行います。

自殺対策は、岩手県自殺対策推進協議会による官民一体となった「自殺対策アクションプラン」を推進します。

| 県 | 市町村 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師をはじめとした医療人材の養成・確保 ・ 医療機能の分担と連携体制の推進 ・ 地域医療を支える県民運動の総合的な推進 ・ 県民への医療情報の適切な提供等 ・ 新型インフルエンザ対策をはじめとする感染症対策の総合的な推進 ・ 地域保健・職域保健の連携推進、医療保険者、市町村への取組支援 ・ 自殺対策の総合的な推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携した医師等医療人材の養成・確保 ・ 住民に身近な医療を提供する体制の確保 ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 県と連携した包括的な地域ケア体制の整備に向けた取組 ・ 新型インフルエンザ対策に係る地域住民への情報提供、きめ細かな相談指導 ・ 住民に対する感染症対策に係る健(検)診や予防活動の実施 ・ 生活習慣病予防のための各種健(検)診や健康教育、普及啓発 ・ 住民（被保険者）に対する個別支援、保健指導 ・ こころの健康問題に関する普及・啓発活動・相談、住民組織の育成・支援 |

| 団体等 | 県民・NPO等 |
|--|--|
| <p>【医療機関、高等教育機関等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な医療サービスの提供 ・ 医療機関の連携の推進 ・ 専門医療、高度医療の提供等 ・ 医師をはじめとした医療人材の育成 <p>【団体・企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 県・市町村と協力した医療機能の分担と連携の推進 ・ 新型インフルエンザに係る感染予防対策 ・ 県民の自主的な健康づくりの支援 ・ 労働安全衛生の観点からの健康づくり支援 ・ こころの健康問題に関する普及、啓発、相談 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒の健康増進、感染症予防対策等の保健対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医を持つこと ・ 医療情報の適切な活用 ・ 医療機関の役割分担に応じた適切な受診 ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 新型インフルエンザ等の感染を予防する自主的な取組 ・ 自らの生活習慣改善による心身の健康づくり |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|---|--|---|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| <p>① 医療を担うひとづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医師の養成・確保対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師養成事業（医学生への修学資金貸与） ・ 臨床研修医受け入れ体制の充実 ・ 勤務医勤務環境向上支援事業 ・ 即戦力となる医師の招聘事業 <p>目標：◎医師養成・招聘等による医師確保数（単年度） （参考値(H18)13人年） （H20）30人年 ⇒（H22）40人年</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医師の地域偏在・診療科偏在の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成医師の医師不足地域等への配置・派遣 ● 看護職員の確保・定着の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員志望者の拡大と養成施設の教育環境改善支援 ・ 新卒者の県内就業率向上と離職防止対策 ・ 潜在看護職員の再就業支援 <p>目標：・看護師数（人口10万人当たり） （参考値(H18)1,088.1人） （H18）1,088.1人 ⇒（H22）1,158.9人</p> | | | |
| <p>② 質の高い医療が受けられる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関の機能分担と連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域医療連携推進プランの推進 ・ 地域連携クリティカルパスの普及 <p>目標：◎クリティカルパス導入圏数 （H20）4圏域 ⇒（H22）5圏域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高度・専門・救急医療の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児救急医療対策の充実 ・ 高度救命救急センターの設備整備の支援 ・ ドクターヘリの導入可能性検討 ・ がん診療連携拠点病院等の整備 <p>目標：・がん診療連携拠点病院等の設置圏数 （参考値(H18)2圏域） （H20）8圏域 ⇒（H22）9圏域</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">プラン策定</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">推進</div> | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●地域医療を支える取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・全県を対象にした意識啓発事業の実施 ・二次保健医療圏単位での意識啓発事業の実施 ・県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議運営 <p>目標：・大きな病院と診療所（開業医）の役割分担認知度（医療と健康に関する県民意識調査結果：役割分担を知っている割合） （参考値(H18) →） (H20) 47.6% ⇒ (H22) 52.9% *最も認知度の高い医療圏域の割合を目標値とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療と介護の連携推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●全県対象実施 ●二次保健医療圏単位実施 | | |
| <p>③ 感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策連絡協議会の開催 ・行動計画・ガイドラインの改訂 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 <p>目標：◎抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 （参考(H18) 5.8 万人分） (H20) 11.6 万人分⇒(H22) 21.5 万人分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村行動計画等策定の促進 <p>目標：・全市町村で行動計画等を策定 (H20) 2 市町村⇒(H22) 35 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その他感染症対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・結核、ウイルス性肝炎、性感染症（エイズを含む）など、感染症に関する正しい知識の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●協議会設置 ●随時開催 ●計画等改訂 ●実施 | | |
| <p>④ 生活習慣病予防等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康的な食習慣・運動習慣に対する普及啓発 ●いわて健康データウェアハウスによる科学的データの提供 ●特定健診・保健指導の支援 ●がん検診実施率向上のための普及啓発 ●地域保健と職場保健の連携推進 <p>目標：◎地域職域連携事業実施圏域数 (H20) 3 圏域 ⇒ (H22) 5 圏域</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歯科保健に関する普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●改定健康増進計画の普及 ●システム準備 ●保健指導従事者研修 ●連携推進協議会開催 | <ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発媒体作成・巡回展示 ●特定健診広報 ●がん検診広報 | <ul style="list-style-type: none"> ●データ提供 |

| | | | |
|---|--|--------|---|
| <p>⑤ こころの健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自殺対策アクションプランの推進 ●地域、人など対象をしばった自殺対策の取組 目標：◎自殺対策に係る強化モデル地域 (H20) 1 地域 ⇒ (H22) 3 地域 ●自殺予防情報センターによる相談支援・情報提供 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 5px;">プラン見直し</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 5px;">推進</div> |
| | | | → |
| | | センター設置 | → |

※1 地域連携クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。

2 メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち2つ以上を合併している状態。

家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備

1 目指す姿

男女が希望する数の子どもをもち、子育てに喜びを感じながら安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが健やかに育っています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|--|--------------------|--------------|--------------|
| ◎①合計特殊出生率 | 1.39 | 1.39 | 1.39 |
| ②一般事業主行動計画 ^{※1} 策定率（従業員 50 人以上 中小企業） | 4.0% | 23.7% | 50% |
| ③女性の家事労働時間に対する男性の家事労働時間 の割合 | 27.9% ^⑦ | 28.1 | 50% |

【目標値の考え方】

- ① 本県の合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）は、全国平均を上回ってはいるものの低下傾向にあることから、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの。
- ② 少子化の要因として、仕事と子育ての両立が困難な職場環境が問題とされており、その整備を促進するため、県内で多数を占める中小企業の半数において一般事業主行動計画の策定を目指すもの。
- ③ 仕事と家庭の両立は男女を問わず推進すべき課題であるが、特に男性の意識改革や仕事と生活の両立が可能な働き方の促進により、女性の負担軽減を図る必要があり、男性の家事労働時間の割合を女性の半分まで高めていくことを目指すもの。

現 状

- 平成20年の本県の合計特殊出生率は1.39（全国平均1.37）で、47都道府県中26番目となっています。また、最近3カ年は1.39を維持しているものの、出生数は年々減少している状況です。
- 平成21年に実施した県民意識調査において、「安心して子どもを産み育てられ、子育てがしやすい環境であること」に対するニーズ度は、40項目中3番目（重要度3位、満足度35位）に高くなっています。
- 国の調査では、平成19年の本県の平均月間総実労働時間は、1ヵ月当たり161.1時間で、全国で最も長く、保育サービスの一層の充実が求められています。本県の休日保育実施保育所の割合は、平成19年度で9.0%となっており、全国平均3.8%を大きく上回っているほか、地域子育て支援センター設置数（人口10万人当たり）は、5.72で全国平均3.44を上回っています。
- 少子化の要因の一つである未婚率は、県においても全国と同様に、各年齢層ともに上昇しており、特に男性は、年齢階層が上がるに従い上昇幅が拡大しています。平成2年と17年の比較では、40歳代後半の男性、30歳代から40歳代後半の女性の未婚率は約2倍に上昇しています。

2 目指す姿を実現するための取組

少子化対策・子育ては社会全体で支えていくことが必要であり、「保育サービスの充実」や「子育て支援」をはじめとした取組を市町村と一体となって継続するとともに、医療機関や市町村と連携しながら周産期医療体制の整備、発達障がい等の早期発見や療育支援の充実を図ります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進する視点に立ち、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に向け、産業団体等と連携しながら企業に働きかけるとともに、企業やNPO等の民間団体と連携して、出会いや交流の場づくり、男性の育児参加の促進などを図り、若い世代への支援を進めます。

さらに、子育て中の世帯が地域の中で安心して子育てできるよう、市町村との連携を密にしながらか地域の子育て支援活動の充実、保護を要する児童等の支援を進めます。

主な取組内容

○ 結婚や子育てに夢を持てる意識の啓発

- ・ 少子化の背景にある未婚化や晩婚化などに対応した取組として、若者の結婚や家庭づくりの理解を促進するため、市町村や関係団体等と連携しながら未婚男女の出会いや交流の機会の提供を支援します。
- ・ 企業やNPOとの連携により男性が家事や育児に関わる意識の醸成やきっかけづくりを進め、男女が共に育児に取り組む環境づくりを促進します。

○ 安全・安心な出産環境の充実 ★

- ・ 妊婦や新生児に必要な医療を提供し、安全・安心な出産環境の確保を図るため、周産期医療体制の整備を進めるとともに、インターネットを活用し、医療機関と市町村が妊産婦の健診情報・診療情報を共有することにより、母体搬送への活用や妊産婦の保健指導の充実を図ります。
- ・ 医療機関や市町村と連携し、乳幼児健診における発達障がいの早期発見や、その後の療育支援の充実に向けた体制の整備を進めます。

○ 仕事と子育ての両立支援の充実

- ・ 市町村と連携し、保育所の定員拡大や、地域ニーズに対応した延長保育、一時預かり、病後児保育などのサービスを行う保育所の拡充を促進するほか、放課後児童クラブの設置や活動の充実により児童の健全育成を図ります。
- ・ 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に向けて、産業団体や国と連携しながら次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画※1の策定を促進するほか、子育てにやさしい企業の認証などにより企業・団体の取組を支援します。

○ 多様な地域子育て支援活動の充実 ★

- ・ すべての子どもや子育て家庭が安心して過ごせる環境を整備するため、民間の基金を活用しながら、地域子育て支援コーディネーターなどの人材育成、NPOや地域コミュニティなど子育て支援組織による多様な活動の促進、地域関係機関のネットワークづくりを進めます。
- ・ 市町村による地域子育て支援拠点の整備を促進するほか、県内の企業による子育て世帯への優待制度への協賛を働きかけます。

○ 保護を要する児童、ひとり親家庭等への支援 ★

- ・ 社会的養護が必要な児童に対して、施設的环境改善、里親委託の推進など個々の状態に応じた適切な環境を提供し、児童の自立を支援します。また、児童虐待の早期発見や支援、再発防止のため、市町村の児童家庭相談の充実と児童相談所による後方支援、要保護児童対策地域協議会の開催など児童虐待防止への取組を強化します。
- ・ ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の自立を支援するため、相談機能や就業支援等の充実を図ります。
- ・ 県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワークの構築を図ります。

3 取組に当たっての役割分担

社会全体での取組を進めるために、県は、子育て支援や少子化対策に係る人材・団体の育成、各種ネットワークの整備充実による環境整備を行うほか、市町村の保育サービスの充実や施設整備等に対する支援などを行います。また、国や産業団体等との連携により、企業の職場環境の整備、子育て支援への協力などを働きかけていきます。さらに、障がい児への一貫した療育サービスを提供する取組を進めます。

市町村は、保育サービス、放課後児童対策、子育て相談など地域における子育て支援の中心となって、医療機関、NPOや地域コミュニティと連携しながら取組を進めます。

企業は、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に努めるとともに、子育て世帯への優遇制度への協賛など子育て家庭を応援する取組を進めます。

県民・NPO等は、地域の資源を活用しながら、地域ニーズに応じて子育て支援活動、出会いや交流の機会の創出に取り組むほか、企業と連携した取組を実施します。

| 県 | 市町村 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策の推進・調整 ・周産期医療体制の整備 ・地域の子育て支援ネットワークの形成 ・子育て支援に取り組む企業の認証や表彰など社会が一体となって子育てを支える環境づくり ・子育てに関する人材・団体の育成、取組の支援 ・市町村が行う児童相談に対する専門的な支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療に係る医療機関との連携 ・保育サービスの提供 ・放課後児童対策の推進 ・地域子育て支援センター等を中心とした子育て相談や子育て親子の交流の実施 ・住民参加と協働による子育て支援策の充実 ・児童相談の実施 |
| 企業・団体 | 県民・NPO等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 ・地域で行う子育て支援サービスへの協力、協賛 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民相互の身近な支えあい（子育て家庭の見守り活動等） ・地域力を活かした子育て支援、出会いや交流の機会の創出 ・行政、企業、団体と連携した取組の実施 |

4 具体的な推進方策(工程表)

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|------------------|--|--|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 結婚や子育てに夢を持てる意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ●若者の結婚や家庭づくりの支援 目標：◎出会い・交流の場の実施箇所数（累計） （参考(H18) 一カ所） （H20）一カ所⇒（H22）20カ所 ●男性の育児参加促進 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 出会い・交流の場提供支援 </div> | |
| ② 安全・安心な出産環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●周産期医療情報体制の整備 目標：◎周産期医療情報ネットワーク参加機関数 （参考(H18) 一機関） （H20）0機関 ⇒（H22）59機関 （市町村25、医療機関34） ●発達障がい等の早期発見体制の整備 | | | |
| ③ 仕事と子育ての両立支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●企業の子育て環境整備の促進 ・関係機関と連携した企業への働きかけ 目標：・企業等増加数 （参考(H18) 264社） （H20）223社⇒（H22）300社 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー等の開催 ●地域子育て支援拠点の整備・充実 目標：◎地域子育て支援拠点等設置数 （地域子育て支援拠点・放課後児童クラブ） （参考(H18) 274カ所） （H20）355カ所⇒（H22）406カ所 ●保育所待機児童解消の促進 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 一般事業主行動計画策促進・ 子育てにやさしい企業の認証 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 保育サービスの充実支援 </div> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>④ 多様な地域子育て支援活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援の人材育成・活動促進 目標：◎地域子育て支援コーディネーター養成数 (参考(H18) -) (H20) 41人 ⇒ (H22) 192人 ●地域における子育て支援ネットワークの構築 ●企業による子育て世帯優待制度の推進 目標：・子育て応援の店協賛店舗数 (参考(H18) -) (H20) 532店舗 ⇒ (H22) 1,000店舗 | | | |
| <p>⑤ 保護を要する児童、ひとり親家庭等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会的養護の充実、児童虐待の防止 ●ひとり親家庭の自立支援 目標：◎母子自立支援プログラム件数 (参考(H18) 33件) (H20) 41件 ⇒ (H22) 60件 ●障がい児に質の高い療育サービスを提供する地域療育ネットワークの構築 | <p>● 児童虐待防止アクションプランの進推</p> <p>● 相談・就業支援等</p> | | |

※1 一般事業主行動計画

労働者の仕事と子育ての両立を支援するため、次世代育成支援対策推進法により 301 人以上の労働者を雇用する事業主に策定が義務付けられている行動計画。なお、300 人以下は努力義務とされている。

福祉コミュニティの確立

1 目指す姿

県民だれもが、身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、必要な福祉サービス等を利用しながら住民相互の支え合いなどにより、安心して生活できる福祉コミュニティづくりが進められています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①居宅介護・地域密着型サービス利用割合 | 49.2% | 53.0% | 55.3% |
| ②施設等から地域生活に移行する障がい者数 | 96人 | 439人 | 796人 |

【目標値の考え方】

- ① 高齢者が通所、宿泊、訪問の介護サービスを利用しながら、自宅や地域で安心して生活できるよう、居宅介護や地域密着型サービスの充実を図っており、施設入所を含むすべての介護サービスに占めるその利用割合について、毎年度1%程度増加させることを目指すもの。
- ② 平成20年度に県が行った調査で、平成22年度までに障がい者施設から退所して地域での生活を希望した人及び精神科病院に長期入院している人のうち受入条件が整えば退院可能な人全員(796人)の地域生活移行を目指すもの。

現 状

- 本県の高齢者人口は、平成20年の35万6千人から、平成26年には38万人に増加すると予測され、一方、介護を要する高齢者は、平成20年の5万8千人から、平成26年には7万1千人に増加すると予測され、介護予防や地域包括ケア^{※1}の提供が必要となっています。
- 平成21年に実施した県民意識調査において、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域社会であること」に対するニーズ度は40項目中4番目（重要度2位、満足度34位）に高くなっています。
- 施設に入所している障がい者2,542人のうち、552人が平成22年度までの地域生活を希望しています。
- 精神科病院入院患者4,033人のうち、平成22年度までに退院可能な人は244人となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

地域で支援を必要とする高齢者や障がい者など、一人ひとりのニーズに応じた医療・介護・福祉サービス提供の仕組みづくりや、住まいや就労の場の確保、多様な福祉活動の担い手となる福祉を支える人づくりなどを、行政と地域住民や団体等が地域の社会資源を活用しながら相互に協力して進めます。

また、県民、事業者、市町村などが一体となってひとにやさしいまちづくりを行い、だれもが自らの意思で行動でき、社会参加の機会が確保される環境づくりを進めます。

主な取組内容

- 住民参加と住民主体による生活支援の仕組みづくり★
 - ・ 市町村、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、良質な福祉サービスを提供できる人材の確保・育成や多様な地域福祉活動の担い手となるボランティアの養成を図るとともに、高齢者や障がい者などへの見守りや声がけなど、住民参加による生活支援の仕組みづくり

を促進します。

- ・ 身近な地域で保健・福祉に関する相談や支援を一体的に受けられるよう、市町村におけるワンストップの総合相談窓口の設置や、保健・医療・福祉の連携による総合的なケアマネジメント^{※2}ができる体制づくりを促進します。
- ・ ひとにやさしいまちづくりを推進するため、NPO法人等の民間団体の人材育成や情報提供を進めるとともに、ネットワーク化を支援し、活動基盤の強化を図ります。

○ 高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築

- ・ 高齢者の生きがいづくりや市町村が行う総合的な介護予防を積極的に支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中核として、その状態に応じた適切な医療・介護・福祉等のサービスが効果的に提供される地域包括ケアを推進します。
- ・ 市町村が行う地域密着型サービス拠点の整備を促進するなど介護サービスの充実を図ります。

○ 障がい者が地域で自立した生活ができる環境の構築

- ・ 施設や精神科病院から地域生活に移行を希望する障がい者（796人）が、希望する地域で安全・安心に暮らすことができるよう、地域自立支援協議会を通じた相談支援の充実やグループホーム^{※3}、ケアホーム^{※4}等の「住まい」の場の計画的な整備について、市町村や事業者と連携しながら進めます。
- ・ 障がい者の自立した暮らしを確保するため、福祉、教育、労働の関係機関などが連携し、障がい者就業・生活支援センターの設置支援など就労支援体制の整備を進めます。

○ 安全・安心のセーフティネットづくり

- ・ 低所得世帯の経済的自立と生活の安定に向けて、県民が必要に応じていつでも貸付を利用できるよう、社会福祉協議会と連携し生活福祉資金制度の普及に努めるとともに、最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に運営し、世帯の自立を推進します。
- ・ 市町村の地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者や障がい者などへの虐待防止に向けた相談支援体制の充実・強化を推進するとともに、市町村、社会福祉協議会等と協力し、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用援助、財産管理などを行う日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用など、権利擁護制度の周知や利用促進を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、研修会の開催や情報提供等を通じて、市町村の「災害時要援護者避難支援計画」の策定や「福祉マップづくり」の取組を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

高齢者や障がい者の心身の状況や生活環境などによって異なる一人ひとりの自立した生活を適切に支援するために、住民に身近な市町村が中心となり、地域の福祉事業者、福祉活動 NPO 団体等の民間と協力し、福祉、医療等の社会資源を活かして、地域力を最大限に発揮しながら住民参加による地域協働の取組を進めます。

県は、市町村や関係団体等と連携し、市町村計画の策定支援、相談支援体制の整備と強化、福祉を担う人材の確保・育成、福祉サービス基盤の整備と充実などについて進めていきます。

| 県 | 市町村 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 各種計画の策定及び市町村計画の策定支援・ 県民への普及啓発・ 市町村、事業者等との連携による相談支援体制の整備促進・ 福祉を担う人材の確保・育成とその支援・ 福祉サービス基盤の整備促進・ 福祉サービスの質の確保のための事業者指導 | <ul style="list-style-type: none">・ 市町村計画の策定・ 相談窓口の総合化、ワンストップ化の推進・ 関係機関等との保健・医療・福祉の連携強化・ 地域自立支援協議会を中核とした障がい者の地域移行支援体制の充実・ 住民参加による生活支援の仕組みづくりの推進・ 福祉サービス基盤の計画的な整備・ 災害時の要援護者等の的確な避難支援 |

| 事業者・団体 | 県民・NPO等 |
|--|--|
| <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業従事者の確保・育成 利用者の権利擁護の推進、良質な福祉サービスの提供 福祉の専門的な知識を活かした地域福祉活動の支援 <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会等による福祉活動ボランティアの養成 地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働 | <ul style="list-style-type: none"> 住民相互の身近な支え合い（見守り活動、話し相手、認知症サポーター等） 地域における生活支援への参加、協力 県・市町村の計画策定や政策形成への参画 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|--|---|---|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| <p>① 住民参加と住民主体による生活支援の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉を担う人材の確保・育成 目標：◎市町村地域福祉計画の策定促進 (参考(H18) 4市町村) (H20) 13市町村 ⇒ (H22) 18市町村 ●福祉活動コーディネーター育成研修 目標：●福祉活動コーディネーターの育成 (参考(H18) 0人) (H20) 一人 ⇒ (H22) 70人 ●地域の特性に応じた生活支援の仕組みづくりの推進 ●福祉でまちづくりモデル事業 ●地域福祉推進フォーラム ●保健・医療・福祉の連携による地域トータルケアシステムの体制づくりの促進 ●ひとにやさしいまちづくりの推進 目標：●ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合 (県政モニターによる) (参考(H18) 54%) (H20) 61% ⇒ (H22) 65% ●地域ユニバーサルデザイン推進組織の形成支援 ●障がい者等の駐車場適正利用（パーキングパーミット）の推進 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">育成研修</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">岩手県地域福祉支援計画策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">ひとにやさしいまちづくり推進指針改正</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">推進</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">推進</div> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>② 高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いわていきいきプラン（県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）の推進 ●生きがいづくりと社会参加の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会貢献活動への支援 ●地域包括ケアの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発（認知症サポーター養成等） ・地域包括支援センター職員研修 ・高齢者総合支援センターによる支援 ・認知症疾患医療センターによる支援 ●介護予防の推進 <p>目標：・介護予防事業参加者数 （参考(H18) 993人） （H20） 3,208人(速報値) ⇒（H22） 4,141人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防従事者研修 ・介護予防市町村支援委員会による評価・支援 ●介護サービスの充実 <p>目標：◎地域密着型サービス拠点数 （参考(H18) 113箇所） （H20） 162箇所 ⇒（H22） 194箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員研修、認知症介護実践研修 ・介護老人福祉施設整備等への助成 ・地域密着型サービス拠点整備に対する助成 | <p>第3期計画推進</p> <p>第4期計画策定</p> <p>相談支援機能(3センター)の再編統合検討</p> <p>設置検討・関係機関協議</p> | <p>推進</p> <p>高齢者総合支援センターによる相談支援</p> <p>専門医療相談等</p> | |
| <p>③ 障がい者が地域で自立した生活ができる環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉計画の推進 ●障がい者の地域生活移行の促進 <p>目標：◎障がい者グループホーム等利用者数 （参考(H18) 826人） （H20） 1,105人 ⇒（H22） 1,442人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の機能強化 ・相談支援に関わる人材養成 <p>目標：・相談支援従事者初任者研修受講者数 （参考(H18) 1,274人） （H20） 1,652人 ⇒（H22） 2,017人</p> ●障がい者の就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者工賃倍増5ヵ年計画の推進 ・就労支援事業所の機能強化 ・工賃引上げアドバイザーの派遣 | <p>第1期計画推進</p> <p>第2期計画策定</p> <p>推進</p> | <p>推進</p> | |

| | | | |
|---|--------------|-------------------|--|
| <p>●障がい者就業・生活支援センターの設置支援 目標：・障がい者就業・生活支援センター設置数 (参考(H18) 3箇所) (H20) 7箇所 ⇒ (H22) 9箇所</p> | | | |
| <p>④ 安全・安心のセーフティネットづくり</p> <p>●災害時における要援護者等の支援 目標：・市町村要援護者避難支援計画(全体計画)の策定促進 (参考(H18) 1箇所) (H20) 8箇所 ⇒ (H22) 35箇所</p> <p>●福祉マップづくりの促進 目標：◎福祉マップの策定箇所 (参考(H18) 一箇所) (H20) 466箇所 ⇒ (H22) 700箇所</p> <p>●高齢者等の権利擁護制度の利用促進 目標：・法人後見団体の育成支援 (参考(H18) 0団体) (H20) 4団体 ⇒ (H22) 5団体</p> | <p>モデル事業</p> | <p>マップづくり支援事業</p> | |

※1 地域包括ケア

個々の高齢者の状況や変化に応じて、地域包括支援センターを中核として、医療、介護、福祉等サービスが継続的かつ包括的に提供されること。

2 ケアマネジメント

病気やけが、障がい、加齢などで生活上の支援を必要としている本人及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的に必要な支援・サービスのためのケア計画を作成し、継続的に支援を行うことをいいます。

3 グループホーム

地域において共同生活を営むために支障がない障がい者を対象に、共同生活住居での障がい者の共同生活を通して、生活上の相談や日常生活を営むための様々な援助を行う住居。

4 ケアホーム

地域において共同生活を営むために介護が必要な障がい者を対象に、共同生活住居での障がい者の共同生活を通して、入浴、排せつ及び食事の介護をはじめ、日常生活を営むための様々な援助を行う住居。

IV 安全・安心

～「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現～

「安全・安心」政策項目と主な取組内容

※「目指す姿指標」における「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の⑩等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。
 ※「目指す姿指標」の指標名に付した◎印は、当該政策項目の目指す姿を、より体現する指標とした定めた「主たる指標」を示す。

17 地域防災力の強化

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎自主防災組織の組織率 | % | 60.0 | 65.8 | 75 |
| 自主防災組織の総数における地域コミュニティ防災組織比率 | % | 53.9 | 70.5 | 85 |

【主な取組内容】

- ①県民が自らの身を自らが守る意識の醸成
- ②地域の安全を地域が守る体制の整備
- ③実効的な防災体制の整備

18 安全・安心なまちづくりの推進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|---------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎犯罪の被害に遭わないための行動をしている人の割合 | % | 51.9 ⑩ | 53.0 | 65 |
| 人口10万人当たりの犯罪発生件数 | 件 | 734.0 | 673.9 | 600以下 |
| 年間交通事故死者数 | 人 | 76 | 69 | 83以下 |
| 消費生活相談体制が確立された市町村割合 | % | 2.9 | 2.9 | 41 |

【主な取組内容】

- ①県民の防犯意識の高揚
- ②地域における防犯力の強化
- ③犯罪が起りにくい環境整備の促進
- ④犯罪被害者等に対する支援
- ⑤青少年の健全育成対策の推進
- ⑥交通事故抑止対策の推進
- ⑦消費者施策の推進
- ⑧治安基盤の強化

19 食の安全・安心の確保

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|---------------|----|----------|----------|----------|
| ◎HACCPシステム導入率 | % | 20.0 | 25.6 | 30 |
| 3歳児の朝食欠食率 | % | 6.6 | 4.2 | 3.0 |

【主な取組内容】

- ①食の信頼性の確保
- ②食育の推進

20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------|-----|----------|----------|----------|
| ◎市民活動参加率 | % | 26.7 ⑩ | 40.5 | 50 |
| 県外からの定着者数 | 人/年 | 866 | 946 | 1,000 |

【主な取組内容】

- ①地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成
- ②地域コミュニティ活動の先進的な事例の発信
- ③岩手ファンの獲得と定住・交流人口の増加
- ④移住・定住者が活躍できる環境の整備

21 多様な市民活動の促進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--------------|----|----------|----------|----------|
| ◎市民活動参加率〔再掲〕 | % | 26.7 ⑩ | 40.5 | 50 |

【主な取組内容】

- ①市民活動を促進するための支援機能の充実
- ②協働のノウハウ・仕組み定着のための情報提供・普及啓発

22 青少年の健全育成

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎いわて希望塾参加者数(累計) | 人 | - | 119 | 360 |
| メディア対応能力養成講座参加者がいる市町村の割合 | % | - | 48.6 | 100 |

【主な取組内容】

- ①個性・主体性を尊重した「人づくり」
- ②健全な青少年をはぐくむ「地域づくり」
- ③青少年を事件・事故から守る「環境づくり」

23 男女共同参画の推進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|---------------------|----|----------|----------|-------------------|
| ◎審議会等における女性委員の比率 | % | 31.8 | 33.9 | 50 |
| 市町村における男女共同参画計画の策定率 | % | 57.1 | 65.7 | 100 |
| DVに関する周知度 | % | 34.3 | - | 70 ⁽²⁾ |

【主な取組内容】

- ①男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
- ②仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくり
- ③配偶者からの暴力防止対策の強化

地域防災力の強化

1 目指す姿

災害等の発生に対し、地域の安全を地域が守ることにより県民の被害が軽減されるよう、地域において、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの分野におけるレベルアップにより、地域防災力が強化されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|---|--------------|--------------|--------------|
| ◎①自主防災組織の組織率 | 60.0% | 65.8% | 75% |
| ②自主防災組織の総数における地域コミュニティ防災組織 ^{※1} 比率 | 53.9% | 70.5% | 85% |

【目標値の考え方】

- ① 平成18年度の東北六県平均（65.0%）を10%上回ることを目指すもの。
- ② 平成18年度の東北六県平均（81.2%）を上回ることを目指すもの。

現 状

- 今後10年での発生確率が70%と予測されている宮城県沖地震への備えが、喫緊の課題となっています。
- 災害対策については、行政が行う災害対策としての「公助」のみならず、日頃から自らの身は自らが守る「自助」の意識付けや地域のことは地域で守るという「共助」の充実が必要であるが、中でも、発災時の対応として初期消火、避難誘導や救護などの役割を担う自主防災組織の育成強化による地域防災力の向上が重要となっています。
- 自主防災組織の育成強化については、種々の結成単位がある中で、地域力を存分に発揮するため、特に地域住民の連帯意識に基づく町内会や自治会といった地域単位の自主防災組織（地域コミュニティ防災組織）の拡充と機能強化が必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

住民参加によるワークショップ等による意識啓発、地域住民や関係機関が参加する防災訓練の実施、自主防災組織リーダー及び地域防災指導者の養成等、地域を中心とした取組を県、市町村、地域住民、団体・事業者等がそれぞれ連携・協力して推進し、防災対応力の向上に努めます。

主な取組内容

- 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成
自らの身を自らが守るという意識を醸成するため、学習用教材の配布や教職員への研修を通じ小中学校における防災教育の推進や、住民参加によるワークショップ等啓発事業を通じ県民の防災意識の高揚を図るとともに、住民参加による防災訓練を実施し、災害発生直後の応急対応力の強化を支援します。
- 地域の安全を地域が守る体制の整備 ★
 - ・ 地域住民団体を対象として防災活動に関するワークショップ等の実施、自主防災組織のリーダーや地域防災指導者の養成を行うなどして、市町村が行う地域防災の担い手である自主防災組織の育成強化を支援します。
 - ・ 住民や関係機関等が参加する訓練を実施することにより、自主防災組織と防災関係機関が連携し、地域の安全を地域が守る体制の整備が図られるよう支援します。
- 実効的な防災体制の整備
 - ・ 大規模災害時に対応可能な防災危機管理体制の構築のため、広域的な防災体制の充実

に資する関係機関・団体の連携を図るとともに、災害対策本部の初動体制や機能を強化します。

- ・ 災害等の発生に迅速・的確に対応できるよう実践的な訓練や各種研修を実施し、防災対応職員の能力向上に努めます。
また、市町村職員との共同訓練を実施することにより、市町村の防災危機管理対応力の向上を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

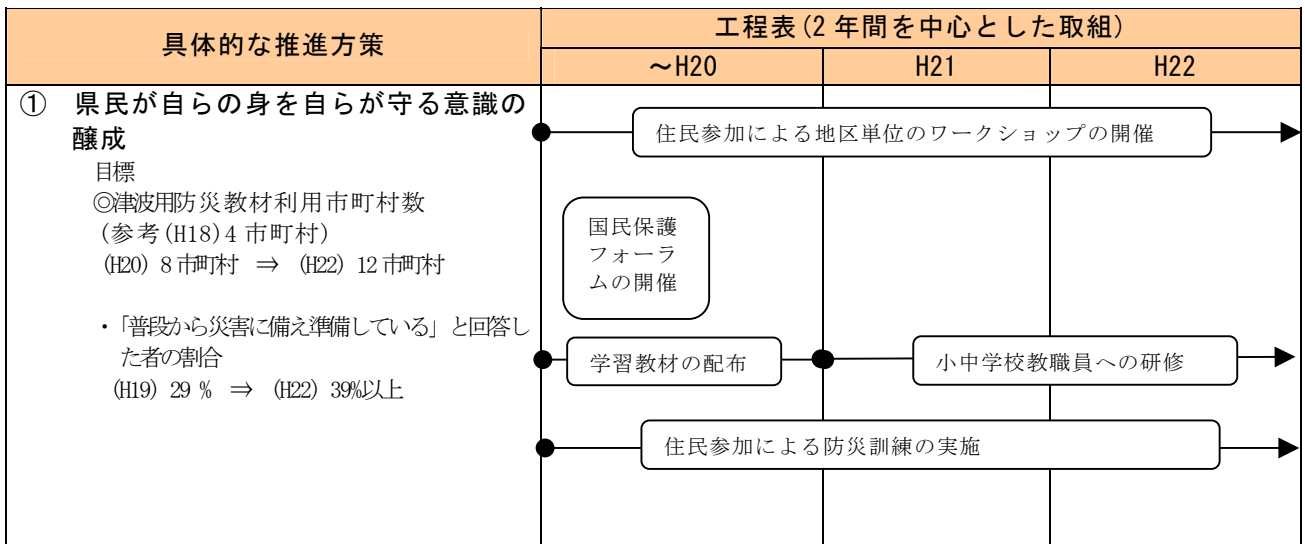
県は、広域的な立場において自らの災害対応力の強化を図るとともに、市町村や地域住民等が行う地域防災力向上への取組に対し支援していきます。

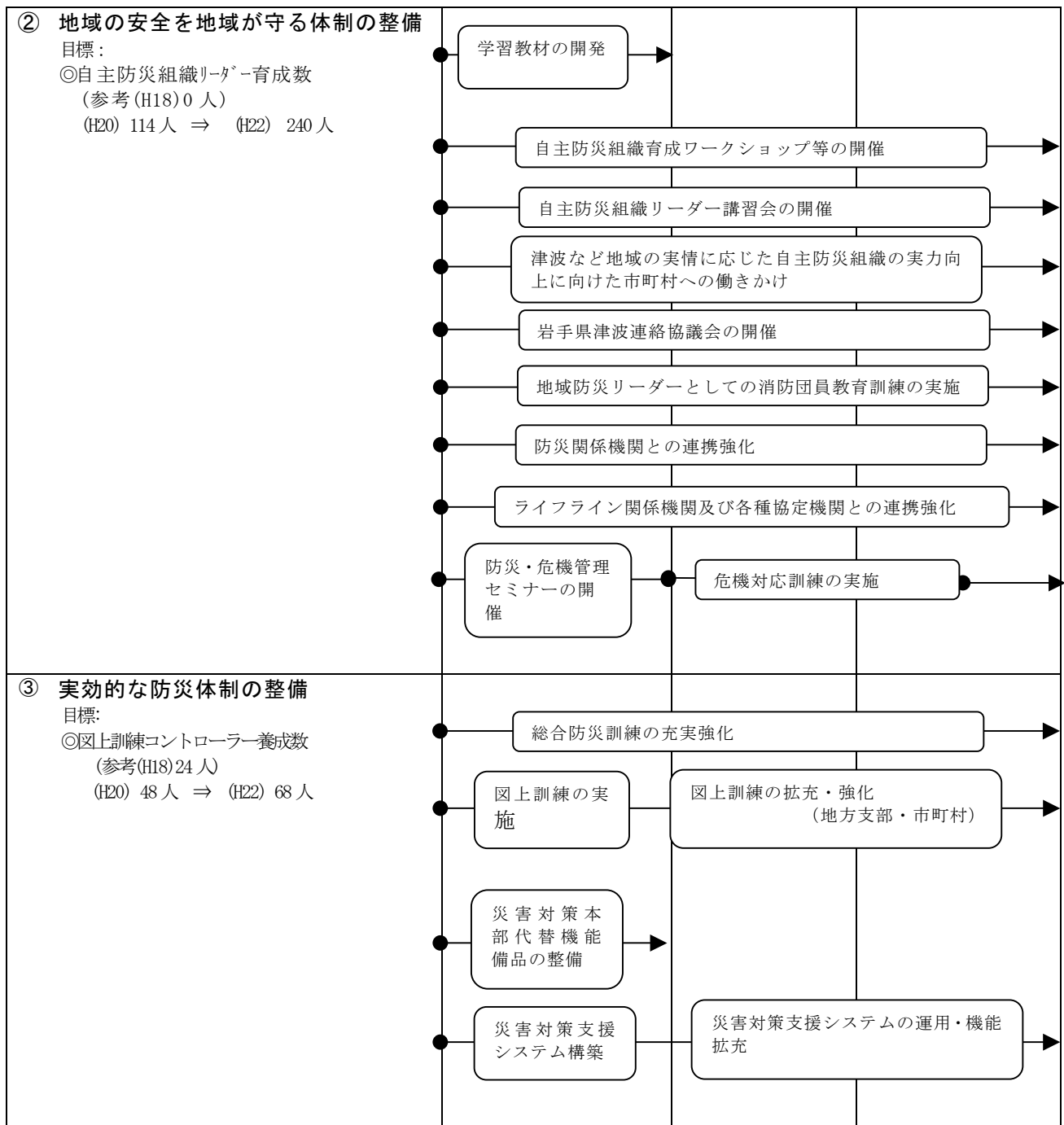
市町村は、自主防災組織の育成強化など、地域の防災力の充実に推進します。

地域住民、地域団体・事業者等は、自らの意識啓発、実践的な防災訓練及び自主防災組織等への参加などによる防災対応力の向上が求められています。

| 県 | 市町村（消防機関含む） |
|---|--|
| ○広域的な立場において災害対応力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の防災体制の整備 ・ 市町村や地域住民等が行う地域防災力向上への取組に対する支援 | ○地域防災力の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の防災体制の整備 ・ 住民に対する防災意識の啓発・高揚 ・ 自主防災組織の育成強化 ・ 防災関係機関との連携強化 |
| 県民・家庭 | 地域団体・事業者等 |
| ○自らの身を自らが守ることができるよう自らの防災対応力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の防災訓練への参加 ・ 住民相互の身近な防災活動への参加 ・ 市町村の避難計画策定等への参画 | ○地域の安全を地域で守ることができるよう地域ぐるみでの防災対応力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織への参加 ・ 協力事業所への登録 |

4 具体的な推進方策





※1 地域コミュニティ防災組織

町内会等の地域コミュニティが地域における防災計画を定め、災害発生時において自主的に初期消火や避難誘導などの防災活動を行う組織をいう。

安全・安心なまちづくりの推進

1 目指す姿

県や市町村、県民、事業者が一体となって防犯活動や交通安全活動などの安全・安心なまちづくりに取り組み、地域の安全が保たれ、県民が安心して生活を営んでいます。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------------------|--------------------|--------------|--------------|
| ◎①犯罪の被害に遭わないための行動をしている人の割合 | 51.9% ^① | 53.0% | 65% |
| ②人口 10 万人当たりの犯罪発生件数 | 734.0 件 | 673.9 件 | 600 件以下 |
| ③年間交通事故死者数 | 76 人 | 69 人 | 83 人以下 |
| ④消費生活相談体制が確立された市町村割合 | 2.9% | 2.9% | 41% |

【目標値の考え方】

- ① 防犯意識の高揚を図ることなどにより、現状値(51.9%)の約2割向上を目指すもの。
- ② 治安が良かったと実感された昭和50年代初頭の水準を目指し、平成22年度の目標値を600件以下とするもの。
- ③ 平成24年に過去10年間(H5~H14)の平均死者数136.5人の半減を目指しており、平成22年の目標値を83人以下とするもの。
- ④ 平成23年度末に全ての市町村で消費生活相談体制が確立されることを目標とするもの。

現 状

- 本県の犯罪発生件数は、平成9年に15,925件と戦後最多を記録しましたが、平成14年以降は減少傾向となり、平成19年から2年連続して1万件を下回っています。
- 女性や子どもを対象とした性犯罪の多発や殺人事件などの凶悪事件の続発、悪質商法被害の深刻化、交通事故の犠牲となる高齢者の増加などを背景に、「犯罪や交通事故の少ない社会」の実現に対する県民の期待が高まっています。
- 本県の無施錠被害率は、平成20年において、空き巣で66.5%(全国28.7%)、自動車盗で73.0%(全国27.7%)、自転車盗63.1%(全国49.2%)と高い状況で推移しており、県民一人ひとりの防犯意識の高揚が求められています。
- 自主防犯団体数は、平成20年末372団体と増加していますが、このうち危険箇所点検を行う団体数が158団体と半分以下となっており、地域の安全を確保するため、危険箇所点検等の活動を地域ぐるみで展開していく必要があります。
- 平成20年は、交通事故死者数が69人と大きく減少したほか、発生件数、負傷者数とも大幅に減少しています。一方で、全国に比較して致死率が高いほか、高齢者が関係する交通死亡事故の割合が高くなっていることから、高齢者の交通事故防止対策を中心とした対策が必要となっています。
- 平成20年度の県民生活相談中の苦情件数は7,605件で、前年度(7,591件)に比べ14件(0.2%)増加。中でも多重債務相談は、前年度に比べ601件(37.3%)増加し2,213件と過去最多の件数となったほか、総相談件数に占める割合も23.3%に増加しました。
また、消費者安全法の成立に伴い、消費生活に係る相談業務等が、県及び市町村の事務に位置付けられたことから、市町村の消費者行政体制の整備が急務となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

県民、事業者、行政の連携による犯罪防止の取組や犯罪が起こりにくい環境づくり、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全対策、多重債務問題への支援や市町村の消費生活相談体制の充実等による消費者施策など、自助、共助、公助による取組を推進します。

主な取組内容

○ 県民の防犯意識の高揚

「推進期間」を設定しての重点的な啓発活動（県民運動推進キャンペーン）の実施、犯罪の発生状況等に関する情報の速やかな提供など、広報・啓発活動を展開し、県民自らの日常生活において、安全を確保するための行動を促進します。

○ 地域における防犯力の強化

防犯活動の担い手やリーダーの養成を目的とした講習会の開催、地域における防犯講習会や地域安全マップ作成等の取組へのアドバイザーの派遣を通じて、地域における防犯活動の活発化を促進します。

○ 犯罪が起こりにくい環境整備の促進

「学校・通学路における子どもの安全確保に関する指針」、「道路・公園・住宅等の防犯性の向上に関する指針」の普及啓発を通じて、犯罪が起こりにくい環境整備の重要性の理解を深め、指針に基づく危険箇所等の点検や改善を促進します。また、深夜に営業する店舗等や繁華街についても防犯対策を促進します。

○ 犯罪被害者等に対する支援

「岩手県犯罪被害者等支援指針」に基づき、相談や情報提供を充実するとともに、関係する機関・団体等との連携を深め、犯罪被害者等を支える社会づくりに向けて、県民の理解を醸成します。

○ 青少年の健全育成対策の推進

学校や家庭、地域等と連携し、青少年の規範意識を高めるための教育の充実、非行防止や犯罪被害に巻き込まれないための対策、犯罪被害や虐待を受けた子どもの立ち直り支援などの青少年の健全育成対策を推進します。

○ 交通事故抑止対策の推進

第8次岩手県交通安全計画に基づき、関係機関・団体等と連携し、高齢者の交通安全対策や夜間の歩行者事故対策等を重点的に推進します。

○ 消費者施策の推進

「自立した消費者」の育成に向けた消費者教育の推進、関係機関等と連携した多重債務問題の解決支援や弁護士無料出張相談等による消費者被害の救済などに取り組むとともに、不当取引行為を行う悪質事業者の早期把握・迅速な処分を行うなど消費者施策を推進します。

また、消費生活相談等を担うこととなった市町村の相談員を対象とした研修の実施など、市町村における消費者行政体制の確立等に向けた支援を強化します。

○ 治安基盤の強化

治安対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進めるため、警察施設・装備等の整備、交番相談員の対応の充実による交番機能の強化を図るなど、治安基盤を強化します。

3 取組に当たっての役割分担

地域における安全・安心の確保に当たっては、県民一人ひとりが自らの安全を守る取組や住民に最も身近な自治体である市町村の果たす役割が重要であり、県は、広域性・専門性の観点から、市町村と連携・協力し、県民運動の展開や指針の普及啓発、消費生活相談体制の強化などの施策を推進します。

| 県 | 市町村 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心なまちづくりや交通安全についての県民運動の展開 ・犯罪が起こりにくい環境整備のための指針の普及啓発、助言 ・犯罪情報の発信・提供 ・事件の検挙、交通の取締り | <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への防犯・交通安全意識の普及啓発 ・犯罪が起こりにくい環境整備に向けた取組の促進 ・地域における安全安心まちづくり活動への支援 ・犯罪被害者等に対する情報提供等の支援 ・消費生活相談窓口機能の強化など、地域の実情に即した施策の企画・実施 |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対する支援 ・消費生活相談体制や消費者教育の充実強化、市町村支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体間の連携・協力の促進 |
| 県民・事業者 | 地域団体 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施錠の励行、顧客・従業員の安全対策等、日常生活や事業活動における安全の確保 ・地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動への参加と関係団体との連携実施 ・正しい交通ルールの遵守とマナーの励行 ・消費者被害の防止に係る知識の習得 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動の実施 ・交通安全街頭活動の実施 ・消費者被害の防止に係る知識の普及 ・関係団体等との連携による取組 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|--|------------|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 県民の防犯意識の高揚 目標：◎侵入窃盗事件における無施錠被害率 (参考(H18)44.2%) (H20) 54.5% ⇒ (H22) 25.0% | 総合推進計画策定 | 事業実施進行管理 | |
| | 県民運動推進キャンペーンの実施、 犯罪発生状況等の情報提供 等 | | |
| ② 地域における防犯力の強化 目標：◎自主防犯団体数 (参考(H18)290団体) (H20) 372団体 ⇒ (H22) 450団体 | 自主防犯活動リーダー等養成講習会開催、地域安全アドバイザー派遣 等 | | |
| ③ 犯罪が起こりにくい環境整備の促進 目標：◎危険箇所点検を行う防犯団体数 (参考(H18)135団体) (H20) 158団体 ⇒ (H22) 230団体 | 指針策定 | 指針の普及と取組促進 | |
| | 深夜営業店舗等、繁華街の防犯対策促進 | | |
| ④ 犯罪被害者等に対する支援 目標：◎岩手県犯罪被害者等支援指針の説明会実施回数 (H20) 1回 ⇒ (H22) 10回 | 指針策定 | 指針の普及と取組促進 | |
| | 市町村担当者研修会開催 | | |
| ⑤ 青少年の健全育成対策の推進 目標：◎刑法犯少年検挙・補導人員 (参考(H18)954人) (H20) 686人 ⇒ (H22) 650人以下 | スクールサポーター※1による非行防止・犯罪被害防止教室の支援 非行少年に対する勉学支援など再非行防止対策の推進 等 | | |
| ⑥ 交通事故抑止対策の推進 目標：◎交通事故件数 (参考(H18) 5,416件) (H20) 4,458件 ⇒ (H22) 5,000件以下 | 第8次岩手県交通安全計画の推進 | | |
| ⑦ 消費者施策の推進 目標：◎多重債務問題相談解決者数(累計) (参考(H18)123人) (H20) 1,465人 ⇒ (H22)3,600人 | 弁護士相談体制の充実 | | |
| | 市町村における相談窓口体制確立支援 | | |
| | モバイルによる情報発信 | | |
| ⑧ 治安基盤の強化 | 警察署をはじめとする警察施設、装備等の整備 交番相談員の対応の充実などによる交番機能の強化 等 | | |

※1 スクールサポーター

学校と警察との実質的な連携の担い手として、中学校の生徒指導担当者等と連携しながら、少年の非行防止・立ち直り支援、学校等における生徒の安全確保対策、非行・犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報等の把握及び提供等を行い、県民の安全と平穏の確保に資する活動を行うもの。

食の安全・安心の確保

1 目指す姿

県民が消費する食品と県内で生産される農林水産物の安全が確保され、消費者の視点、環境に配慮する視点が重視された、安全・安心で健全な食生活を営める社会が形成されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①HACCPシステム導入率 | 20.0% | 25.6% | 30% |
| ②3歳児の朝食欠食率 | 6.6% | 4.2% | 3.0% |

【目標値の考え方】

- ① HACCP^{※1}の考え方に基づく衛生管理の導入施設割合を食品衛生法に基づく営業許可施設数（約29,000）のうち、30%まで向上させることを目指すもの。
- ② 平成18年度の3歳児の朝食欠食率6.6%を基準として、3.0%の朝食欠食率を目指すもの。

現 状

- 平成19年の県の施策に関する県民意識調査の「購入する食品の安全性に不安を感じない社会であること」の満足度において、満足（「満足」＋「やや満足」）が30.7%となっており、不満（「不満」＋「やや不満」）の34.8%を下回り、食品の安全性への信頼が揺らいでいます。
- 平成20年度、県内の「総合衛生管理製造過程（HACCPによる製造管理を導入し、国の承認を受けたもの）」は9施設にとどまっています。
- 平成20年度「全国学力・学習状況調査」によると、本県の「朝食を毎日食べている児童生徒の割合」は、児童（小学校6年生）で91.6%（全国87.1%）、生徒（中学校3年生）で86.2%（全国81.2%）であり、全国平均に比べて高くなっているものの、同年の岩手県環境保健研究センターの生活習慣病予防支援システム調査によると、本県の朝食欠食率は3歳児4.2%、小学生2.4%、中学生6.6%となっており、3歳児の朝食欠食率が小学生より高くなっています。
- 平成19年の県の施策に関する県民意識調査の「食育」の取組の方向性において、「もっと進めたほうが良い」が53.1%、「現在の取組で良い」が34.4%、「縮小したほうが良い」が0.9%となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

消費者の視点、環境に配慮する視点を重視しながら、県民の健康の保護が最も重要であるとの認識を基本として、安全安心な食べものを選択する力などを育てる食育を食品の安全性を確保するための施策などと一体的に展開し、食の安全安心の確保に取り組みます。

主な取組内容

○ 食の信頼性の確保

- ・ 第二次食の安全安心アクションプランに基づき、食品表示110番の設置や食品表示ウォッチャーによる食品表示のモニタリングの実施などを通じて、食品表示の適正化の推進を図ります。
- ・ 岩手県食品衛生監視指導計画に基づき、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施するとともに、事業者が自主的に取り組むHACCPシステムの考え方に基づく衛生管理の導入を促進します。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する研修会の開催などを通じて、食の安全安心関係危機管理のための施策を推進します。

○ 食育の推進

食育普及啓発キャラバンの実施や食育ワークショップの開催などを通じて、幼児や小学生の時期からの望ましい食習慣の定着を目指し、家庭、地域、学校が連携を密にしながら、それぞれの役割を活かした効果的な食育を推進します。

3 取組に当たっての役割分担

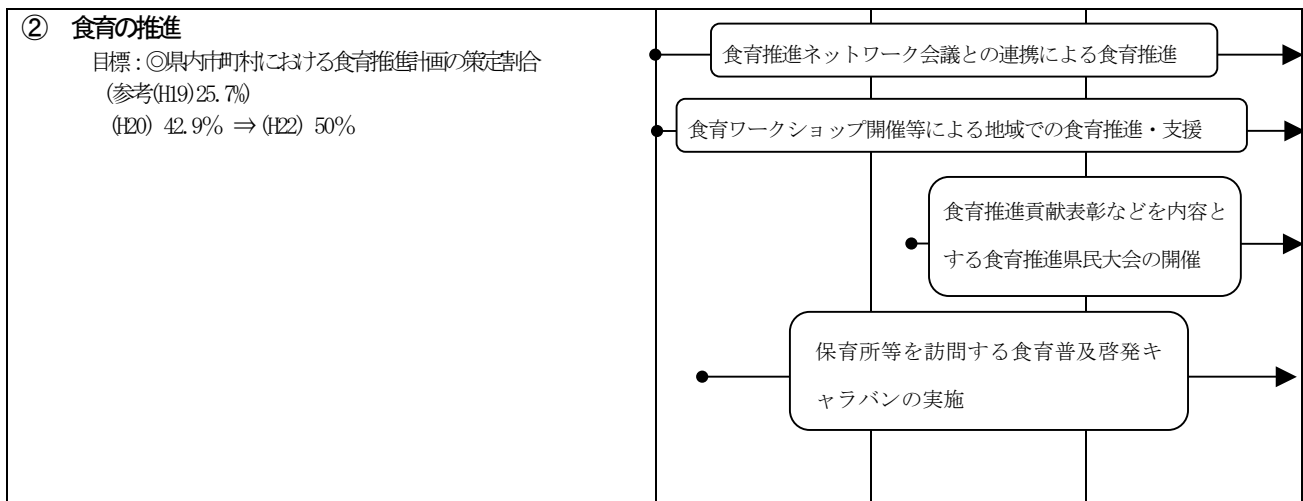
県民は、食に関する知識を習得するなど健全な食生活の実践に努めることが必要であり、生産者・事業者等は、安全な食品を生産・供給するとともに、消費者や関係事業者に対し、正確かつ適切な情報を提供するなど、消費者からの信頼性の向上に努めることが重要です。

そのため、県は、市町村、生産者・事業者等及び県民その他関係機関との連携を図りながら、総合的な施策を実施します。

| 県 | 市町村 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 食の安全安心の確保及び食育の推進に関する施策の策定、実施及び取組への支援 市町村、生産者・事業者等及び県民その他関係機関との連携推進 食の安全安心の確保及び食育の推進に関する情報の収集及び提供 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村食育推進計画の策定、実施 地域に密着した食育推進、取組支援 |
| 生産者・事業者等 | 県民・NPO等 |
| <ul style="list-style-type: none"> 関係法令を遵守した、安全な食品等の提供 食の安全安心の確保のための取組の推進 食品の供給に関する情報の提供 県が実施する食の安全安心の確保に関する施策への協力 | <ul style="list-style-type: none"> 食に関する知識と食を選択する力の習得などによる健全な食生活の実践 県が実施する食の安全安心の確保に関する施策への意見表明 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|---|--|--|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| ① 食の信頼性の確保 <ul style="list-style-type: none"> 食品表示の適正化の推進 <p>目標：◎JAS法²²に基づく原産地適正表示率の低い店舗における適正表示への改善店舗率(100%適正表示店舗率) (参考(H19) 26.2%) (H20) 62.3% ⇒ (H22) 100%</p> | <ul style="list-style-type: none"> 食品表示 110 番設置による情報収集、対応 | <ul style="list-style-type: none"> 食品表示ウォッチャーによる食品表示モニタリング | <ul style="list-style-type: none"> 食品表示の適正化推進に向けた事業者団体の自主的取組みへの支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> 食品の安全性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 出前講座の開催等消費者の安心感の醸成施策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 監視指導計画に基づく効率的・効果的監視指導等の実施 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 食の安全安心関係危機管理体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> HACCP の考え方に基づく衛生管理の導入促進 | <ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザに関する研修会の開催等食の安全安心関係危機管理のための施策の実施 | |



※1 HACCP

「Hazard Analysis and critical Control Point」の頭文字の略語で「危害分析重要管理点」ともいい、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法の一つである。

県では独自に、HACCPの考え方の浸透を目的として、温度管理を中心とした1～5項目の重要管理点について、定期的な温度等の確認と結果の記録を行う「HACCPの考え方に基づく衛生管理（岩手版 HACCP）」の導入促進に取り組んでいる。

2 JAS法

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の略称で、飲食物品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度（任意の制度）」と、原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなるものである。

多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化

1 目指す姿

定住・交流人口が増加する中で、地域の多様な主体が連携し、地域コミュニティ活動が活発に行われています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|---------------|--------------------|--------------|--------------|
| ◎①市民活動参加率 | 26.7% ^① | 40.5% | 50% |
| ②県外からの定着者（年間） | 866人 | 946人 | 1,000人 |

【目標値の考え方】

- ① 20歳以上の県民の2人のうち1人が市民活動に参加することを目指すもの。
- ② 県外からの就職や就農、二地域居住^{※1}等により、毎年度1千人の定着を目指すもの。

現 状

- 人口減少・少子高齢化の進行や個人の価値観の変化などに伴い、地域コミュニティの機能低下・衰退が懸念されています。
- 特に、過疎化が進む条件不利地域の中には、集落の維持が困難になることが懸念されるところもあり、こうした地域の集落機能の維持が大きな課題となっています。
- 団塊の世代や移住者は、これまで培った経験や優れた技術があり、これからの地域コミュニティ活動の担い手として期待されています。
- 「交流居住のススメ」の岩手のページが、週間アクセスランキングで都道府県では平成19年11月より全国1位を継続しています。

2 目指す姿を実現するための取組

地域コミュニティを活性化し、地域課題の解決に資するため、県、市町村、企業、NPO等の多様な主体が連携し、地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成や広域的な視点での情報提供などに努めます。

他県と差別化した情報発信により、大都市圏での本県の認知度向上、岩手ファンの拡大を図り、定住交流を促進します。また、移住・定住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備し、地域の活性化を図ります。

主な取組内容

- **地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成** ★
市町村職員等を対象に研修を実施するとともに、地域づくりアドバイザーの活用を促進することにより、地域コミュニティ活動をリードしていく人材を育成します。
- **地域コミュニティ活動の先進的な事例の発信**
元気なコミュニティ100選に選定された団体の活動を広く情報発信し、他地域への波及を促進し、コミュニティ活動全体の活性化を図ります。
- **岩手ファンの獲得と定住・交流人口の増加** ★
ブログ^{※2}やメールマガジン^{※3}による岩手県の魅力の発信、総合イベントの開催、物産展等による大都市住民へのPRにより岩手ファンの拡大を図るとともに、市町村と連携しながら、定住交流モデルツアーや受け入れ体制の整備を進め、県外からの定住・交流人口の増加を図ります。
- **移住・定住者が活躍できる環境の整備**
移住・定住希望者と地域が求める人材とのマッチングや定住者のフォローアップを通じて、さまざまな経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備します。

3 取組に当たっての役割分担

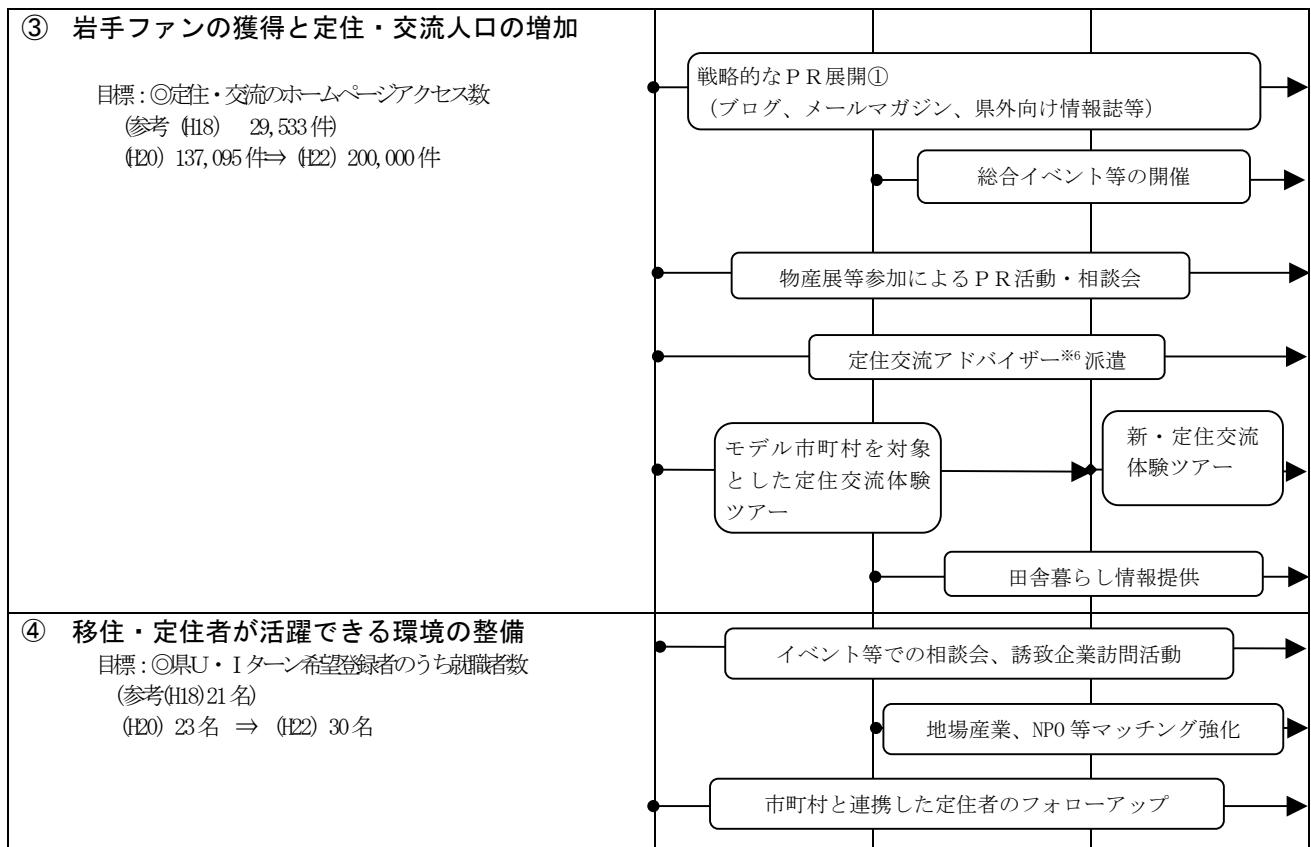
地域コミュニティの活性化のためには、県民一人ひとりが主体的に参画し、多様な主体が役割を分担しながら協働して、地域コミュニティ活動に取り組むことが必要です。

定住・交流は、受入体制の整備をはじめとして市町村が中心となって担います。県は、その取組の支援を行うなど、全体のコーディネートを担当します。

| 県民・NPO等 | 企業 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動への参画 自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信 移住者の受入理解 | <ul style="list-style-type: none"> 地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画 地域コミュニティ活動への支援（企業のCSR活動） 移住者の経験、技術の活用 岩手出身者の雇用拡大 |
| 市町村 | 県 |
| <ul style="list-style-type: none"> 住民に対する意識啓発 地域コミュニティの育成・活性化 地域コミュニティと連携した地域課題への対応 区域内の関係団体、機関との連絡調整 市町村独自の情報発信 受入・支援体制の整備（起業支援、就農支援、住宅・生活基盤整備、補助制度） 移住者のフォローアップ | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う取組への支援 全県を対象とした普及・啓発 地域コミュニティ活動を牽引する人材の育成 県域の関係団体、機関との連絡調整 県全体の総合的な情報発信 多様な主体間の全体調整 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|--|--|---------------------|--------------------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成 目標：◎地域支援希望ファンド(人材版) ^{※4} 登録人材数 (H20) 20名⇒(H22) 70名 | 集落状況調査 草の根コミュニティ大学の開催 ^{※5} | 市町村職員等を対象としたセミナーの開催 | ファンドの活用促進 |
| ② 地域コミュニティ活動の先進的な事例の発信 目標：◎県政懇談会「草の根地域訪問『こんにちは知事です』」訪問団体数 (H19～20の1年当たり訪問団体数（平均） 10団体⇒(H22) 12団体 | 元気なコミュニティ100選の選定 | 100選団体等の交流・連携の促進 | 元気なコミュニティ100選の情報発信 |



※1 二地域居住

都会で暮らす人が、週末や一年のうち一定期間を農山漁村で暮らすもの。(H17に国土交通省の研究会が提唱)

2 ブログ

日記風ホームページ。

3 メールマガジン

発行者が定期的に電子メールで情報を提供。

4 地域支援希望ファンド(人材版)

地域活性化のノウハウを有する人材を登録し、地域を活性化したい地域コミュニティとマッチングさせ、地域の再生・活性化につなげ、その活動を通して次の地域コミュニティを担うリーダーを養成することを目的とした事業。

5 草の根コミュニティ大学

地域の魅力を引き出し、活性化策を実践する地域リーダーを養成することを目的とした事業。

6 定住交流アドバイザー

県が委嘱し、定住交流の施策立案や受入の実行等について、起業や農業、観光など専門的な見地から市町村等に助言等を行なう方。

多様な市民活動の促進

1 目指す姿

豊かでうるおいのある地域をつくるために、多様な市民活動が、県民の幅広い参画・協働のもとで行われています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|--------------|--------------------|--------------|--------------|
| ◎市民活動参加率〔再掲〕 | 26.7% ^① | 40.5% | 50% |

【目標値の考え方】

20歳以上の県民の2人のうち1人が市民活動に参加することを目指すもの。

現 状

- 市民活動参加率や社会貢献活動に取り組む企業・事業所の割合が増加しているなど、市民活動に対する県民の意識の向上が見られます。
- 都市部においてNPO法人が増加するなど、県民自らが様々な課題解決に取り組む機運が高まってきています。
- 一方で、依然として運営基盤が不安定なNPOが多く見受けられます。

2 目指す姿を実現するための取組

市町村やNPO、企業と連携し、広く県民に対し、市民活動の重要性を周知するとともに、人材育成や情報提供など、NPO・ボランティア活動の促進に向けた環境整備に取り組めます。

主な取組内容

- **市民活動を促進するための支援機能の充実**
NPO活動交流センターと地域の支援拠点との一層の連携や地域のNPOのネットワークの拡充など、行政とNPO等が協働した支援体制づくりを進めます。
また、市民活動への参加促進を図るため、NPOの組織運営力の向上や、市民活動をリード・サポートする人材の育成を支援します。
- **協働のノウハウ・仕組み定着のための情報提供・普及啓発**
自治会等の地縁組織、NPO、企業など多様な主体の協働が進み、質が高く、柔軟なサービスの提供が行われるよう、その評価をしながら、情報提供と普及啓発を行います。

3 取組に当たっての役割分担

県民一人ひとりが市民活動に主体的に参画することが期待されており、県は多様な主体が役割を分担しながら、市民活動が促進されるよう支援します。

| 県民・NPO等 | 企業 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動への参画 ・継続的な市民活動のための組織運営（NPO） ・自ら実施している協働事業等の情報発信（NPO） | <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の構成員として市民活動への参画 ・市民活動を行う県民・NPOへの支援（企業メセナ活動） ・市民活動に参加しやすい環境づくり |
| 市町村 | 県 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動への支援 ・区域内の関係団体、機関との連絡調整 ・多様な主体との協働の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う取組への支援 ・全県を対象とした普及・啓発 ・全県的・専門的な人材の養成 ・県域の関係団体、機関との連絡調整 ・多様な主体との協働の実施 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|--|--|---|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| <p>① 市民活動を促進するための支援機能の充実</p> <p>目標： ◎社会貢献活動に取り組んでいる企業・事業所の割合 （参考(H18) 38.3%） (H20) 49.6% ⇒ (H22) 60% ・地域別NPOネットワーク数（累計） （参考(H18) 3） (H20) 6 ⇒ (H22) 10</p> | <p>NPO 活動交流センター運営の充実強化</p> <p>各種団体と連携した研修会の実施</p> <p>中間支援のネットワーク強化</p> | <p>ネットワークによる市民活動の支援</p> <p>NPOと企業など多様な主体の協働への支援</p> <p>NPOの組織運営力向上の支援</p> | |
| <p>② 協働のノウハウ・仕組み定着のための情報提供・普及啓発</p> <p>目標： ◎いって協働表彰の応募数 (H20) 23件 ⇒ (H22) 30件</p> | <p>マニュアルの普及</p> <p>協働事業の事例集作成</p> <p>協働事業の実施、評価</p> <p>協働の普及啓発</p> | <p>協働推進マニュアルの評価見直し</p> <p>協働事業事例集の活用</p> <p>民間主体による協働事業への支援</p> | |

青少年の健全育成

1 目指す姿

自らの夢や可能性を、自分の力と社会との関わりの中で、様々な形で実現していくことができる、心豊かで自立した青少年がはぐくまれています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|---------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①いわて希望塾参加者数（累計） | — | 119人 | 360人 |
| ②メディア対応能力養成講座参加者がいる市町村の割合 | — | 48.6% | 100% |

【目標値の考え方】

- ① いわての次代を担う青少年を育成する「いわて希望塾」の開催により、リーダーの養成を目指すもの。
- ② インターネットや携帯電話による事件から青少年を守るため、全市町村において青少年健全育成活動を行う者がメディア対応知識を習得することを目指すもの。

現 状

- ニートに関する相談件数や若年無業者が増加するなど、自立できない若者の問題が顕在化しています。
- 少子化、核家族化等により家庭における教育力の低下が指摘されているとともに、都市化等により地域全体で子どもをはぐくむという意識が薄れ、地域の教育力も低下しています。
- 平成19年に県内の中高生に対して実施した携帯電話に関するアンケート調査では、出会い系サイトに接続したことがあると答えた割合が中学生1.7%、高校生4.8%となっており、また有害情報も氾濫しています。

2 目指す姿を実現するための取組

家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭や地域、学校、職場、行政等が連携した県民運動を推進します。

また、青少年が社会とのかかわりの中で、自主的に自立した活動ができるよう支援するとともに、青少年の健全な育成を妨げる有害な環境の改善や非行防止対策を推進します。

主な取組内容

- **個性・主体性を尊重した「人づくり」**
 青少年自らが夢や希望をもってその実現にむけて取り組むことができるよう、個性・主体性を尊重した社会教育や社会参画を推進します。
 また、ニート対策の推進等、青少年の自立を支援します。
- **健全な青少年をはぐくむ「地域づくり」**
 青少年を地域全体ではぐくむとともに、青少年が地域の良さを実感できるよう、県民運動の推進等により意識啓発を図るとともに、地域における世代間・地域間交流の促進を図ります。
- **青少年を事件・事故から守る「環境づくり」**
 インターネット上の有害情報や有害図書から青少年を守るとともに、青少年の非行を防止するための取組を実施します。

3 取組に当たっての役割分担

青少年の健全育成を推進するためには、「結」の心で地域全体が一体となって県民運動として取り組むことが求められています。このため、家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割を認識し、連携しながら取り組むことが必要です。

| 県民・NPO等 | 企業 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域の教育力向上に向けた意識の醸成 青少年の相談・居場所づくり、見守り、交流機会の創出 | <ul style="list-style-type: none"> 有害環境の排除 就労体験など青少年の職業意識醸成に向けた取組 |
| 市町村 | 県 |
| <ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携した青少年健全育成の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域の教育力向上に向けた意識啓発 リーダー養成 全県的なニート対策 環境浄化の取組 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|------------------|--|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 個性・主体性を尊重した「人づくり」 目標： ◎いわて若者サポートステーション相談件数（累計）（H19から実施） （H20）1,109件⇒（H22）2,850件 | | いわて希望塾開催 わたしの主張岩手県大会実施支援 いわて若者サポートステーション事業 | |
| ② 健全な青少年をはぐくむ「地域づくり」 目標 ◎いわて親子家庭フォーラム参加者数（累計） （H20）1,100人⇒（H22）2,200人 ・親学参加者数（累計）（H20から実施） （H20）373人⇒（H22）1,150人 | | （社）岩手県青少年育成県民会議と連携した意識啓発 いわて親子家庭フォーラム、親学開催 | |
| ③ 青少年を事件・事故から守る「環境づくり」 目標 ◎メディア対応能力養成講座実施回数（累計）（H20から実施） （H20）4回⇒（H22）12回 | | メディア対応能力養成講座 | |

男女共同参画の推進

1 目指す姿

男性も女性も自らの意思で自分の人生を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を発揮でき、個人の人権が尊重される「男女が共に輝く心豊かな社会」が実現されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①審議会等における女性委員の比率 | 31.8% | 33.9% | 50% |
| ②市町村における男女共同参画計画の策定率 | 57.1% | 65.7% | 100% |
| ③DVに関する周知度 | 34.3% | — | 70%◎ |

【目標値の考え方】

- ① 政策方針決定過程への女性の参画を推進するため、県の審議会等における女性委員の比率を50%まで向上させることを目指すもの。
- ② 県内各地域において男女共同参画推進を図るため、全市町村において男女共同参画計画を策定することを目指すもの。
- ③ 配偶者からの暴力防止対策を推進するため、DV法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）の内容を知っている県民の割合を70%まで向上させることを目指すもの。

現 状

- 平成18年に県が実施した意識調査によると、「男性の方が優遇されている」とする県民が、「職場で」は58.2%、「家庭で」は58.1%、「社会通念・慣習・しきたりで」は74.1%となっており、「男女が平等でない」と感じる県民が多い状況にあります。
- 同調査によると、仕事と家庭生活又は社会活動を両立させることを理想としている県民は男性27.7%、女性37.4%であるのに対し、実際に両立していると回答した県民は男女とも16%となっており、両立の理想と現実に差が生じています。
- 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数、一時保護件数、保護命令発令件数は増加傾向にあります。

2 目指す姿を実現するための取組

男女共同参画の推進にあたっては、あらゆる世代・県内全域での意識啓発、市町村における取組みや住民の主体的な活動の促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性に対する暴力の根絶が必要です。

このため、男女共同参画をリード・サポートする人材の育成や、仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくり、配偶者からの暴力防止対策の強化などに努めます。

主な取組内容

- 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
男女共同参画センターを拠点とし、県内全域、あらゆる世代を対象とした男女共同参画の意識啓発を進めるとともに、市町村における男女共同参画計画の策定を支援するなど、地域において主体的に活動できる人材の育成を行います。
また、男女共同参画の推進や女性の社会参画に関する表彰制度の実施等により、男女共同参画社会の形成に関する意識の高揚や人材の掘り起こしを図ります。
- 仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくり
仕事と家庭生活、地域生活の両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図ります。

○ 配偶者からの暴力防止対策の強化

市町村、関係団体、NPO等と連携し、DVの根絶に向けた意識啓発、相談・保護体制の充実、被害者の自立支援に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

男女共同参画社会の形成のためには、男性も女性も主体的に家庭、職場、地域に参画するとともに、企業、行政、民間団体などが、その支援を積極的に行います。

| 県民・NPO等 | 企業 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 様々な場面において男女がお互いを尊重しあう意識の向上 男女共同参画の視点をもった地域活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 方針決定の場などのさまざまな活動への女性の参画促進 ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備 |
| 市町村 | 県 |
| <ul style="list-style-type: none"> 審議会等政策方針決定過程への女性の参画促進 男女共同参画の視点をもった地域活動の実施 配偶者暴力防止対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 審議会等政策方針決定過程への女性の参画促進 市町村が行う取組みへの支援 全県を対象とした普及・啓発 全県的な人材の養成 ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備 配偶者暴力防止対策の実施 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|---|------------------|-----|-----|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| <p>① 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成</p> <p>目標:</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎男女共同参画を知っている人の割合 (参考(H18) 61.7%) (H20) データなし⇒(H22) 80% ① ・男女共同参画サポーターの養成 (参考(H18) 認定者数 408人 うち男性の割合 7.4%) (H20) 541人 うち男性 9.8% ⇒(H22) 550名 うち男性 15% ・サポーター上級講座 (H21 から実施) H22年度までに参加者 60名 | | | |
| <p>② 仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくり</p> <p>目標:</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ワーク・ライフ・バランス啓発講座参加者数(累計) (H20 から実施) (H20) 315人 ⇒(H22) 480人 | | | |
| <p>③ 配偶者からの暴力防止対策の推進</p> <p>目標:</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎相談体制の充実 相談担当職員研修参加者累計 (参考(H18) 728人) (H20) 1112人 ⇒(H22) 1400人 | | | |

※1 男女共同参画サポーター
男女共同参画の普及啓発とそれを担う人材育成を目的に県が実施している、男女共同参画サポーター養成講座の修了者。

V 教育・文化

～「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現～

「教育・文化」政策項目と主な取組内容

※「目指す姿指標」における「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の⑩等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。
 ※「目指す姿指標」の指標名に付した◎印は、当該政策項目の目指す姿を、より体现する指標とした定めた「主たる指標」を示す。

24 家庭・地域との協働による学校経営の推進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営に取り組む学校の割合 | % | 100 ⑩ | 100 | 100 |

【主な取組内容】

- ①目標達成型の学校経営への脱皮
- ②学校と家庭・地域との協働の推進

25 児童生徒の学力向上

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--------------------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎学習定着度状況調査における定着の分布の状況（小5・算数）〔分布の範囲〕 | — | — | 33 | 32 |
| 学習定着度状況調査における定着の分布の状況（小5・算数）〔中央値〕 | % | — | 73 | 75 |
| ◎学習定着度状況調査における定着の分布の状況（中2・数学）〔分布の範囲〕 | — | — | 43 | 41 |
| 学習定着度状況調査における定着の分布の状況（中2・数学）〔中央値〕 | % | — | 56 | 58 |
| ◎学習定着度状況調査における定着の分布の状況（中2・英語）〔分布の範囲〕 | — | — | 36 | 34 |
| 学習定着度状況調査における定着の分布の状況（中2・英語）〔中央値〕 | % | — | 53 | 55 |
| 各学校が設定した進路目標を達成した学校の割合（高校） | % | — | 66 | 100 |

【主な取組内容】

- ①学習指導要領の改訂に伴う教育課程の編成
- ②授業改善の推進と家庭学習の充実
- ③数学(算数)・英語の学力向上
- ④地域・産業界と連携したキャリア教育の推進
- ⑤特色ある私立学校の支援

26 豊かな心を育む教育の推進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|---------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎学校における道徳教育全体計画作成の割合（小学校） | % | — | 95 | 100 |
| ◎学校における道徳教育全体計画作成の割合（中学校） | % | — | 93 | 100 |
| 児童の読書者率(小5) | % | 99 | 99 | 100 |
| 生徒の読書者率(中2) | % | 81 | 78 | 86 |
| 生徒の読書者率(高2) | % | 47 | 67 | 74 |

【主な取組内容】

- ①児童生徒一人ひとりの自己実現を支援する学校づくり
- ②心の教育の充実
- ③家庭・地域との協働の充実
- ④学校不適応対策の推進
- ⑤私立学校における取組の支援

27 健やかな体を育む教育の推進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|----------------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎「体力・運動能力調査」の総合評価D・E段階の児童の割合(小6) | % | 22.1 ⑩ | 20.4 | 18以下 |
| 肥満傾向児の割合(小6) | % | 14.9 | 14.4 | 11 |

【主な取組内容】

- ①「岩手っ子体力アップ運動」の推進
- ②体育の授業力向上

28 特別支援教育の充実

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎特別支援学校の対象児を在籍させる小・中学校の割合 | % | 13 | 13 | 15 |
| ◎特別支援学級の対象児を通常の学級に在籍させる小・中学校の割合 | % | 25 | 31 | 35 |
| ◎特別支援学校の高等部卒業生のうち一般就労を希望する者の就労達成率 | % | 72 | 77 | 90 |

【主な取組内容】

- ①障がいのある児童生徒を受け入れる教育の場の拡充
- ②すべての学校における特別支援教育体制の充実・強化
- ③障がいのある児童生徒の学習・生活を支える支援員の配置
- ④特別支援教育に対する県民の理解の増進
- ⑤関係機関や企業等と連携した障がいのある生徒の就業支援

29 生涯を通じた学びの環境づくり

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------|----|----------|----------|---------------|
| ◎生涯学習に取り組んでいる割合 | % | - | - | 前年度から5ポイントアップ |

【主な取組内容】

- ①多様な学習活動を支援する環境の整備充実
- ②生涯にわたる学習機会の充実

30 高等教育の連携促進と機能の充実

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎大学教育改革支援プログラム採択数(累計) | 件 | 8 | 16 | 24 |
| 公開講座受講者数(累計) | 人 | 24,741 | 42,222 | 55,000 |

【主な取組内容】

- ①高校教育との連携、医療人材の育成
- ②地域に根ざした特色ある教育研究への取組
- ③キャリア教育の充実
- ④リカレント教育・生涯学習への貢献
- ⑤高等教育機関の連携の促進
- ⑥産学官連携による地域課題解決へ向けた取組
- ⑦知的財産の活用促進

31 文化芸術の振興

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--|----|----------|----------|----------|
| ◎地域や学校などで行われている文化芸術(芸術、まつり、行事など)の鑑賞や活動に満足している県民の割合 | % | - | 31.2 | 35 |
| ◎本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合 | % | - | 55.9 | 70 |

【主な取組内容】

- ①日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
- ②文化芸術と県民との交流支援体制の整備
- ③豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援
- ④世界遺産登録の推進
- ⑤伝統芸能等の伝承や郷土理解のための学校教育との連携

32 多様な文化の理解と交流

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|----------------|----|----------|----------|----------|
| ◎国際交流サポーター登録者数 | 人 | 249 | 301 | 360 |

【主な取組内容】

- ①コミュニケーション及び生活支援の充実
- ②多文化共生理解支援の充実
- ③留学生等を通じたネットワーク形成
- ④国際交流等の拠点の機能充実

33 豊かなスポーツライフの振興

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|----------------|----|----------|----------|----------|
| ◎スポーツ実施率 | % | 37.1 | 41.1 ⑱ | 50 |
| ◎国民体育大会天皇杯得点順位 | 位 | 34 | 36 | 25位以内 |

【主な取組内容】

- ①スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進
- ②中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成の推進
- ③スポーツ医・科学サポート体制の充実

家庭・地域との協働による学校経営の推進

1 目指す姿

「知・徳・体」を備え調和のとれた人間形成という教育目的の実現に向けて、校長のリーダーシップのもとで、家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営への改革が進んでいます。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------------------------|-------------------|--------------|--------------|
| 家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営に取り組む学校の割合 | 100% ^⑨ | 100% | 100% |

【目標値の考え方】

すべての小・中・高等・特別支援学校で学校経営計画を策定し、目標達成型の学校経営に取り組むことを目指すもの。

現 状

- 学習意欲の低下をはじめ、学力や体力の低下、いじめ・不登校問題の深刻化、家庭の教育力の低下など、学校教育を巡る状況は厳しさを増していますが、各学校では、目標達成型の学校経営に取り組み、成果と課題の検証を進め、学校や地域の状況に基づいた質的向上を図っていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

学校教育を取り巻く様々な状況に対応していくためには、学校経営の達成目標を明確にし、その実現に具体的に取り組んでいくことが重要です。また、学校経営を学校自体で完結させることなく、家庭・地域との協働にまで広げていくことが必要です。

すべての小・中・高等・特別支援学校において、このような学校経営の改革に取り組めますが、特に、義務教育においては、このような取組を「いわて型コミュニティ・スクール構想^{*1}」として推進します。

主な取組内容

- **目標達成型の学校経営への脱皮**
各学校がそれぞれの学校の現状と地域の状況などを踏まえながら、中長期的な目標のもと、毎年度の達成目標とその実現方策を明らかにした学校経営計画を定め、実行し、その成果と課題を検証していくというPDCAサイクル^{*2}に基づく学校経営改革に取り組みます。
- **学校と家庭・地域との協働の推進**
各学校がそれぞれの達成目標を実現していくためには、学校のみでの取組では限界があることから、学校と児童生徒、家庭が学力や生活習慣などの達成目標を共有して実現を目指す「まなびフェスト^{*3}」の取組や教育振興運動^{*4}との連携など、家庭との協働を強化するとともに、体験学習に関する協力関係の構築など地域社会との協働に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

各学校が、校長のリーダーシップのもと、教育振興運動との連携など、家庭や地域との協働の強化を視野に入れて、目標達成型の学校経営計画の策定と実行、検証に取り組んでいくことが基本です。

児童生徒の家庭においては、家庭学習の習慣付けや生活習慣の改善など、学校経営計画を踏まえ、学校と協働していく取組が期待されます。

また、地域においては、児童生徒の体験学習への協力や放課後における「児童の居場所づくり」など、学校と協働する取組が期待されます。

県と市町村の教育委員会は、このような各学校の家庭・地域との協働による経営改革の取組を、現場の状況を踏まえながら支援します。

| 県 | 市町村 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> いわて型コミュニティ・スクール構想の推進 広報活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 放課後の児童の居場所づくりの推進 教育振興運動の推進 |
| 学校 | 家庭・地域・企業 |
| <ul style="list-style-type: none"> 目標達成型の学校経営計画の策定 家庭・地域と協働した計画の実行 実行した成果の検証 教育振興運動との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 学校経営への参画・協働 家庭学習や生活習慣の確立 教育振興運動の推進 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表 | | |
|---|--|-----|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 目標達成型の学校経営への脱皮 | 校長をはじめとした教職員との勉強会・研修会等の実施 | | |
| | 各学校の目標達成型の学校経営計画の質的向上への指導・支援（モデル的な取組の紹介や普及） | | |
| ② 学校と家庭・地域との協働の推進 目標： ◎「まなびフェスト」導入率 （参考（H18）－％） （H20）－％ ⇒ （H22）100％ ・放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 （参考（H18）57％） （H20）78％ ⇒ （H22）81％ | 各学校の「まなびフェスト」の導入及び活用の支援 | | |
| | 「いわて型コミュニティ・スクール構想」と教育振興運動との連携・協力 | | |
| | 放課後の児童の居場所づくりの推進 | | |
| | 学校と地域をつなぐ人材の育成や地域が学校を支える体制整備などの支援（研修・ボランティアネットワークの構築、学校支援地域本部事業の活用等） | | |
| | 地域でのスポーツや自然体験活動の実施への支援 | | |
| | 家庭教育への支援 | | |
| | 保護者向け広報紙等による普及啓発活動の実施 | | |

※1 いわて型コミュニティ・スクール構想

検証可能な目標達成型の学校経営への転換と、学校、家庭、地域との連携・協働による教育の推進を柱とする学校経営改革を目指すものであり、県内すべての公立小・中学校で行われている本県独自の学校教育の取組。

2 PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）の過程を順に実施し、最後の改善を次のサイクルにつなげ、継続的な経営改革や業務改善を進めるマネジメント手法。

3 まなびフェスト

県内公立小・中学校において、教職員、児童生徒、保護者等が目標を共有し協働して達成を目指すもので、目標が達成できたかどうかの判断基準となる数値や状態を目標の中に取り入れるもの。

4 教育振興運動

岩手において昭和40年から始まり、すべての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区など計540の実践区（平成20年）において、子ども、親、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

児童生徒の学力向上

1 目指す姿

小・中学校においては、一人ひとりの児童生徒に基礎・基本が定着し、高等学校においては、その上に立って生徒一人ひとりの目指す進路を実現できる学力が身に付いています。

(※基礎・基本の定着…知識の習得とそれを活用する力、物事をしっかり考える力が身に付くこと)

| 指標 | (学年・教科) | 参考値 (H18) | | 現状値 (H20) | | 目標値 (H22) | |
|--|---------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|
| | | (分布の範囲) | (中央値) | (分布の範囲) | (中央値) | (分布の範囲) | (中央値) |
| ◎①学習定着度状況調査における定着の分布の状況※ ¹ (小中学校) | 小5・算数 | — | — | 33 | 73% | 32 | 75% |
| | 中2・数学 | — | — | 43 | 56% | 41 | 58% |
| | 中2・英語 | — | — | 36 | 53% | 34 | 55% |
| ②各学校が設定した進路目標を達成した学校の割合(高等学校) | | —% | | 66% | | 100% | |

【目標値の考え方】

- ① 学習内容の定着状況のばらつきの幅を小さくすると同時に、全体的な正答率の上昇を図るもの。
- ② すべての高等学校で進路目標を掲げ、達成されることを目指すもの。

現 状

- 小・中学生の学習定着度状況調査の正答率は、学年の進行とともに低下する傾向があり、また、定着状況の分布の幅も大きくなっています。
- 数学・英語を中心に目指す進路に必要な学力が不十分であるという理由で、高等学校の学年進行に伴って生徒が進路を変更する傾向が見られます。
- 私立学校においても、学力向上に重点を置いたコース編成や学級編成の取組が見られます。

2 目指す姿を実現するための取組

学力向上を学校経営計画の中心的な課題として位置付け、各学校における客観的な課題分析を基本に、教員の授業力の強化、家庭・地域との協働などに全力を挙げて取り組みます。

また、地域、産業界と連携したキャリア教育※²などを通じ、児童生徒に「何のために学ぶのか」をしっかりと意識させ、主体的な「学びの意欲」を確立していきます。

さらに、私立学校における学力向上を図るための取組に対して支援します。

主な取組内容

- **学習指導要領の改訂に伴う教育課程の編成**
学習指導要領の改訂に伴い、その趣旨の理解と改訂の重点の具現化に向けた取組を充実させ、今求められている教育の在り方の周知を図り、すべての学校が充実した教育活動を展開できるよう支援します。
- **授業改善の推進と家庭学習の充実**
教員の授業力の強化、児童生徒の到達度に応じた授業の展開、実践的な研修体系への見直しなど、分かる授業を実現するための授業改善を推進するとともに、授業と家庭学習を連動させること、教育振興運動の全県共通課題として取り組むことにより、家庭学習の充実を図ります。
- **数学(算数)・英語の学力向上**
小・中・高等学校の連携による指導の連続性の確保、教員の授業力の強化など、数学(算数)・英語の学力向上に向けた取組を強化します。

○ 地域・産業界と連携したキャリア教育の推進

学校と地域・産業界との連携を強化し、キャリア教育を重視した教育プログラム開発など、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

○ 特色ある私立学校の支援

私立学校においては、建学の精神に基づいた特色ある教育が行われていますが、その中で各学校において学力向上やキャリア教育に積極的に取り組んでおり、県もこれを支援していきます。

3 取組に当たっての役割分担

各学校が学力向上を学校経営計画の中心的な課題として全力を挙げて取り組んでいくことが基本です。

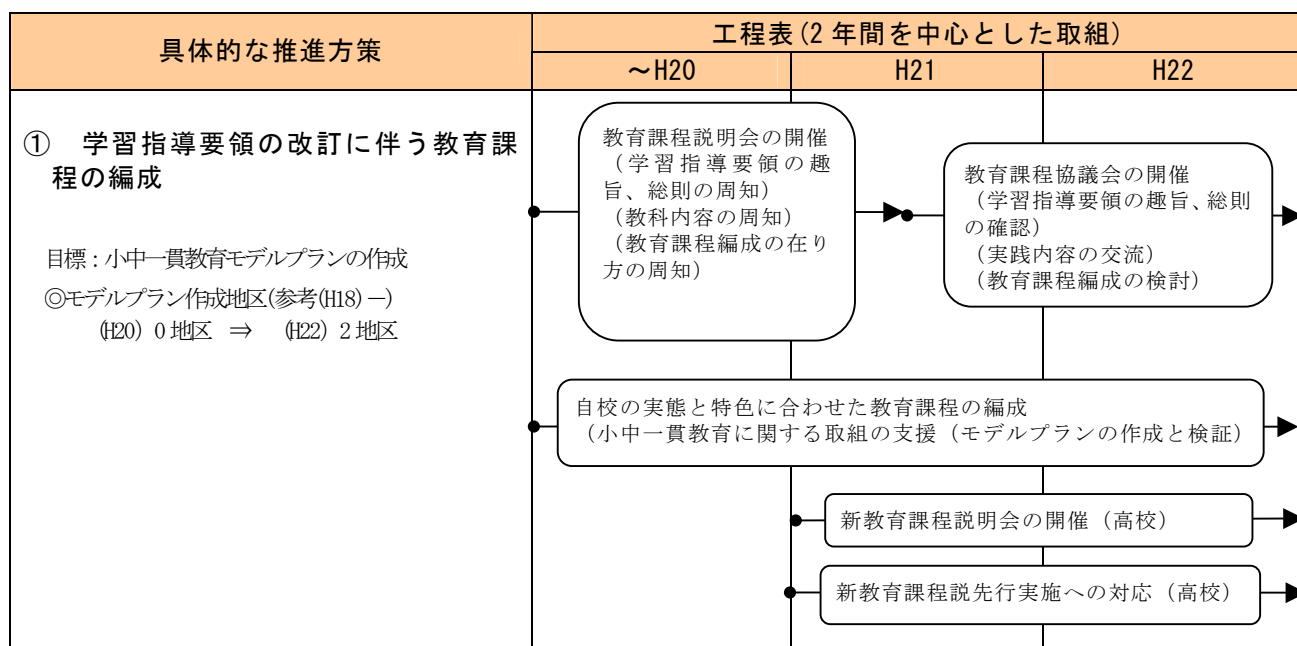
児童生徒の家庭には、家庭学習の習慣付けや学習に関する動機付けを始め、学習のための基本となる生活習慣の改善などの取組、また、地域・産業界には学校と協働したキャリア教育などの取組が期待されます。

県と市町村の教育委員会は、このような学校・地域と協働した各学校の学力向上の取組を現場の状況を踏まえながら支援します。

また、県は、私立学校に対して、助成や情報提供等の支援を行います。

| 県 | | 市町村 | |
|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学習定着度状況調査の実施（集計・分析システムの改善） ・職員研修の実施 ・私立学校に対する支援 | | <ul style="list-style-type: none"> ・学習定着度状況調査の活用等による状況の把握 ・研究指定等の実施 | |
| 学校 | 家庭 | 地域・産業界 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画に基づく学力向上の取組 ・基礎基本に係る客観的な分析・把握 ・授業力強化や進路実現に向けた取組 ・キャリア教育の実施 ・教育振興運動との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営への参画・協働 ・家庭学習の環境づくり ・教育振興運動への取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校等との連携体制の構築 ・職場体験・インターンシップ※³等の受入れ・協力 | |

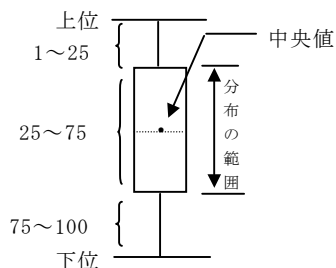
4 具体的な推進方策（工程表）



| | |
|--|--|
| <p>② 授業改善の推進と家庭学習の充実</p> <p>目標： ◎授業と連動した家庭学習の課題を計画的に出している学校の割合 (参考(H18)-%) (H20) -%⇒(H22) 100%</p> | <ul style="list-style-type: none"> 教員の授業力強化に向けた取組と支援 基礎・基本の定着状況の把握と分析による授業改善 授業と家庭学習の連動による授業改善 少人数教育など個に応じた指導の充実 知識・技能を活用する能力の育成支援 教育振興運動全県共通課題「家庭学習の充実」との連携 |
| <p>③ 数学（算数）・英語の学力向上</p> <p>目標： ◎英語検定のそれぞれの級レベルの英語力を身に付けている生徒の割合 中学生【3級】(参考(H18)26.2%) (H20) 30%⇒(H22) 50% 高校生【準2級】(参考(H18)24.4%) (H20) 28%⇒(H22) 40%</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学習定着度の調査・分析 学校訪問指導体制の整備、小・中・高連携の強化 数学（算数）の授業改善に向けた取組と支援 英語力向上に向けた取組の推進 進学実現に向けた取組の支援 |
| <p>④ 地域・産業界と連携したキャリア教育の推進</p> <p>目標： ◎職場体験（2日以上）実施校割合 中学校(参考(H18)46.5%) (H20) 68.8%⇒(H22) 70% ◎インターンシップを体験した生徒割合 高校(参考(H18)36.1%) (H20) 45.9%⇒(H22) 50%</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみでのキャリア教育の取組の全県拡大 キャリア教育に関する教員協議会の設置 職場体験、講習会等、教員の資質向上等の取組の推進 進路実現に向けた取組の推進 キャリア教育全体計画作成・実践（各校） |
| <p>⑤ 特色ある私立学校の支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> 特色ある教育に対する助成 |

※1 学習定着度状況調査における定着の分布の状況

[正答率の分布の範囲]



学習定着度状況調査の結果を指導改善につなげるため、対象者を25%ずつ4分類して、定着状況を分析するもの。

- ※例えば、調査対象が100人の場合、
- ・分布の範囲：上位25～75人の正答率の分布範囲（幅）
 - ・中央値：上位から50人目の正答率

- 2 キャリア教育
児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育。
- 3 インターンシップ
学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

はぐく 豊かな心を育む教育の推進

1 目指す姿

児童生徒一人ひとりが豊かな人間性をはぐくみながら、意欲的に学習や体験活動に取り組み、いきいきとした学校生活を実現しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|-----------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| ◎①学校における道徳教育全体計画作成の割合 | 小－％ 中－％ | 小 95％ 中 93％ | 小 100％ 中 100％ |
| ②児童生徒の読書者率※ | 小5 99％ 中2 81％ 高2 47％ | 小5 99％ 中2 78％ 高2 67％ | 小5 100％ 中2 86％ 高2 74％ |

※読書者率…1か月に本を1冊以上読んだ者の割合

【目標値の考え方】

- ① すべての小・中学校で道徳教育全体計画が作成されることを目指すもの。
- ② 平成20年度実績を基準値として、平成21年度以降、20年度実績の5%増を目指すもの。

現 状

- 核家族化や急速な情報化の進展など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、児童生徒の倫理観や規範意識の希薄化が進むとともに、暴力行為、いじめなどの問題行動や不登校などの学校不適應の問題が深刻化しています。

2 目指す姿を実現するための取組

様々な個性を持つ児童生徒一人ひとりを受け入れ、それぞれの自己実現を支援する学校づくりを基本に据えて、豊かな感性や情操をはぐくむ心の教育の充実を進めるほか、人間関係を形成できる能力の育成を図るため、スポーツや自然体験活動など家庭や地域との協働による取組を充実します。

また、学校不適應対策については、相談機能の充実などの対策を一層推進します。さらに、私立学校における、豊かな心をはぐくむための取組に対して支援します。

主な取組内容

- 児童生徒一人ひとりの自己実現を支援する学校づくり
様々な課題を抱える児童生徒を受け入れる大きな許容力を持ち、多様な個性を持つ児童生徒一人ひとりの自己実現を支援することを重視する学校づくりを強化します。
- 心の教育の充実
ボランティア活動や自然体験活動、読書活動などをはじめ、道徳の時間や総合的な学習の時間など、小・中・高の教育活動全般において豊かな感性や情操をはぐくむ心の教育を充実します。
- 家庭・地域との協働の充実
児童生徒の自立心や人間関係を形成できる能力の育成を進めるため、スポーツや伝統芸能の伝承活動、自然体験活動など、家庭や地域との協働による教育活動を充実します。
- 学校不適應対策の推進
学校不適應対策として、スクールカウンセラーの配置など児童生徒が相談しやすい環境づくりを推進します。
また、携帯電話・インターネットがもたらす弊害から児童生徒を守るために、情報モラル

教育を推進します。

○ 私立学校における取組の支援

私立学校が学校不適応対策として実施するスクールカウンセラーの配置に対する助成や県の専門機関における相談のサポートなどの支援を行います。

3 取組に当たっての役割分担

各学校が「豊かな心^{はぐく}を育む教育」を学校経営計画の重要な柱として明確に位置付け、全力を挙げて取り組んでいくことが基本です。

児童生徒の家庭や地域には、学校と協働しながら、ボランティア活動や読書活動、さらにはスポーツや自然体験活動などの取組が期待されます。

県と市町村の教育委員会は、このような家庭・地域が協働した各学校の取組を現場の状況を踏まえながら支援します。

また、県は、私立学校に対して、助成や情報提供等の支援を行います。

| 県 | 市町村 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員研修、相談体制（相談員等の配置等）の構築 ・ 私立学校に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後の児童の居場所づくりなどの推進 |
| 学校 | 家庭・地域・企業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営計画に基づく取組 ・ 道徳教育、自然体験活動等の充実 ・ 学校不適応対策の実施 ・ 教育振興運動との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動、読書活動等への支援 ・ 学校行事への参加・協力 ・ 教育振興運動への取組 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|---|-----|-----|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| ① 児童生徒一人ひとりの自己実現を支援する学校づくり | 教員研修などによる学校への支援の充実 | | |
| | 児童生徒表彰（スポーツや文化・奉仕活動等） | | |
| ② 心の教育の充実 目標： ◎体験活動実施校の割合 小学校(参考(H18)83%) (H20) 100% ⇒ (H22) 100% 中学校(参考(H18)95%) (H20) 100% ⇒ (H22) 100% ◎ボランティア活動実施校の割合 高校(参考(H18)81%) (H20) 93% ⇒ (H22) 100% | 道徳教育の充実 | | |
| | 学校でのボランティア、自然体験等の各種体験活動の充実 | | |
| | 学校と家庭・地域が連携した読書活動の推進 教育振興運動全県共通課題「読書活動の推進」との連携 | | |
| | | | |
| ③ 家庭・地域との協働の充実 目標： ◎放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 (再掲) (参考(H18)57%) (H20) 78% ⇒ (H22) 81% | 放課後の児童生徒の居場所づくりの支援（再掲） | | |
| | 地域でのスポーツや自然体験活動、読書活動の推進支援 | | |
| | 学校（児童生徒・教員）の地域活動への参加促進 | | |
| | 家庭教育の支援（相談体制の充実・ボランティア養成等） | | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>④ 学校不適応対策の推進</p> <p>目標：不登校児童生徒の出現率</p> <p>◎小学校(参考(H18)0.21%) (H20) 0.20%⇒(H22) 0.20%</p> <p>◎中学校(参考(H18)2.49%) (H20) 2.51%⇒(H22) 2.30%</p> <p>◎高校(参考(H18)1.48%) (H20) 1.44%⇒(H22) 1.40%</p> | | | <p>● 学校へのカウンセラー・相談員の配置、電話相談等の充実 →</p> <p>● 教員等に対する研修会等の実施 →</p> <p>● 情報モラル教育の推進 →</p> |
| <p>⑤ 私立学校における取組の支援</p> | | | <p>● 特色ある教育に対する助成 →</p> |

はぐく 健やかな体を育む教育の推進

1 目指す姿

児童生徒が自らの体力や健康に関心を持ち、積極的にスポーツや運動に取り組むことによって、将来にわたって健康で充実した生活を営むことができる体力を身に付けています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|--|--------------------|--------------|--------------|
| ◎①「体力・運動能力調査*1」における総合評価のD・E段階の児童の割合（小学6年生） | 22.1% ^⑧ | 20.4% | 18%以下 |
| ②肥満傾向児*2の割合（小学6年生） | 14.9% | 14.4% | 11% |

【目標値の考え方】

- ① 体力・運動能力について、全体的なレベルアップを目指すもの。
- ② 平成18年度の全国平均値並み（10.8%）を目指すもの。

現 状

- 生活環境の変化に伴う体を動かす機会の減少や食生活・生活習慣が多様化する中で、児童生徒の体力の低下傾向が明らかになっており、また、肥満傾向を示す児童生徒も全国平均を上回っています。

2 目指す姿を実現するための取組

学校の主体的な取組を支援する観点から、「岩手っ子体力アップ運動」を推進し、体力向上や肥満防止を図ります。

また、スポーツや運動に取り組む習慣は、小学校の時期が特に大切であることから、小学校における体育の授業力向上に取り組めます。

主な取組内容

- 「岩手っ子体力アップ運動」の推進
 児童が運動の楽しさを知り、自ら進んで実践する意識を醸成していくため、すべての小学校で体力向上担当者を選任するとともに、家庭・地域との協働の強化によって、運動機会の拡大や習慣化を図る「岩手っ子体力アップ運動」を推進します。
 また、学校と家庭の協働のもと、「まなびフェスト」などの取組を通じて、「早寝早起き朝ごはん」をはじめとする望ましい生活習慣の確立や食育の推進などの取組を強化するとともに、体力向上や肥満防止を図ります。
- 体育の授業力向上
 体育実技研修会の拡充や保健体育免許等保有教員の適正配置、体育授業における実技アシスタントの派遣などにより、小学校における体育授業を充実します。

3 取組に当たっての役割分担

各学校が、体力向上を学校経営の重要な柱として明確に位置付けて、「岩手っ子体力アップ運動」などに取り組んでいくことが基本です。

児童の家庭や地域は、学校と協働しながら、「岩手っ子体力アップ運動」の一環として望ましい生活習慣の確立や食育の推進・肥満防止などの取組が期待されます。

県や市町村の教育委員会は、このような家庭・地域と協働した各学校の取組を現場の状況を踏まえながら支援します。

| | |
|---|---|
| 県 | 市町村 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育の授業力向上に向けた体制の構築 ・ 体力アップ運動プログラム及び指導資料等の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 体力向上に向けた環境づくりの推進 |
| 学校 | 家庭・地域 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「岩手っ子体力アップ運動」の実施 ・ 体育の授業力向上への取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい生活習慣の確立、食育の推進・肥満防止 ・ ボランティア等による体力向上に向けた取組の支援 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|--|-----|----------------------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| <p>① 「岩手っ子体力アップ運動」の推進</p> <p>目標： ◎「岩手っ子体力アップ運動」の実施率（小学校） （参考（H18）－％） （H20）83％ ⇒ （H22）100％</p> | <p>小学校での体力向上担当者の選任</p> | | <p>体力向上担当者研修会の実施</p> |
| | <p>体力・運動能力テストの調査・分析</p> | | |
| | <p>体力や生活習慣に関する「まなびフェスト」の支援 指導主事兼保健体育主事等の学校訪問指導</p> | | |
| | <p>基本的な生活習慣確立のための普及啓発活動</p> | | |
| | <p>食育の推進・肥満防止に向けた普及啓発活動</p> | | |
| <p>② 体育の授業力向上</p> <p>目標： ◎体育実技支援を希望する学校へ体育実技アシスタントを派遣する割合（小学校） （参考（H18）－人） （H20）85.5％⇒ （H22）100％</p> | <p>体育実技講習会等の拡充</p> | | |
| | <p>体育実技アシスタント派遣</p> | | |

- ※1 体力・運動能力調査
小学生の体力・運動能力に係る調査全96項目（8種目×男女別・学年別）をA～Eまでの5段階で判定するもの。
- 2 肥満傾向児
性別・年齢別の身長別平均体重に対して120%以上の児童をいう。

特別支援教育の充実

1 目指す姿

学校と地域の連携により、障がいのある児童生徒一人ひとりが特別な教育的ニーズに応える支援体制のもと、自己実現に向けて共に学び、育ち合う学校が実現されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①特別支援学校の対象児を在籍させる小・中学校の割合 | 13% | 13% | 15% |
| ◎②特別支援学級の対象児を通常の学級に在籍させる小・中学校の割合 | 25% | 31% | 35% |
| ◎③特別支援学校の高等部卒業生のうち一般就労を希望する者の就労達成率 | 72% | 77% | 90% |

【目標値の考え方】

- ① 共に学び、育ち合う教育を進めるため、特別支援学校の対象児を在籍させる小・中学校の割合を15%とすることを目指すもの。
- ② 共に学び、育ち合う教育を進めるため、特別支援学級の対象児を通常の学級に在籍させる小・中学校の割合を35%とすることを目指すもの。
- ③ 高等学校の就労達成率と同等レベルを目指し、平成22年度の目標値を90%とするもの。

現 状

- 特別支援教育の対象児が増加していることに加え、障がいが重度化・多様化する傾向にあります。また、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）など発達障がいのある児童生徒も、平成18年度の調査においては小・中学校児童生徒の4.5%を占めています。

2 目指す姿を実現するための取組

障がいのある児童生徒が身近な地域の学校で障がいのない児童生徒と共に学ぶことができる教育の場の拡充と学校での学習・生活を支える体制の強化を図るとともに、特別支援教育に対する県民の理解、障がいのある生徒の就業支援に重点的に取り組んでいきます。

主な取組内容

- 障がいのある児童生徒を受け入れる教育の場の拡充
市町村との協働のもとで、小・中学校の空き教室等を活用した特別支援学校の分教室の設置を進めるとともに、特別支援学校対象児が小・中学校に在籍できる認定就学者制度の積極的な活用を進めます。
- すべての学校における特別支援教育体制の充実・強化
幼稚園から高等学校までのすべての学校において、特別支援教育校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するための「個別の指導計画」の策定を進めるとともに、特別支援学校におけるセンター的機能を充実します。
- 障がいのある児童生徒の学習・生活を支える支援員の配置
市町村との協働により、小・中学校への特別支援教育支援員の配置促進を図るとともに、県立高校においても、特別支援教育のための支援員の配置を進めます。

○ 特別支援教育に対する県民の理解の増進

特別支援学校がボランティアの養成による地域資源の活用を進めるとともに、保護者や県民への啓発を図ります。

○ 関係機関や企業等と連携した障がいのある生徒の就業支援

労働・福祉関係機関との連携や企業等への働きかけとともに、公的機関での職場実習の受入れを促進するなどの取組を通じ、障がいのある生徒の就業及び自立と社会参加を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

すべての学校が特別支援教育の充実・強化を図るため個別の指導計画の作成や校内委員会の設置など体制を整備していくことが必要です。

県と市町村の教育委員会、地域は連携しながら、様々なかたちで地域力を積極的に活用する仕組みづくりを進め、障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒と共に学び、育ち合う教育の充実を目指します。

労働・福祉関係機関は学校と連携し、企業等の理解と協力を得ながら生徒の就業や自立支援を支援することが期待されます。

| 県 | 市町村 | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の分教室の設置 支援員等の配置（県立学校） | <ul style="list-style-type: none"> 学校における取組の支援 支援員等の配置（小・中学校） | |
| 学校 | 家庭・地域 | 労働・福祉関係機関等 |
| <ul style="list-style-type: none"> 個別の支援計画の策定や校内委員会の設置 障がいのある児童生徒の受入れの拡大と支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 支援員、ボランティアとしての参加 | <ul style="list-style-type: none"> 就業への支援 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|---|-----------------------------|--------------------|-----|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| <p>① 障がいのある児童生徒を受け入れる教育の場の拡充</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の分教室の設置箇所数（参考(H18)－箇所） (H20) 3箇所 ⇒ (H22) 4箇所 ◎認定就学者数（参考(H18)2人） (H20) 7人 ⇒ (H22) 30人 | <p>特別支援学校分教室の設置</p> | <p>未設置地域への設置検討</p> | |
| | <p>認定就学者制度の活用促進</p> | | |
| <p>② すべての学校における特別支援教育体制の充実・強化</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎「個別の指導計画」作成率 小学校(参考(H18)28%) (H20) 57% ⇒ (H22) 80% 中学校(参考(H18)17%) (H20) 52.1% ⇒ (H22) 75% ◎高等学校の校内委員会設置率（参考(H18)58%） (H20) 81.3% ⇒ (H22) 100% | <p>教員研修会等の実施</p> | | |
| | <p>「個別の指導計画」作成支援（小・中学校）</p> | | |
| | <p>校内委員会の設置推進（高校）</p> | | |
| | <p>医療的ケア実施体制の整備</p> | | |
| | <p>就学支援の在り方に関する研究</p> | <p>モデル事業実施</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>③ 障がいのある児童生徒の学習・生活を支える支援員の配置</p> <p>目標： ◎特別支援教育支援員配置数 (参考(H18)132人) (H20)255人 ⇒ (H22)400人</p> | | | <p>特別支援教育支援員等の配置促進</p> <p>高校への支援員の配置</p> <p>支援員研修会の実施、ガイドブックの作成・配布</p> |
| <p>④ 特別支援教育に対する県民の理解の増進</p> <p>目標： ◎特別支援教育ボランティア養成講座修了者数(参考(H18)43人) (H20)94人 ⇒ (H22)100人 ・ボランティアバンク登録者数 (参考(H18)一人) (H20)33人 ⇒ (H22)50人</p> | | | <p>特別支援学校による相談や研修の支援、地域における支援体制の構築</p> <p>ボランティア養成講座の開講</p> <p>ボランティア養成講座修了者のサポーターとしての配置</p> |
| <p>⑤ 関係機関や企業等と連携した障がいのある生徒の就業支援</p> <p>目標： ◎公的機関への職場実習生の受入れ機関数(5日以上)(参考(H18)一機関) (H20)12機関 ⇒ (H22)22機関</p> | | | <p>リーフレット等による普及啓発活動の実施</p> <p>就労支援会議の開催</p> <p>公的機関での実習生受入支援</p> |

生涯を通じた学びの環境づくり

1 目指す姿

県民一人ひとりが、生涯にわたって自己実現を目指し、多様な機会を通じて学んでいます。また、学びを通じて郷土いわてに誇りを持ち愛着を深めています。

さらには、学びの成果が豊かな生活や生きがいづくりにつながるとともに、ボランティア活動などを通じた社会貢献への意識が高まり、地域コミュニティの中で相互に支え合いながら、その一員としての役割を担っています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|
| ◎生涯学習に取り組んでいる割合 | — | — | 前年度から 5ポイント アップ |

【目標値の考え方】

20歳以上の県民のうち、生涯学習に取り組んでいる割合（％）を、前年度から5ポイント増加しようとするもの。

現 状

- 生涯学習への取組は多種多様に行われており、個人的な趣味や教養の範囲で取り組む傾向もある一方で、学んだことを積極的に地域や社会に還元しようとする人が増えています。
- 核家族化の進行や一人親家庭の増加、親が子育てや家庭教育に不安を抱える傾向が高まってきていることに加え、地域コミュニティの希薄化等が進んでいることから、相談体制の充実や多様な学習機会の提供等が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

生涯を通じた学びや充実した地域コミュニティの形成などに向け、家庭教育分野も含めた学習情報提供や相談体制の充実を図り、生涯にわたる継続的な学びを支える環境づくりや支援に取り組めます。

また、学んだ成果が、地域コミュニティ活動を担う人材の育成等、地域課題の解決や地域づくりの推進などに活かされるような支援にも取り組めます。

主な取組内容

- **多様な学習活動を支援する環境の整備充実**
学習関連情報（各種講座等の開催情報や指導者情報、施設情報など）の提供、相談対応とともに、学びを生かす様々なボランティア活動や地域活動に関する情報も積極的に提供しながら多様な学習活動の支援に取り組めます。
また、生涯学習に関する指導者の養成や団体育成のための研修機会の提供に努めます。
- **生涯にわたる学習機会の充実**
子育てや家庭教育で孤立しがちな家庭と地域社会の連携など、他者や地域との関わりをより多く持つ仕組みづくり等を進め、家庭教育の支援に取り組めます。
また、県民のニーズや地域課題を反映した学習機会の提供のほか、教育振興運動との連携を図りながら地域の教育力充実による魅力ある地域づくりに取り組めます。

3 取組に当たっての役割分担

学校においては、特に家庭教育を中心とした保護者への学習機会の提供や情報提供の取組が期待されます。

また、家庭や地域、企業においては、各家庭を孤立させない地域の連帯感や地域づくりの視点をもった取組が期待されます。

県と市町村は、多様な学習活動を支援するための環境の整備充実や学習機会の提供等について、相互に連携・協力を図りながら取り組みます。

| 県 | 市町村 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 各種生涯学習情報の収集と提供 各種相談体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 住民の学習ニーズや地域課題を反映した学習機会の提供 教育振興運動実践区への支援や全体の推進 |
| 学校 | 家庭・地域・企業 |
| <ul style="list-style-type: none"> P T Aによる保護者を対象とした学習機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> 教育振興運動への参加 子育てや家庭教育で孤立しがちな家庭への関わりや支援 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|---|--------------------------------|---|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| <p>① 多様な学習活動を支援する環境の整備充実</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎生涯学習情報提供システム利用件数(システムへのアクセス数) (参考(H18)27,435件) (H20) 25,615件 ⇒ (H22)28,000件 ・学習相談「マナビィコール」対応件数 (参考(H18)227件) (H20) 227件 ⇒ (H22) 250件 ・生涯学習ボランティアセンター相談件数 (参考(H18)208件) (H20) 271件 ⇒ (H22) 300件 | <p>「まナビネットいわて」による学習関連情報の提供</p> | | |
| | 生涯学習推進センターによる各種研修機会の提供 | | |
| | 生涯学習や家庭教育に関する相談体制の充実 | | |
| | | 岩手の特色を生かした学びの場づくりと内外への発信(全国生涯学習フォーラム(仮称)の開催検討) | |
| <p>② 生涯にわたる学習機会の充実</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級講座参加者数 (参考(H18)87,603人) (H19) 73,446人 ⇒ (H22)75,000人 ◎教育振興運動実践区における全県共通課題の取組率 (参考(H18)－%) (H20) －% ⇒ (H22) 80% | | <p>家庭教育への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親や祖父母、若い世代などそれぞれの学習機会の充実 ・子育てメールマガジン等による情報提供 ・親同士の交流の場の拡大や地域ネットワークの形成、人材育成等の支援 | |
| | | <p>教育振興運動を基盤とした地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育振興運動の活性化(10か年プロジェクト)の推進 ・実践区独自の課題のほか全県で取り組む「全県共通課題」の設定【家庭学習の定着・読書活動の推進】 | |

高等教育の連携促進と機能の充実

1 目指す姿

高等教育機関（大学等）が地域に根ざした特色ある教育研究を推進することにより、地域社会を支える優れた人材が輩出されるとともに、教育研究の成果や地域の産業・文化等の振興に貢献しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①大学教育改革支援プログラム採択数（累計） | 8 件 | 16 件 | 24 件 |
| ②公開講座受講者数（累計） | 24,741 人 | 44,222 | 55,000 人 |

【目標値の考え方】

- ① 文部科学省の大学教育改革支援プログラムの採択数を3倍（各大学等における大学改革の取組が一層推進されるよう、国公立大学を通じた競争的環境の下で、特色ある優れた取組について支援）
- ② 県民の4%受講を目指し、平成22年度の目標値を55,000人とするもの。

現 状

- 平成10年の岩手県立大学の開学により、本県の大学収容力は高まりました。現在、県内の高等教育機関は、岩手大学（4学部）、岩手県立大学（4学部）、岩手医科大学（3学部）、富士大学（1学部）、盛岡大学（1学部）、北里大学（1学部）と短期大学5校、高等専門学校1校となっており、大学の学部構成は人文系5、理工系4、医学系3、看護・福祉系2となっています。それぞれの大学等はその設置目的に応じて、豊かな教養の修得や高度な専門知識・技術の習得に向けた特色のある教育研究を行っているほか、大学等の連携にも取り組んでいます。
- 本県の産学官連携では、岩手大学や県立大学に産学官連携の拠点を設置しているほか、それぞれの大学内に、自治体や企業と共同して研究開発等を行う「コラボMIU」（盛岡市と岩手大学）や「IPUイノベーションセンター」（滝沢村と県立大学）などを整備しています。また、岩手大学が中心となった県内における科学技術・研究開発に関する産学官連携組織であるいわてネットワークシステム（INS）の活動や大学と市町村との協定など教育研究を通じた地域貢献の取組が活発で、全国的にも注目されています。
- 県外に比して県内の雇用環境が厳しいことなどにより、県内大学等で就学した学生の就職先が県外となる傾向が続いており、県内高等教育機関の平均で65.5%（20年度卒）が県外に就職しています。県内で育成された有能な人材が地域で活躍できる安定的な雇用環境が望まれます。

2 目指す姿を実現するための取組

各大学等が地域に根ざした特色ある教育研究を推進し、医療・福祉・産業等各分野の地域ニーズに対応した、高い教養と専門性を兼ね備えた人材育成を図るとともに、高大連携により意欲ある人材の就学を支援します。

また、各大学等の特色を生かし、相互の機能補完や学問分野を越えた融合により教育研究の深化が図られるよう大学等の連携を進めていくとともに、大学の教育研究が地域に還元され、県民の学びの機会が充実されるよう各大学等が実施する生涯学習を支援します。

さらに、岩手ならではの技術を育み、ものづくりの競争力を高めたり、地域課題に柔軟に取り組むため、大学等研究組織の取組を中心に産学官の連携の絆をさらにしっかりとしたものにしていきます。

加えて、学生が社会人基礎力を身につけるようにキャリア教育に取り組むとともに、大学の卒業者が県内に定着できるように、地元企業の情報発信力の強化に努めていきます。

主な取組内容

○ 高校教育との連携、医療人材の育成

高校生が、進学後の大学における専門教育に円滑に移行し、目的意識を明確に持って就学できるように大学でのインターンシップ研修、高校への出前講座、高校で履修していない大学の専門教育に必要な教科の補充的な教育（リメディアル教育）を行います。

また、市町村と協力して医学部進学、医学生の修学支援や、地元医科大学、臨床研修病院等と連携して医療人材の育成を行います。

○ 地域に根ざした特色ある教育研究への取組 ★

各大学等の設置目的に沿った、教育実践の中で課題となっていることや経済社会情勢の変化に伴い課題となっていることなどを教育研究として具体的に取り込んだ、特色ある取組を支援します。

また、5大学が連携した岩手学講座や平泉などの地域文化推進の取組を支援したり、県と大学が協働して地域コミュニティに関する研究や、農業やものづくり産業分野の担い手育成を行うなど、高等教育機関と連携して県の重要課題に取り組みます。

○ キャリア教育の充実

学生の進路指導については、県では地元企業の魅力や情報が的確に伝わるように、望ましい職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身につけるキャリア教育プログラムの構築を支援します。

また、各大学等では職業観を培う教養教育や企業を対象とした懇談会、個別企業の訪問開拓により、学生が修得した能力を活かせる職場との調整（マッチング）を図るほか、卒業生の就労体験をフィードバックするなどしていますが、各大学等のこうした取組を支援し、次代を担う社会人としてのキャリア形成を進めます。

また、必要に応じて県内に「ジョブカフェいわて 大学スポット」（若年者就職支援施設の大学における相談窓口）を設置し、カウンセラーによる就業支援を身近に行い、若者の就業への不安を緩和します。


○ リカレント教育^{*1}・生涯学習への貢献

社会人を含めた全ての県民の大学等における高等教育を受けたいとか、生涯学習の一環として身近に研究者の研究成果に触れたいというニーズに対応して、大学院での社会人枠の設定や地域ニーズに即した公開講座の充実を図ります。

○ 高等教育機関の連携の促進

県内大学がそれぞれ独自の学部編成であることから、他大学等で学ぶ機会を創出し、違った専門分野に触れることで視野を広げ、環境の異なる学生と学ぶことで相互に刺激しあうことができるよう、また、新たな教育研究分野が創出され、県の高等教育がさらに充実するよう、県内5大学が連携して取り組んでいる「いわて高等教育コンソーシアム」の取組を支援する等、高等教育機関の連携を進め

ます。また、学部を超えた学際的な研究など研究者間の連携も促進します。さらに、各大学等の国際的な教育研究の連携で深められた国際的な高等教育機関の連携の取組も強化します。

○ **産学官連携による地域課題解決へ向けた取組** 

地域において、知的財産権取得や実用化が期待される研究テーマの掘り起こし（シーズ発掘）や研究テーマの提案など公設試験研究機関が橋渡しとなり、大学等の研究成果が実用化につながるよう民間団体、産業界との連携・協働を図ります。

研究者ばかりでなく、社会人、学生に対する各種研究発表の機会創出や政策形成につながる手法として活用できる大学等と地域を結ぶネットワーク形成、政策形成能力向上に向けた大学等と行政の研究交流の強化を進めることにより、地域課題を様々な視点で考え、論議を深め、また質の高い実践活動の展開に結びつけていきます。

本県の観光産業を基幹産業としながら持続的に発展させるため、県立大学との連携により「観光人材育成セミナー」を開催し、観光産業を支えるマネジメント層の人材育成に取り組めます。

○ **知的財産の活用促進**

本県において、特許や商標などの知的財産に関する施策を戦略的に推進するための拠り所となる「岩手県知的財産戦略」（平成19年3月策定）に基づき、大学等や試験研究機関における知的財産の創出、企業による活用など産業成長へ向けた知的創造サイクルを確立し、地域産業の競争力・成長力を高め、本県経済の活性化を図ります。

3 取組に当たっての役割分担

地域に根ざした高等教育機関の教育研究が地域に還元されるよう、高等教育機関と県、試験研究機関及び産業界が相互に連携し、地域のニーズに応じた専門性の高い人材育成を図ります。

| 県・市町村 | 高校 | 高等教育機関 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 関係機関、産業界との連携推進 | <ul style="list-style-type: none"> 目指す進路実現への支援 大学等との連携推進 | <ul style="list-style-type: none"> 各機関と連携して地域社会を支える人材を育成 特色ある教育研究により地域に貢献 大学間連携として学生交流、研究者交流を促進、新たな学ぶ機会の創出 |
| 試験研究機関 | | 産業界 |
| <ul style="list-style-type: none"> 企業と大学等をつなぐ機能を発揮 | | <ul style="list-style-type: none"> 産学官連携への協力 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|---|------------------|-----|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 高校教育との連携、医療人材の育成 | | | |
| ② 地域に根ざした特色ある教育研究への取組 目標： ◎大学教育改革支援プログラム採択件数(累計) (参考(H18)8件) (H20)16件 ⇒ (H22)24件 | | | |
| ③ キャリア教育の充実 | | | |
| ④ リカレント教育※1・生涯学習への貢献 目標： ◎公開講座受講者数(累計) (参考(H18)24,741人) (H20)44,222人 ⇒ (H22)55,000人 | | | |
| ⑤ 高等教育機関の連携の促進 | | | |
| ⑥ 産学官連携による地域課題解決へ向けた取組 | | | |
| ⑦ 知的財産権の活用促進 目標 ◎特許等出願件数(単年度) (参考(H18)303件) (H20)250件 ⇒ (H22)320件 | | | |

※1 リカレント教育

社会人が職業上の新たな知識・技術を習得するために、また日常生活において教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を、生涯にわたり繰り返し、学習すること。

文化芸術の振興

1 目指す姿

文化芸術に親しむことができる環境が整備され、地域における文化芸術活動が活発に展開されています。

また、郷土への誇りと愛着をもたらす歴史遺産や伝統文化が暮らしの中に根付き、岩手らしさとして広く内外に発信されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|---|--------------|--------------|--------------|
| ◎①地域や学校などで行われている文化芸術（芸術、まつり、行事など）の鑑賞や活動に満足している県民の割合 | －% | 31.2% | 35% |
| ◎②本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合 | －% | 55.9% | 70% |

【目標値の考え方】

- ①文化芸術活動を身近なものとして感じ、気軽に参加できる環境にあると感じている県民の割合を、平成25年度までの5年間で10ポイント（2年間で4ポイント程度）増加しようとするもの。
- ②多くの県民が、本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つことを目指すもので、県の施策に関する県民意識調査に基づくもの。

現 状

- 文化芸術活動や発表の場が十分でなく、また、鑑賞の機会が少ない状況にあります。
- 文化芸術活動の担い手支援や人材育成の体制が十分とは言えない状況にあります。
- 「早池峰神楽」がユネスコの無形文化遺産に登録されたほか、「平泉の文化遺産」や「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指しています。
- 少子高齢化のもとで、伝統芸能の後継者不足など伝統文化の継承が十分とは言えない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組

県民に文化芸術の魅力を伝え、豊かな岩手の文化芸術に直接触れる機会を創出していきます。また、文化芸術の担い手や伝統文化の継承者を育成するとともに、活動する側と支援する側との人的ネットワークを形成するなど、地域の力を結集し文化芸術活動の活性化を図る体制を整備します。

「平泉の文化遺産」や「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けての取組を着実に推進し、広く内外に発信していくとともに、学校教育を含めた幅広い県民の参画のもとで伝統芸能や地域の文化財など伝統文化振興の基盤づくりを進めます。

主な取組内容

- 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 **★**
ホームページ等の文化芸術情報の内容を充実するとともに、民俗芸能をDVD化するなど岩手の豊かな文化芸術の発信と記録を行います。
- 文化芸術と県民との交流支援体制の整備 **★**
活動団体や関係者などをつなぎ、調整の場となるネットワーク（文化芸術振興県民会議）を

構築し、県民が鑑賞・活動に参加しやすい環境づくりを支援するためアドバイザーを配置します。

○ **豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援** ★

文化振興基金を活用した支援により、文化芸術の鑑賞、活動、発表等の機会を拡大します。また、中・高校生の文化活動支援の拡充により、地域の文化芸術活動が活性化し、次代の担い手が育つ体制づくりを支援します。

○ **世界遺産登録の推進**

「平泉の文化遺産」の平成 23 年の世界遺産登録に向けた取組を着実に推進し、適切な保存管理を継続するとともに、組織的な調査研究、柳之御所遺跡などの中核遺跡の整備を進め、内外への情報発信を強化します。また、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、4 道県で連携して取組を推進します。

○ **伝統芸能等の伝承や郷土理解のための学校教育との連携**

地域の歴史や風土の中で培われてきた伝統芸能や文化財等を地域づくりに生かすとともに、内外に広く情報発信していくほか、次代を担う子どもたちが郷土の歴史や文化を十分に理解し、進んで継承していけるよう、学校での様々な取組を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

文化芸術活動は県民のみなさん一人ひとりが主体的に取り組むものですが、その振興のためには、民間団体・企業、市町村、県等が協力し合い、一体となって取り組んでいくことが重要です。

県は、活動団体や関係者等をつなぐネットワークづくりや、情報提供や情報発信などの役割を担っていきます。

| | |
|---|--|
| 県 | 市町村 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発及び情報発信 ・ネットワークの形成 ・アドバイザーの設置及び活動支援 ・世界遺産登録の推進 ・文化財の指定 ・伝統芸能団体の活動支援（公演機会の確保、ネットワーク化） | <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発及び情報発信 ・ネットワークへの参加 ・アドバイザーの活動支援 ・文化芸術活動機会の提供 ・世界遺産登録の推進 ・文化財等を活用した地域づくりの推進 |
| 文化芸術活動団体 | 県民 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自らの活動情報の発信 ・ネットワークへの参加 ・アドバイザーの活用 ・地域や学校における文化芸術活動への協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動への参加 ・伝統行事や生活文化の保存 ・ネットワークへの参加 ・アドバイザーの活用 |
| NPO・民間団体等 | 学校・教育機関 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動への支援 ・ネットワークへの参加 ・アドバイザーの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動や鑑賞機会の拡充 ・ネットワークへの参加 ・アドバイザーの活用 ・伝統芸能、歴史・文化等に係る学習の推進 |
| 企業 | 文化施設 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動への支援 ・地域の文化芸術活動への理解と協力 ・ネットワークへの参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術イベントの開催 ・文化芸術活動への支援 ・ネットワークへの参加 ・アドバイザーの活動支援 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|--|--|--|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 目標： ◎ホームページ「いわての文化情報大事典」アクセス件数 (参考(H18) 31,332件) (H20) 79,169件 ⇒ (H22) 90,000件 ・伝統芸能等の「映像記録」記録団体数 (H20) 12団体 ⇒ (H22) 36団体(累計) | ● 文化芸術振興指針策定 | ● HP改修 ● HP掲載内容の更新・充実 | ● DVD等作成 |
| ② 文化芸術と県民との交流支援体制の整備 目標： ◎文化芸術振興県民会議の設置 (H20) 一箇所 ⇒ (H22) 4箇所 | ● 文化芸術振興指針策定 | ● 文化芸術振興県民会議設置 | ● 支援活動 |
| ③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援 目標： ◎公立文化ホール利用率 (参考(H18) 57.0%) (H20) 55.3% ⇒ (H22) 60% | | ● ① 芸術情報化発信 ● ② 芸術の里づくり※1 ● ③ 新進・若手芸術家等支援 ● ④ アートマネジメント※2定着・推進 | ● 県中学校総合文化祭開催、全国中学校総合文化祭派遣 ● 県高等学校総合文化祭開催、全国高等学校総合文化祭派遣 |
| ④ 世界遺産登録の推進 目標： ◎「平泉の文化遺産」の世界遺産登録に向けた取組の認知度 (参考(H18) 83.4%) (H20) 84.4% ⇒ (H22) 85% | 【平泉の文化遺産】 ● 世界遺産登録推薦書作成・提出 | | ● 現地調査 |
| | ● 保存管理、調査研究、史跡整備、普及啓発、情報発信の推進 | | |
| | 【北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群】 ● 世界遺産暫定リスト掲載 | ● 世界遺産登録推薦書作成 | |
| ⑤ 伝統芸能等の伝承や郷土理解のための学校教育との連携 ◎目標：民俗芸能ネットワーク加盟団体数 (参考(H18) 一団体) (H20) 319団体 ⇒ (H22) 500団体 ・国・県指定等文化財件数 (参考(H18) 558件) (H20) 581件 ⇒ (H22) 600件 ・伝統芸能・伝統工芸についての学習を取り入れている学校数割合 (参考(H18) 73.5%) (H20) 83.6% ⇒ (H22) 90% | | ● 後継者育成、公演機会の拡充等の伝承活動の促進 ● 文化財指定の推進 ● 文化財等を活用した地域づくりの推進支援 ● 文化財等の保存管理の推進 ● 学校における伝統芸能等の学習推進 ● 文化財や文化施設等を活用した学習の推進 | |

※1 芸術の里づくり

住民参加型の文化芸術を核としたまちづくり事業を実施。

2 アートマネジメント定着・推進

公立文化施設が、地域の文化芸術活動の中核的な施設として、関係機関等とのネットワーク強化により、より質の高いサービスを提供するとともに、文化芸術情報の集積発信拠点としての機能を一層充実させるよう、専門機関としての職員育成や複数施設の連携事業を実施。

多様な文化の理解と交流

1 目指す姿

地域において、外国人県民等※1との交流が行われ、文化や価値観を認め合っています。また、外国人県民等に対する支援が充実し、外国人県民等も積極的に地域活動に参加するなど、ともに生き生き生活しています。

留学生等とのつながりから、海外とのネットワークが形成され、岩手の魅力が海外に発信されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎国際交流サポーター登録者数 | 249 人 | 301 人 | 360 人 |

【目標値の考え方】

国際交流サポーター（岩手県国際交流協会の日本語サポーター登録者、多言語サポーター登録者、ホストファミリー登録者、協会事業協力サポーター登録者）の年間 30 人程度の増加を目指すもの。

現 状

- 外国人登録者は、10 年前に比べ、約 2 倍に増加しています。
- 日本語の習熟不足や文化に対する相互理解の不足などから、生活する上での不便を感じている外国人県民等もいます。
- 本県では海外からの留学生が増加していますが、帰国後はつながりが切れてしまうケースが多くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

国籍や民族などの違いにかかわらず共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向け、「岩手県多文化共生推進プラン」を策定し、外国人県民等が日常生活を円滑に送ることができ、また、県民が多文化共生の考え方について理解を深めることができるよう必要な支援を行います。

また、留学生の県内企業への就職を支援するとともに、帰国した留学生等の有機的なネットワークの形成に取り組みます。

主な取組内容

- **コミュニケーション及び生活支援の充実**
日本語教室の開催や行政情報の多言語化などコミュニケーションの支援を充実します。また、外国人相談の実施や必要な情報提供などによりその日常生活の支援を充実します。
- **多文化共生理解支援の充実**
多文化共生の意識を浸透させるための普及や啓発を行います。また、外国人県民等の地域でのネットワークの形成を支援します。
- **留学生等を通じたネットワーク形成** ★
外国人留学生等の人材の県内への就職を支援するとともに、いわて親善大使制度などを活用した帰国後のネットワーク形成に取り組みます。
- **国際交流等の拠点の機能充実**
多文化共生、国際交流・協力の拠点として重要な役割を果たす国際交流センターの機能を充実します。

3 取組に当たっての役割分担

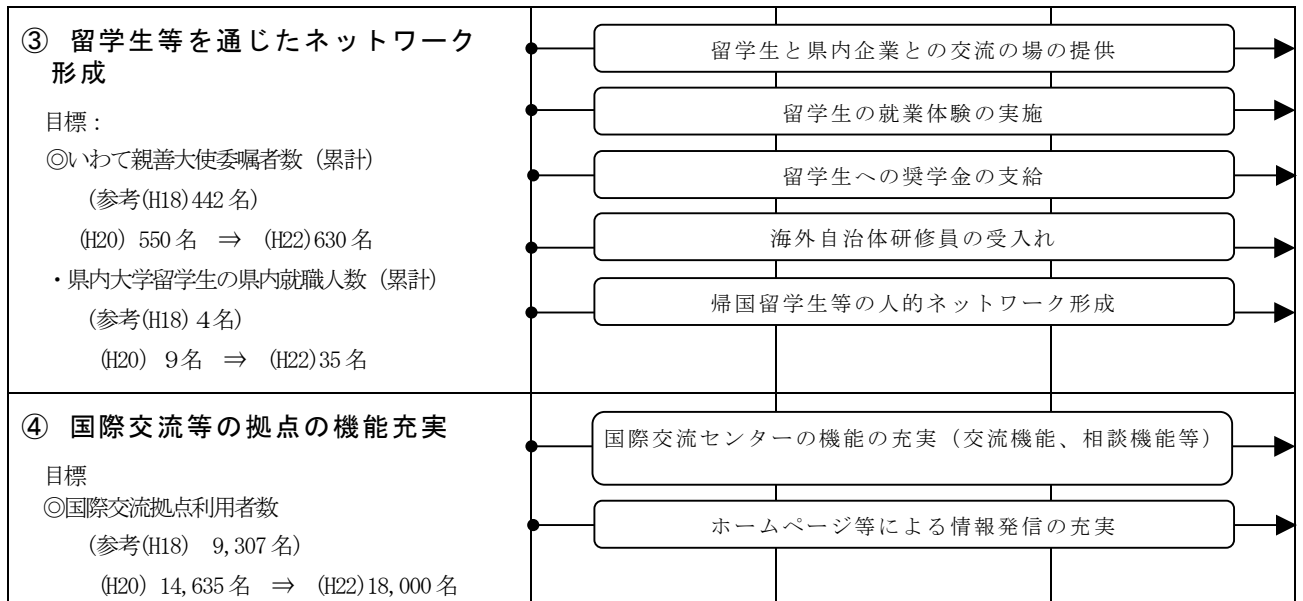
多文化共生を推進するためには、県民、市町村、県、国際交流協会、団体、企業等が連携・協力し合い、地域全体の課題として取り組んでいくことが必要です。

県は、全県的視野から先導的事業等を中心に多文化共生を推進するとともに、それぞれが期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。

| 県（県国際交流協会） | 市町村（国際交流協会、団体） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発・情報発信 全県的な情報の多言語化等の推進 日本語教室の開催や支援 サポーター等人材の育成や登録 外国人相談の実施や支援 外国人県民等のネットワーク形成支援 外国人児童・生徒への日本語指導の支援 留学生の就職支援と帰国後のネットワーク形成 住民・民間活動団体・企業等のコーディネート | <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発・情報発信 地域的な情報の多言語化等の推進 地域における日本語教室開催や支援 相談窓口の設置、相談体制整備の支援 外国人児童・生徒への日本語指導 地域における外国人県民等のネットワーク形成 地域における交流機会の拡大 |
| 県民 | 企業等 |
| <ul style="list-style-type: none"> 交流機会への参加 日本語学習機会等への参加 地域行事への参加 外国人県民等に対する協力 留学生ネットワーク形成への協力 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民等の雇用機会の創出 公共性の高い事業者における情報の多言語化等の推進 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|--------------------|-----------------|----------------|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① コミュニケーション及び生活支援の充実 目標： ◎外国人相談件数 （参考(H18) 275件） (H20) 253件 ⇒ (H22) 310件 | 日本語サポーター等の育成・研修の開催 | 日本語教室等開催支援 | 行政情報等の多言語化等の推進 |
| | 外国人相談の実施 | 多言語サポーターの育成 | 普及・活用 |
| | 在住外国人ガイドブック作成 | | |
| ② 多文化共生理解支援の充実 目標： ◎外国文化紹介事業参加者数 （参考(H18) 1,625人） (H20) 2,083人 ⇒ (H22)2,200人 | 外国文化紹介講師派遣 | 在住外国人ネットワーク形成支援 | 地域国際化リーダー育成研修 |



※1 外国人県民等
外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民

豊かなスポーツライフの振興

1 目指す姿

県民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に運動やスポーツを楽しむことのできる環境や諸条件等の整備が進み、スポーツに親しむ県民が増加しています。

また、国際大会や各種全国大会において本県選手が活躍し、県民に大きな夢と感動を与えるなど、県民のスポーツに対する意識が高まり、取組が活発化しています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------------------------|--------------|--------------------|--------------|
| ◎①スポーツ実施率 (週1回以上スポーツをした成人の割合) | 37.1% | 41.1% ^⑨ | 50% |
| ◎②国民体育大会天皇杯得点順位 | 34位 | 36位 | 25位以内 |

【目標値の考え方】

- ① 国のスポーツ振興基本計画の目標値（H22）並み（50%）を目指すもの。
- ② 全国中位の25位以内を目指すもの。

現 状

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率は40%程度で、継続的にスポーツ活動が生活の中に取り込まれている状況には至っていません。
- スポーツ少年団活動や学校における部活動は本県競技力の一つの支えになっており、少年層は安定的な成果をあげています。また、平成12年のシドニー大会から不在となっていた本県出身のオリンピック選手が、平成20年の北京オリンピックでは2人選出されました。
しかしながら、厳しい経済環境のもとでの企業スポーツの後退、ジュニア層の県外への流出などを背景に、国民体育大会における順位は30位台後半と下位に低迷しています。

2 目指す姿を実現するための取組

計画的なスポーツ環境の整備と地域に根ざしたスポーツ振興を推進するとともに、競技団体や学校体育団体等と連携して中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成を推進します。

また、今日的に重要性が増しているスポーツ医・科学サポート体制の充実などに取り組みます。

主な取組内容

- **スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進**
県広域スポーツセンターが中心となり、県、市町村の関係機関等と連携を図り、総合型地域スポーツクラブの創設・育成等、日常的・継続的にスポーツに親しむことのできる環境整備の促進に取り組みます。
また、平成28年に開催予定の岩手国体を契機として競技者等の裾野を広げ、広範な支援体制を形成しながら、地域に根ざしたスポーツ振興を推進します。
- **中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成の推進**
学校、競技団体や研究機関等と連携した素質のあるジュニア層の早期発掘、小中高の指導者連携による一貫指導体制の強化など、中長期的な視点での選手育成を強化するとともに、県民のスポーツ活動へのニーズに対応する質の高い技術や技能を有する指導者の養成・活用に取り組みます。

○ **スポーツ医・科学サポート体制の充実**

競技技術の高度化とスポーツ医・科学理論の発達を踏まえて、スポーツドクターや大学研究者との連携のもと、選手の実践的なサポート体制を強化する観点から、コンディショニング、スポーツ栄養等の指導や各人に適した科学的なトレーニングプログラムの作成を行うなど、スポーツ医・科学サポート体制の充実を図ります。

3 取組に当たっての役割分担

県体育協会や県レクリエーション協会等においては、スポーツ・レクリエーション団体への支援や指導者の資質向上への取組の推進、組織体制の充実など、それぞれの役割分担に応じた積極的な活動の促進が期待されます。

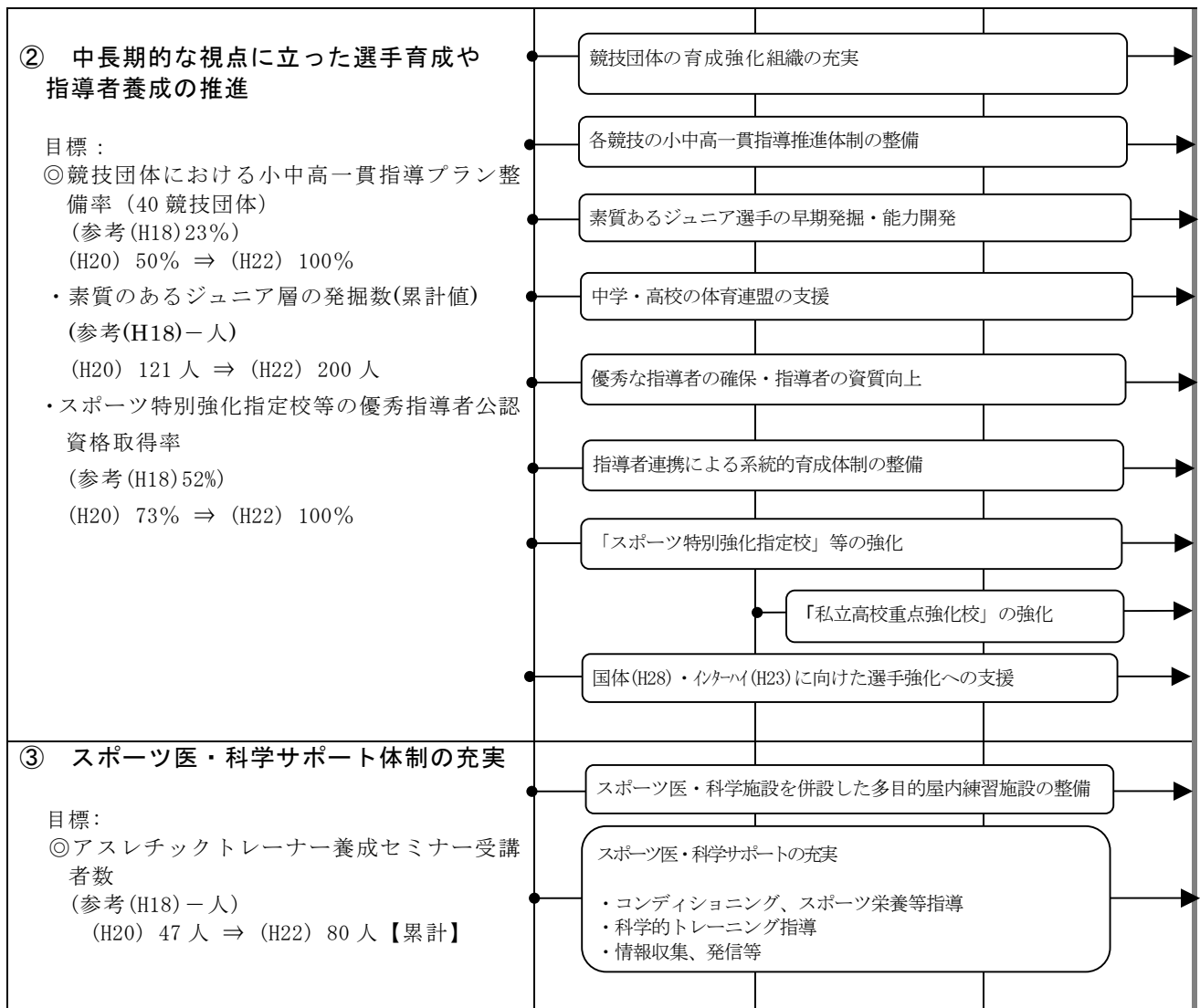
市町村においては、生涯スポーツイベント等の実施やスポーツ・レクリエーション活動への住民参加を促進するとともに、国体開催競技種目など地域の特色あるスポーツへの支援を推進します。

県は、総合型地域スポーツクラブの創設・育成についての支援をはじめ、スポーツ環境整備への取組を強化していきます。また、中長期的な視点に立って、ジュニア層の選手育成やスポーツ医・科学サポート体制の充実に取り組んでいくほか、競技スポーツ強化のための全県的なコーディネート機能を強化していきます。

| 県 | 市町村 | 県体育協会・県レクリエーション協会等 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ環境の整備 ・広域スポーツセンター機能の充実 ・総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援 ・選手強化事業のコーディネート ・ジュニア選手の早期発掘・育成 ・スポーツ医・科学サポート体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツイベント等の開催 ・スポーツ・レクリエーション活動への住民の参加促進 ・国体開催種目の強化支援 ・スポーツ環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体指導及び組織体制の強化 ・指導者の資質向上 ・選手強化事業の実施 ・組織体制の充実 ・優秀選手の確保の促進 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | | |
|---|-------------------------------|---|-----------------------------|-------------------------------|
| | ～H20 | H21 | H22 | |
| <p>① スポーツ環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進</p> <p>目標： ◎総合型地域スポーツクラブ創設市町村数 （参考（H18）16市町村） （H20）25市町村 ⇒ （H22）35市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ指導者講習会受講者数 （H19からの累計値） （参考（H18）地域スポーツ指導者講習会43人） （H20）103人 ⇒ （H22）200人 | <p>総合型地域スポーツクラブの創設・育成への支援</p> | <p>県広域スポーツセンター機能の充実（関係団体等との連携・情報発信）</p> | <p>生涯スポーツ推進月間等を活用した啓発活動</p> | |
| | <p>スポーツ・レクリエーション活動への参加促進</p> | <p>スポーツ少年団やスポーツ愛好者の拡大</p> | <p>地域の特色あるスポーツ振興の支援</p> | <p>生涯スポーツ指導者、体育指導委員等の資質向上</p> |



VI 環 境

～「環境王国いわて」の実現～

「環境」政策項目と主な取組内容

※「目指す姿指標」における「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の㊸等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。
 ※「目指す姿指標」の指標名に付した◎印は、当該政策項目の目指す姿を、より体现する指標とした定めた「主たる指標」を示す。

34 地球温暖化対策の推進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|---------------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎二酸化炭素排出量（1990(H2)年比) | % | 0.1 ㊸ | 5.5 ㊸ | -8.0 |
| 県内エネルギー消費量に対する新エネルギーの導入割合 | % | 7.5 | 7.3 | 10.3 |

【主な取組内容】

- ①県民運動の推進
- ②自ら考え行動する人材の育成に向けた環境学習の推進
- ③新エネルギーの導入促進
- ④地域のバイオマスの総合的な利活用の促進

35 循環型地域社会の形成

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-------------|-----|----------|----------|----------|
| ◎産業廃棄物最終処分量 | 千トン | 93.4 | 67.1 | 62 |
| ◎一般廃棄物最終処分量 | 千トン | 60 ㊸ | 54.6 ㊸ | 43 |

【主な取組内容】

- ①ごみの減量とリサイクルの促進
- ②適正処理の推進
- ③公共関与の廃棄物処理センターによる支援
- ④青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復と排出事業者の責任追及

36 多様で豊かな環境の保全

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|---|----|----------|----------|----------|
| ◎県民一人ひとりが自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合 | % | 26.4 | 31.3 | 33 |
| 有害大気汚染物質の環境基準達成率 | % | 100 | 100 | 100 |
| 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率 | % | 89.5 | 92.1 ㊸ | 92 |

【主な取組内容】

- ①豊かな自然との共生
- ②自然とのふれあいの促進
- ③良好な大気・水環境の保全
- ④水と緑を守る取組の促進
- ⑤北上川の清流化対策
- ⑥環境負荷低減への自主的取組の促進
- ⑦環境分析技術における国際貢献

地球温暖化対策の推進

1 目指す姿

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減に向けて、県民、事業者、行政が一体となった取組が推進されており、また、森林資源などのバイオマスや風力、太陽光などの地域に賦存するエネルギーの活用が進み、「2010年の二酸化炭素排出量を1990年比で8%削減」という本県の目標が達成されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|--------------|
| ◎①二酸化炭素排出量(1990(H2)年比) | 0.1% ^⑩ | 5.5% ^⑩ | △8.0% |
| ②県内エネルギー消費量に対する新エネルギーの導入割合 | 7.5% | 7.3% | 10.3% |

【目標値の考え方】

- ① 地球温暖化対策への地域からの貢献という観点から、国(6%)を上回る削減を目指すもの。
- ② 県内エネルギー消費量(平成22年度の省エネ目標を達成したエネルギー消費量)のうち、新エネルギーで賄う量を1割に高めることを目指すもの。

現 状

- 本県の平成18年の二酸化炭素排出量(平成2年比)は、全体では5.5%増ですが、民生業務部門^{*1}は33.7%増、民生家庭部門^{*2}は26.0%増、運輸部門は9.3%増となっています。また、産業部門は平成2年比4.7%増ですが、部門別では排出量が最多(全体の37.0%)となっています。
- 県民の環境に関する意識は高いものの、その意識が必ずしも具体的な行動に結びついていない状況にあります。
- 新エネルギーの導入では、これまで地熱発電や風力発電などの導入が進んでいましたが、地球温暖化など環境問題への関心の高まりの中で、ペレットストーブ等の木質バイオマス利用機器の導入や太陽光発電など環境に優しい新エネルギーの導入が進んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

地球温暖化防止への地域からの貢献の観点から、二酸化炭素排出量の8%削減の目標達成に向けて、岩手県地球温暖化対策地域推進計画(平成17年6月)や新エネルギービジョン(平成10年3月)に基づき、二酸化炭素の排出削減に係る取組を県民や事業者などが連携して行う県民運動として展開するとともに、新エネルギーの導入促進の取組を推進していきます。

主な取組内容

- **県民運動の推進** ★
 - ・ 「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした取組の推進
 県民や事業者などが連携・協力した取組を推進するとともに、県民一人ひとりが二酸化炭素排出量の削減に向けた具体的な取組を実践できるよう、取組事例などの様々な情報を提供しながら、県民総参加による運動を推進します。
 - ・ **家庭における取組の促進**
 県民が身近にできる地球温暖化防止のための削減目標や具体的な取組内容を示した普及啓発を行うとともに、CO₂ダイエット日記やデジタル環境尺の提供、出前講座の実施などにより、県民のエコライフの実践を支援します。
 - ・ **地域における取組の促進**
 地域の実情に応じた温暖化対策の取組を推進する団体の組織化を市町村に働きかけるとともに、当該団体の活動に参加する県民、事業者、行政等と連携した温暖化防止の取組を進めます。

・ **事業者における取組の促進**

地球環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所の認定制度や環境マネジメントシステム^{※3}の普及を図るとともに、省エネルギー等の指導・助言など、エネルギーの効率的利用に向けた事業者の取組を促進します。

・ **運輸部門対策の推進**

県民や事業者へのエコドライブ^{※4}の普及を図るとともに、公共交通機関等の利用促進に取り組めます。

○ **自ら考え行動する人材の育成に向けた環境学習の推進** ★

環境学習交流センター・地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、環境学習講座の開催、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の派遣、エコカーゴによる出張環境学習などを実施するとともに、幼児期に重点をおいた子どもの環境学習の支援など、県民の環境学習を推進します。

○ **新エネルギーの導入促進** ★

- ・ 県営施設への率先導入を進めるとともに、市町村等の小規模なクリーンエネルギー設備導入を支援します。
- ・ 県民、事業者等を対象に普及啓発活動を進めるとともに、太陽光発電などの新エネルギーの導入を支援します。
- ・ 新エネルギーの導入に当たっては、イベントにおけるグリーン電力^{※8}証書の率先活用や、県が保有するグリーン電力価値の証書化、排出量取引の活用などを進めます。

○ **地域のバイオマスの総合的な利活用の促進** ★

- ・ 木質バイオマスエネルギーについては、木質バイオマス燃焼機器の導入促進と安定的な燃料供給体制の整備等により、多様な産業での利用を促進します。
- ・ 家畜排せつ物については、メタン発酵や焼却による電気・熱エネルギー活用を促進するとともに、産学官連携により、イネなど資源作物を原料としたバイオ燃料の製造や利活用に向けた取組を促進します。
- ・ 水稻等のセルロース（植物繊維）を活用した、本県オリジナルのバイオ燃料化技術の開発に取り組めます。
- ・ 市町村のバイオマス等地域資源活用構想の策定を支援し、地域におけるバイオマスの総合的利活用システムの構築等を促進します。

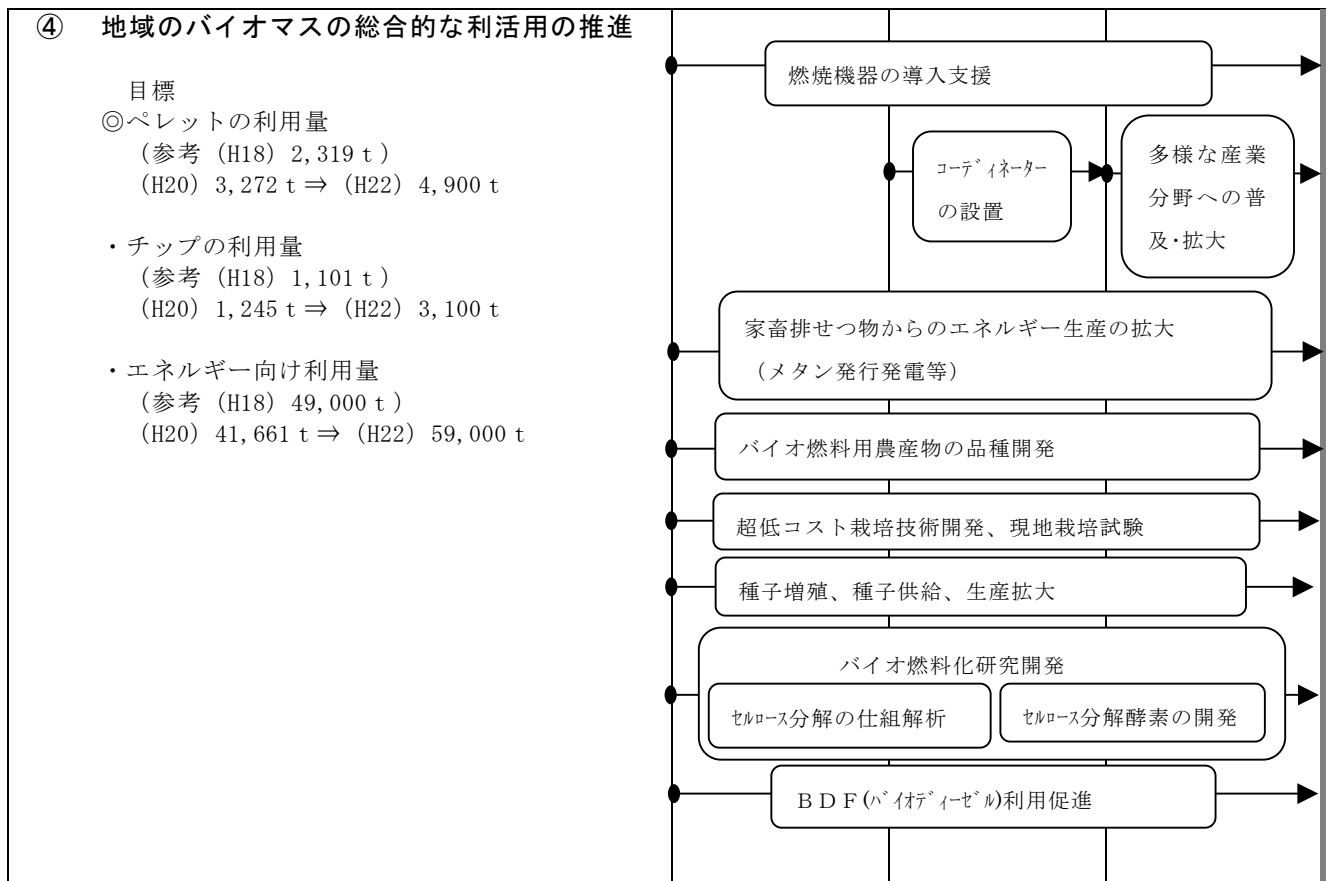
3 取組に当たっての役割分担

地球温暖化対策を推進するためには、県民、事業者、行政が一体となって、地域の特性に応じた様々な取組を早急に、長期にわたり進めていくことが求められます。そのため、県民・NPO等・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、積極的な参加とパートナーシップに基づいた取組が展開できるよう支援します。

| 県、環境学習交流センター、地球温暖化防止活動推進センター | 市町村 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県的に展開する温暖化対策の推進（県） ・ 温暖化対策に関する普及啓発 ・ 市町村・NPO等との協働・支援 ・ 県民の環境学習や環境保全活動活発化の支援 ・ 新エネルギーの率先導入と普及啓発（県） ・ グリーン電力証書や排出量取引等の活用（県） ・ 木質バイオマス利活用に係る情報提供及び普及啓発 ・ 市町村等の取組に対する支援 ・ バイオマス利活用の技術開発、実用化の推進 ・ 県営施設等へのバイオマス施設の率先導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した温暖化対策の推進（普及啓発、実践活動支援等） ・ 地球温暖化対策地域協議会等の組織化と支援 ・ NPO等との協働 ・ 地域の実情に即した活動の促進 ・ 地域における環境学習・環境保全活動の支援 ・ 新エネルギーの率先導入と普及啓発、支援 ・ バイオマスタウン構想の策定 ・ バイオマス施設の率先導入及び関連団体、事業者との連携による導入促進 |
| 県民・NPO等 | 事業者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性に応じた温暖化防止の取組の実践 ・ 家庭における地球にやさしいライフスタイルの実践 ・ 地球温暖化対策地域協議会等の組織化と参加 ・ 日常生活において、環境に関心を持ち、自発的に環境学習・環境保全活動を展開 ・ 地域資源を活用した新エネルギーの導入 ・ 行政との連携によるバイオマスの利活用推進 ・ バイオマス施設の導入及び利活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動による環境への負荷の点検・省エネ等の着実な実施 ・ 地域の一員としてのNPO等との協働 ・ 事業者が自ら有する環境情報の提供、事業所や工場などを環境学習の場として活用 ・ 地域資源を活用した新エネルギーの導入 ・ 省エネ・新エネの新技術開発や実用化、製品開発 ・ 行政との連携によるバイオマス施設の導入及び利活用推進 ・ 新技術開発や実用化、製品開発 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|---|------------------|--------------------------------|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| <p>① 県民運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした取組の推進 ・家庭における取組の促進 目標： ◎エコライフ^{※9}活動実施率 (参考(H19)71.9%) (H20) 80% ⇒ (H22) 90% ・地域における取組の促進 目標： ・地球温暖化対策地域協議会等の数 (参考(H18) 9) (H20) 15 ⇒ (H22) 35 ・事業者における取組の促進 目標： ・いわて地球環境にやさしい事業所として認定した事業所の数 (参考(H18)103事業所) (H20) 事業所 154⇒ (H22) 250事業所 ・運輸部門対策の推進 目標： ・エコドライブ実技講習会の受講者数 (参考(H18) 0人) (H20) 179人 ⇒ (H22) 350人 | | <p>「温暖化防止いわて県民会議」核とした運動の展開</p> | |
| | | 「CO2 ダイエット・マイナス8%いわて倶楽部」の取組 | |
| | | CO2 ダイエット ^{※10} 日記の活用 | |
| | | 地球温暖化対策地域協議会等の組織化・活動支援 | |
| | | 事業者の認定 | |
| | | 省エネ・新エネアドバイザーによる指導・助言 | |
| | | 環境マネジメントシステムの普及啓発 | |
| | | エコドライブ実技講習会 | |
| | | エコドライブに関する普及啓発 | |
| | | 環境対応車導入補助 | |
| <p>② 自ら考え行動する人材の育成に向けた環境学習の推進</p> <p>目標： ◎環境学習交流センター利用者数 (参考(H18)3万人) (H20)4万人 ⇒ (H22) 4万人</p> | | 環境学習交流センターにおける環境学習講座開催 | |
| | | エコカーゴによる出張環境学習 | |
| | | 環境アドバイザー・地球温暖化防止活動推進員の派遣 | |
| | | 幼児期における環境学習の支援 | |
| <p>③ 新エネルギーの導入促進</p> <p>目標： ◎新エネルギー発電により賄うことのできる世帯数 (参考(H18) 51,174世帯) (H20)54,299世帯 ⇒ (H22)76,000世帯</p> | | クリーンエネルギーフェア、研修会等の開催 | |
| | | 先進的取組紹介のための体制づくり | |
| | | 新エネアドバイザーの派遣 | |
| | | 水力発電所の建設 | |
| | | クリーンエネルギー導入支援（企業局） | |
| | | 太陽光発電などの導入支援 | |
| | | グリーン電力証書等の活用 | |



- ※1 民生業務部門
 事業所ビル、百貨店、各種商品小売業、飲食店、ホテル・旅館、学校、病院など。
- 2 民生家庭部門
 一般家庭のことをいう。
- 3 環境マネジメントシステム
 企業・団体等の組織が、自主的に環境に関する方針や目的等を自ら設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の体制・手続きをいう。主な規格には、ISO14001、IES、EA21 などがある。
- 4 エコドライブ
 エネルギー消費量の少ない運転のことで、ふんわりアクセルや加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどの実践により、地球と財布にやさしい自動車の運転や使い方をいうもの。
- 5 バイオマス
 バイオ (bio=生物、生物資源) とマス (mas=量) からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源。生物由来であっても、原油や石炭などの化石資源は含まれない。
- 6 バイオ燃料
 生物体 (バイオマス) を原料とした燃料のこと。薪や木炭などの固体燃料、作物や木質などを原料としたバイオエタノール、バイオディーゼルなどの液体燃料、バイオガス (発酵メタン) などの気体燃料と様々な形態がある。
- 7 セルロース (植物繊維)
 植物の細胞壁の主成分で炭水化物の一種。これを糖化することにより、バイオ燃料 (バイオエタノール) の原料となる。
- 8 グリーン電力
 風力、太陽光、バイオマス、小水力、地熱などの再生可能エネルギーで発電された電力。その調達方法の一つとしてグリーン電力証書がある。
- 9 エコライフ
 省エネや家庭ごみを減らすなど環境にやさしい行動様式。
- 10 CO₂ダイエット
 「二酸化炭素排出量の8%削減」に向けて、意識を持ってコツコツと地道な努力を積み重ねて、二酸化炭素排出量の削減の取組を実行していこうとするもの。
- 11 BDF (Bio Diesel Fuel: バイオ・ディーゼル・フューエル)
 ナタネやひまわり、大豆、パーム、廃食用油などの植物性油から製造された軽油の代替燃料。

循環型地域社会の形成

1 目指す姿

県民や事業者、市町村などの各々の主体（ひと）の役割に応じた取組と連携（つながり）のもとで、3R^{*1}を基調とした事業活動や生活様式と廃棄物の適正処理が定着することにより、生活の「ゆたかさ」と環境の保全を両立する循環型地域社会^{*2}への転換が進んでいます。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|--------------|--------------------|----------------------|--------------|
| ◎①産業廃棄物最終処分量 | 93.4千トン | 67.1千トン | 62千トン |
| ◎②一般廃棄物最終処分量 | 60千トン ^⑦ | 54.6千トン ^⑧ | 43千トン |

【目標値の考え方】

- ① 岩手県廃棄物処理計画（第2次）（平成17年度策定）における基準値（平成14年度）の50%減を目指すもの。
- ② 岩手県廃棄物処理計画（第2次）における基準値（平成9年度）の50%減を目指すもの。


現 状

- 産業廃棄物については、排出量は概ね横ばいの中、最終処分量が減少するなど、廃棄物の排出抑制、再生利用の取組が進展しています。また、産業廃棄物の不適正処理が後を絶たない状況にありますが、監視指導を強化するなど厳正な対応を行ってきたことにより、早期発見、早期解決の傾向にあります。
- 一般廃棄物の一人1日当たり排出量や処理量は、横ばいから減少傾向に推移し、リサイクル率は伸び悩みの傾向にあります。また、市町村別には、排出やリサイクルの状況に大きな差があります。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に対応し、地域の生活環境の保全を図るため、県の代執行による廃棄物の早期全量撤去等により、平成24年度までの原状回復に向けて取り組んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

循環型地域社会の形成を進めるため、県民、NPOや、市町村、事業者などの各主体と連携し、各主体による3Rの取組を支援、誘導します。また、産業廃棄物に係る監視指導を強化するとともに、安全・安心な処理体制の構築を進めます。

主な取組内容

- **ごみの減量とリサイクルの促進** 
 - ・ これまでの大量消費・大量廃棄型の県民のライフスタイルが「もったいない」という古からの知恵に即した3Rを基調とするライフスタイルに転換されるよう様々なかたちで普及啓発します。
 - ・ 市町村に対して、地域の実情に応じた減量化施策の助言や支援、ごみ処理有料化の導入支援などを行います。
 - ・ 事業活動のゼロエミッション^{*3}化の支援やリサイクル事業者に関する情報の提供等により、事業者の廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの取組を促進します。
- **適正処理の推進**

処理業者や処理施設の情報公開の促進や排出事業者の自主管理を促す取組を徹底するとともに、産廃Gメン^{*4}の配置や広域連携によるパトロールの実施と衛星監視システムの実用化等により監視指導を強化し、不適正処理の早期発見、早期対応を図ります。
- **公共関与の廃棄物処理センターによる支援**

平成21年度から第Ⅱ期最終処分場の埋立てを開始したいわてクリーンセンター（奥州市）とPFI方式^{*5}により整備し、同年度から稼動したいわて第2クリーンセンター（九戸村）の運営により、産業廃棄物の適正処理と自県（圏）内処理を促進します。
- **青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復と排出事業者の責任追及**

廃棄物の撤去、汚染土壌対策等を進め、平成24年度までの原状回復を目指します。また、不法投棄廃棄物の排出事業者に対しても、徹底した責任追及を進めます。

3 取組に当たっての役割分担

ごみの減量化やごみ処理広域化については、市町村などと連携した全県的な意識啓発等を行いながら、市町村や地域の実情に応じた支援を行います。

産業廃棄物については、事業者の取組が重要であることから、自主管理を促進しつつ監視指導を強化するとともに、事業者のニーズに沿った発生抑制やリサイクルに関する支援を推進します。また、廃棄物処理業者の資質向上や公共関与による処理施設の安全・安心な運営を図ります。

| 県 | 市町村 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 全県的な意識啓発、情報提供 市町村のごみ減量の取組支援 廃棄物の発生抑制等に係る事業者への支援、誘導 適正処理に係る事業者への監視、指導 公共関与の廃棄物処理センターにより適正処理、自県内処理を促進 青森県境不法投棄事案に係る原状回復の代執行 | <ul style="list-style-type: none"> ごみの適正処理とリサイクルの推進 住民に対する3Rの普及啓発、情報提供 ごみの減量化や家庭ごみ処理の有料化等への取組 ごみ処理広域化に向けた取組 県との連携による不適正処理の監視 |
| 事業者 | 関係団体 |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業活動における3Rの実践 ごみ減量に資する商品等の製造や販売 排出する廃棄物の適正処理 | <ul style="list-style-type: none"> 適正処理のための業界による自主的、自立的な取組（産業廃棄物協会） 適正処理、自県内処理の受け皿（廃棄物処理センター） |
| 県民 | 地域団体・NPO等 |
| <ul style="list-style-type: none"> 日常生活における3Rの実践 不法投棄の通報等県が実施する施策への協力 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村との連携、協働による3Rの徹底、ごみ減量化等の取組 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|---|------------------|-----|-----|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| ① ごみの減量化とリサイクルの促進 目標 ◎エコショップ認定率（県内全各種商品小売業及び各種食料品小売業店舗中のエコショップ認定店の割合） （参考(H18) 8.8%） (H20) 21.1% ⇒ (H22) 33.4% ・事業者等のゼロエミッション推進事業による支援件数 （参考(H18) 20件） (H20) 35件 ⇒ (H22) 50件 | | | |
| ② 適正処理の推進 目標 ◎適正処理率 （参考(H18) 98.3%） (H20) 98.5% ⇒ (H22) 98.5% ・不法投棄件数（新たに確認された不法投棄件数） （参考(H18) 28件） (H20) 19件 ⇒ (H22) 15件以下 ・格付け業者数 （参考(H18) 62事業所） (H20) 94事業所 ⇒ (H22) 150事業所 | | | |

| | | |
|---|-------------------|--|
| <p>③ 公共関与の廃棄物処理センターによる支援 目標 ◎自県内処理率 (参考(H18) 96.3%) (H19) 97.0% ⇒ (H21) 97.5%</p> | <p>施設整備</p> | <p>いわて第2クリーンセンター、 いわてクリーンセンター第Ⅱ期 処分場が新たに稼働</p> |
| <p>④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復と排出事業者の責任追及 目標 ◎平成22年度の撤去量(累計) (参考 (H18) 84.5千トン) (H20) 176.4千トン ⇒ (H22)270.6千トン</p> | <p>県の代執行による撤去</p> | |

※1 3R

3Rは、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

2 循環型地域社会

資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会。

3 ゼロエミッション

生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロに近づけるとともに、物質循環の環を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指そうとするもので、国際連合大学が平成6年に提唱した構想。

4 産廃Gメン

正式名称は産業廃棄物適正処理指導員。広域振興局等へ11名が配置され、不法投棄など産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するためのパトロール等に当たっている。

5 PFI方式

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれている。

多様で豊かな環境の保全

1 目指す姿

県民の主体的な活動が活発に行われ、きれいな空気や水などが良好に保全されるとともに、野生動物との共生や希少野生動植物の生息環境の保全が図られるなど、本県の多様で豊かな環境が守り育てられています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|---|--------------|--------------------|--------------|
| ◎① 県民一人ひとりが自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合 | 26.4% | 31.3% | 33% |
| ② 有害大気汚染物質の環境基準達成率 | 100% | 100% | 100% |
| ③ 公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率 | 89.5% | 92.1% ^⑨ | 92% |

【目標値の考え方】

- ① 県民意識調査において「満足、やや満足」と回答する割合を「4人に1人」から「3人に1人」に高めることを目指すもの。
- ②、③ 環境基準達成率で全国のトップレベルを目指すもの。

現 状

- 自然公園面積が、国立・国定公園、県立自然公園の合計で71,939haと県土面積の4.7%を占めています。また、自然環境保全地域及び環境緑地保全地域（合計6,599ha）を指定し、自然環境の保全に努めています。
- シカ・カモシカによる農林業被害は、五葉山地域を中心として発生しており、近年、被害区域は拡大傾向にあります。クマによる人身・農作物被害も毎年発生しています。
- 大気環境は、ほとんど全ての項目で環境基準を達成していますが、光化学オキシダント^{※1}については、高濃度化する傾向にあります。
- 水環境は、平成19年度の河川における環境基準の達成率は98.9%ですが、海域では低下と回復を繰り返す等変動幅が大きく、注視が必要です。
- 河川等の清掃活動や水生生物調査、植樹などの活動が多く地域で行われており、活動団体数が年々増加するなど地域住民が主体となった取組が活発化してきています。

2 目指す姿を実現するための取組

希少野生動植物の生息・生育環境の保全などによる自然保護対策や大気・水環境の常時監視などの環境保全対策を行うとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

主な取組内容


- **豊かな自然との共生**
本県の豊かな自然に生息し、人とのあつれきが大きくなっている野生動物（クマ、シカなど）について、個体数管理や被害防除対策等を総合的に実施し、人との共生を推進するとともに、絶滅危惧種等の調査や保護保全を通じて、イヌワシ等の希少野生動植物が生息・生育できる環境づくりに取り組むなど、生物多様性の確保を図ります。
- **自然とのふれあいの促進** ★
自然環境保全の担い手であるグリーンボランティア^{※2}の活動を活発化するため、ボランティアの組織化やボランティア情報の提供を行い、マナー啓発や美化活動、登山道の補修等に

協働して取り組みます。

また、自然の魅力やイベント情報等を積極的にPRし、自然公園等の利用促進を図ります。

○ **良好な大気・水環境の保全**

環境モニタリング調査を実施し、県民に対する情報提供を行うとともに、事業者への適切な指導を行い、良好な大気・水環境の維持・保全に取り組みます。

○ **水と緑を守る取組の促進** 

森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、各地域での環境保全活動の活発化に向けた取組事例の情報発信や顕彰制度の構築、水生生物調査の普及のほか、森林の適切な整備や松くい虫など森林病虫害の被害からの防除に取り組みます。

また、県民、事業者等が、かけがえのない「いわての水」の価値を再認識するとともに、その有効利用や水環境の保全・水資源の確保等に向けた活動が促進されるよう、顕彰や啓発などの取組を推進します。

○ **北上川の清流化対策**

北上川の清流化については、国と連携しながら引き続き中和処理を行うほか、清流化の取組を広く県民に周知するとともに、NPO等による旧松尾鉱山跡地での植樹活動等の支援を行います。

○ **環境負荷低減への自主的取組の促進**

住民、事業者、行政が環境問題に対して相互に理解を深め、ともに協力し合いながら、環境保全に向けた意見交換を行う取組を全県的に拡大・展開するとともに、事業者の環境負荷低減に向けた自主的行動計画の策定や計画に基づく取組を促進します。

○ **環境分析技術における国際貢献**

環境保健研究センターにおける有機フッ素化合物の分析技術の活用し、米国環境保護庁との共同研究と東アジアへの環境分析技術支援により国際貢献に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

環境の保全に当たっては、県民やNPO等の民間団体、事業者、行政など各主体が各々の役割に応じて自主的に取り組むことが必要です。

このため、県は、このような自主的な活動が一層活発になるよう、普及啓発や情報提供を進めるとともに、ネットワークの構築などを通じて地域の取組を支援します。

| 県等 | 市町村 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の調査・研究、農業被害防除対策の支援 ・自然とのふれあい施設の整備、情報発信・PR ・ボランティア等の人材の育成、組織化等 ・環境モニタリング調査の実施と北上川清流化の推進 ・環境学習・環境保全活動の支援 ・森林整備活動や森林病虫害防除の支援等 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の農業被害防除対策の推進 ・自然とのふれあい施設を利用した活動やイベントの実施 ・地域の実情に応じた環境規制行政の推進 ・事業活動における環境負荷低減への支援 ・地域や学校における環境教育の実施 ・住民の環境保全意識の醸成 ・森林整備活動の普及・啓発 ・森林病虫害防除対策の実施 |
| 県民・NPO等 | 事業者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携した有害鳥獣の農業被害防除対策の取組 ・自然とのふれあい施設を利用した活動 ・日常生活に伴う環境への負荷の軽減 ・環境対策にかかる企業への意見提言 ・地域の特色を生かした環境学習・環境保全活動の実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う環境負荷低減の取組 ・自主的な環境保全活動の取組 ・従業員への環境教育の実施 ・森林整備活動の実行・支援 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|---|--|-------------------------------|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 豊かな自然との共生 目標 ◎イヌワシの繁殖率 （参考（H18）6.3%） （H20）15.6% ⇒ （H22）15.6% ・鳥獣保護区の指定面積 （参考（H18）143,230ha） （H20）145,050ha ⇒ （H22）146,301ha | レッドデータブックの改訂 希少種の保護保全対策の推進 第三次シカ保護管理計画策定 | 特定鳥獣保護管理計画の推進 鳥獣保護区等の計画的指定 | |
| ② 自然とのふれあいの促進 目標 ◎グリーンボランティア活動延べ日数 （参考（H18）611日） （H20）1,346日 ⇒ （H22）1,450日 ・自然公園等利用者数 （参考（H18）3,167千人回） （H20）2,723千人回 ⇒ （H22）3,484千人回 | 研修会による養成・知識向上と組織化 自然のPR、イベントの誘導 | | |
| ③ 良好な大気・水環境の保全 目標 ◎特定事業場への採水測定立入検査回数 （参考（H18）550回） （H20）503回 ⇒ （H22）515回 | 普及・啓発 光化学オキシダント測定器3台増設 大気・水質モニタリング調査の実施、事業者の指導 | 光化学オキシダント測定監視、緊急時の体制構築 | |
| ④ 水と緑を守る取組の促進 目標 ◎水生生物調査参加者数 （参考（H18）6,303人） （H20）6,479人 ⇒ （H22）8,000人 森林整備の促進 ・目標：間伐実施面積 （参考（H18）12,185ha） （H20）12,530ha ⇒ 15,400ha | 交流の場づくり、環境保全活動の支援、優良事例の顕彰・普及 水生生物調査の普及・啓発・実践 間伐等の普及促進・実行指導 森林病虫害防除対策の推進 | 水を守る取組の顕彰、情報発信 | |
| ⑤ 北上川の清流化対策 目標 ◎放流水質基準達成率 （参考（H18）100%） （H20）100% ⇒ （H22）100% | 坑廃水処理 | | |
| ⑥ 環境負荷低減への自主的取組の促進 目標 ◎環境コミュニケーション（環境に関する住民と事業者による対話）実施企業数（累計） （参考（H18）15企業） （H20）46企業 ⇒ （H22）100企業 | 環境コミュニケーション普及・啓発、開催 ミニ環境報告書マニュアル作成 | ミニ環境報告書作成支援 | |
| ⑦ 環境分析技術における国際貢献 目標 ◎東アジアへの環境分析技術の支援件数 （参考（H18）一件） （H20）3件 ⇒ （H22）3件 | 米国環境保護庁との共同研究 東アジアへの技術指導 | | |

※1 光化学オキシダント
工場や自動車から排出される大気汚染物質が太陽光線を受けて、光化学反応を起こすことにより生成する有害物質で光化学スモッグの原因物質。

2 グリーンボランティア
自然公園や自然環境保全地域で、高山植物の保護、利用者へのマナー指導や保全活動を行うボランティア。

VII 社会資本・公共交通・情報基盤

～「いわてを支える基盤」の実現～

「社会資本・公共交通・情報基盤」政策項目と主な取組内容

※「目指す姿指標」における「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の◎等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。

※「目指す姿指標」の指標名に付した◎印は、当該政策項目の目指す姿を、より体现する指標とした定めた「主たる指標」を示す。

37 産業を支える社会資本の整備

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|--|----|----------|----------|----------|
| ◎内陸と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間 内陸部～沿岸部（7ルート） | 分 | 99 | 99 | 98 |
| ◎内陸と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間 沿岸部の都市間（3ルート） | 分 | 72 | 72 | 71 |

【主な取組内容】

- ①幹線道路ネットワークの構築
- ②地域間の交流・連携の基盤となる道路整備の推進
- ③港湾の整備と利活用の促進
- ④いわて花巻空港の整備と利用の促進

38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|------------------------------|-----|----------|----------|----------|
| ◎河川整備率 | % | 47.1 | 47.7 | 47.9 |
| 「地域の安全・安心促進基本計画(津波)」策定済み市町村数 | 市町村 | 4 | 7 | 12 |

【主な取組内容】

- ①地震・津波災害対策の推進
- ②洪水・土砂災害対策の推進
- ③日常生活を支える安全な道づくりの推進
- ④県立学校施設の耐震化の推進

39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎污水处理人口普及率 | % | 67.3 | 70.2 | 80 |
| 市街地における主要渋滞ポイント解消・緩和率 | % | 29.0 | 35.5 | 40 |

【主な取組内容】

- ①環境に優しいコンパクトな都市づくりの推進
- ②美しく魅力あるまちづくりの推進
- ③ひとにやさしいまちづくりの推進
- ④地域特性を生かし省エネにも配慮した居住環境づくりの推進
- ⑤良好な水辺空間の保全と整備の推進
- ⑥衛生的で快適な生活環境の確保

40 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎早期に修繕が必要な橋梁の修繕率 | % | 0 | 7 | 58 |

【主な取組内容】

- ①維持管理計画に基づく適切な維持管理の推進
- ②住民との協働による維持管理の推進
- ③担い手としての建設企業の育成・確保

41 公共交通の維持・確保と利用促進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-----------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎三セク鉄道・バスの1人当たり年間利用回数 | 回 | 22.2 | 21.3 | 21.5 |

【主な取組内容】

- ①広域的な交通基盤の維持・確保
- ②地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援
- ③公共交通の利用促進・利用価値の向上

42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進

【目指す姿指標】

| 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|-------------------|----|----------|----------|----------|
| ◎ブロードバンドサービス世帯普及率 | % | 35.5 | 41.6 | 50 |

【主な取組内容】

- ①ブロードバンド・ゼロ地域の解消
- ②地上デジタルテレビ放送への円滑な移行
- ③携帯電話不感地域の解消

産業を支える社会資本の整備

1 目指す姿

物流の効率化や広域的な観光への支援などを図るため、幹線道路ネットワークが構築されているとともに、インターチェンジや新幹線駅、港湾、空港などの交通や物流の拠点に通じる道路の整備も進んでいます。

また、国内各地や海外との交流や物流の促進のため、港湾や空港の整備や利活用の取組が進んでいます。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 内陸部と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間 | | | |
| ◎内陸部～沿岸部（7ルート） | 99分 | 99分 | 98分 |
| ◎沿岸部の都市間（3ルート） | 72分 | 72分 | 71分 |

※ 対象都市：新幹線駅を有する内陸部の6市と重要港湾を有する沿岸部の4市。

※ 対象ルート：対象都市を高規格幹線道路や主要な一般国道などを利用して最短時間で結ぶ10ルート。

【目標値の考え方】

対象ルートの国道45号中野バイパス、唐桑道路、国道284号真滝バイパス、清田工区の供用により、平成22年度に「内陸部～沿岸部」と「沿岸部の都市間」において、それぞれ1分の時間短縮を目指すもの。なお、平均所要時間が1分短縮されることは、各都市間の平均距離が概ね1km短縮されることに相当し、産業への支援をはじめ、重篤な患者の救急搬送など県民生活にも直結した効果が期待できます。

現 状

- 平成20年度では、内陸部と沿岸部の都市間を結ぶほとんどのルートにおいて、所要時間が100分を超えています。
- 港湾取扱貨物量は全体として減少傾向となっていますが、県内でコンテナ貨物を取扱っている港湾は、平成19年4月から大船渡港に外貿コンテナ定期航路が開設されたことにより、宮古港の内航フィーダーコンテナ航路と合わせて、2港に増えています。
- いわて花巻空港の航空機利用者数は減少傾向となっていますが、国際チャーター便の利用者数は、年により増減はあるものの堅調に推移しています。

2 目指す姿を実現するための取組

工業製品や農林水産物の生産拠点などから、高速道路や港湾をより利用しやすくするとともに、観光客が県内各地の観光地を気軽に周遊することができるように、道路などの社会資本整備を進めていく必要があります。

このため、高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築などを推進するとともに、港湾や空港の整備と利活用促進に向けた取組を展開していきます。

主な取組内容

- 幹線道路ネットワークの構築
 - ・ 高規格幹線道路である東北横断自動車道釜石秋田線や八戸・久慈自動車道、三陸縦貫自動車道、地域高規格道路である三陸北縦貫道路や宮古盛岡横断道路など幹線道路ネットワークの整備を進めます。
 - ・ 高規格幹線道路の整備に合わせて、インターチェンジへのアクセス道路の整備を一体的に進めます。
- 地域間の交流・連携の基盤となる道路整備の推進

広域的な観光や圏域を越えた交流・連携を促進するため、一般国道や県道の整備を推進します。

○ **港湾の整備と利活用の促進** ★

- ・ 荷主のニーズに対応するため、コンテナに対応した港湾施設などの整備を進めます。
- ・ これまでに整備を進めてきた港湾施設の利活用により物流の効率化を図るため、関係各市と連携したポートセールスを展開します。

○ **いわて花巻空港の整備と利用の促進**

- ・ 平行誘導路など、航空会社の運航上のニーズに対応できる空港施設等の整備を推進します。
- ・ 県民が航空機をより利用しやすくなるよう、国内線の路線、便数の維持・拡充やダイヤ改善等を航空会社に引き続き働きかけていきます。
- ・ 国際チャーター便の誘致・拡大を図るため、東北ブロック単位でのPR活動など他県とも連携しながら、エアポートセールスを展開します。

3 取組に当たっての役割分担

本県の地域産業の競争力を高めるためには、道路などの社会資本の整備を国や県・市町村などが適切な役割分担のもとで計画的に進める必要があります。

また、これまでに整備してきた港湾や空港などが、県民や企業に活発に利活用されることが重要です。

このため、多様な主体が一層相互に連携を図りながら社会資本の整備を進めるとともに、これまでに整備してきた社会資本については、より利便性を高めることなどにより、県民や企業の利活用を促進します。

| 県 | 市町村 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路ネットワークを構成する道路の整備 ・ インターチェンジへのアクセス道路の整備 ・ 圏域を越えた交流・連携の基盤となる道路の整備 ・ コンテナに対応した港湾施設整備 ・ ポートセールスによる港湾利用の促進 ・ いわて花巻空港の整備とエアポートセールスの展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道や県道等の整備と連携した市町村道整備 ・ 県と連携したポートセールスの展開 |
| 県民・企業等 | 国 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な物流推進のための県内港湾の活用 ・ 国内各地や海外への旅行に出かける際のいわて花巻空港の利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路ネットワークを構成する高規格幹線道路等の整備 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|------------------|-------------------------------------|-----|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| <p>① 幹線道路ネットワークの構築</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎高規格幹線道路ネットワーク等整備率 (参考(H18) 46%) (H20) 47%⇒(H22) 49% <ul style="list-style-type: none"> ・ インターチェンジへのアクセス道路完了箇所数(H18以降累計) (参考(H18) 0箇所) (H20) 2箇所⇒(H22) 4箇所 | | <p>高規格幹線道路の整備</p> <p>地域高規格道路の整備</p> | |
| | | <p>インターチェンジにアクセスする道路の整備</p> | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>② 地域間の交流・連携の基盤となる道路整備の推進</p> <p>目標</p> <p>◎新設改良系道路整備事業の完了箇所数(H18以降累計) (参考(H18) 5箇所) (H20) 12箇所⇒(H22) 17箇所</p> | | | |
| <p>③ 港湾の整備と利活用の促進</p> <p>目標</p> <p>◎コンテナ対応の港湾施設(岸壁)整備率 (参考(H18) 43%) (H20) 43%⇒(H22) 100%</p> | | <p>ポートセールスの展開</p> <p>コンテナ対応岸壁の整備</p> | |
| <p>④ いわて花巻空港の整備と利用の促進</p> <p>目標</p> <p>◎いわて花巻空港の航空機利用者数(国内定期便) (参考(H18) 434千人 [59.3%] ※¹) (H20) 349千人 [52.5%] ※¹ ⇒(H22) 424千人 [63.8%] ※¹</p> <p>・目標：国際チャーター便の運航回数 (参考(H18) 83回) (H20) 80回⇒(H22) 129回</p> | | <p>航空会社等との連携による需要喚起</p> <p>平行誘導路など空港施設等の整備</p> <p>航空会社等との連携による運航</p> | |

※1 []内は国内定期便の平均利用率で参考値として示すもの。

安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備

1 目指す姿

地震や津波、洪水、土砂災害などから、県民の生命・財産を守る防災施設の整備や県民が不測の事態に対応して自ら適切な判断や行動が行えるようなソフト施策が進んでいます。

また、災害時の緊急輸送や地域医療を支援する信頼性の高い道路ネットワークの構築、通学路の歩道整備など、安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備が進んでいます。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①河川整備率 | 47.1% | 47.7% | 47.9% |
| ②「地域の安全・安心促進基本計画（津波）」策定済み市町村数 | 4市町村 | 7市町村 | 12市町村 |

【目標値の考え方】

- ① 洪水から県民の生命財産を守るため、周辺の市街化が急速に進む盛岡市の南川や木賊川など、緊急性の高い地域の河川整備等を重点的に進め、平成22年度の河川整備率47.9%を目指すもの。
- ② ソフト対策の一つとして、沿岸部の全ての市町村での作成を図るもの。

現 状

- 「平成20年岩手・宮城内陸地震」では、県内317箇所の公共土木施設に77.5億円の被害が発生しました。
- 「宮城県沖地震」の発生確率が今後10年で70%と予測されているため、住宅の耐震化率(H18:65%)の向上や社会資本の耐震化、津波対策施設の整備が求められています。
- 近年、局部的豪雨等に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害に備えた防災施設の整備が求められています。(公共土木施設の年間災害発生額が全国上位 H18:1位、H19:6位、H20:2位)
- 平成21年に実施した県民意識調査において、「洪水や地震・津波、土石流、がけ崩れによる災害を受けにくい県土であること」が40項目中9番目に重要度が高い項目となっています。
- 公立学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所になるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、早期に耐震化を進め、安全・安心な教育環境を整備することが求められています。
- 通学時の児童を交通事故から守る通学路における歩道整備率は、平成20年度では72.6%となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

近い将来に高い確率で発生が予測されている宮城県沖地震への備えを充実させ、県民の安全・安心を確保するため、海岸保全施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定、学校施設の耐震補強の推進と、住宅の耐震改修への支援、津波対策を取りまとめた「地域の安全・安心促進基本計画（津波）」の策定を促進するとともに、緊急輸送道路における橋梁耐震補強などを推進します。

また、子供から高齢者まで各世代の人々が、安全で安心して、いきいきと暮らせる社会を実現させるため、道路ネットワーク整備による地域医療の支援、自転車・歩行環境整備による安全な通学路等の確保等について、冬季の厳しい気象条件も踏まえて取り組みます。

主な取組内容

- **地震・津波災害対策の推進** ★
 - ・ 木造住宅の耐震診断・耐震改修への費用の助成や耐震診断・耐震改修を安心して依頼することができる事業者の情報提供を行うなど、住宅の耐震改修を促進します。
 - ・ 地震発生後の救助・救援活動や緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うため、緊急輸送道路における橋梁の耐震補強を推進します。
 - ・ 湾口防波堤の整備促進や防潮堤等の整備推進によるハード整備と「地域の安全・安心促進基本計画(津波)」の策定等のソフト施策を効果的に進めます。
- **洪水・土砂災害対策の推進** ★
 - ・ 河川改修やダム建設を進め、治水安全度の向上を図ります。
 - ・ 砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設等の整備による土砂災害対策を進めます。
 - ・ ハード整備と併せて、水防警報河川や土砂災害警戒区域の指定などのソフト施策を効果的に組合せて実施します。
- **日常生活を支える安全な道づくりの推進**
 - ・ バイパス整備等により円滑な救急搬送を支える道路ネットワークの構築を図るとともに、細やかな維持管理を行い、地域医療を支援します。
 - ・ 交通安全施設、道路防災施設等の整備を進めるとともに、適切な除雪や道路情報を提供するなど、道路網の安全性・信頼性の確保を図ります。
- **県立学校施設の耐震化の推進**

県立学校施設における耐震性向上を図るため、耐震診断を実施して耐震性を把握し、その診断結果に基づき計画的に耐震補強を実施します。特に、構造耐震指標（I s 値）※¹が0.3 未満の建物や、災害時の避難所に指定されている施設にあっては、早期の耐震化を進めます。

3 取組に当たっての役割分担

安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備については、ハード整備・ソフト施策の両面から取り組み、その効果を早期に発現させていくことが必要であり、このためには、県・国・市町村の各施設管理者の相互の連携が重要です。

また、災害時には、応急復旧や被災状況調査の支援協定を締結している社団法人やボランティア団体等と一体となった対応が求められます。

| 県 | 市町村・国 | 住民・団体等 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に係る社会資本整備 ・ 安全安心な道路ネットワーク整備 ・ 県立学校施設の耐震補強 ・ 住宅の耐震改修等を促進する市町村の取組への支援 ・ 適時適切な道路の維持管理及び情報提供 ・ 河川の指定区間の維持管理 ・ 洪水、土砂災害に係る防災情報の提供 ・ 土砂災害警戒区域等の指定 ・ がけ崩れ危険住宅の移転促進 ・ 「地域の安全・安心促進基本計画(津波)」の策定の促進 | <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民生活に直結した社会資本整備 ・ 「地域の安全・安心促進基本計画(津波)」の策定 ・ ハザードマップの作成 ・ 住宅の耐震改修等を行いやすい環境整備等 ・ 住民の避難誘導 <p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の根幹を成す社会資本整備 ・ 国道、一級河川の維持管理及び情報提供 ・ 災害時における技術支援 | <p>住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、建築物の耐震化の取組 ・ 「地域の安全・安心促進基本計画(津波)」の策定への参画 ・ 水防活動等への参加 <p>団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・建築物の耐震改修等の普及啓発 ・ 災害時支援協定による応急対策 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|--------------------------|-------------------------|---|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| ① 地震・津波災害対策の推進 目標 ◎緊急輸送道路における耐震化橋梁の割合 (参考 (H18) 67%) (H20) 79%⇒(H22) 83% ・補助制度を利用した木造住宅の耐震改修戸数 (参考 (H18) 0戸) (H20) 58戸 ⇒(H22) 280戸 (累計) | ● → 安全・安心な道路ネットワークの整備 | ● → 緊急輸送道路における橋梁の耐震化の推進 | ● → 海岸等の防災施設の着実な整備 ● → 「地域の安全・安心促進基本計画（津波）」の策定促進 ● → 「岩手県耐震改修促進計画」の推進 |
| ② 洪水・土砂災害対策の推進 目標 ◎洪水ハザードマップ作成市町村数 (参考 (H18) 12市町村) (H20) 14市町村 ⇒(H22) 15市町村 ・土砂災害警戒区域の指定箇所数 (参考 (H18) 580箇所) (H20) 1,536箇所 ⇒(H22) 2,417箇所 | ● → 河川、砂防、ダム等の防災施設の着実な整備 | ● → 洪水ハザードマップ作成の促進 | ● → 土砂災害警戒区域の指定の推進 |
| ③ 日常生活を支える安全な道づくりの推進 目標 ◎通学路(小学校)における歩道設置率 (参考 (H18) 71.8%) (H20) 72.6%⇒(H22) 74.1% | ● → 歩道・道路防災施設等の整備の推進 | ● → 主要な救急搬送ルートの道路改善への取組 | |
| ④ 県立学校施設の耐震化の推進 目標 ◎県立学校の耐震化率 (参考 (H18) 67.9%) (H20) 74.5%⇒(H22) 86.0% | ● → 県立学校施設の耐震化の推進 | | |

※1 構造耐震指標（I s 値）

耐震診断で判断の基準となる値であり、「I s 値」の目安（国土交通省の平成18年1月25日告示）は次のとおり。（地震は震度6強程度を想定していること。）

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 0.3未満 | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |
| 0.3以上0.6未満 | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| 0.6以上 | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |

豊かで快適な環境を創造する基盤づくり

1 目指す姿

住民一人ひとりが、自分の住んでいる地域に誇りや愛着を持ち、日々の生活に心地良さを感じて暮らしていくことができるよう、地域住民の主体的な参画を得ながら、多様な暮らしのニーズに応える快適な生活環境の創造に向けた基盤整備が進んでいます。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎①汚水処理人口普及率 | 67.3% | 70.2% | 80% |
| ②市街地における主要渋滞ポイント解消・緩和率 | 29.0% | 35.5% | 40% |

【目標値の考え方】

- ① 「いわて汚水適正処理ビジョン 2004」における平成 22 年度の目標値 80%を目指すもの。
- ② 新たな渋滞対策プログラムにおける県内主要渋滞ポイント 31 箇所の解消・緩和割合を 40%以上とすることを旨とするもの。

現 状

- TMO^{*1}所在の旧 11 市では、平成 7 年からの 10 年間で中心市街地の人口が約 9%減少（平成 17 年国勢調査）しています。
- 公共公益施設の郊外移転や大規模な集客施設の郊外立地など、都市機能の拡散が進んでいます。
- 新たな渋滞対策プログラム（平成 15 年～19 年）における県内主要渋滞ポイント 31 箇所のうち 11 箇所で渋滞が解消・緩和されたが、まだ 20 箇所が未解消となっています。
- 地域住民が主体となった景観に関するルールづくりが行われた地区数が、まだ 5 地区（平成 20 年）にとどまっています。
- 平成 20 年度の汚水処理人口普及率は 70.2%と、平成 12 年度の 43.9%から 26.3 ポイント増加しましたが、全国平均の 84.8%（平成 20 年度）と比べると低くなっています。
- ひとにやさしいまちづくり条例で定める特定公共的施設において、整備基準のすべてに適合する建築物の割合（整備基準適合率）は、概ね 15%前後の低い値で推移しています。
- 県内で住宅を年間 10 棟以上建設している県外大手業者は、平成 13 年の 9 社から平成 19 年には 18 社と倍増しており、県内各地に古くから伝わる地域の特色ある住宅が減りつつあります。
- 県管理 310 河川のうち、いわての水を守り育てる条例の理念に基づき整備された親水空間のある河川は 36 河川（50 箇所、平成 20 年度）にとどまっています。

2 目指す姿を実現するための取組

岩手の豊かな自然環境と共生しながら、快適で心地よい暮らしを創造していくためには、これまでの拡大型の都市づくりから、環境負荷が小さく、持続可能でコンパクトな都市づくりへと転換を図っていく必要があります。

このため、都市計画により土地利用の適正な誘導を行いながら、道路等の都市基盤整備やユニバーサルデザインによる公共施設等の整備、地域特性を生かし省エネにも配慮した居住環境づくりや良好な水辺空間の保全と整備、生活排水対策などを進めていきます。

また、まちの魅力を高めながら、次の世代に岩手の美しいまち並みや景観を引き継ぐため、地元商店街や地域住民、NPO等と協働して美しく魅力あるまちづくりを推進していきます。

主な取組内容

- **環境に優しいコンパクトな都市づくりの推進** ★
 - ・ バス、鉄道等の公共交通利用や公共公益施設等へのアクセス性向上の支援や主要渋滞ポイントの解消・緩和に向けた道路整備を推進します。
 - ・ 市街地の無秩序な拡散を抑制するとともに、大規模集客施設については、広域の見地から適切な立地を促進します。
- **美しく魅力あるまちづくりの推進** ★
 - ・ 景観法に基づき景観計画を策定し、良好な景観の保全と創造を推進します。
 - ・ 地域の住民団体やNPOとの協働により、地域の景観点検や優良事例の表彰を行い、住民主体の美しいまちづくり活動を促進します。
 - ・ 小中学生を対象に、地域の景観の魅力や個性を考える機会を創出し、次世代の担い手の育成を図ります。
 - ・ 商店街などの魅力を高め、賑わいを創出するため、地元商店街や地域住民との協働により、まちづくりと連動した道路整備を推進します。
- **ひとにやさしいまちづくりの推進**
 - ・ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく整備基準のすべてに適合した施設整備を促進します。
 - ・ 歩道の段差解消・拡幅や市街地における幹線道路の無電柱化を推進します。
- **地域特性を生かし省エネにも配慮した居住環境づくりの推進** ★

岩手らしさに省エネ性能を加えた岩手型住宅のブランド化などにより、地域特性を生かした住まいづくりや住宅・建築物の省エネ化を推進します。
- **良好な水辺空間の保全と整備の推進**

生物の生息・生育環境や川が織りなす安らぎのある景観など「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進します。
- **衛生的で快適な生活環境の確保**

地域の実情に応じて污水处理施設の整備手法を見直すとともに、経営改善のための助言など市町村の生活排水対策を支援し、污水处理施設の整備を促進します。

3 取組に当たっての役割分担

豊かで快適な環境を創造するための基盤づくりに当たっては、県、市町村、団体、県民等が適切な役割分担のもとに連携を図りながら取り組むことが必要です。

このため、県は、市町村、団体、県民と連携しながら生活基盤の整備等を推進するとともに、団体等が行うまちづくりの取組を支援します。

| 県 | 市町村 | 団体・県民 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の整備や歩道の段差解消・拡幅 ・ 市街地の無秩序な拡散の抑制 ・ 景観法に基づく景観計画の策定 ・ 景観教育等による次世代育成 ・ 公共的施設のバリアフリー化 ・ 岩手型住宅のブランド化 ・ 多自然川づくりの推進 ・ 市町村の生活排水対策への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の整備や歩道の段差解消・拡幅 ・ 市街地の無秩序な拡散の抑制 ・ 市町村景観計画の策定 ・ 公共的施設のバリアフリー化 ・ 多自然川づくりの推進 ・ 生活排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画への住民参加 ・ 美しく魅力あるまちづくりやひとにやさしいまちづくりへの主体的な取組 ・ 良好な水辺空間の環境保全等への主体的な取組 ・ 環境負荷軽減の取組 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|-------------------------|-------------------------------|---------------|
| | ~H20 | H21 | H22 |
| ① 環境にやさしいコンパクトな都市づくりの推進 目標 ◎市街地における幹線道路の密度 (参考 (H18) 1.98 km/km ²) (H20) 2.01 km/km ² ⇒ (H22) 2.10 km/km ² | | コンパクトな都市づくり基本方針の適切な運用 | |
| | | 市街地の幹線道路の整備 | |
| ② 美しく魅力あるまちづくりの推進 目標 ◎景観づくりに係る住民協定数 (参考 (H18) 6 地区) (H20) 6 地区⇒(H22) 10 地区 | 景観計画の内容検討 | | 策定 |
| | 景観点検事業の実施 | フォローアップによる景観協定締結支援 | |
| | | 優良事例の表彰 | |
| | 景観教育の内容検討 | 景観教育の実施 | |
| | | 商店街などの魅力を高めるためのまちづくりと連動した道路整備 | |
| ③ ひとにやさしいまちづくりの推進 目標 ◎特定公共的施設における整備基準適合率 (参考(H18) 13.7%) (H20) 12.2%⇒(H22) 17.0% | ひとにやさしいまちづくり条例適合証プレート作成 | 適合証プレートの交付による普及啓発 | |
| | | ユニバーサルデザイン化事例集の作成 | 特定公共的施設への普及促進 |
| | | | 住宅のバリアフリー化の促進 |
| | | 道路の無電柱化の推進 | |
| ④ 地域特性を生かし省エネにも配慮した居住環境づくりの推進 目標 ◎岩手型住宅の趣旨に賛同する事業者数 (参考 (H18) 0 社) (H20) 0 社⇒(H22) 50 社 | 岩手型住宅の概念周知 | 岩手型住宅ブランド化の推進 | |
| | | 岩手型住宅賛同事業者の募集 | |
| ⑤ 良好な水辺空間の保全と整備の推進 目標 ◎身近な水辺空間の環境保全等に主体的に取り組む団体数 (参考 (H18) 31 団体) (H20) 36 団体⇒(H22) 40 団体 | | 多自然川づくりによる河川改修・維持管理の実施 | |
| | | 身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体等への支援 | |
| ⑥ 衛生的で快適な生活環境の確保 目標 ◎下水道整備面積 (参考(H18) 18,529ha) (H20) 20,082ha⇒(H22) 22,299ha | | 汚水処理実施計画の推進 | |
| | | 新たな実施計画の策定 | |

※1 TMO (Town Management Organization)

中心市街地における商業まちづくりを運営・管理する機関のこと

TMO所在旧 11 市 (盛岡市、花巻市、北上市、水沢市、江刺市、一関市、遠野市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市)

社会資本の維持管理と担い手の育成・確保

1 目指す姿

高齢化した橋梁などの社会資本については、予防保全型の維持管理により長寿命化が図られ、道路や河川などの身近な社会資本の維持管理については、草刈や清掃などを県民との協働により行っています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎早期に修繕が必要な橋梁の修繕率 | 0% | 7% | 58% |

【目標値の考え方】

橋梁点検（平成17年度～平成20年度）において「早期に修繕が必要」と判定された橋梁67橋について、「岩手県橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、平成24年度までに修繕を完了させるため、平成22年度の修繕率58%を目指すもの。

現 状

- 県が管理している長さ15m以上の橋梁1,156橋について、それぞれの点検結果に基づき、岩手県橋梁長寿命化修繕計画を策定し、現状の損傷が著しい橋梁と今後数年間で修繕が必要となる橋梁について、平成28年度までに修繕する計画としています。
- 橋梁以外の河川や下水道施設などの社会資本においても、今後、高齢化が急速に進みます。
- 社会資本の整備による維持管理対象施設の増加と高齢化の進展に伴い、維持管理費は次第に増加しています。
- 道路や河川などの県民にとって身近な社会資本については、県民との協働により草刈や清掃などの維持管理が行われており、平成20年度の協働団体数は243団体となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

道路や橋梁などの高度成長期以降に急速に整備が進んだ社会資本について、維持管理を適切に行うことにより、安全性・信頼性の確保を図る必要があります。

このため、損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う「事後保全型」維持管理から、適切に点検を行い、損傷が深刻化する前に修繕を行う「予防保全型」維持管理へ移行し、社会資本の長寿命化を図ります。

道路や河川などの県民にとって身近な社会資本については、県民との協働により維持管理しながら、地域の共有財産として活用を図ります。

そして、社会資本を良好に整備し、良好な状態を保ちながら次世代に引き継いでいくとともに、地域の特性を生かした住宅づくりなどを進めていくためには、その直接の担い手である建設企業の役割が重要であることから、経営革新への取組を支援するなど、技術と経営に優れた地域の建設企業を育成・確保する環境整備を進めます。

主な取組内容

- **維持管理計画に基づく適切な維持管理の推進**
道路や橋梁、河川など社会資本の各分野において維持管理計画の策定を推進し、効率的・効果的・計画的な維持管理の実現に取り組みます。
- **住民との協働による維持管理の推進**
道路や河川などの身近な社会資本の維持管理について、住民団体等への委託やボランティア活動への支援などを行い、県民との協働を推進します。
- **担い手としての建設企業の育成・確保**
 - ・ 講習会の開催や県営建設工事の入札において技術力も含めて評価し、落札者を決定する総合評価落札方式^{*1}の拡充などにより、経営基盤の強化や技術力の向上を支援します。
 - ・ 建設企業と地域との協働の取組を支援し、建設業に対する地域の信頼を確かなものにするにより、建設企業と地域とのパートナーシップの確立を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

社会資本を良好な状態に維持していくためには、国、県、市町村などの社会資本の管理主体が適切な役割分担のもとで、それぞれが計画的に主体性を持って維持管理を進めていくことが重要です。

その際、道路や河川などの県民にとって身近な社会資本の草刈やゴミ拾いなどについては、県民との協働により維持管理を進めます。

また、これらの社会資本の補修や修繕などの維持管理については、地域の建設企業が専門性や技術力を生かしてその役割を担います。

| 県 | 市町村・国 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本の維持管理計画の策定と計画に基づく効率的・効果的・計画的な維持管理の実施 ・ 市町村の維持管理計画の策定への支援 ・ 住民協働による道路の維持管理の推進 ・ 「いわての川と海岸ボランティア」支援制度などを活用した住民協働による河川、海岸の維持管理の推進 ・ 建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本の維持管理計画の策定と計画に基づく効率的・効果的・計画的な維持管理の実施 ・ 道路や公園などの維持管理における住民協働の推進 |
| 県民 | 建設企業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や河川の草刈などにおける県との協働 ・ 道路や河川、公園などの暮らしに身近な社会資本に愛着を持ち、利用しながら、次の世代へ引き継ぐ取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤の強化や持続的な技術力の向上 ・ 人材の確保・育成 ・ 社会資本の良好な整備や維持管理への安定したサービスの提供 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|--|--------------------------------------|--|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 維持管理計画に基づく適切な維持管理の推進 目標 ◎維持管理計画策定分野数 (参考(H18) -) (H20) - ⇒(H22) 4分野 | 橋梁 河川 海岸 | 道路(舗装等) 下水道 港湾 砂防 公園 県営住宅 | |
| ② 住民との協働による維持管理の推進 目標 ◎道路や河川、海岸の草刈などにおける協働団体数 (参考(H18) 79 団体) (H20) 243 団体⇒(H22) 335 団体 | 道路や河川、海岸の草刈などにおける住民協働の推進 | | |
| ③ 担い手としての建設企業の育成・確保 目標 ◎経営力強化をテーマとする講習会受講者数 (参考(H18) 159 人) (H20) 374 人⇒(H22) 600 人 ・予定価格が 1,000 万円以上の県営建設工事における総合評価落札方式による工事入札割合 (参考(H18) 3%) (H20) 22%⇒(H22) 50% | 経営力強化をテーマとする講習会開催 総合評価落札方式の試行 | | |

※1 総合評価落札方式

工事の入札において、価格だけでなく、予め定めた技術評価項目（簡易な施工計画や過去の工事実績、性能、機能の向上に関する個別の対応等）に対する提案も評価し、入札価格と技術力が総合的に最も優れた者を落札者として決定する入札方式。

公共交通の維持・確保と利用促進

1 目指す姿

県民の日常生活に必要な、使いやすく安定した公共交通サービスが維持・確保されています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎三セク鉄道・バスの1人当たり年間利用回数※ | 22.2回 | 21.3回 | 21.5回 |

※ 三セク鉄道（三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道）、一般乗合バスの利用者分

【目標値の考え方】

人口減少等により利用者の減少が続く中であって、公共交通の維持・確保を図るため、県民の利用回数の増加（1%）を目指すもの。

現 状

- 公共交通の利用者が減少し、交通事業者は厳しい経営環境におかれており、このままでは公共交通の維持が困難となります。
〔三セク鉄道・バス利用者数 H18：30,518千人→H20：28,829千人〕
- 多くの公共交通は、財政支援によって支えられている状況になっています。
- 三陸鉄道、IGRは、沿線地域住民の強いマイレール意識によって支えられているとともに、地域を代表する資源として、話題性、独自の魅力を有しています。
- 地球温暖化防止に対応（CO₂削減）するためにも、公共交通の利用促進が一層必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

地域社会の基盤である公共交通は、人口減少や少子高齢化等が進む中で厳しい状況にあり、これまでのような財政支援のみでは公共交通を維持していくことは困難となります。

そのため、市町村等と協力して経営改善等の取組の支援や公共交通の利用促進に努めるとともに、地域の実情に応じた市町村の交通体系構築の支援に努めます。

主な取組内容

- 広域的な交通基盤の維持・確保
国の補助制度を活用しながら、市町村と協力して、サービス向上や経営改善などの取組を支援し、広域的なバス路線、三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道の維持・確保を図ります。
- 地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援 ★
地域公共交通会議の設置など地域における主体的な検討を促進しながら、市町村におけるコミュニティバス等の地域の実情に応じた効率的な公共交通体系の構築を支援します。
- 公共交通の利用促進・利用価値の向上 ★
モビリティ・マネジメント^{*1}の活用により県民一人ひとりの意識の変化を促しながら、市町村やNPO等と連携のうえ、公共交通の利用促進を図るとともに、観光面での誘客等による利用価値の向上に努めます。

3 取組に当たっての役割分担

地域の生活を支える公共交通を維持・確保するため、県は、市町村と連携しながら、広域的な交通基盤の維持確保に努めます。市町村は、地域の実情に応じた交通体系の構築に関して、主体的役割を担います。

| 県 | 市町村 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 国の補助制度を活用した広域的なバス路線の維持 三陸鉄道、IGRの運営やサービス向上、経営改善への取組への支援 地域の実情に応じた交通体系構築の支援 公共交通の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 地域内のバス路線の維持・確保 コミュニティバス等の地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築 県と連携した三陸鉄道、IGRへの支援 公共交通の利用促進 |
| 交通事業者 | 県民等 |
| <ul style="list-style-type: none"> 安全で、安定した輸送サービスの提供 サービスの向上や経営改善の取組 利用促進策の展開による利用の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 自家用車利用を減らし、公共交通の利用の拡大 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表(2年間を中心とした取組) | | |
|---|---|-----|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① 広域的な交通基盤の維持・確保 目標 ◎三陸鉄道、IGR、広域的なバス路線の路線数 【三陸鉄道】(参考(H18) 2路線) (H20) 2路線⇒(H22) 2路線 【IGR】(参考(H18) 1路線) (H20) 1路線⇒(H22) 1路線 【バス】(参考(H18) 64路線) (H20) 58路線⇒(H22) 58路線 | <ul style="list-style-type: none"> 計画的設備整備への支援（三鉄） 計画的設備整備への支援（IGR） 新指令システム構築への支援 広域的バス路線への補助 | | |
| ② 地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援 目標 ◎地域公共交通会議設置市町村数 (参考(H18) 1市町村) (H20) 21市町村⇒(H22) 35市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通会議設置促進の働きかけ 効率的交通体系構築への支援 地域交通サポートセンターによる情報提供・助言 | | |
| ③ 公共交通の利用促進・利用価値の向上 目標 ◎モビリティマネジメント実施箇所数(累計) (参考(H18) 0箇所) (H20) 5箇所⇒(H22) 10箇所 ・三陸鉄道県外観光客数 (参考(H18) 54千人) (H20) 70千人⇒(H22) 89千人 ・バス路線検証数(累計) (参考(H18) 0路線) (H20) 0路線⇒(H22) 20路線 | <ul style="list-style-type: none"> モビリティマネジメントによる利用促進の取組 活性化・再生総合事業による利用促進（三鉄、IGR） 広域的なバス路線の検証・評価・改善 | | |

※1 モビリティ・マネジメント

直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策

情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進

1 目指す姿

情報通信基盤(ブロードバンド(高速・大容量通信)、地上デジタルテレビ放送、携帯電話)の地域格差が解消され、県民だれもが情報通信技術の恩恵を享受できる環境が整っています。

| 指標 | 参考値 (H18) | 現状値 (H20) | 目標値 (H22) |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| ◎ブロードバンドサービス世帯普及率 | 35.5% | 41.6% | 50% |

【目標値の考え方】

平成22年度末までにブロードバンド・ゼロ地域が解消され、全世帯においてブロードバンドの利用が可能となる状況であることから、全世帯の半数以上の利用を目指すもの。

現 状

- ブロードバンドサービス世帯普及率は、41.6% (平成21年3月末現在) です。
- ブロードバンド加入可能世帯率は、93.7% (平成21年3月末現在) です。
- 地デジ世帯カバー率は、81% (全国97%、平成20年12月末現在) です。改修の必要な中継局433局のうち、84局 (平成20年12月末現在) が改修済みであり、また、改修が必要な辺地共同受信施設^{*1}537施設のうち、131施設 (平成21年3月末現在) が改修済みです。
- 市町村が携帯電話不感地域の解消を要望する203箇所のうち、平成20年度までに46箇所(22.7%)を解消済みです。
- 平成21年に実施した県民意識調査において、「携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワークが暮らしや仕事に活かされていること」について、6割強が重要と回答している一方、満足としたのは3割にとどまっています。

2 目指す姿を実現するための取組

いわて情報通信基盤整備戦略会議^{*2}の検討を踏まえ、通信事業者や放送事業者、国等に対する働きかけを行うとともに、採算面から通信事業者等による整備が進まない地域については、公設民営方式^{*3}等の市町村の取組を人的・財政的に支援することにより整備を促進します。

主な取組内容

- **ブロードバンド・ゼロ地域^{*4}の解消**
 - ・ 「市町村情報化サポートセンター^{*5}」において、市町村との協働により作成した「市町村別整備工程表」に基づき、計画的な整備を促進します。
 - ・ 通信事業者等と連携し、利用可能なサービスや利活用方策の掘り起こしを行いながら、セミナーの開催等により住民への周知広報を行います。
- **地上デジタルテレビ放送への円滑な移行**
 - ・ 国及び放送事業者に働きかけることにより、自力建設困難局^{*6}の確実な設置、中継局開局時期の前倒し及び新たな難視世帯^{*7}への対応を促進します。
 - ・ 市町村における計画的な辺地共同受信施設のデジタル化改修を促進します。
 - ・ 総務省岩手県テレビ受信者支援センター^{*8}が中心となって実施する住民説明会に積極的に協力し、周知広報を行います。
- **携帯電話不感地域の解消**

市町村と連携し、通信事業者に基地局用地等の情報提供を行うなど働きかけを強めながら、不感地域解消を促進します。

3 取組に当たっての役割分担

情報通信基盤の整備は、通信事業者や放送事業者によって主体的に行われるべきものです。

しかし、中山間地域や人口密度が低い地域においては、採算面から通信事業者等による整備が進まないため、市町村による通信事業者等への支援や公設民営方式による整備を支援します。

| 県 | 市町村 | 国 | 通信事業者等 |
|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する人的・財政的支援 住民に対する周知広報 国への支援制度拡充の提言 通信事業者及び放送事業者に対する情報提供及び働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> 公設民営方式等による情報通信基盤整備の推進 辺地共同受信施設組合の取組への支援 住民に対する周知広報 国への支援制度拡充の提言 通信事業者及び放送事業者に対する情報提供及び働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> 支援制度の拡充 市町村と通信事業者との調整 住民に対する周知広報 放送事業者の指導 | <ul style="list-style-type: none"> 通信事業者単独及び補助事業による整備 中継局の早期整備 市町村の整備計画に対する提案 辺地共同受信施設改修への助言 住民に対する周知広報 |

4 具体的な推進方策（工程表）

| 具体的な推進方策 | 工程表（2年間を中心とした取組） | | |
|--|---|-------------------------------|-----|
| | ～H20 | H21 | H22 |
| ① ブロードバンド・ゼロ地域の解消 目標 ◎ブロードバンド加入可能世帯率 （参考（H18）81.5%） （H20）93.7%⇒（H22）100% | 「市町村情報化サポートセンター」による支援 「市町村別整備工程表」の更新 市町村総合補助金による支援 周知広報（セミナーの開催等） いわて情報通信基盤整備戦略会議の検討を踏まえた関係機関への働きかけ | 「市町村別活用工程表」の作成 利活用方策の掘り起こし | |
| ② 地上デジタルテレビ放送への円滑な移行 目標 ◎地デジ世帯カバー率（対アナログ視聴世帯） （参考（H18）54%） （H20）81%⇒（H22）100% | 「市町村情報化サポートセンター」による支援 「市町村別整備工程表」の更新 周知広報（総務省岩手県テレビ受信者支援センターへの協力） いわて情報通信基盤整備戦略会議の検討を踏まえた関係機関への働きかけ | 「市町村別地デジ送受信環境整備工程表」の作成 | |
| ③ 携帯電話不感地域の解消 目標 ◎携帯電話不感地域解消率（対市町村要望箇所） （参考（H18）－） （H20）22.7%⇒（H22）100% | 「市町村情報化サポートセンター」による支援 「市町村別整備工程表」の更新 電波遮へい対策事業費等補助金による支援 いわて情報通信基盤整備戦略会議の検討を踏まえた関係機関への働きかけ | 「携帯不感地域箇所別整備工程表」の作成 | |

※1 辺地共同受信施設

地形的にテレビ電波を良好に受信できない場合に、共同でアンテナを設置して各戸にケーブルを引き込み、テレビを視聴するための施設。

2 いわて情報通信基盤整備戦略会議

情報通信基盤整備を促進するための課題を整理し、関係機関ごとの効果的な取組を検討するため、産学官民の参画を得て、平成20年4月に設置した会議。

3 公設民営方式

行政が整備し、民間が運営する方式。

4 ブロードバンド・ゼロ地域

ブロードバンドが利用できない地域。

5 市町村情報化サポートセンター

地域情報化を進めていくための道筋を市町村とともに検討し、総合的な視点から助言や提案を行うために設けられた市町村の情報化推進のための支援機関。平成18年11月27日にIT推進課内に設置。

6 自力建設困難局

放送局が採算性などから、自力で建設することが困難な中継局。

7 新たな難視世帯

アナログ放送は中継局から直接受信しているものの、地上デジタルテレビ放送はこの方法での受信が困難であると想定される世帯。

8 総務省岩手県テレビ受信者支援センター

平成23年7月24日の完全デジタル化に向けて、地上デジタルテレビ放送の周知・広報やきめ細かな受信相談を行うために、総務省が設置した機関。全国52カ所に設置。

【巻末資料1】「岩手の未来を切り拓く6つの構想」のアクションプラン(政策編)での位置付け

※「アクションプラン(政策編)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成22年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

| 岩手の未来を切り拓く6つの構想 | | アクションプラン(政策編) | | |
|------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---|------------------|
| 構想名 | 展開の方向 | 政策項目 | 主な取組内容 | |
| 1 海の産業創造県 いわて構想 | (1)新ビジネス創出に向けた仕組みづくり | 5 次代につながる新たな産業の育成 | ④新たな産業の「芽」の育成 | |
| | | 3 観光産業の振興 | ①観光商品を「創る」 | |
| | (2)三陸の「海」の資源の利用拡大 | 11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大 | ①6次産業化等による農林水産物の高付加価値化 | |
| | | 36 多様で豊かな環境の保全 | ②自然とのふれあいの促進 | |
| | | 37 産業を支える社会資本の整備 | ③港湾の整備と利活用の促進 | |
| | (3)海洋研究・資源開発の促進 | 5 次代につながる新たな産業の育成 | ④新たな産業の「芽」の育成 | |
| | (4)環境と調和した持続可能な産業基盤の形成 | 10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立 | ②生産性・市場性の高い産地づくりの推進 | |
| 12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立 | | ②地域協働による環境や地域資源の保全 | | |
| 36 多様で豊かな環境の保全 | | ④水と緑を守る取組の促進 | | |
| 2 次世代技術創造 いわて構想 | (1)イノベーションパークの形成 | 1 国際競争力の高いものづくり産業の振興 | ①地場企業育成・研究開発の推進 ②自動車関連産業の集積促進 | |
| | | 5 次代につながる新たな産業の育成 | ②新たな産業の創出 ⑤産学官連携による研究シーズの発掘と育成 ⑥研究開発基盤の整備 | |
| | | 30 高等教育の連携促進と機能の充実 | ⑥産学官連携による地域課題解決へ向けた取組 | |
| | (2)イノベーションパーク相互の連携 | 5 次代につながる新たな産業の育成 | ③次世代産業群の育成 | |
| | | 30 高等教育の連携促進と機能の充実 | ⑥産学官連携による地域課題解決へ向けた取組 | |
| | (3)国際学術支援エリアの形成 | | | |
| | 3 環境共生いわて 構想 | (1)持続可能な社会の構築に向けた低炭素社会への転換の推進 | 13 環境保全対策と環境ビジネスの推進 | ①環境に配慮した農林水産物の推進 |
| 34 地球温暖化対策の推進 | | | ①県民運動の推進 ②自ら考え行動する人材の育成に向けた環境学習の推進 ③新エネルギーの導入促進 ④地域のバイオマスの総合的な利活用の促進 | |
| | | | 35 循環型地域社会の形成 | ①ごみの減量とリサイクルの促進 |
| | | | 37 産業を支える社会資本の整備 | ③港湾の整備と利活用の促進 |
| 39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり | | | ①環境にやさしいコンパクトな都市づくりの推進 ④地域特性を生かした省エネにも配慮した居住環境づくりの推進 | |
| 41 公共交通の維持・確保と利用促進 | | ③公共交通の利用促進・利用価値の向上 | | |
| (2)地域資源を生かした環境産業の展開 | | 1 国際競争力の高いものづくり産業の振興 | ③半導体関連産業の集積促進 | |
| | | 3 観光産業の振興 | ①観光商品を「創る」 | |
| | | 13 環境保全対策と環境ビジネスの推進 | ②新たな環境ビジネスの創出 | |
| | | 36 多様で豊かな環境の保全 | ②自然とのふれあいの促進 | |
| | | | | |
| 4 元気になるいわて 構想 | (1)研究開発面からの支援体制の整備 | | | |
| | (2)地域資源を活用した代替療法や創薬、機能性食品等の開発 | 11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大 | ①6次産業化等による農林水産物の高付加価値化 ②農林水産物のブランド化の推進 | |
| | | (3)癒しや健康の視点に立った「いわての食」の展開 | 2 食産業の振興 | ②食産業クラスターの形成 |
| | 11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大 | | ①6次産業化等による農林水産物の高付加価値化 ②農林水産物のブランド化の推進 ④県産食材の供給体制の構築による地産地消の新たな展開 | |
| | 12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立 | | ①地域資源を生かした多様な農山漁村ビジネスの振興 | |
| | (4)癒しや健康、スローライフの視点に立った地域ツーリズムの展開 | 3 観光産業の振興 | ①観光商品を「創る」 ⑤国内観光 ⑥日帰り観光 ⑧「ゆとり・やすらぎ・まなびの場」を「創る」 | |
| | | 12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立 | ①地域資源を生かした多様な農山漁村ビジネスの振興 | |
| | (5)いわての癒し、健康、憩いの環境を生かした定住・交流の促進 | 3 観光産業の振興 | ⑤国内観光 ⑥日帰り観光 ⑧「ゆとり・やすらぎ・まなびの場」を「創る」 | |
| | | 12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立 | ①地域資源を生かした多様な農山漁村ビジネスの振興 | |
| | | 20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化 | ③岩手ファンの獲得と定住・交流人口の増加 | |

| 岩手の未来を切り拓く6つの構想 | | アクションプラン(政策編) | |
|------------------|-----------------------|------------------------------------|---|
| 構想名 | 展開の方向 | 政策項目 | 主な取組内容 |
| 5 安心のネットワークいわて構想 | (1)人と人とのネットワークを育てる | 15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備 | ④多様な地域子育て支援活動の充実 ⑤保護を要する児童、ひとり親家庭等への支援 |
| | | 16 福祉コミュニティの確立 | ①住民参加と住民主体による生活支援の仕組みづくり ②高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築 ③障がい者が地域で自立した生活ができる環境の構築 ④安全・安心のセーフティネットづくり |
| | | 18 安全・安心なまちづくりの推進 | ②地域における防犯力の強化 |
| | (2)人と地域社会とのネットワークを育てる | 14 地域の保健医療体制の確立 | ②質の高い医療が受けられる体制の整備 ⑤こころの健康づくりの推進 |
| | | 16 福祉コミュニティの確立 | ①住民参加と住民主体による生活支援の仕組みづくり |
| | | 17 地域防災力の強化 | ②地域の安全を地域が守る体制の整備 |
| | | 18 安全・安心なまちづくりの推進 | ②地域における防犯力の強化 |
| | (3)ネットワークを支える基盤を育てる | 14 地域の保健医療体制の確立 | ②質の高い医療が受けられる体制の整備 |
| | | 15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備 | ②安全・安心な出産環境の充実 |
| | | 16 福祉コミュニティの確立 | ①住民参加と住民主体による生活支援の仕組みづくり |
| | | 17 地域防災力の強化 | ②地域の安全を地域が守る体制の整備 |
| | | 18 安全・安心なまちづくりの推進 | ②地域における防犯力の強化 |
| | | 20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化 | ①地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成 |
| | | 38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備 | ①地震・津波災害対策の推進 ②洪水・土砂災害対策の推進 |
| | 41 公共交通の維持・確保と利用促進 | ②地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援 | |
| 6 ソフトパワーいわて構想 | (1)岩手の「ソフトパワー」を育てる | 3 観光産業の振興 | ②集客資源・人材を「育てる」 ⑤国内観光 ⑥日帰り観光 ⑧「ゆとり・やすらぎ・まなびの場」を「創る」 |
| | | 30 高等教育の連携促進と機能の充実 | ②地域に根ざした特色ある教育研究への取組 |
| | (2)「人」を育てる | 4 地場産業の振興 | ②新商品の企画・開発等に対する支援 ③担い手の確保・育成 |
| | | 30 高等教育の連携促進と機能の充実 | ②地域に根ざした特色ある教育研究への取組 |
| | | 31 文化芸術の振興 | ①日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 ②文化芸術と県民との交流支援体制の整備 ③豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援 |
| | | 32 多様な文化の理解と交流 | ③留学生等を通じたネットワーク形成 |
| | (3)「もの」を育てる | 4 地場産業の振興 | ①販路の開拓、販売機会の創出やニーズの把握に対する支援 ②新商品の企画・開発等に対する支援 |
| | | 7 海外市場への展開 | ②県産品・農林水産品の販路拡大 |
| | (4)「エリア」を育てる | 3 観光産業の振興 | ①観光商品を「創る」 ⑤国内観光 ⑥日帰り観光 ⑧「ゆとり・やすらぎ・まなびの場」を「創る」 |
| | | 31 文化芸術の振興 | ③豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援 |
| | | 39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり | ③美しく魅力あるまちづくりの推進 ④地域特性を生かし省エネにも配慮した居住環境づくりの推進 |

【巻末資料2】 目指す姿指標一覧表

※「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の⑬等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。

| 政策分野 | 政策項目 | 指標番号 | 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|------------------|------------------------------------|----------------------------------|--|------|----------|----------|----------|
| I 産業・雇用 | 1 国際競争力の高いものづくり産業の強化 | 1 | ものづくり関連分野(輸送機械、半導体製造装置、電子部品、デバイス等)製造品出荷額 | 億円 | 16,369 | ⑬ 17,489 | 17,000 |
| | | 2 | 製造業に就職した者の県内就職率(新規高校卒) | % | 77.2 | 70.3 | 80 |
| | 2 食産業の振興 | 3 | 食料品製造出荷額 | 億円 | 3,270 | ⑬ 3,331 | 3,350 |
| | 3 観光産業の振興 | 4 | 県外観光客数 | 千人回 | 16,101 | 15,492 | 16,300 |
| | | 5 | うち県外宿泊者数 | 千人回 | 2,983 | 2,666 | 3,000 |
| | | 6 | うち外国人観光客数 | 千人回 | 109 | 99 | 134 |
| | 4 地場産業の振興 | 7 | 伝統産業に係る製造品出荷額 | 億円 | 28.4 | ⑬ 27.3 | 28.4 |
| | 5 次代につながる新たな産業の育成 | 8 | 製造業における従業員一人当たりの粗付加価値額 | 万円 | 817 | ⑬ 824 | 832 |
| | | 9 | 製造業における製造品出荷額に占める粗付加価値額の割合 | % | 33.5 | ⑬ 32.2 | 32.2 |
| | 6 商業、サービス業の振興 | 10 | 卸売・小売業の県内総生産(実質)の対前年度比 | 億円 | -3.7 | ⑬ -4.1 | 0 |
| | 7 海外市場への展開 | 11 | 東アジア地域への輸出額 | 億円 | 622 | 605 | 470 |
| | | 再6 | 外国人観光客数 | 千人回 | 109 | 99 | 134 |
| | 8 雇用・労働環境の整備 | 12 | 求人不足数 | 人 | 6,411 | 16,143 | 16,000 |
| | | 13 | うち県北・沿岸地域の求人不足数 | 人 | 4,282 | 4,916 | 4,900 |
| | | 14 | 正規雇用求人不足数 | 人 | 14,867 | 18,848 | 18,500 |
| 15 | | 新規高卒就職者1年目離職率 | % | 27.5 | 23.7 | 23.4 | |
| II 農林水産業 | 9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成・確保 | 16 | 認定農業者数 | 人 | 7,673 | 8,231 | 8,500 |
| | | 17 | 集落型の農業経営体数 | 経営体 | 155 | 224 | 250 |
| | | 18 | 先導的な地域けん引型林業経営体数 | 経営体 | 0 | 8 | 16 |
| | | 19 | 中核的な養殖漁業経営体数 | 経営体 | 438 | 520 | 600 |
| | 10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立 | 20 | 農業産出額 | 億円 | 2,432 | ⑬ 2,460 | 2,515 |
| | | 21 | 林業産出額 | 億円 | 187 | ⑬ 204 | 220 |
| | | 22 | 漁業生産額 | 億円 | 436 | ⑬ 438 | 445 |
| | 11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大 | 23 | 6次産業化による販売額 | 億円 | 107 | ⑬ 115 | 126 |
| | | 24 | 水産加工業生産額 | 億円 | 712 | ⑬ 751 | 761 |
| | | 25 | プレミアム商品の販売額 | 億円 | 4.3 | 5.3 | 13.5 |
| | 12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立 | 26 | グリーン・ツーリズム交流人口 | 万人 | 429 | 419 | 530 |
| | | 27 | 農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数 | 地区 | 48 | 545 | 574 |
| | 13 環境保全対策と環境ビジネスの推進 | 28 | 環境保全型農業実践者数 | 人 | 15,000 | 18,400 | 30,000 |
| 29 | | 森林資源を活用した排出量取引等によるCO2削減に取り組む事業者数 | 事業者 | - | - | 8 | |
| III 医療・子育て・福祉 | 14 地域の保健医療体制の確立 | 30 | 病院勤務医師数(人口10万人当たり) | 人 | 112.3 | - | 112.3 |
| | | 31 | 救急患者における軽症患者の割合 | % | 82.0 | 80.3 | 79.6 |
| | | 32 | がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数(人口10万人当たり) | 人 | 371.0 | ⑬ 363.0 | 334.3 |
| | | 33 | がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数(人口10万人当たり) | 人 | 183.2 | ⑬ 181.9 | 165.1 |
| | | 34 | 自殺死亡者数(人口10万人当たり) | 人 | 34.1 | 33.7 | 23.7 |
| | 15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生み育てられる環境の整備 | 35 | 合計特殊出生率 | - | 1.39 | 1.39 | 1.39 |
| | | 36 | 一般事業主行動計画策定率(従業員50人以上中小企業) | % | 4.0 | 23.7 | 50 |
| | | 37 | 女性の家事労働時間に対する男性の家事労働時間の割合 | % | ⑬ 27.9 | 28.1 | 50 |
| | 16 福祉コミュニティの確立 | 38 | 居宅介護・地域密着型サービス利用割合 | % | 49.2 | 53.0 | 55.3 |
| 39 | | 施設等から地域生活に移行する障がい者数 | 人 | 96 | 439 | 796 | |

| 政策分野 | 政策項目 | 指標番号 | 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|------------------|----------------------------|---------------|---|------|----------|----------|---------------|
| IV 安全・安心 | 17 防災対策の強化 | 40 | 自主防災組織の組織率 | % | 60.0 | 65.8 | 75 |
| | | 41 | 自主防災組織の総数における地域コミュニティ防災組織比率 | % | 53.9 | 70.5 | 85 |
| | 18 安全・安心なまちづくりの推進 | 42 | 人口10万人当たりの犯罪発生件数 | 件 | 734.0 | 673.9 | 600以下 |
| | | 43 | 犯罪の被害に遭わないための行動をしている人の割合 | % | ⑰ 51.9 | 53.0 | 65 |
| | | 44 | 年間交通事故死者数 | 人 | 76 | 69 | 83以下 |
| | | 45 | 消費生活相談体制が確立された市町村割合 | % | 2.9 | 2.9 | 41 |
| | 19 食の安全・安心の確保 | 46 | HACCPシステム導入率 | % | ⑱ 20.0 | 25.6 | 30 |
| | | 47 | 3歳児の朝食欠食率 | % | ⑱ 6.6 | 4.2 | 3.0 |
| | 20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化 | 48 | 市民活動参加率 | % | ⑰ 26.7 | 40.5 | 50 |
| | | 49 | 県外からの定着者数 | 人/年 | 866 | 946 | 1,000 |
| | 21 多様な市民活動の促進 | 再48 | 市民活動参加率 | % | ⑰ 26.7 | 40.5 | 50 |
| | 22 青少年の健全育成 | 50 | いわて希望塾参加者数(累計) | 人 | - | 119 | 360 |
| | | 51 | メディア対応能力養成講座参加者がいる市町村の割合 | % | - | 48.6 | 100 |
| | 23 男女共同参画の推進 | 52 | 審議会等における女性委員の比率 | % | 31.8 | 33.9 | 50 |
| | | 53 | 市町村における男女共同参画計画の策定率 | % | 57.1 | 65.7 | 100 |
| 54 | | DVに関する周知度 | % | 34.3 | - | ㉑ 70 | |
| V 教育・文化 | 24 家庭・地域との協働による学校経営の推進 | 55 | 家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営に取り組む学校の割合 | % | ⑱ 100 | 100 | 100 |
| | 25 児童生徒の学力向上 | 56 | 学習定着度状況調査における定着の分布の状況(小5・算数)[分布の範囲] | % | - | 33 | 32 |
| | | 57 | 学習定着度状況調査における定着の分布の状況(小5・算数)[中央値] | % | - | 73 | 75 |
| | | 58 | 学習定着度状況調査における定着の分布の状況(中2・数学)[分布の範囲] | % | - | 43 | 41 |
| | | 59 | 学習定着度状況調査における定着の分布の状況(中2・数学)[中央値] | % | - | 56 | 58 |
| | | 60 | 学習定着度状況調査における定着の分布の状況(中2・英語)[分布の範囲] | % | - | 36 | 34 |
| | | 61 | 学習定着度状況調査における定着の分布の状況(中2・英語)[中央値] | % | - | 53 | 55 |
| | | 62 | 各学校が設定した進路目標を達成した学校の割合(高校) | % | - | 66 | 100 |
| | 26 豊かな心を育む教育の推進 | 63 | 学校における道徳教育全体計画作成の割合(小学校) | % | - | 95 | 100 |
| | | 64 | 学校における道徳教育全体計画作成の割合(中学校) | % | - | 93 | 100 |
| | | 65 | 児童の読書者率(小5) | % | 99 | 99 | 100 |
| | | 66 | 生徒の読書者率(中2) | % | 81 | 78 | 86 |
| | | 67 | 生徒の読書者率(高2) | % | 47 | 67 | 74 |
| | 27 健やかな体を育む教育の推進 | 68 | 「体力・運動能力調査」の総合評価D・E段階の児童の割合(小6) | % | ⑱ 22.1 | 20.4 | 18以下 |
| | | 69 | 肥満傾向児の割合(小6) | % | 14.9 | 14.4 | 11 |
| | 28 特別支援教育の充実 | 70 | 特別支援学校の対象児を在籍させる小・中学校の割合 | % | 13 | 13 | 15 |
| | | 71 | 特別支援学級の対象児を通常の学級に在籍させる小・中学校の割合 | % | 25 | 31 | 35 |
| | | 72 | 特別支援学校の高等部卒業生のうち一般就労を希望する者の就労達成率 | % | 72 | 77 | 90 |
| | 29 生涯を通じた学びの環境づくり | 73 | 生涯学習に取り組んでいる割合 | % | - | - | 前年度から5ポイントアップ |
| | 30 高等教育の連携促進と機能の充実 | 74 | 大学教育改革支援プログラム採択数(累計) | 件 | 8 | 16 | 24 |
| | | 75 | 公開講座受講者数(累計) | 人 | 24,741 | 42,222 | 55,000 |
| | 31 文化芸術の振興 | 76 | 地域や学校などで行われている文化芸術(芸術、まつり、行事など)の鑑賞や活動に満足している県民の割合 | % | - | 31.2 | 35 |
| | | 77 | 本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合 | % | - | 55.9 | 70 |
| | 32 多様な文化の理解と交流 | 78 | 国際交流サポーター登録者数 | 人 | 249 | 301 | 360 |
| 33 豊かなスポーツライフの振興 | 79 | スポーツ実施率 | % | 37.1 | ⑱ 41.1 | 50 | |
| | 80 | 国民体育大会天皇杯得点順位 | 位 | 34 | 36 | 25位以内 | |

| 政策分野 | 政策項目 | 指標番号 | 指標名 | 単位 | 参考値(H18) | 現状値(H20) | 目標値(H22) |
|---------------------------|-------------------------|-------------------|--|------|----------|----------|----------|
| VI 環境 | 34 地球温暖化対策の推進 | 81 | 二酸化炭素排出量(1990(H2)年比) | % | ⑩ 0.1 | ⑩ 5.5 | -8.0 |
| | | 82 | 県内エネルギー消費量に対する新エネルギーの導入割合 | % | 7.5 | 7.3 | 10.3 |
| | 35 循環型地域社会の形成 | 83 | 産業廃棄物最終処分量 | 千トン | 93.4 | 67.1 | 62 |
| | | 84 | 一般廃棄物最終処分量 | 千トン | ⑪ 60 | ⑪ 54.6 | 43 |
| | 36 多様で豊かな環境の保全 | 85 | 県民一人ひとりが自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合 | % | 26.4 | 31.3 | 33 |
| | | 86 | 有害大気汚染物質の環境基準達成率 | % | 100 | 100 | 100 |
| 87 | | 公共用水域のBOD等環境基準達成率 | % | 89.5 | ⑫ 92.1 | 92 | |
| VII 社会資本・公共交通・情報基盤 | 37 産業を支える社会資本の整備 | 88 | 内陸と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間 内陸部～沿岸部(7ルート) | 分 | 99 | 99 | 98 |
| | | 89 | 内陸と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間 沿岸部の都市間(3ルート) | 分 | 72 | 72 | 71 |
| | 38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備 | 90 | 河川整備率 | % | 47.1 | 47.7 | 47.9 |
| | | 91 | 「地域の安全・安心促進基本計画(津波)」策定済み市町村数 | 市町村 | 4 | 7 | 12 |
| | 39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり | 92 | 汚水処理人口普及率 | % | 67.3 | 70.2 | 80 |
| | | 93 | 市街地における主要渋滞ポイント解消・緩和率 | % | 29.0 | 35.5 | 40 |
| | 40 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保 | 94 | 早期に修繕が必要な橋梁の修繕率 | % | 0 | 7 | 58 |
| | 41 公共交通の維持・確保と利用促進 | 95 | 三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数 | 回 | 22.2 | 21.3 | 21.5 |
| 42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進 | 96 | ブロードバンドサービス世帯普及率 | % | 35.5 | 41.6 | 50 | |